史跡石清尾山古墳群保存活用計画

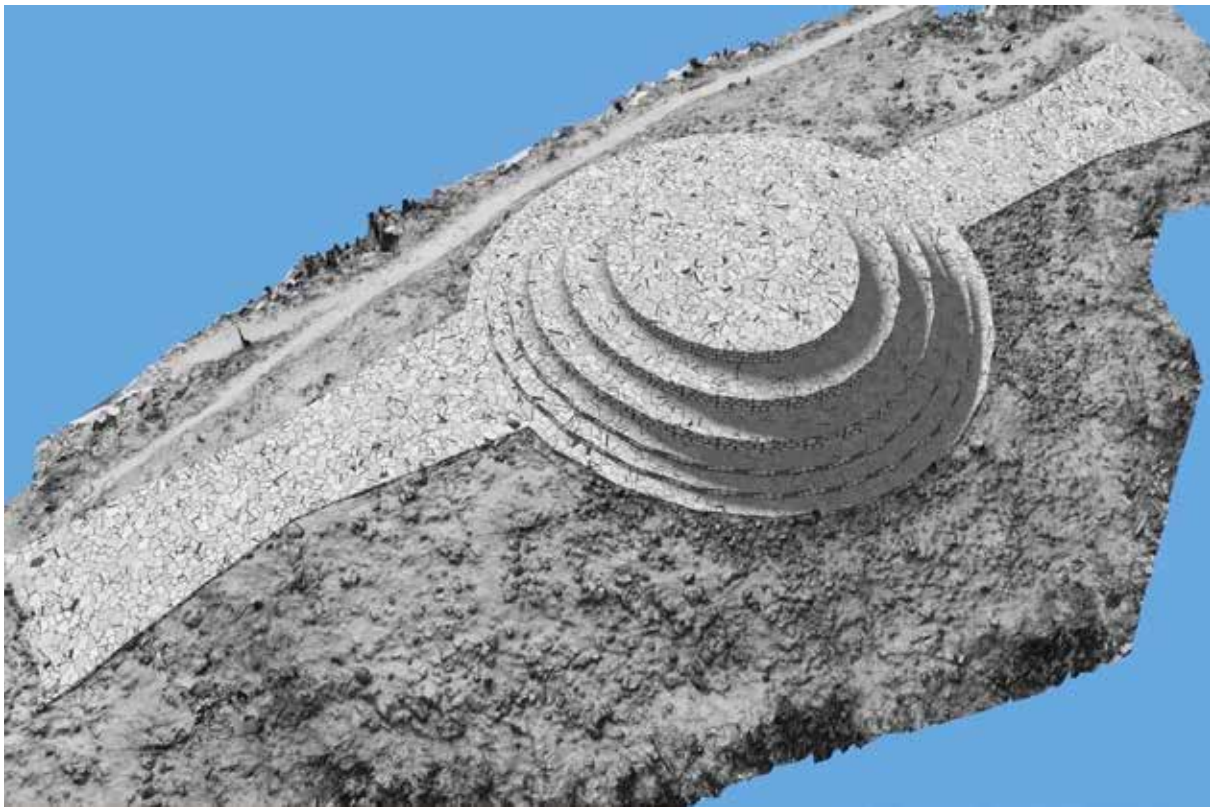


令和６年３月

高　松　市



瀬戸内海と石清尾山（西から）



稲荷山北端古墳の復元 CG

例　言

1　本書は、香川県高松市峰山町・中野町・宮脇町・鶴市町・西宝町・室新町・西春日町に所在する、国指定史跡石清尾山古墳群の保存活用計画である。

2　本計画策定事業は、高松市創造都市推進局文化財課が主体となり、平成 29 年度から令和元年度、令和５年度に実施した。このうち、令和元年度は香川県の補助事業として実施した。

3　本計画策定に係る事務は、高松市創造都市推進局文化財課が担当した。

4　本書の執筆･編集は、高松市創造都市推進局文化財課が担当し、石清尾山古墳群調査整備会議･文化庁・香川県教育委員会の助言・指導を受けて実施した。

5　本計画の策定に当たって、以下の諸機関と協議調整を行い、種々の御協力を得た。（五十音順）

香川県教育委員会生涯学習・文化財課、香川県東部林業事務所、香川県みどり整備課（現森林・林業政策課）、香川県みどり保全課、 香川県栗林公園観光事務所造園課、財務省四国財務局、林野庁四国森林管理局香川森林管理事務所、文化庁

6　本計画の策定に当たって、以下の諸機関の協力を得た。記して謝意を表する。（五十音順）

亀阜校区コミュニティ協議会、公益財団法人高松観光コンベンション･ビューロー、高松市ハイキング協会、高松市立亀阜小学校、弦打校区コミュニティ協議会、鶴尾校区コミュニティ協議会、日本野鳥の会香川県支部、峰山自治会、栗林校区コミュニティ協議会

7　表紙は石清尾山古墳群中の石船塚古墳である。

8　東京国立博物館所蔵については国立文化財機構所蔵品統合検索システム ColBase（https://colbase.nich.go.jp/）より出典した。



東京国立博物館所蔵

目　　次

第1章　計画策定の沿革・目的

第1節　計画策定の沿革 …… 1
1．計画策定の沿革 …… 1

第2節　計画策定の目的 …… 1

第3節　計画対象範囲 …… 2
1．計画対象範囲の設定 …… 2

第4節　用語の解説 …… 5

第5節　石清尾山古墳群調査整備会議の設置・経緯 …… 5
1．会議の設置 …… 5
2．会議開催経過 …… 7
3．　一般向けの説明会 …… 8

第6節　他の計画との関係 …… 11
1．本書の位置付け …… 11
2．先行する取組みとの関係 …… 11
3．上位計画及び各種計画との関係 …… 11

第7節　計画の実施 …… 18

第2章　周辺の自然・社会・歴史的環境

第1節　高松市の概要 …… 19

第2節　自然環境 …… 20
1．気候 …… 20
2．地形と地質 …… 21
3．植生 …… 24
4．動物 …… 25
5．景観 …… 25

第3節　社会的環境 …… 28
1．位置とアクセス …… 28
2．道路交通 …… 28
3．公園緑地 …… 32
4．観光レクリエーション …… 34
5．法規制 …… 36
6．指定文化財の概要 …… 42

第4節　歴史的環境 …… 51
1．石清尾山周辺の歴史的環境 …… 51



東京国立博物館所蔵

第3章　石清尾山古墳群の概要

第1節　石清尾山古墳群の概要 ····· 55
1. 調査略史 ····· 55
2. 古墳群の歴史的評価 ····· 57

第2節　史跡の概要 ····· 69
1. 指定に至る経緯 ····· 69
2. 指定の状況 ····· 69
3. 石清尾山古墳群における過去の調査成果の概要 ····· 72
4. 史跡指定された古墳の概要 ····· 75
5. 指定地の状況 ····· 86



東京国立博物館所蔵

第4章　史跡の本質的価値

第1節　史跡の本質的価値の明示 ····· 107
1. 本質的価値 ····· 107
2. 新たな価値評価の視点 ····· 108

第2節　構成要素の特定 ····· 109
1. 本質的価値を構成する諸要素 ····· 109
2. その他の諸要素 ····· 109
3. 指定地の周辺地域を構成する諸要素 ····· 110
4. 史跡の本質的価値に関連する諸要素 ····· 110

第5章　現状・課題

第1節　保存管理の現状と課題 ····· 114
1. 史跡指定地内のゾーニング ····· 114
2. 本質的価値の構成要素の現状と課題 ····· 114
3. その他の諸要素の現状と課題 ····· 117
4. 指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状と課題 ····· 117
5. 史跡の本質的価値に関連する諸要素 ····· 119
6. 個別古墳ごとの保存管理の現状と課題 ····· 119

第2節　活用の現状と課題 ····· 180
1. 活用の全般的事項 ····· 180
2. 研究の現状と課題 ····· 180
3. 文化財としての活用 ····· 180
4. 市民の憩いの場、レクリエーションの場としての活用 ····· 184

第3節　整備の現状と課題 ····· 186
1. 保存のための整備の現状と課題 ····· 186
2. 活用のための整備の現状と課題 ····· 186

第4節　運営・体制の現状と課題 ····· 191
1. 保存活用計画を運営する上での体制（人員・組織）の現状と課題 ····· 191
2. 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営等に係る意思疎通・情報共有の方法 ····· 191
3. 保存活用事業の運営等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法 ····· 191

第6章　史跡石清尾山古墳群の保存活用大綱・基本方針

第1節　大綱 ……192

第2節　目指すべきビジョンと本書の位置づけ ……192

第3節　保存・活用・整備の相関関係 ……193

第4節　基本方針……193

第7章　保存管理の方向性と方法

第1節　保存管理の方向性……196

第2節　保存管理の方法 ……196

1．積石塚の保存管理 …… 196

2．後期古墳の保存管理 …… 198

第3節　出土遺物の保存管理 ……198

第4節　調査と追加指定の方針……199

第5節　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準200

1．趣旨 …… 200

2．取扱方針…… 201

3．現状変更等取扱基準 …… 201

4．現状変更等許可基準 …… 203

第8章　活用の方向性と方法

第1節　活用の方向性 ……204

第2節　活用の方法……204

1．研究の推進 …… 204

2．歴史遺産としての活用 …… 204

3．歴史と自然、公園が連帯した古墳公園としての活用 …… 207

第9章　整備の方向性と方法

第1節　整備の方向性 ……209

第2節　保存のための整備 ……209

1．鶴尾神社4号墳の崖面補強 …… 209

2．墳丘・外表施設の保存 …… 209

3．埋葬施設の保存…… 211

第3節　活用のための整備 ……228

1．墳丘上の立入り見学路…… 228

2．眺望ポイントの整備 …… 228

3．サイン整備 …… 228



東京国立博物館所蔵

第 10 章　運営・体制の方向性と方法

第1節　体制整備の方向性 …… 231

第2節　体制整備の方法 …… 231

1．高松市における体制の確立 …… 231

2．専門会議等からの助言・指導体制の維持 …… 231

3．関係機関との連携強化 …… 232

4．市民参画と協働の推進・人材育成 …… 232

第 11 章　施策の実施計画の策定・実施

第1節　計画期間 …… 234

1．短期的施策 （令和6年度～令和 15 年度） …… 234

2．中長期的施策 …… 234

3．継続的施策 …… 236

第 12 章　経過観察

第1節　経過観察の方向性 …… 237

第2節　経過観察の方法 …… 237

第 13 章　附編

第1節　関連法令（抜粋） …… 245



東京国立博物館所蔵

第１章　計画策定の沿革・目的

第１節　計画策定の沿革

１．計画策定の沿革

史跡石清尾山古墳群は、昭和9年の石船積石塚（その後名称変更されて現在は石船塚古墳）の指定後、昭和 60 年・平成元年・平成 30 年の3回の追加指定を経て現在では 16 基の古墳が国史跡に指定されている。高松市は昭和 60 年に史跡石清尾山古墳群保存整備計画策定委員会を設置し、『史跡石清尾山古墳群保存整備事業基本計画』（以下『基本計画』と呼称）を定めた。計画策定後、高松市歴史資料館の設置など計画の一部は実施されている。さらに、平成8年に史跡石清尾山古墳群事業計画策定委員会を設置し合計4回の委員会を開催して『史跡石清尾山古墳群保存整備事業計画』の検討を進めたが、計画の策定には至らなかった。このため、史跡石清尾山古墳群の保存活用事業が具体化できない期間が長く続いた。なお、こうした状況下でも鶴尾神社4号墳の保存対策工事や史跡指定古墳の説明板設置などの事業は実施している。

『基本計画』の策定から 30 年以上が経過し、古墳群を取り巻く社会情勢が大きく変化していること、追加指定で指定範囲が増加したことを契機に、高松市では平成 28 年度に石清尾山古墳群調査整備会議を設け、平成 31 年4月に文化財保護法が改正されたことを受けて『史跡石清尾山古墳群保存活用計画』（以下『保存活用計画』と呼称）の策定を開始した。計画の骨子は令和元年度中に概ね会議の同意を得ていたが、全庁的な大規模公共事業の見直しに伴い、計画の策定が令和2～4年度の間中断を余儀なくされた。令和5年度に再度計画策定に取り組み、事業計画のスケジュールを中心に再検討した上で本計画を策定した。以上の経緯から、『基本計画』を全面的に改訂し『保存活用計画』に改め、史跡の保存管理や活用について定めるものである。

第２節　計画策定の目的

石清尾山古墳群が所在する石清尾山山塊は、高松の中心市街地に近在し、貴重な山林緑地や公園としての利活用が活発な地区である。こうした環境は史跡の活用の面では利点である一方、通路が墳丘上に縦横に踏み開かれるなど、登山等利用者の増加に伴う保存上の課題がある。特に積石塚の墳丘や埋葬施設は構造上不安定で、人の往来程度の負荷によっても容易にき損する危険性がある。また、横穴式石室などは、経年劣化による保存対策も検討しなければならない。さらに、墳丘範囲の確認等基礎的な調査が不足している箇所も多く、指定範囲の妥当性の検討も必要である。こうした状況から、史跡の本質的価値を明確化し、その構成要素について保存の方針を作成するとともに、確実な保存を前提として活発な活用に向けた方針を定めた保存活用計画の策定が急務となっている。

このため本市では文化財保護法に基づき、貴重な文化財である史跡石清尾山古墳群を適切かつ計

画的に保存し、次世代に確実に伝えることを目的に、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や方法、現状変更等の取扱基準を定める『保存活用計画』を策定するものである。

第３節　計画対象範囲

１．計画対象範囲の設定

石清尾山古墳群は、令和5年4月現在で積石塚の双方中円墳3基、前方後円墳9基、方墳1基、円墳1基及び後期古墳2基の合計16基が国史跡に指定されている。史跡指定地は広大な山塊中に点的に散在している（図1－ 1)。

一方、山塊中には、未指定の積石塚、後期古墳が多数所在する（図1－2)。これらは、いずれも既指定の古墳と密接な関係を有することが想定される資料である。前期の積石塚と後期古墳の墓域が大枠で重複する点を重視し、地域の通時的な変遷を示す資料として山塊中に所在する古墳に一体的な価値を評価する視点は重要である。一方、後期古墳そのものの学術上の価値の評価を、管理団体である高松市は現在ほとんど行えていない。滅失や所在不明の資料が多数あるため、古墳の正確な所在地や遺存状況の把握といった基礎的な調査から確実に行う必要がある。今後、後期古墳そのものの歴史的（学術的）価値を明らかにした上で、史跡としての価値付けを検討する必要があると考えている。未指定古墳の新たな価値評価の視点について、第4章第1節2に示した。

本計画では将来的な古墳群の確実な保存に向けて、未指定の古墳の悉皆的な実態把握調査を行い、研究による価値の検討を踏まえて、追加指定等の計画を検討するため、山塊中に所在する古墳群全てを計画対象とする。なお、未指定古墳の追加指定等の方針については、本計画の計画期間完了後の改定時に検討することとする。

また、史跡を効果的に活用するためには、史跡周辺の環境を最大限活用して計画を策定する必要がある。このため、計画対象範囲は石清尾山山塊全体（図1－1）とする。

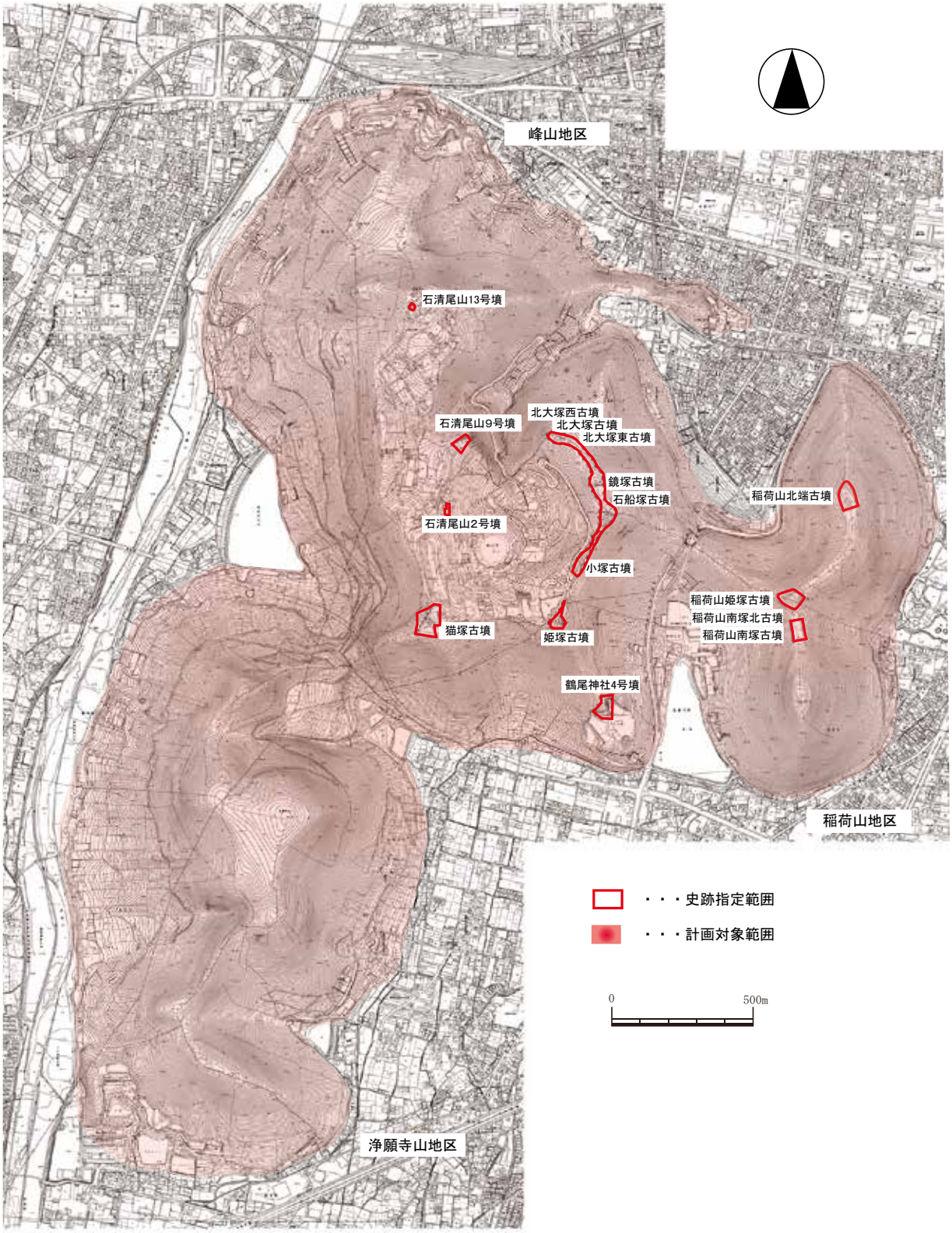

峰山地区
石清尾山13号墳
石清尾山9号墳
北大塚西古墳
北大塚古墳
北大塚東古墳
鏡塚古墳
石船塚古墳
稲荷山北端古墳
石清尾山2号墳
小塚古墳
稲荷山姫塚古墳
稲荷山南塚北古墳
稲荷山南塚古墳
猫塚古墳
姫塚古墳
鶴尾神社4号墳
稲荷山地区
・・・史跡指定範囲
・・・計画対象範囲
0
500m
浄願寺山地区

図１－１　計画対象範囲



1 猫塚古墳　2 姫塚古墳　3 小塚古墳　4 石船塚古墳　5 鏡塚古墳　6 北大塚古墳　7 北大塚東古墳　8 北大塚西古墳
9 石清尾山２号墳　10 石清尾山９号墳　11 石清尾山13号墳　12 鶴尾神社４号墳　13 稲荷山姫塚古墳　14 稲荷山南塚古墳
15 稲荷山南塚北古墳　16 稲荷山北端古墳　17 稲荷山２号墳　18 稲荷山３号墳　19 稲荷山北端２号墳　20 稲荷山北端３号墳
21 稲荷山北端４号墳　22 稲荷山5号墳　23 西方寺4号墳　24 西方寺6号墳　25 西方寺5号墳　26 木里神社2号墳　27 木里神社3号墳
28 木里神社5号墳　29 木里神社4号墳　30 木里神社6号墳　31 木里神社1号墳　32 石清尾山14号墳　33 石清尾山15号墳
34 石清尾山16号墳　35 峰山墓地内4号墳　36 峰山墓地内3号墳　37 峰山墓地内2号墳　38 峰山墓地内1号墳　39 石清尾山17号墳
40 石清尾山18号墳　41 石清尾山12号墳　42 石清尾山11号墳　43 石清尾山19号墳　44 石清尾山20号墳　45 石清尾山10号墳
46 石清尾山23号墳　47 北大塚北方2号墳　48 北大塚北方1号墳　49 摺鉢谷西斜面5号墳　50 石清尾山7号墳　51 石清尾山8号墳
52 摺鉢谷西斜面4号墳　53 石清尾山21号墳　54 石清尾山6号墳　55 摺鉢谷西斜面3号墳　56 摺鉢谷西斜面1号墳　57 石清尾山3号墳
58 摺鉢谷西斜面2号墳　59 石清尾山5号墳　60 石清尾山4号墳　61 摺鉢谷東斜面1号墳　62 摺鉢谷東斜面2号墳
63 摺鉢谷東斜面3号墳　64 摺鉢谷東斜面5号墳　65 摺鉢谷東斜面4号墳　66 摺鉢谷東斜面7号墳　67 摺鉢谷東斜面6号墳
68 摺鉢谷東斜面10号墳　69 摺鉢谷東斜面9号墳　70 摺鉢谷東斜面8号墳　71 摺鉢谷東斜面11号墳　72 摺鉢谷東斜面12号墳
73 摺鉢谷東斜面13号墳　74 摺鉢谷東斜面15号墳　75 石清尾山22号墳　76 石清尾山1号墳　77 摺鉢谷東斜面14号墳
78 石船塚東方古墳　79 奥ノ池4号墳　80 奥ノ池5号墳　81 鶴尾神社1号墳　82 鶴尾神社2号墳　83 鶴尾神社3号墳
84 鶴尾神社5号墳　85 北山浦３号墳　86 北山浦1号墳　87 北山浦2号墳　88 御殿神社2号墳　89 御殿神社3号墳　90 御殿神社1号墳
91 御殿神社4号墳　92 御殿貯水池4号墳　93 御殿貯水池1号墳　94 御殿貯水池2号墳　95 御殿貯水池3号墳　96 野山10号墳
97 野山11号墳　98 野山3号墳　99 野山9号墳　100 野山1号墳　101 野山5号墳　102 野山6号墳　103 野山2号墳　104 野山8号墳
105 野山4号墳　106 野山7号墳　107 南山浦12号墳　108 南山浦13号墳　109 南山浦11号墳　110 南山浦6号墳　111 南山浦9号墳
112 南山浦10号墳　113 南山浦8号墳　114 南山浦4号墳　115 南山浦5号墳　116 南山浦7号墳　117 南山浦3号墳　118 南山浦2号墳
119 南山浦1号墳　120 浄願寺山56号墳　121 浄願寺山57号墳　122 小山山頂古墳　123 片山池1号墳　124 片山池2号墳
125 片山池3号墳　126 がめ塚古墳　127 がめ塚2号墳　128 がめ塚3号墳　129 がめ塚4号墳
A 浄願寺山古墳群　B 奥の池古墳群

図１－２　石清尾山塊における古墳分布図

第４節　用語の解説

本計画で使用する用語のうち、特に石清尾山古墳群に特徴的な用語について解説する。

積石塚　　：石材を積み上げ墳丘を構築した古墳の一類型。近年の調査で石積みによる水平テラスと垂直壁が上下に連続し、階段状の外観を呈していた事例が明らかになっている。なお、石清尾山古墳群では墳丘の内部（芯）まで石材で築いている（例:猫塚古墳）が、墳丘内部は盛土で整形し、外表を積石塚と同様の技法で石積みした古墳の存在も知られる（例：高松市船岡山1号墳）。

双方中円墳：平面円形の墳丘を中心に、方形の墳丘が対称に接続する墳丘形態を指す。全国でも3例しか認められず、その全て（猫塚古墳、鏡塚古墳、稲荷山北端古墳）が石清尾山古墳群に属する。

積石段　　：石材を積み上げて形成された積石塚の外表構造。角柱状の石材を塊石、板状の石材を板石と呼び、施工箇所によって石材の意図的な使い分けが認められる。石列状に一段で並べたものや、石垣状に複数段を積み上げたものがある。大半は経年劣化で崩落しているが、部分的に当時の構造が遺存する箇所が認められ、確実な保存対策が必要である。

刳抜式石棺：軟質の石材を加工し、棺身・棺蓋をそれぞれ1石から刳り抜いた棺。古墳時代前期後半に製作がはじまり、石清尾山古墳群では石船塚古墳で確認される。棺身の内部には枕が浮き彫りにされたり、外面には帯状の加工が認められる等、棺表面の装飾的な加工が認められるとともに、加工時の工具痕といった微細な痕跡も一部表面に留めている。

後期古墳　：古墳時代後期に築かれた古墳。基本的に盛土で形成された小規模な墳丘に、横穴式石室を伴う。浄願寺山では密集した築造が認められるが、古墳群全体をみると小群を成したり、散在している箇所もある。

第５節　石清尾山古墳群調査整備会議の設置・経緯

1.　会議の設置

石清尾山古墳群の保存活用計画の策定に当たっては、高松市創造都市推進局文化財課が事務局となり、平成 28 年度から『石清尾山古墳群調査整備会議』を設置し、その中の整備部会で協議を重ねてきた。同会議の整備部会は、考古学、歴史地理学、地盤工学、環境デザイン学など、歴史学以外の分野の学識経験者も含めた委員構成としている。なお、香川県教育委員会及び文化庁にはオブザーバーとして会議への出席を依頼し、それ以外にも会議の議題によっては土地所有機関や関係機関にオブザーバーとして会議への出席を依頼し、情報共有と合意形成の場として運営している。なお、各委員の所属等は、令和6年3月末現在のものである。

表1－1　石清尾山古墳群調査整備会議委員及び関係者

史跡石清尾山古墳群調査整備会議　整備部会委員名簿

	氏　名	所　　属	備考
部会長	広 瀬　和 雄	国立歴史民俗博物館 名誉教授　考古学	～平成31年度
部会長	大久保　徹也	徳島文理大学 教授　考古学	令和5年～部会長
委員	林　ま ゆ み	兵庫県立大学 特命教授　環境デザイン学	
委員	山　中　　稔	香川大学 教授　地盤工学	
委員	上 杉　和 央	京都府立大学 准教授　歴史地理学	

オブザーバー

氏　名	所　　属	備考
浅 野　啓 介	文化庁文化財第二課　文化財調査官	
信 里　芳 紀	香川県教育委員会生涯学習・文化財課　文化財専門員	H29-
松 本　和 彦	香川県教育委員会生涯学習・文化財課　文化財専門員	R元-
渡　邊　　誠	香川県教育委員会生涯学習・文化財課　文化財専門員	R5－

オブザーバー(機関)

	所　　属	備考
	林野庁四国森林管理局香川森林管理事務所	
	財務省四国財務局	
	香川県栗林公園観光事務所造園課	
	香川県みどり保全課	

事務局　　（令和5年4月1日現在）

氏　名	所　　属	備考
中 川　昌 之	高松市創造都市推進局 局長	
次 田　吉 治	高松市創造都市推進局文化観光スポーツ部　部長	
川　畑　　聰	高松市創造都市推進局文化財課　課長	
大 嶋　和 則	高松市創造都市推進局文化財課　課長補佐	
小　川　　賢	高松市創造都市推進局文化財課　課長補佐	
舩 築　紀 子	高松市創造都市推進局文化財課　課長補佐	
山 元　敏 裕	高松市創造都市推進局文化財課　文化財調査係長	
高　上　　拓	高松市創造都市推進局文化財課　主査	

＊事務局は令和5年度担当者のみを記載

2. 会議開催経過

【第1回】
平成 29 年8月 25 日（金）9時 00 分～
場所 石清尾山古墳群現地、高松市埋蔵文化財センター
・現地視察
・現状把握及び課題等の抽出
【第2回】
平成 30 年6月 29 日（金）14 時 00 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・「史跡の本質的価値」及び「保存管理」について
【第3回】
平成 30 年 11 月 27 日（火）13 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・保存活用の全体像について
【第4回】
平成 31 年3月6日（水）13 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・保存管理について（積石塚）
＊オブザーバーとして、文化庁の浅野文化財調査官が出席
【第5回】
令和元年5月 31 日（金）13 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・保存管理について（後期古墳）
・活用について
＊オブザーバーとして、林野庁四国森林管理局香川森林管理事務所、香川県栗林公園観光事務所造園課、香川県みどり保全課の各担当者が出席
【第6回】
令和元年7月 31 日（水）14 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・活用について（活用の基本方針及び活用のゾーンニング等）
＊オブザーバーとして、林野庁四国森林管理局香川森林管理事務所、財務省四国財務局、香川県栗林公園観光事務所造園課の各担当者が出席
【第7回】
令和元年 10 月 31 日（木）13 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・保存活用計画のまとめ
＊オブザーバーとして、文化庁の浅野文化財調査官、林野庁四国森林管理局香川森林管理事務所、財務省四国財務局、香川県栗林公園観光事務所造園課の各担当者が出席
【第8回】
令和5年8月 30 日（水）13 時 30 分～
場所 高松市埋蔵文化財センター
・保存活用計画の策定について

【高松市議会経済環境調査会】
令和5年 12 月 14 日（木）

【パブリックコメント】
令和5年 12 月 25 日（月）～令和6年1月 24 日（水）




図１－３　石清尾山古墳群調査整備会議の様子

3.　一般向けの説明会

本計画策定に当たり、策定前に市民への計画内容の周知と意見等の聴取を行うため、説明の場を設けた。対象としたのは、史跡と生活圏が隣接する地元の自治会や、山塊周辺のコミュニティ協議会等、山塊を利用する団体である。表1－2のとおり協議等の場を設け、保存管理の基本方針等を伝えた上で意見交換を行い、計画策定に反映した。

表１－２　保存活用計画策定段階の市民との意見交換に係る経過

関係機関分類	協議先	協議等実施日	反応			説明状況	意見等
			賛成	反対意見なし	反対		
地元団体	栗林校区コミュニティ協議会	平成31年3月30日 平成31年4月3日 平成31年4月16日 令和5年7月18日		○		里山ハイキングのイベントと校区内のイベント、コミュニティ協議会役員会の計4回説明。	意見なし
	弦打校区コミュニティ協議会	平成31年4月22日 令和5年8月28日		○		協議会役員会（2回）で説明。	意見なし
	亀阜校区コミュニティ協議会	令和元年5月24日 令和5年7月6日		○		協議会の総会（1回）と役員向け資料配布（1回）で説明。	意見なし
	鶴尾校区コミュニティ協議会	令和元年5月16日 令和元年6月4日 令和5年7月26日		○		連合自治会総会とコミュニティ協議会総会、協議会役員会の3回で説明。	意見なし
	峰山自治会	平成31年4月16日 令和5年7月12日		○		自治会長・副会長との協議（2回）を実施。	実施中の除草作業について、今後のやり方等を検討して欲しい旨の意見あり。
山塊を利用する団体	高松市ハイキング協会	平成31年4月6日 令和5年7月12日	○			総会（1回）及びイベント（1回）で説明。	古墳見学がしやすくなるような整備をして欲しい旨の意見あり。
	日本野鳥の会（香川県支部）	令和元年5月7日 令和5年7月19日		○		支部長と電話・現地で協議	野鳥観察会を現在も年1回実施中。 樹木伐採等での影響はないとの意見あり。

石清尾山古墳群調査整備会議設置要綱

石清尾山古墳群調査会議設置要綱（平成２４年８月１日施行）の全部を改正する。

（設置）

第１条　石清尾山古墳群（以下「古墳群」という。）の調査及び整備に関し、広く専門家の意見を聴くため、石清尾山古墳群調査整備会議（以下「調査整備会議」という。）を置く。

（意見聴取事項）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項について、調査整備会議の意見を聴くものとする。

（１）　古墳群の測量及び発掘調査の方法に関すること。

（２）　古墳群の整備に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、古墳群の調査及び整備に関し必要な事項

（組織）

第３条　調査整備会議は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、古墳又は史跡整備等に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　調査整備会議に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、調査整備会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

図１－４　史跡石清尾山古墳群調査整備会議設置要綱①

第６条　調査整備会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　調査整備会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　調査整備会議に、専門部会を置く。

２　専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

６　専門部会の意見は、これをもって調査整備会議の意見とする。ただし、会長又は部会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

７　前条の規定は、専門部会について準用する。

（庶務）

第８条　調査整備会議の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、調査整備会議の運営に関し必要な事項は、会長が調査整備会議に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

２　この要綱による最初の調査整備会議の会議及び委員の任期満了後における最初の調査整備会議の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

図１－５　史跡石清尾山古墳群調査整備会議設置要綱②

第６節　他の計画との関係

1.　本書の位置付け

本計画は、史跡石清尾山古墳群を適切に保存し、活用することで次世代に確実に継承することを目的として策定するものである。本計画は、史跡石清尾山古墳群の歴史及び現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡の保存の基本方針や方法、現状変更等の取扱基準、整備の基本的考え方等を、関係者の合意を踏まえて示したものであり、文化財保護行政上の指針として位置付けるものである。本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 か年とし、その後の事業の実施状況や文化財保護行政上の課題等により、必要に応じて改訂することとする。

2.　先行する取組みとの関係

（1）『史跡石清尾山古墳群保存整備事業基本計画』

史跡石清尾山古墳群については、昭和 61 年に上記計画が策定されている。石清尾山古墳群の恒久的保存を図るとともに、古墳群を広く一般に公開し、利用に供することを目的に策定された計画であり、①遺構の緊急保存処置、②柵路の緊急整備措置、③復原整備、④現状保存整備、⑤全体環境整備、⑥資料館（調査研究所含）整備、⑦事業報告書を含む計画が策定された。計画書中では実施の年次計画も策定されていた一方、計画に沿った事業展開ができない時期が続いた。平成8年に史跡石清尾山古墳群事業計画策定委員会を設置し、合計4回の委員会を開催して『史跡石清尾山古墳群保存整備事業計画』の検討を進めたが、計画の策定には至らなかった。このため、史跡石清尾山古墳群の整備事業が具体化できない期間が長く続いた。なお、この間高松市歴史資料館の整備（平成4年度）、鶴尾神社4号墳の保存対策工事（断続的に実施中）や史跡指定古墳の説明板設置、稲荷山地区の積石塚の発掘調査と追加指定（平成 30 年度追加指定）などの事業は単発的に実施しているものの、計画に基づく事業展開ができていないのが現状である。

（2）『基本計画』と史跡石清尾山古墳群保存活用計画の関係性

『基本計画』の策定後、計画に基づく確実な事業展開ができていない。加えて『基本計画』策定後に稲荷山姫塚古墳等の追加指定や、周辺環境も大きく変化しており、計画は根本的に見直す必要がある。さらに、平成 31 年4月改正の文化財保護法に保存活用計画が位置付けられたことも受け、今回『基本計画』を全面改訂し、史跡石清尾山古墳群保存活用計画として策定するものである。

3.　上位計画及び各種計画との関係

本計画と上位計画との関係は図1－ 6・7 に整理したとおりである。各計画の詳細は以下のとおり。

（1）第7次高松市総合計画

令和5年度に策定した『第7次高松市総合計画』は、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指す都市像とし、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画

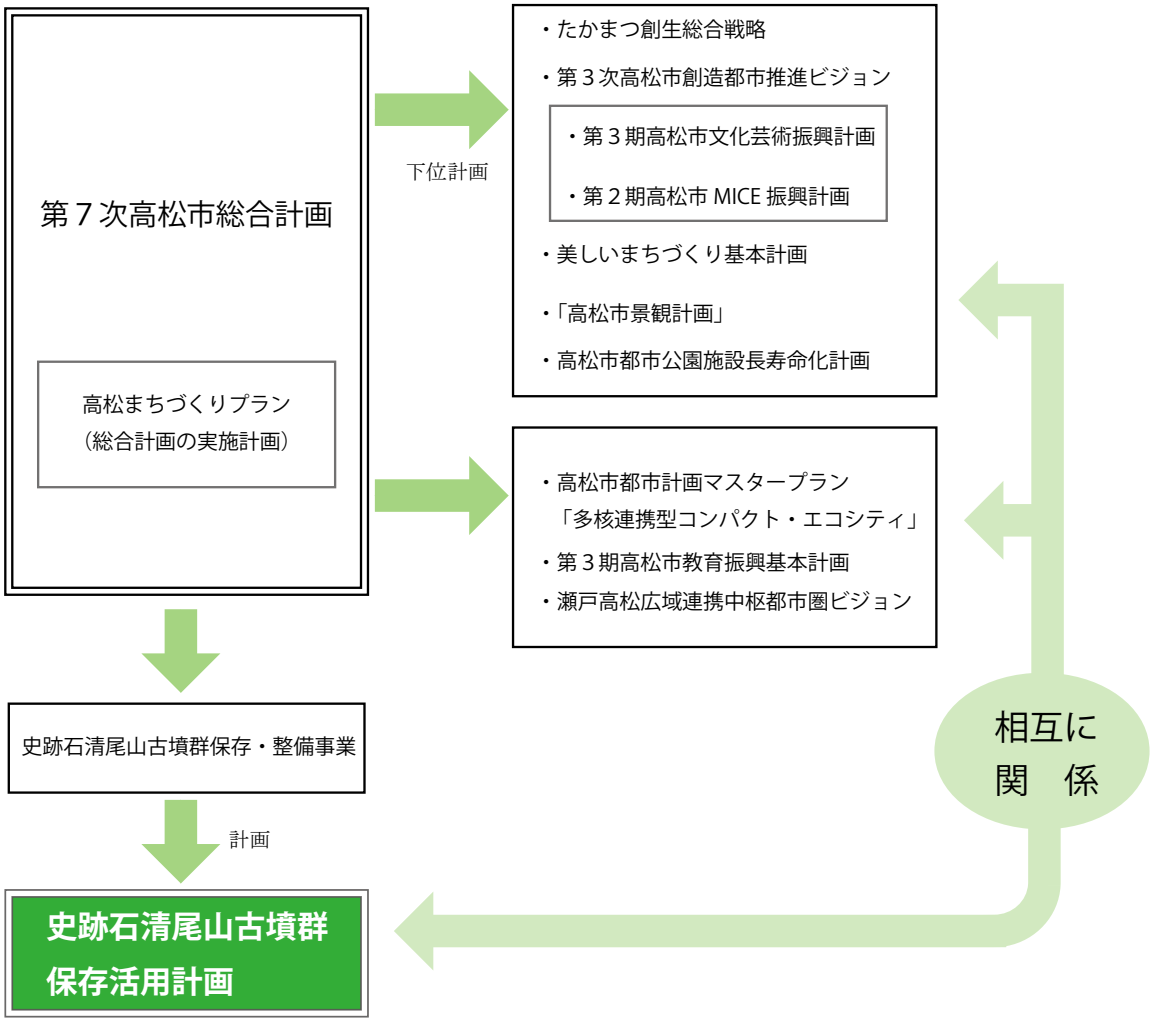


図１－６　『第７次高松市総合計画』と『高松まちづくりプラン』の関係及び関連する政策

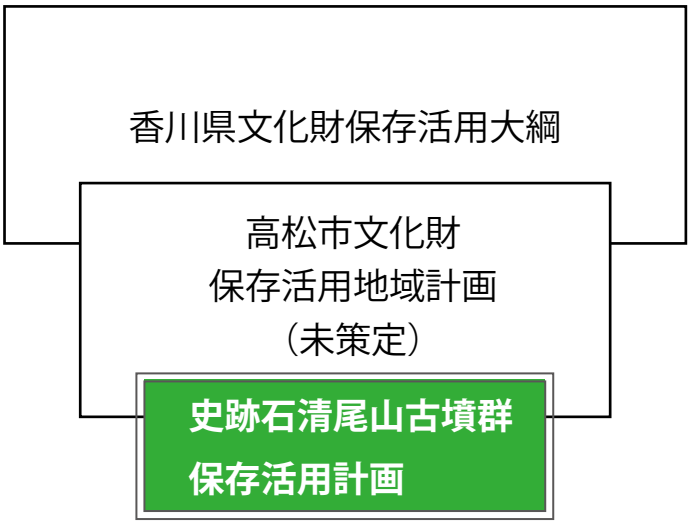


図１－７　史跡石清尾山古墳群保存活用計画の位置付け

計画	記　載　項　目 記　載　内　容	根拠法令
（1）第7次高松市総合計画		
	【基本構想】まちづくりの目標3　魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち **政策3　文化芸術・スポーツの振興** **施策1　文化芸術の創造と継承** 施策の方向性：市民との協働による文化財の保存管理やデジタル技術の活用による文化財情報の発信を通じて、文化財の新たな魅力を創出する。	・文化財保護法 ・高松市文化財保護条例
	【基本構想】まちづくりの目標4　安全・安心に暮らせるまち **政策3　暮らしを支える生活環境の向上** **施策3 景観形成の推進** 施策の方向性：一定規模を超える建築行為等や広告物についての規制制度の適用、利用者ニーズに対応した公園・緑地の質的充実を図り、都市の景観を維持する。	・都市公園法 ・高松市都市公園条例
（2）高松まちづくりプラン		
	施策1文化芸術の創造と継承　（取組方針）文化財の保存と活用 文化財の価値の把握と次世代への継承を図るため、文化財としての価値の掘り起こしと保存管理を行う。 また、文化財の保存管理の担い手となる、所有者や地域のコミュニティ組織等への支援の充実に取り組む。 さらに、文化財の価値を市民に広く周知するため、観光イベントや教育現場での活用、文化財学習会の実施、SNSやAR・VR等による魅力の情報発信を推進する。	
（3）第2期たかまつ創生総合戦略		
	【基本目標1】創造性豊かで人間中心のまちを創る **施策の基本的方向　文化芸術の振興と発信** **③ 文化財の保存・活用** 稲荷山姫塚古墳等4基の積石塚の史跡石清尾山古墳群への追加指定を受け、史跡石清尾山古墳群の保存活用・整備基本計画を策定し、史跡保存と従来の里山保全、健康増進等の市民活動との両立を図る。市民との協働により、文化財を適切に管理・活用できる体制を構築するとともに、文化財に関する情報を、より積極的に公開する。各文化財の説明板や道標等の新設・更新を始め、魅力ある文化財学習会の開催、文化財保持者等への補助など、本市の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組む。	
（4）第3次高松市創造都市推進ビジョン		
	【基本方針】未来　未来に向けて、高松らしい産業や文化芸術を次世代に継承させる **取組の方向性　歴史や伝統、文化等の承継と活用** 高松のシンボルである「屋島」や塩江地域の再活性化、高松城跡（玉藻公園）や石清尾山古墳群を始めとする文化財の保存活用、国の伝統的工芸品「香川漆器」のPRなど、地域に、脈々と受け継がれてきた歴史・文化を承継し、未来に向けて、持続的に活用する。	
（5）第3期高松市文化芸術振興計画		
	【4つの方針と10の基本的施策】 **方針4　つたえる・たのしむ** **（1） 地域特有の文化の継承と創造** **① 文化財等の保存・活用と魅力の伝承** 指定文化財等の保存と活用を進めると同時に、埋もれた資源を丹念に発掘し、学術的な探求及び蓄積を行うよう努める。 仏生山の町並みなどの歴史的な景観を守るとともに、古代山城屋嶋城や史跡高松城跡といった本市の歴史を語る上でも重要な文化財の魅力を伝えるため、ARやVRを活用し、仮想現実の中で往時の姿を楽しめるような取組等を推進する。	・高松市文化芸術振興条例

計画	記　載　項　目 記　載　内　容	根拠法令
（6）第2期高松市MICE振興戦略		
	【「高松市MICE振興戦略」戦略】①　戦略的な MICE誘致の推進 本市の強みを活かした訴求力の高いプロモーション	
	・本市ならではのユニークベニューやエクスカーションについて、ホームページ等も活用しながら、効果的に情報発信を行う。	
（7）高松市都市計画マスタープラン「多核連携型コンパクト・エコシティ」		
	【都市づくりの基本目標】（5）自然や歴史を活かしたうるおいのある空間づくり	
	緑（田園、山林等）、水（海、河川、ため池等）、歴史文化（城跡、名所・旧跡、四国霊場等）などの地域資源にふれ、親しみ、学べる、豊かなコミュニティを構築し、地域住民と来訪者が交流する環境づくりを一層進め、暮らしの賑わい、コミュニティや地域への誇りと愛着あふれる空間づくりを進める。	
	街づくりの方向性：歴史・文化・自然拠点の形成	
	瀬戸内海を一望できる峰山公園周辺は、良好な景観の眺望点としての環境の維持・保全に努める。	
（8）美しいまちづくり基本計画		
	【基本方針】美しいまちづくりの基本方針3 「人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む」 施策（4）固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成	
	市内には多くの歴史的な資源や史跡が分布し、これらの地域資源は固有の歴史・文化を今に伝える重要な要素であることから、資源の適切な保全・活用に努め、周囲と一体となった景観形成を図る。	
（9）高松市景観計画		
	【区域区分】一般区域　－　市街地景観ゾーン/山地・丘陵地景観ゾーン	
	峰山公園周辺が市街地景観ゾーン、それ以外が山地・丘陵地景観ゾーンに区分される。 市街地景観ゾーンでは、地域固有の歴史・文化を今に伝える地域資源やまちなみが残る地区では、周囲の環境との調和を図りながら、これらの地域資源を生かした一体的な景観形成を図ることとされる。 山地・丘陵地景観ゾーンでは、それぞれの集落内にある寺社・仏閣など歴史・文化を今に伝える地域資源を保全・活用し、周囲の自然環境との調和に配慮するとともに、落ち着きのある集落景観の形成を図ることとされる。	
（10）高松市都市公園施設長寿命化計画		
	都市公園が担っている多様な機能を安全に持続させ、市民がより安全安心に利用できるよう、高松市が管理する都市公園257か所11,495施設を対象に予防保全型管理を導入して、公園機能の保全と長期のライフサイクルコストの縮減を図る（計画期間：令和元年度～10年度）。	
	【峰山公園】 公園内の279施設を対象に、予防保全型管理の考え方に基づいて優先度の高いものから撤去・更新・補修を進める。	
（11）第3期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）		
	【基本目標】（1）生きる力を育む学校教育の充実 施策の基本方向3．ふるさとの未来を支える教育の推進 （3）シビックプライドを育む教育の推進	
	コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校と地域が一体となって、生活科、総合的な学習の時間等において、地域の環境・歴史・文化・観光・産業等について、地元の人材や企業等と連携して体験的な学習に取り組む。地域の歴史、文学等に触れ、学び楽しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習を活用し、児童生徒のふるさとに対する愛着を育む。	

計画	記　載　項　目 記　載　内　容	根拠法令

(12) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン

連携協約項目３　圏域全体の生活機能関連サービスの向上
ア　生活機能の強化にかかる政策分野
（エ）史跡・遺跡の調査研究及び発信（計画期間：平成28年度～令和5年度）

【史跡石清尾山古墳群】
圏域内の史跡・遺跡の調査研究について、その成果を紹介し、情報発信を連携して行う。具体的には、史跡石清尾山古墳群、史跡高松城跡、史跡天然記念物屋島などを対象とする。

市長マニフェスト

【マニフェスト】 政策7 「文化芸術スポーツの振興、世界に誇れる景観、観光（創造性豊かなまち）」

③ 珍しい積石塚古墳やここにしかない双方中円墳が3基ある石清尾山古墳群の保存活用を図るため、峰山公園とも連携させて、一帯を古墳公園化する計画を進めます。

である。計画は、30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標 を 示し 、市民 ・地域コミュニティ協議会・事業者等、本市に関わる全ての主体とまちづくりの方向性を共有する、市政運営の指針である「基本構想」と、まちづくりの目標達成に向けて、課題を解決するための施策の取組方針や重点的・戦略的に推進する主要事業等について定める短期的な実施計画で、毎年度の施策や事業の取組指針である「まちづくりプラン」で構成される。令和6年度から令和 13 年度までの8年間を対象とする。

（2） 高松まちづくりプラン

「高松まちづくりプラン」は、基本構想「たかまつ未来ビジョン」に定めた目指すべき都市像「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」と、まちづくりの目標を実現するために掲げた43の施策を重点的・戦略的に推進するため、向こう3年間に実施する取組方針や主要事業等を示している。また、総合計画に掲げる目標達成に向け、本プランを毎年度の施策や事業の取組指針として、総合的で計画的な市政運営とまちづくりを推進する。

施策1文化芸術の創造と継承　の取組方針として、文化財の保存と活用が位置づけられる。この中で、文化財の価値の把握と次世代への継承を図るため、文化財としての価値の掘り起こしと保存管理を行うこと、文化財の保存管理の担い手となる、所有者や地域のコミュニティ組織等への支援の充実に取り組むこと、文化財の価値を市民に広く周知するため、観光イベントや教育現場での活用、文化財学習会の実施、SNS や AR・VR 等による魅力の情報発信を推進することが挙げられる。

（3） 第2期たかまつ創生総合戦略

『たかまつ創生総合戦略』は総合計画における分野別施策の方針を踏まえながら、人口減少対策を中心とした、地方創生に資する具体的な施策や取組みを示したもので、現在第2期計画（令和2年度

～6年度）が施行されている。

基本目標1「創造性豊かで人間中心のまちを創る」において、文化芸術の振興と発信が基本的方向の一つに位置付けられ、具体的な施策として「文化財の保存・活用」が挙げられる。史跡石清尾山古墳群について、保存活用・整備基本計画を作成し、史跡保存と従来の里山保全、健康増進等の市民活動との両立を図ることを定めるほか、文化財の説明板の整備や学習会の開催等を具体的な施策として挙げている。

（4）第3次高松市創造都市推進ビジョン

第7次高松市総合計画に示す目指すべき都市像の実現に向け、産業経済施策、文化、観光、スポーツ施策及びその他関連施策を一体的に推進していく上で、本市の創造都市の実現に向けた総合的かつ基本的な指針として位置付けられる。計画は令和6年度から令和 13 年度までの8年間を対象とする。基本方針「未来」における取組の方向性として、文化財の保存・活用において、高松のシンボルである「屋島」や塩江地域の再活性化、高松城跡（玉藻公園）や石清尾山古墳群を始めとする文化財の保存活用、国の伝統的工芸品「香川漆器」のPRなど、地域に、脈々と受け継がれてきた歴史・文化を承継し、未来に向けて、持続的に活用することを挙げている。

（5）第3期高松市文化芸術振興計画

本計画は、「高松市文化芸術振興条例」の第2章第9条で規定する「文化芸術振興計画」であり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。また、本計画は、「第７次高松市総合計画（令和６年度～１３年度)」を上位計画とするものであり、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現を目指す本市が、基本構想の中で設定した、「魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち」を始めとする、まちづくりの目標と連動するものである。加えて、本市の創造都市を推進するための指針である「第３次創造都市推進ビジョン」（令和６年度～１３年度）との整合性も図りながら、本市の文化芸術の振興に関する施策を推進するための方針等について定めるものである。計画期間は令和6年度から令和 10 年度までの5ヶ年とする。

この中で、文化財等の保存・活用と魅力の伝承について、仏生山の町並みなどの歴史的な景観を守るとともに、古代山城屋嶋城や史跡高松城跡といった本市の歴史を語る上でも重要な文化財の魅力を伝えるため、ARやVRを活用し、仮想現実の中で往時の姿を楽しめるような取組等を推進することが定められている。

（6）第2期高松市MICE振興戦略

本市のまちづくりや市政運営の基本となる「第7次高松市総合計画基本構想案」における、目指すべき都市像の実現に向けたまちづくりの目標の一つである「魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち」を実現する上で、「地域活力の創造」を掲げ、観光資源の掘り起こしと磨き上げ、おもてなし環境の充実、プロモーションの積極的な推進などが重要であるとしており、ひいては MICE 振興に積極的に取り組むことが重要であると言える。本戦略を MICE 振興のための基本的な指針とし、産学官一体となって連携を図りながら、地域の活性化に向けて、MICE の推進に取り組む。本戦略の期間は、

令和6年度から令和 13 年度までの8年間を対象とする。

（7）高松市都市計画マスタープラン「多核連携型コンパクト・エコシティ」

平成 20 年 12 月に策定した『高松市都市計画マスタープラン』において、目指すべき将来都市構造として「多核連携型コンパクト・エコシティ」を揚げコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。さらに社会情勢の変化や上位計画の改定に対応し、本市の目指す魅力的なまちづくりを住民の理解と協働の下で展開するため、平成 29 年8月に公共交通を基軸としたコンパクト・プラス・ネットワーク構築に向け、まちづくりを推進している。平成 29 年度から令和 10 年度までを計画期間としている。

（8）美しいまちづくり基本計画

第5次総合計画に掲げた目指すべき都市像「文化のかおり　光かがやく　瀬戸の都・高松」と、「高松市美しいまちづくり条例」の基本理念である「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため景観施策の指針として平成23年にまとめられた計画。4つの基本方針の一つである「人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む」に基づく施策として「固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成」を掲げ、関連事業として文化財学習会事業が挙げられる。

（9）高松市景観計画

「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる　美しいまち　高松」の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めるもの。平成 24 年3月に策定、28 年4月に改訂計画が施行されている。石清尾山古墳群周辺は、峰山公園周辺が市街地景観ゾーン、それ以外が山地・丘陵景観ゾーンとして位置づけられる。

（10）高松市都市公園施設長寿命化計画

令和元年度に策定した『高松市都市公園施設長寿命化計画』は、都市公園が担っている多様な機能を安全に持続させ、市民がより安全安心に利用できるよう、高松市が管理する都市公園 257 か所 11,495 施設を対象に予防保全型管理を導入して、公園機能の保全と長期のライフサイクルコストの縮減を図る。計画は令和元年度から 10 年度までを対象とする。史跡石清尾山古墳群が所在する峰山公園では、公園内の 279 施設が対象となっている。

（11）第3期高松市教育振興基本計画

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、以下のとおり位置付けられる。①本市の市政運営の基本方針である「第 7 次高松市総合計画」の教育に関する分野別計画、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、③教育基本法第3条の「生涯学習の理念」を実現するための計画。

本計画中では、教育の基本目標の一つである「生きる力を育む学校教育の充実」において、「ふる

さとの未来を支える教育の推進」としてふるさと高松やそれぞれの地域の歴史、伝統・文化、自然などに触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習や総合的な学習の時間における体験学習の充実を図ることとされている。

（12）瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン

高松市をはじめとして、近隣の3市5町で「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成し、魅力ある都市圏域の形成を図ることを目的として、策定された計画。現在平成 28 年度～令和5年度を計画期間として事業が展開しており、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する教育・文化・スポーツに関わる事業として、史跡・遺跡の調査研究及び発信が挙げられる。具体的な事業対象として、史跡石清尾山古墳群、史跡天然記念物屋島、史跡高松城跡が挙げられる。

（13）香川県文化財保存活用大綱（たいこう）

令和2年度に策定された『香川県文化財保存活用大綱』は、香川県における今後の文化財の保存と活用に関する基本的な方針や今後の取組みを示すためのものであり、基本目標として「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちの魅力向上とし、それを実現するために「グローカルな視点での歴史文化の探求と発信の推進」「地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進」「地域の宝を核とした地域づくりの推進」の3つの基本方針をあげるとともに「域内の市町への支援の方針」「防災・災害発生時の対応」「文化財の保存・活用の推進体制」の取組みについてのとりまとめを行っている。

なお、『香川県文化財保存活用大綱』の位置付けから、各市町が策定することができる「文化財保存活用地域計画」や文化財の所有者等が策定する「保存活用計画」は、大綱で示す方向性と整合性が取れた内容であることが求められている。

（14）高松市文化財保存活用地域計画

現在未策定であるが、策定時には『香川県文化財保存活用大綱』及び各文化財の保存活用計画等と整合した内容であることが前提となる。

第７節　計画の実施

本計画は令和6年3月31日に刊行して翌4月1日から発効する。計画期間は令和6年度～15年度とする。

第２章　周辺の自然・社会・歴史的環境

第１節　高松市の概要

石清尾山古墳群の所在する高松市は、香川県のほぼ中央やや東寄りに位置する都市である。多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深い関わりの中で、県庁所在地として、また四国の中枢管理都市として発展を続けてきた。気候は、年間を通して寒暖の差が小さく降雨量は少ない。

明治 23(1890) 年２月 15 日に市制を敷き、全国 40 番目の市としてスタートした。恵まれた風土と地理的優位性を生かし発展してきたが、特に昭和 63（1988）年の瀬戸大橋開通や平成元（1989）年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成 11 年4月１日、中核市に移行している。また、平成の大合併により、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある中心市街地や、のどかな田園地帯など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する人口約 42 万人（令和4年現在）の都市となっている。



図２－１　史跡石清尾山古墳群の位置

高松市の範囲は東西 23.6 ㎞、南北 35.9 ㎞で、面積は 375.67 ㎢（令和5年5月現在）を測り、香川県のほぼ 20%を占める。東はさぬき市、三木町、西は坂出市、綾川町、まんのう町に接し、南は県境となり、徳島県美馬市と接する。北は瀬戸内海に面し、直島町や岡山県玉野市と対峙し、大槌島に県境を有する。

表２－１　高松市の人口等の推移

区分＼年度	H13	H18	H23	H28	R3
人　　口	338,139	426,346	428,181	429,079	424,530
世　帯　数	138,046	175,853	185,299	193,514	201,232
１世帯当たり人数	2.45	2.42	2.31	2.22	2.11

※　各年 10 月１日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

第２節　自然環境

１．気候　（図２－２）

高松市は、瀬戸内海式気候に属しており、降水量が少なく、年間を通じて比較的温暖で日照時間が長い傾向を有している。高松地方気象台の観測データで、1991 年から 2020 年までの 30 年間の平均値を基に傾向を概観する。

年平均気温は 16.7℃であり、冬季においても月の平均気温が5℃以上となる温暖な気候と言える。日照時間は、４・5月及び7・8月の日照時間が長く、年間合計は 2046.5 時間である。降水量は、６・7月と9月が月平均 140 ㎜以上の降水量とやや高いものの、年間降水量は 1150.1 ㎜と他都市等と比較すると少ない。

高松地方気象台　高松地域気象観測所　平均値（1991～2020年）　　高松地方気象台 観測データから作成

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	平均又は合計
平均気温（℃）	5.9	6.3	9.4	14.7	19.8	23.3	27.5	28.6	24.7	19.0	13.2	8.1	16.7
降水量（㎜）	39.4	45.8	81.4	74.6	100.9	153.1	159.8	106.0	167.4	120.1	55.0	46.7	1150.1
日照時間（時間）	141.4	143.8	175.0	194.5	210.1	158.2	191.8	221.2	159.6	164.6	145.5	142.7	2046.5
相対湿度（%）	63	63	62	62	64	72	73	70	72	70	69	66	67

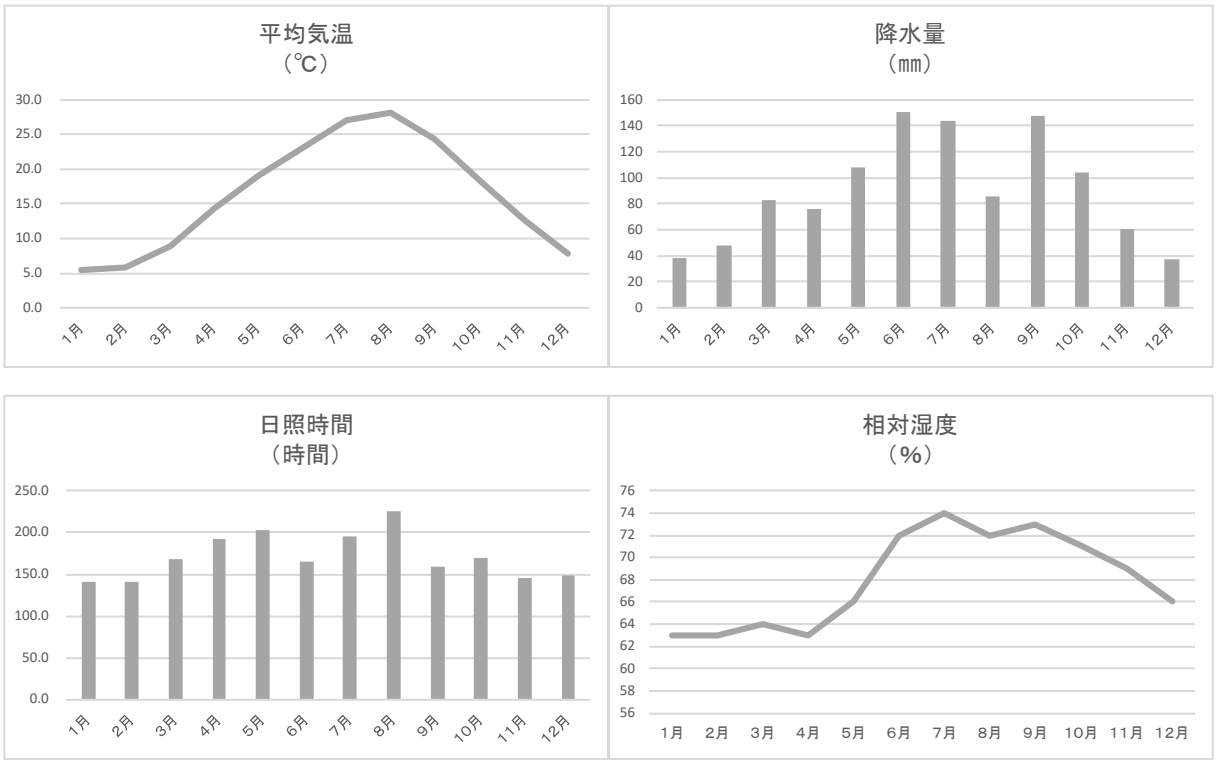


図２－２　史跡石清尾山古墳群周辺の気象データ

２．地形と地質　（図２－3～5）

本市が所在する香川県の地形を概観すると、標高 1,000 m級の讃岐山脈の北側に、標高 300 ～ 600 mの前山丘陵山地が広がり、その北端には北流する河川によって台地が形成されている。さらにその北側には河川によって扇状地の沖積平野が形成され、先端では三角州を形成し瀬戸内海へと注ぐ。平野の各所には小規模なビュートやメサといった山地が点在するが、石清尾山山塊もこうした山地の一

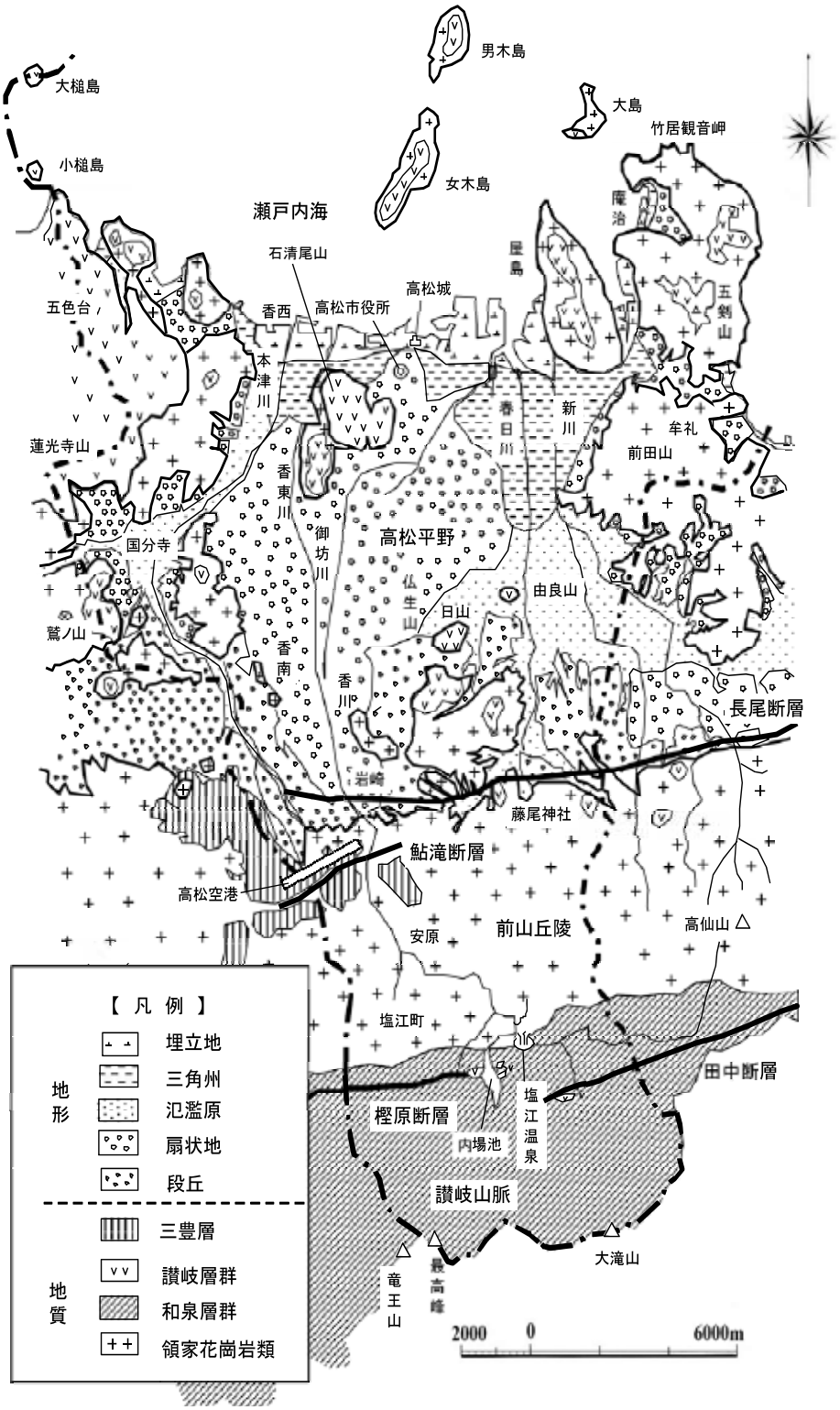


図２－３　高松市の地質と地形（高松市 2021 を一部改変）

つである。石清尾山山塊は、現在、山塊北側の埋め立てが進んだことで海岸線からやや距離があるものの、古墳築造当時は山塊の北辺が海に接していたと推定され、山頂部に立地する本古墳群は瀬戸内海を望む立地と考えられる。

石清尾山山塊は谷を挟んで大きく三つの丘陵に分かれる。東側から反時計回りに稲荷山、峰山、浄願寺山と呼称する（図2－4）。地理的環境と古墳築造の関係を整理すると、峰山では摺鉢谷と呼ばれる谷を取り囲むように北側が開けた馬蹄形の尾根が巡る。積石塚は馬蹄形の尾根上に展開する。一方、後期古墳は尾根稜線からやや離れた場所を選地しており、摺鉢谷を囲う緩斜面を中心に群在する。稲荷山でも尾根上に積石塚が展開する。後期古墳は峰山と稲荷山の中間の谷部南側に展開していたことが知られるが、今そのほぼすべてが滅失して詳細は不明である。浄願寺山では、峰山との間に所在する野山と呼ばれる小丘陵の尾根をやや下った地点に積石塚が展開する。また、同山塊には古墳時代

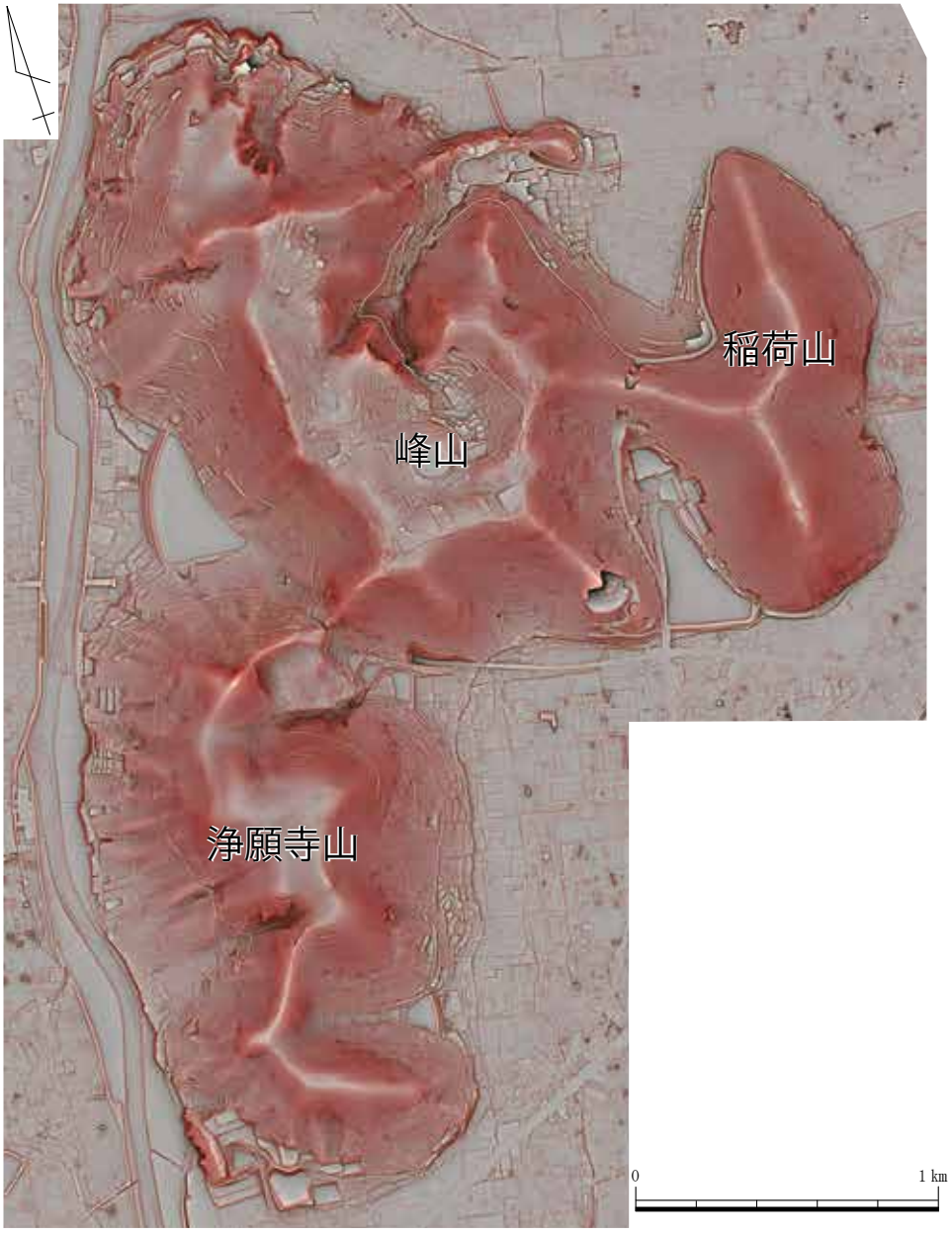
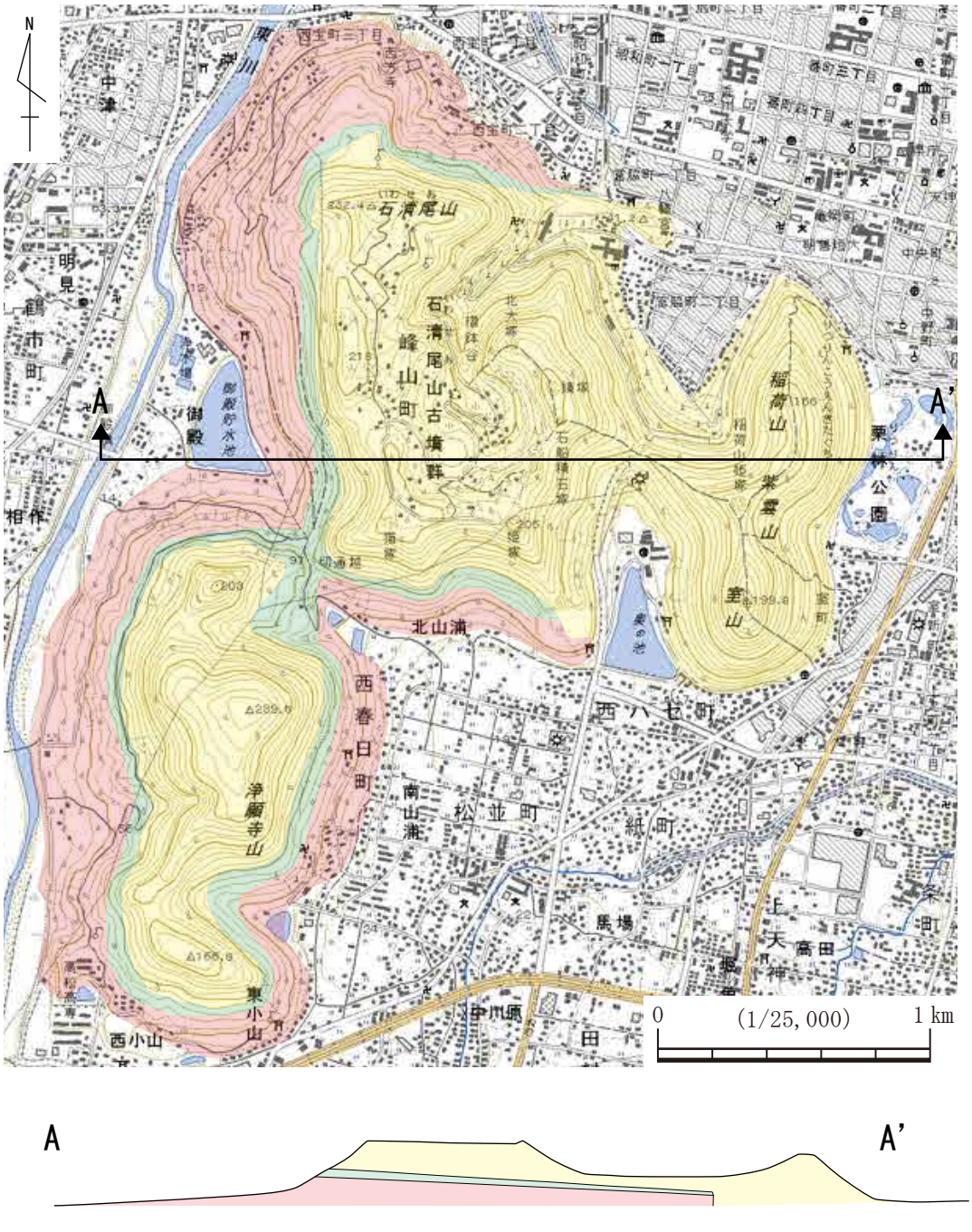


図２－４　石清尾山山塊 赤色立体地図

後期に山上の平坦地に 50 基もの大規模な群集墳が形成されている。

次に石清尾山山塊の地質について概観すると、峰山と浄願寺山は基層となる花崗岩及び凝灰岩が讃岐岩質安山岩に覆われたビュートで、山頂には平坦面が認められる（図2－ 5）。一方、石清尾八幡宮の所在する部分と稲荷山については、讃岐岩質安山岩の貫入岩体である。山頂部が比較的急峻で相対的に平坦面は少ない。山塊を覆う讃岐岩質安山岩は、板状節理の発達した部分、柱状節理の発達した部分、貫入岩体の周辺に形成された火道角礫岩に区分され、これらは積石塚や横穴式石室の構築材として用いられている。



本図は、国土地理院発行の「高松北部」・「高松南部」25, 000 分の 1 の図を利用し、長谷川 2013 を一部改変して作成した

図２－５　石清尾山山塊の地質

3. 植生 （図２－６）

高松市の潜在自然植生は、常緑広葉樹林帯であるヤブツバキクラス域から落葉広葉樹林帯であるブナクラス域まで及んでいるが、そのほとんどが、高木がシイ、カゴノキ、クロガネモチ等の照葉樹林で構成される。自然植生は少なく、各地の社叢林としてその片鱗が残るほかは、山間部に残るだけである。代償植生が市内のほとんどを占めており、シイ・カシ常緑広葉樹二次林、ウバメガシ二次林、クヌギ・コナラ等夏緑広葉樹二次林がある。

石清尾山山塊の広域な植生分布について、環境省生物多様性センターが平成 13 年度に更新した環境保全基礎調査（植生調査）のデータを見ると、史跡石清尾山古墳群の指定地の大勢を占めるのはクロマツ群落である。特に、峰山地区の北大塚古墳～姫塚古墳の指定地と稲荷山地区の各指定地の全域はクロマツ群落の分布範囲である。当該箇所のうち姫塚古墳の指定地を除く峰山地区の尾根を挟んで東側の範囲と稲荷山地区の尾根を挟んで西側は四国森林管理局が所有する国有林の範囲で、稲荷山の東側は四国財務局が所有し香川県が占有する特別名勝栗林公園の範囲に当たる。当該範囲は、近年、松枯れ等の被害が認められることから、四国森林管理局及び香川県が共同で松くい虫防除事業を実施して継続的に松を保全している。また、特別名勝栗林公園の範囲の松は、特別名勝の構成要素の一つとされており、保全の対象とされている。これ以外では、猫塚古墳の一部がススキ群落、石清尾山2号墳及び石清尾山9号墳の一部がクスノキ群落、石清尾山2号墳の一部が竹林となっている。

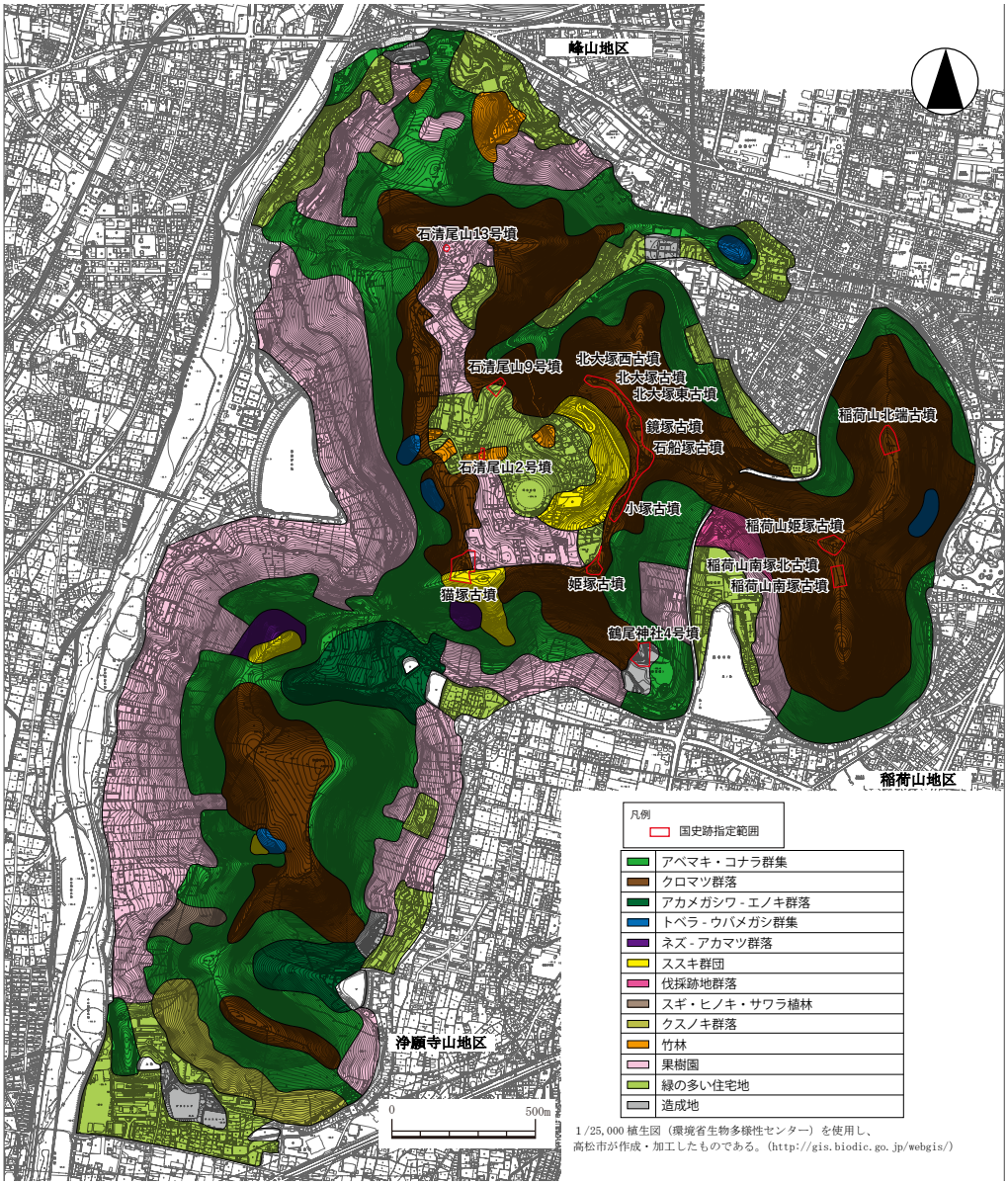


図２－６　石清尾山山塊 植生図

4.　動物

（1）哺乳類

高松市には、7目 32 種の哺乳類が生息している。このうち、石清尾山古墳群の所在する峰山周辺で見られるもののうち、史跡の保存と活用に関係性の深いものを挙げていく。

食肉目（ネコ目）では、在来種としてタヌキ、キツネ、アナグマ、外来種としてチョウセンイタチ、アライグマ、ハクビシンが低地から高地まで広く分布し、市街地でも見られることがある。特にアライグマは、特定外来生物に指定されており、農作物を食害し、人家の屋根裏で繁殖することがある。

偶蹄目（ウシ目）では近年、イノシシの分布が拡大し、市街地にも出没することがある。イノシシは遊泳力があり、瀬戸内海を泳いで渡ることがある。古墳周辺では餌を求めて石材を移動させる事例が確認でき、史跡の保存に対する大きな脅威となりうるため注意が必要である。

（2）鳥類

稲荷山の麓に位置する特別名勝の栗林公園は周年にわたって野鳥の観察地としても親しまれており、現在までに約 90 種類の野鳥が記録される。メジロ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、コゲラなどの山野の鳥のほか、水辺では、カワセミ、アオサギ、セグロセキレイなどの留鳥が観察できる。上空を見上げると年間を通じミサゴ 、トビ、ハヤブサを見かけることもある。初夏には市内では限られた場所でしか繁殖していない夏鳥のアオバズクの姿や背景の稲荷山からはホトトギス、キビタキなどの声を聞くこともある。冬季には、多数のマガモに混じってコガモ、カルガモなどのカモ類も渡来し、オシドリ、ミコアイサなども稀に現れる。公園にはエノキ、ムク、アキニレ、アラカシなど冬に実をつける木も多く、ルリビタキ、ショウビタキ、イカル、シメ、ツグミ、トラツグミ、シロハラ、アオジ、キクイタダキ、アオバトなども観察できる。

紫雲山の西側に位置する峰山地区では、市の中心部から近いこともあり、定期的に通う熱心な観察者によってキマユムシクイ、ニシオジロビタキ、ハシグロヒタキなどの貴重な種も記録されており、渡り鳥の中継地にもなっている。

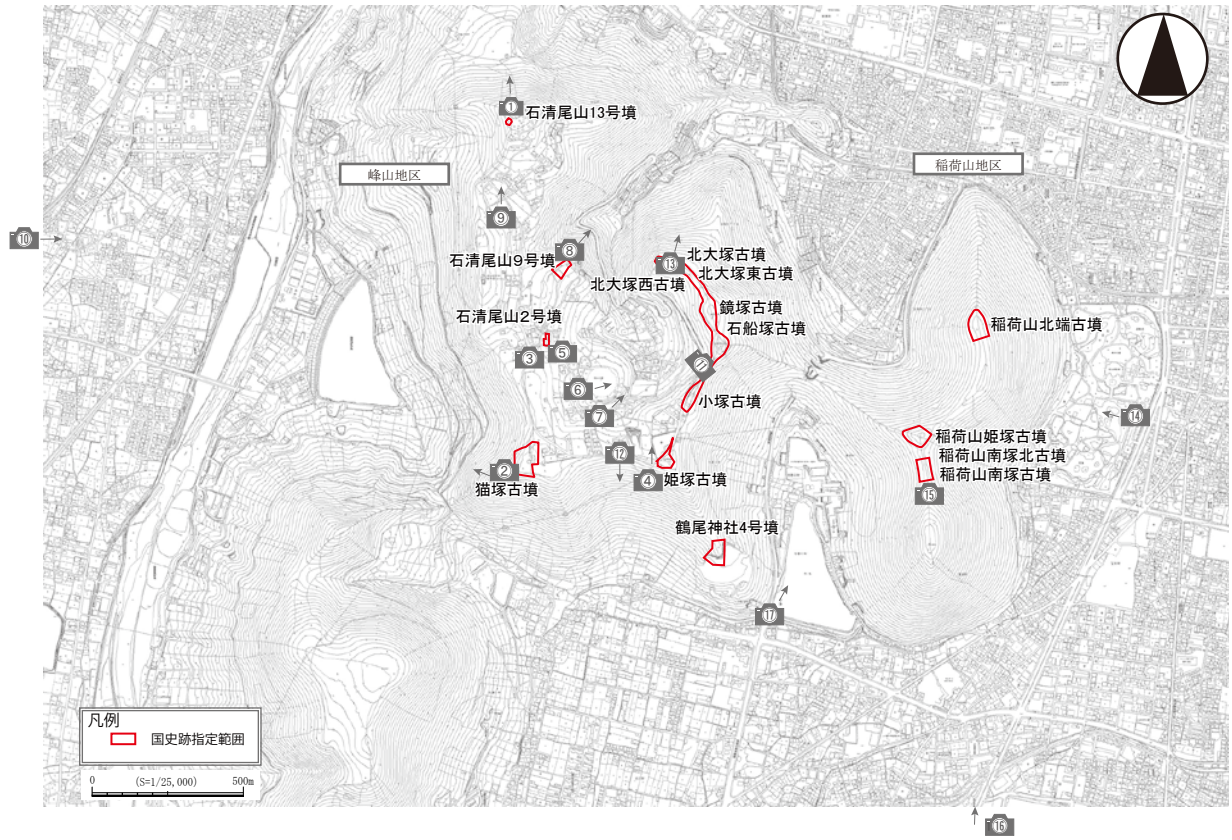
5.　景観　（図２－７・8）

石清尾山山塊は市域の多くの場所から視認できるランドマークと言える山で、各所から見える山塊は市街地に隣接する緑の丘陵としての景観をなしている。また、峰山地区においては山塊から市域の各所を展望することができ、例えば史跡指定された猫塚古墳からは西側の鬼無・香西方面、峰山公園北西側の展望台からは北の瀬戸内海を望むことができるなど、古墳築造時に意識したと考えられる眺望を現代においても体感することができる。一方、稲荷山地区は現況で森林となっているため、稲荷山姫塚古墳の北東側すぐの場所で、山塊の東側を望むことができる箇所があるものの、それ以外で眺望の開けた場所はほとんど見られない。

次に史跡石清尾山古墳群の指定地周辺の景観について見ていくと、峰山地区では史跡指定地が所在する尾根付近は森林としての景観が形成されており、間に散策用の通路や管理道が開かれる。それ以外では集落や畑地が存在する。峰山公園の範囲は虫食い状に散在しているが、芝生広場やはにわっ



▲ 峰山公園展望台から北を望む





猫塚古墳から西を望む



石清尾山2号墳近隣の太陽光発電施設



姫塚古墳に隣接する駐車場



史跡に隣接する市道



峰山公園芝生広場及び管理棟



峰山公園第1駐車場から鏡塚古墳を望む

図２－７　史跡指定地周辺の景観①



石清尾山9号墳から北東側を望む



北大塚古墳から北を望む



はにわっこ広場



栗林公園から稲荷山を望む



鬼無町から石清尾山を望む



稲荷山南塚古墳と管理道



史跡の解説サイン



上天神町から石清尾山を望む



姫塚古墳隣接地から南を望む



西春日町から稲荷山を望む

図２－８　史跡指定地周辺の景観②

こ広場を中心に遊具等の公園設備が平面的に整備されているほか、それ以外の公園の範囲では展望台や便益施設、遊歩道等が整備されている。峰山公園周辺には山頂部までの車の唯一のアクセス道となる高松市道峰山線が敷設されており、史跡指定された石清尾山2号墳には市道が隣接している。森林の範囲には、所有者が森林施業等に利用するための管理道が設置されており、その一部が史跡指定された古墳上を通過するなどの現況も見られる。なお、近年、史跡指定地周辺では個人住宅の建設や太陽光発電施設が設置されるなど開発行為が増加傾向にあり、現況の景観にも変化が生じている。

稲荷山地区の現況は山塊全域が森林である。特に尾根稜線の東側は特別名勝栗林公園の範囲に当たり、特別名勝の構成要素であるマツの保全に配慮した管理が全山でなされている。

第３節　社会的環境

1. 位置とアクセス （図２－９・10）

史跡石清尾山古墳群の所在する高松市は香川県のほぼ中央に位置しており、香川県の県庁所在地である。讃岐山脈から瀬戸内海にかけての市域を有し、北は備讃瀬戸で岡山県と、南は讃岐山脈で徳島県と接する。石清尾山古墳群が所在する石清尾山山塊は、高松平野の北側臨海部に当たり、市街地の後背に位置する。市街地から徒歩で山頂部を散策する市民も多く、市の中心部から至近の距離にある。

市の中心部から活用の起点となる峰山公園芝生広場まで車を利用した場合のアクセスは、国道 193 号、県道 33 号、高松市道峰山線を経由して約 10 分である。高速道路を利用する場合は、高松自動車道高松西インターチェンジ又は高松中央インターチェンジから国道 11 号、国道 193 号、県道 33 号を経由して約 20 分を要する。高松空港からは国道 193 号、県道 33 号を経由して約 40 分を要する。徒歩で移動する場合は、高松市民病院跡地付近や栗林トンネル付近の登山口から徒歩にて約 40 分を要する。鉄道利用の場合は、JR高徳線栗林公園北口駅ないし昭和町駅が最寄り駅となる。一方で、山麓から石清尾山古墳群へは高松市道峰山線が唯一のアクセス道となっており、バスを含む公共交通機関が不在のため、山麓から史跡への移動についてはやや不便な交通状況にある。

道路が敷設されていない稲荷山地区の山頂部へは徒歩移動のみで、鉄道を利用する場合は、JR高徳線栗林公園北口駅が最寄りの駅となる。付近の登山口等から約 30 分の登山を要する。

2. 道路交通 （図２－11）

本市の主要な幹線道路は、市域北部で東西方向に配置された国道 11 号、市域北部から南部に向けた配置をとる国道 32 号及び国道 193 号、北部の臨海部を通過するさぬき浜街道がある。また、市中心部の南側でかつ石清尾山山塊の北側には東西方向に配置された県道 33 号が存在しており、石清尾山周辺には縦横に交通網が形成されている。また、国道 11 号からは高松自動車道に連絡することができ、インターチェンジから石清尾山古墳群までの時間も比較的短時間であることから、高速道路を含めた道路網の発達が石清尾山麓までのアクセスの特性と言える。



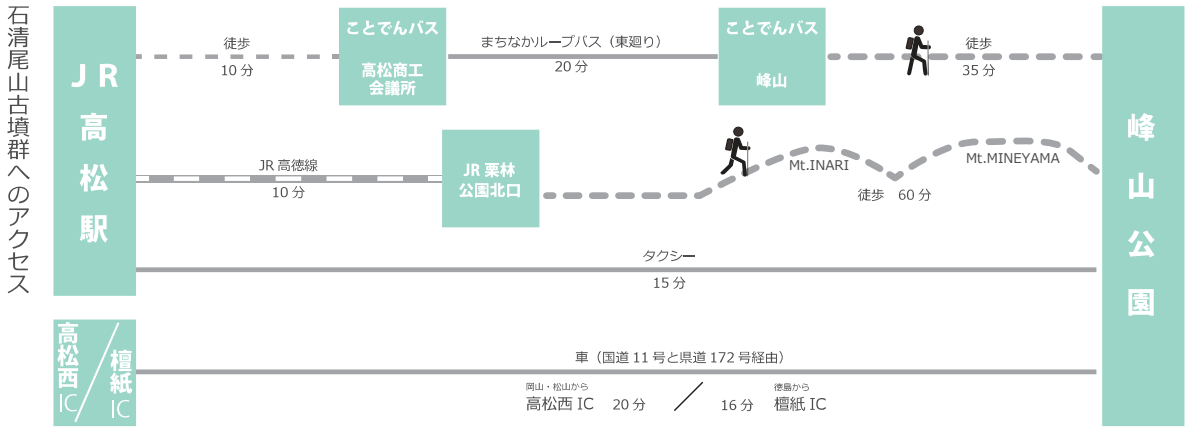


図２－９　史跡石清尾山古墳群の位置とアクセス

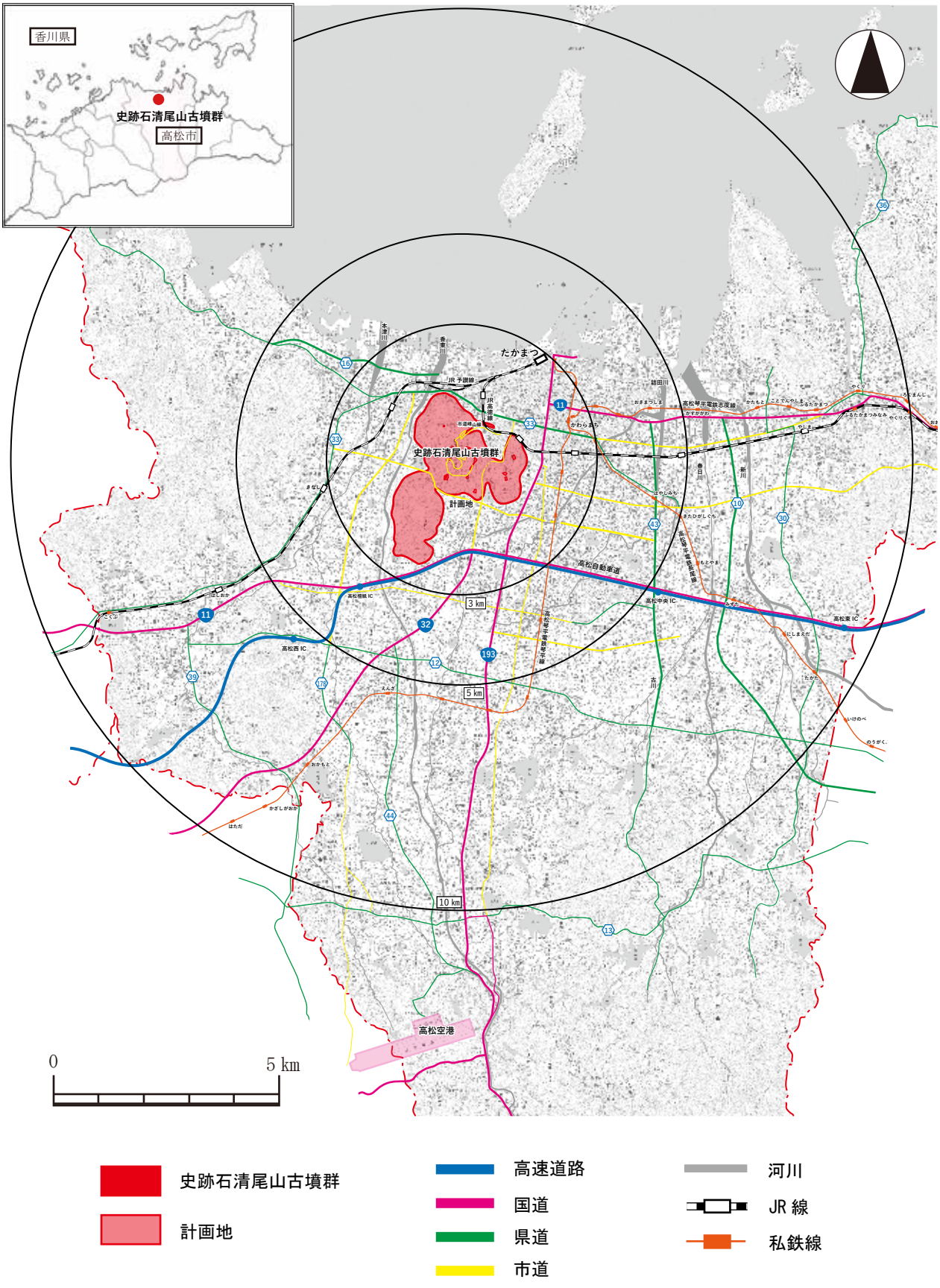


図２－10　史跡石清尾山古墳群の位置

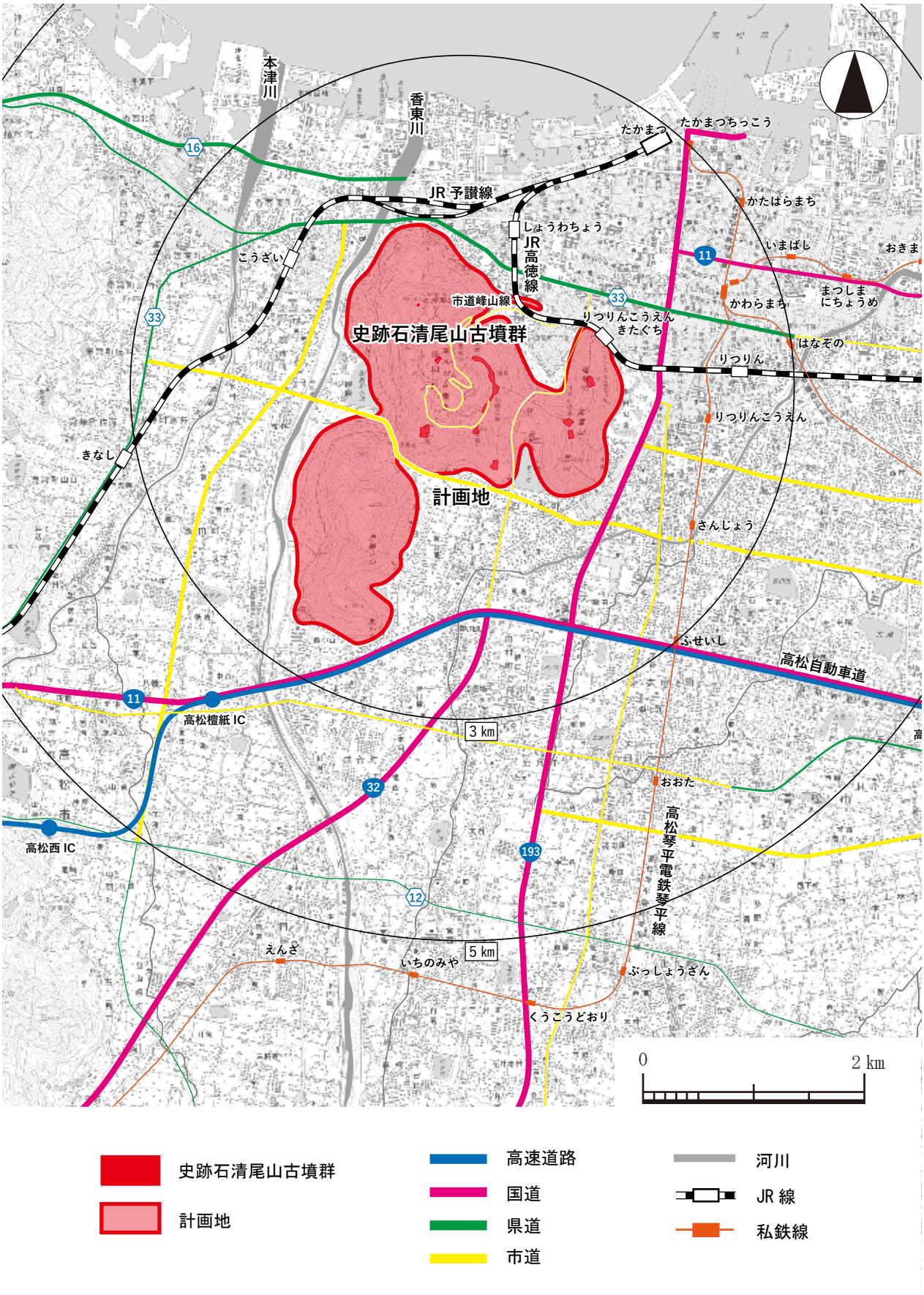


図２－11　史跡石清尾山古墳群周辺の主要交通網

3. 公園緑地 （図２－12・13、表２－２）

本市の都市公園等は、市民一人当たりの面積で 9.40 ㎡であり（令和5年4月現在）、目標水準として令和 10 年度までに 12.56 ㎡とすることを掲げている。本市内には総合公園、地区公園、運動公園、歴史公園等、多岐にわたる公園緑地が配置されており、かつ市営以外にも県営の施設がある。これらの公園は主に市中心部のほか、市域の核となる箇所に配置されている。主な公園緑地としては、市中心部において広域な緑地となる中央公園や、市域北部の運動施設の拠点となる香川県総合運動公園、同様に市域東部の拠点となる東部運動公園のほか、JR高松駅及び琴平電鉄高松築港駅に隣接する玉藻公園（史跡高松城跡）や、市中心部の南部に位置する栗林公園（特別名勝栗林公園）、史跡石清尾山古墳群の一部が重複する峰山公園など、市の中心部付近に観光面での核ともなる公園緑地が多く分布している。市内で 3.5ha 以上の規模を有する主な公園緑地は図２－ 13 のとおりである。

石清尾山古墳群と密接に関係する峰山公園については、住民全般を対象とした休息・観賞・散歩・遊戯・運動などの総合的な利用に供するための総合公園と位置付けられ、比較的市街地に近接する公園として貴重な空間となっている。『第2次高松市緑の基本計画』において、みどりのまちづくりの方向性の中で③景観的に優れた緑の保全として、瀬戸内海を一望できる緑豊かな峰山公園周辺の優れた眺望点の保全に努めることが示されているほか、⑦都市の緑の拠点として、峰山公園は、都市の緑の拠点として、良好な維持管理及び有効活用に努めることが示されている。

表２－２　高松市の都市公園（令和５年４月）

種類		種別	現況		備考
			箇所数	面積(ha)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	256	34.72	松島ほか
		近隣公園	16	27.45	紫雲、今里中央、円座
		地区公園	3	17.70	中央、橘ノ丘、如意輪寺
	都市基幹公園	総合公園	3	46.46	仏生山、峰山
		運動公園	3	82.33	香川県総合、東部、りんくう
特殊公園		歴史公園	2	83.72	栗林公園、玉藻公園
		墓園	2	16.06	平和、六ツ目
大規模公園		広域公園	1	40.52	さぬき空港公園
都市緑地		緑道	4	1.73	柚場川ほか
		緑地	16	32.02	香東川、屋島ほか
計			306	382.70	

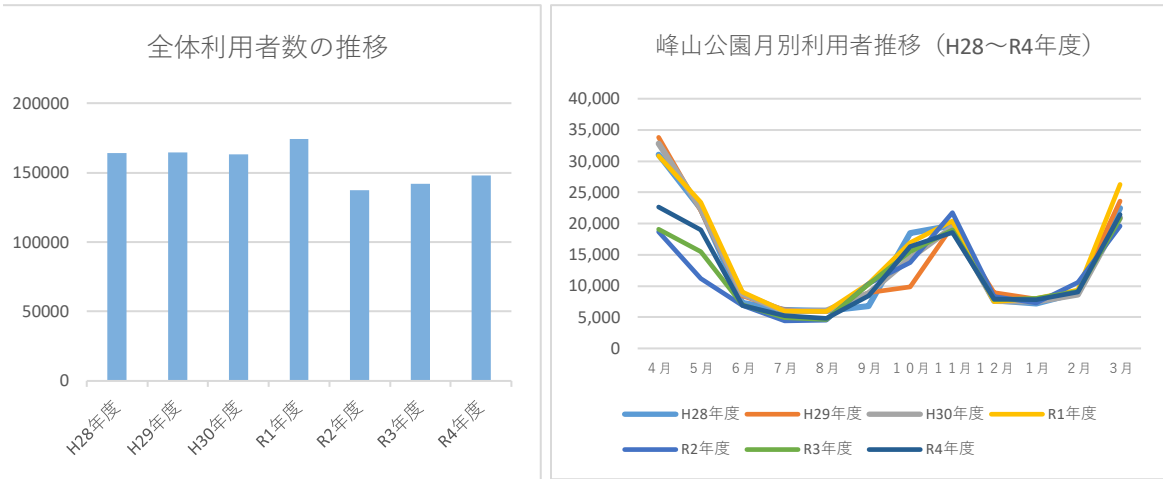


図２－12　峰山公園利用者の推移

公園緑地一覧表

番号	名称	設置	面積（ha）	細種別	所在地	備考
①	御山公園	市営	3.56	近隣	牟礼町牟礼1355番地1	
②	中央公園	市営	3.52	地区	番町一丁目11番	
③	橘ノ丘総合運動公園	市営	9.77	地区	国分寺町新名2069番地1	
④	如意輪寺公園	市営	4.41	地区	国分寺町国分2530番地2	
⑤	仏生山公園	市営	9.00	総合	仏生町甲2654番地1	
⑥	峰山公園	市営	15.28	総合	峰山町1838番地37	史跡石清尾山古墳群を含む
⑦	あじ竜王山公園	市営	22.18	総合	庵治町4351番地150	
⑧	香川県総合運動公園	県営	30.90	運動	生島町614番地	
⑨	東部運動公園	市営	47.20	運動	高松町1350番地4	
⑩	栗林公園	県営	75.31	歴史	栗林町一丁目20番16号	特別名勝栗林公園を含む
⑪	玉藻公園	市営	8.41	歴史	玉藻町2番1号	史跡高松城跡を含む
⑫	さぬき空港公園	県営	40.52	広域	香南町由佐2953番地１	
⑬	平和公園	市営	11.86	墓園	三谷町676番地	
⑭	六ッ目墓園	市営	4.20	墓園	国分寺町福家乙39番地1	

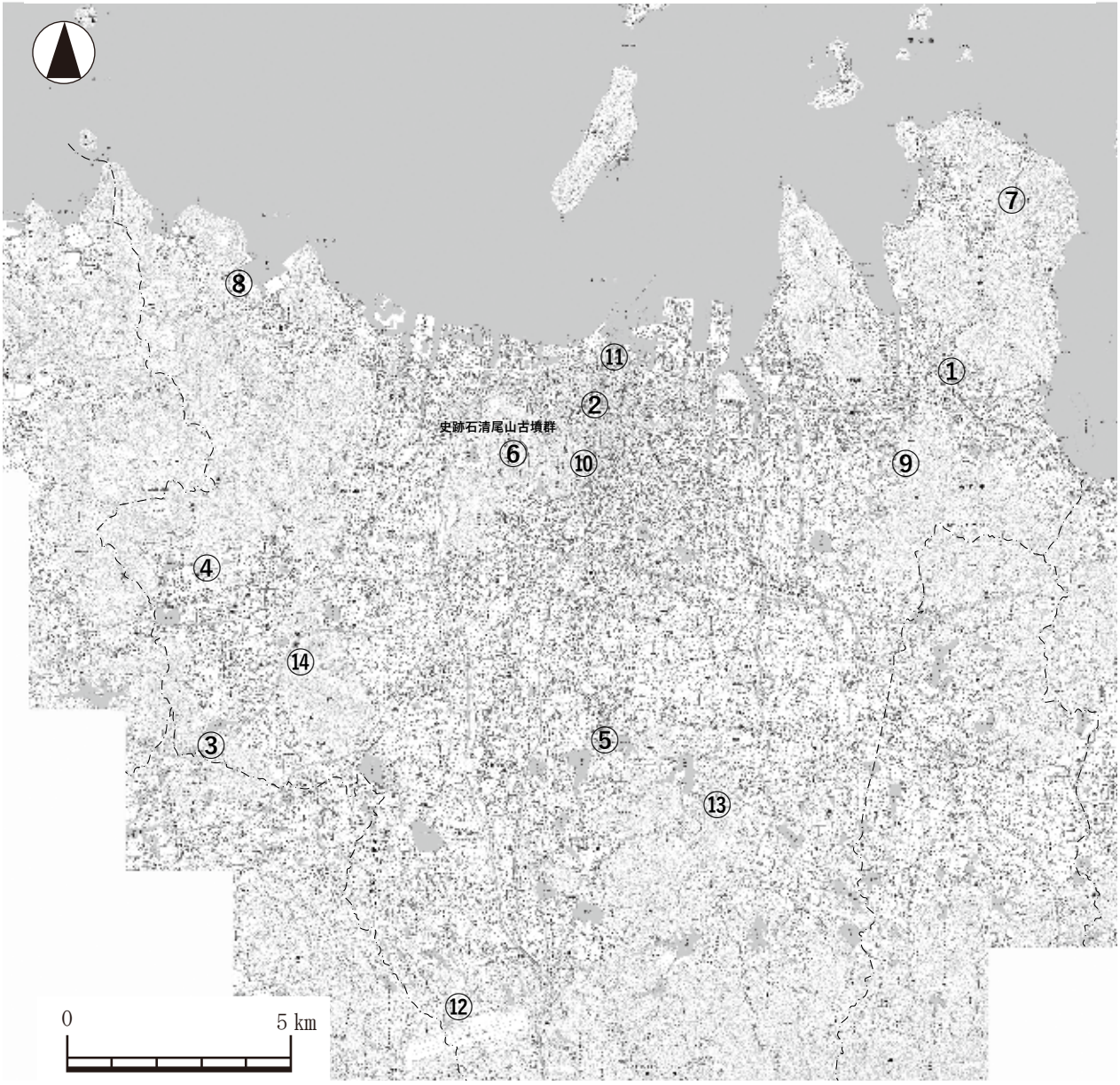
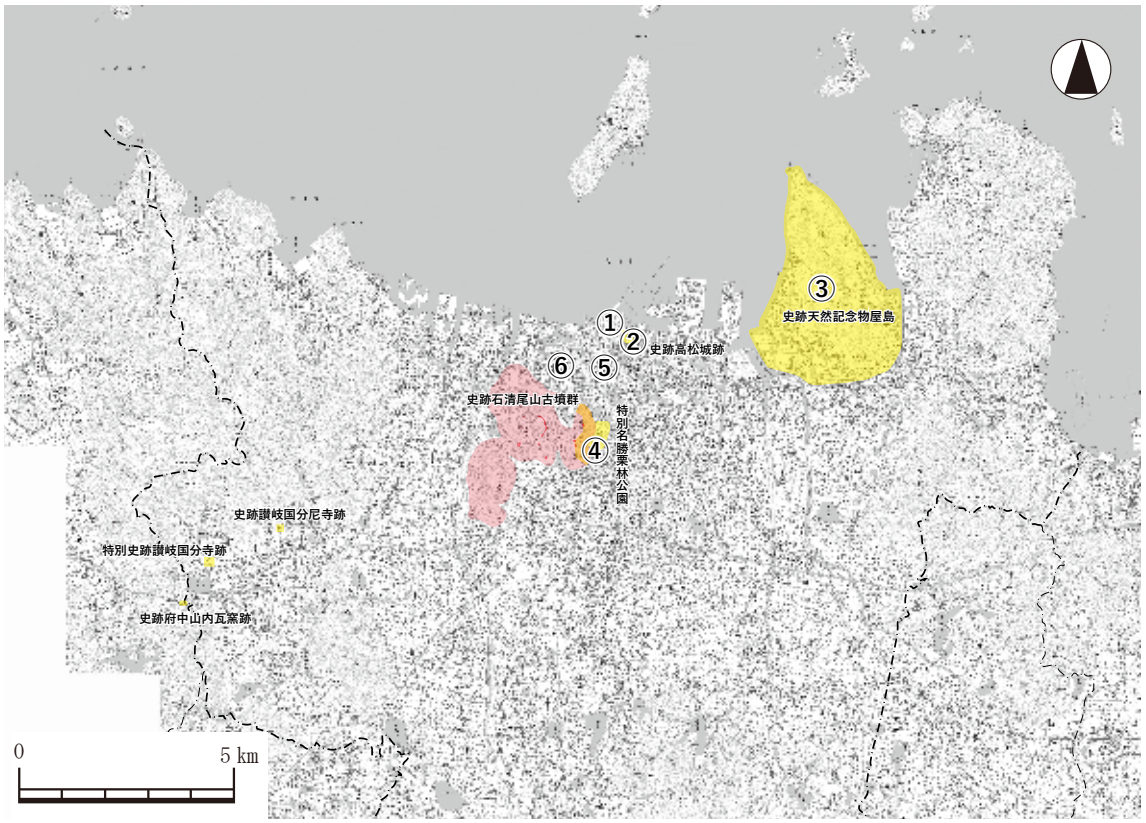


図２－13　高松市の主な公園緑地

4. 観光レクリエーション（図 2 － 14）

本市の主な観光レクリエーション施設として最も多くの集客数を誇るのが、臨海部に位置する高松シンボルタワーである。JR高松駅及び高松港に隣接するという立地上の特性や、近年では3年に1回開催される瀬戸内国際芸術祭の会場にも隣接することから、集客数を増やしている。また市域南部には、香川県唯一の大型児童館であるさぬきこどもの国が所在しており、年間を通じて多くの利用者がある。

これ以外では、かつてから本市の観光の目玉でもあり、本市も重点的に魅力向上に努めている国の史跡・天然記念物に指定されている屋島がある。近年、『日本書紀』に記載された古代山城である屋嶋城跡で城門を復元整備しているほか、山頂部には新屋島水族館や屋島寺、屋島山上交流拠点施設（やしまーる）も所在しており、これらを併せた観光誘致が行われている。また、高松の鉄道の玄関口であるJR高松駅に隣接する国指定史跡高松城跡、国の特別名勝に指定され、石清尾山古墳群の稲荷山地区が一部重複する回遊式大名庭園である栗林公園など、市中心部から 10 ㎞圏内に歴史的に価値も高く観光面でも寄与している施設が所在している。こういった歴史的な施設の学術面等の調査・研究や普及を行う施設として、市の中心部には高松市埋蔵文化財センターを設置しているほか、石清尾山の麓には石清尾山古墳群まで車で約 15 分の距離にある高松市歴史資料館、あるいは史跡高松城跡に隣接する香川県立ミュージアムなどの文化的施設が隣接して所在しており、文化財を体感する史跡等と調査・研究・公開する施設がコンパクトにまとまっている点が特徴と言える。





サンポート高松



玉藻公園（史跡高松城跡）



史跡・天然記念物屋島



特別名勝栗林公園



高松市埋蔵文化財センター



サンクリスタル高松（高松市歴史資料館）

図２－14　高松市の主な観光レクリエーション等施設

5. 法規制 （表２－３・4、図２－15～17）

法規制の概要

史跡石清尾山古墳群は、文化財保護法、都市公園法、都市計画法、森林法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）等の法令により規制・保護されている。

（1）文化財保護法

令和5年4月現在、峰山地区及び稲荷山地区に所在する16基の古墳が国史跡に指定されており、現状変更等を行う場合には、文化財保護法第125条第1項及び文化財保護法施行令第5条第4項に基づく許可が必要である。また、稲荷山地区で史跡石清尾山古墳群に追加指定された（平成30年10月15日告示）4基の古墳（稲荷山北端古墳、稲荷山姫塚古墳、稲荷山南塚古墳、稲荷山南塚北古墳）の一部は、特別名勝栗林公園の範囲と重複している。この範囲も現状変更等を行う場合には許可を要する範囲であり、後述する都市公園法に基づく規制と重複する範囲でもある。

また、山塊に所在する未指定の積石塚及び後期古墳については周知の埋蔵文化財包蔵地として香川県遺跡地図に登録されており、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘（掘削）しようとする場合には、国の機関等においてはあらかじめ文化庁長官に通知しなければならず（法94条）、それ以外の者が実施する場合においては事前に文化庁長官に届出を要する（法93条）。なお、平成12年の地方分権一括法の施行に伴う権限委譲により、上で文化庁長官とした通知・届出先は香川県教育委員会に読み替えている。

（2）都市公園法

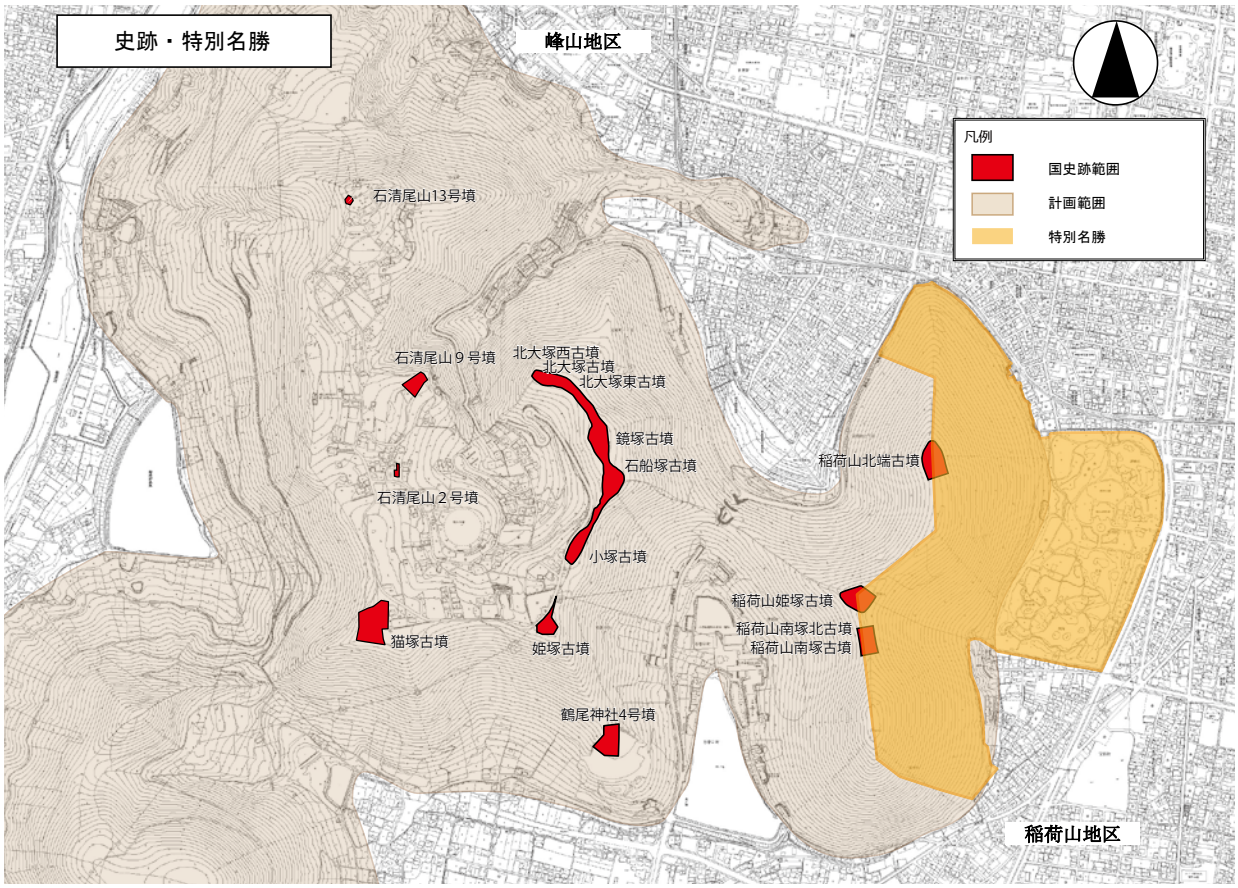
峰山地区では虫食い状とはなるが15.28haの範囲が「峰山公園」、稲荷山地区では75.31haが「栗林公園」の区域となっており、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設及びその他政令で定める公園施設に限り設置が可能である。特別の場合を除き、公園施設として設けられる建築物の建築面積には制限が定められている。

（3）都市計画法

峰山地区の一部と稲荷山地区全域が都市計画法に基づく風致地区となっており、建築物の新築の場合、高さ及び建ぺい率に制限が設けられており、このほか建築物の意匠制限、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等について、都市の風致維持のための制限がある。

（4）森林法

史跡指定地のうち、林野庁四国森林管理局が所有する範囲が森林法に基づく、土砂流出防備保安林、保健保安林、風致保安林、干害防備保安林に指定されている。区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉若しくは落ち枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行



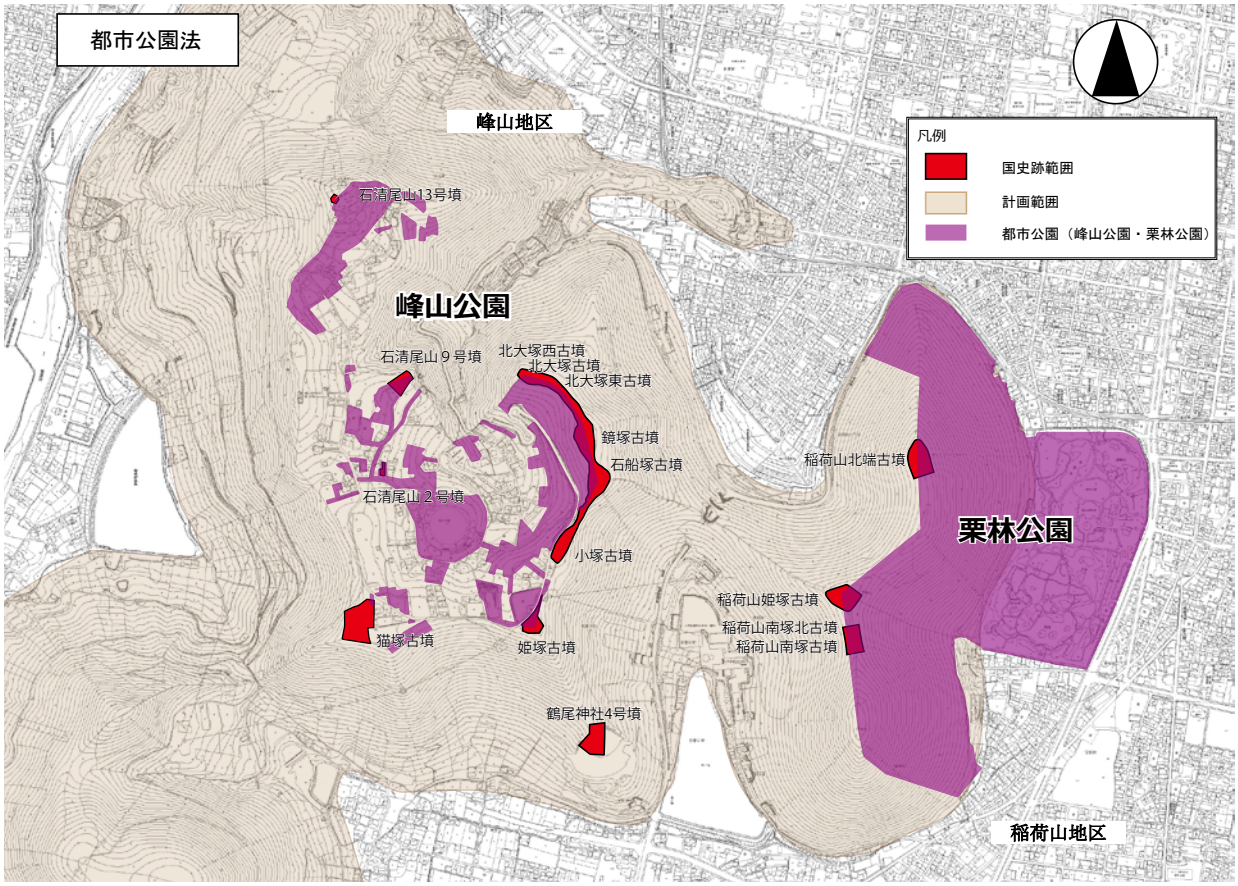


図２－15　史跡石清尾山古墳群に関連する法令規制①

為について一定の制限がある。

（5）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、峰山地区と稲荷山地区の一部が鳥獣保護区に指定されており、狩猟が禁止されている。

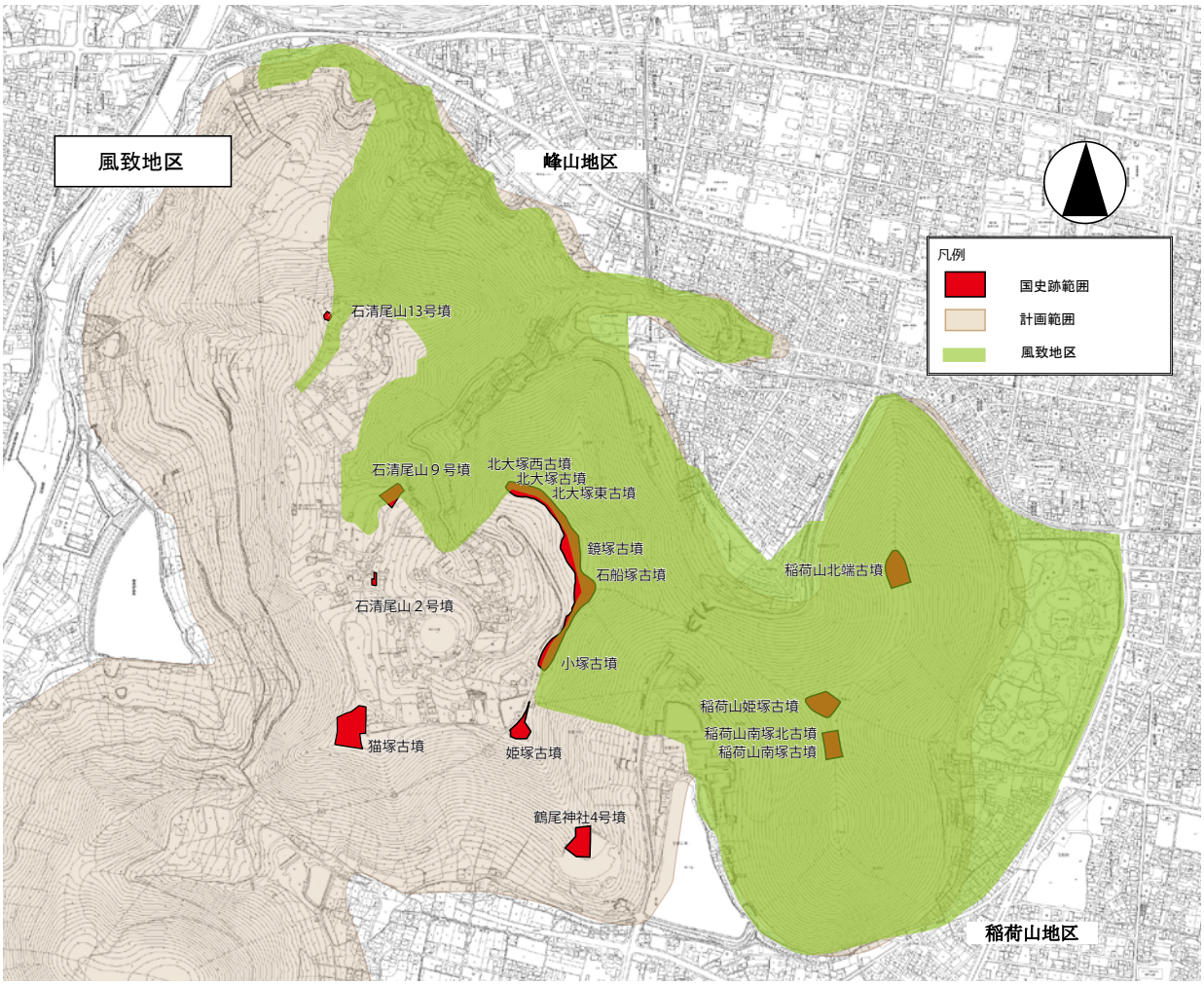
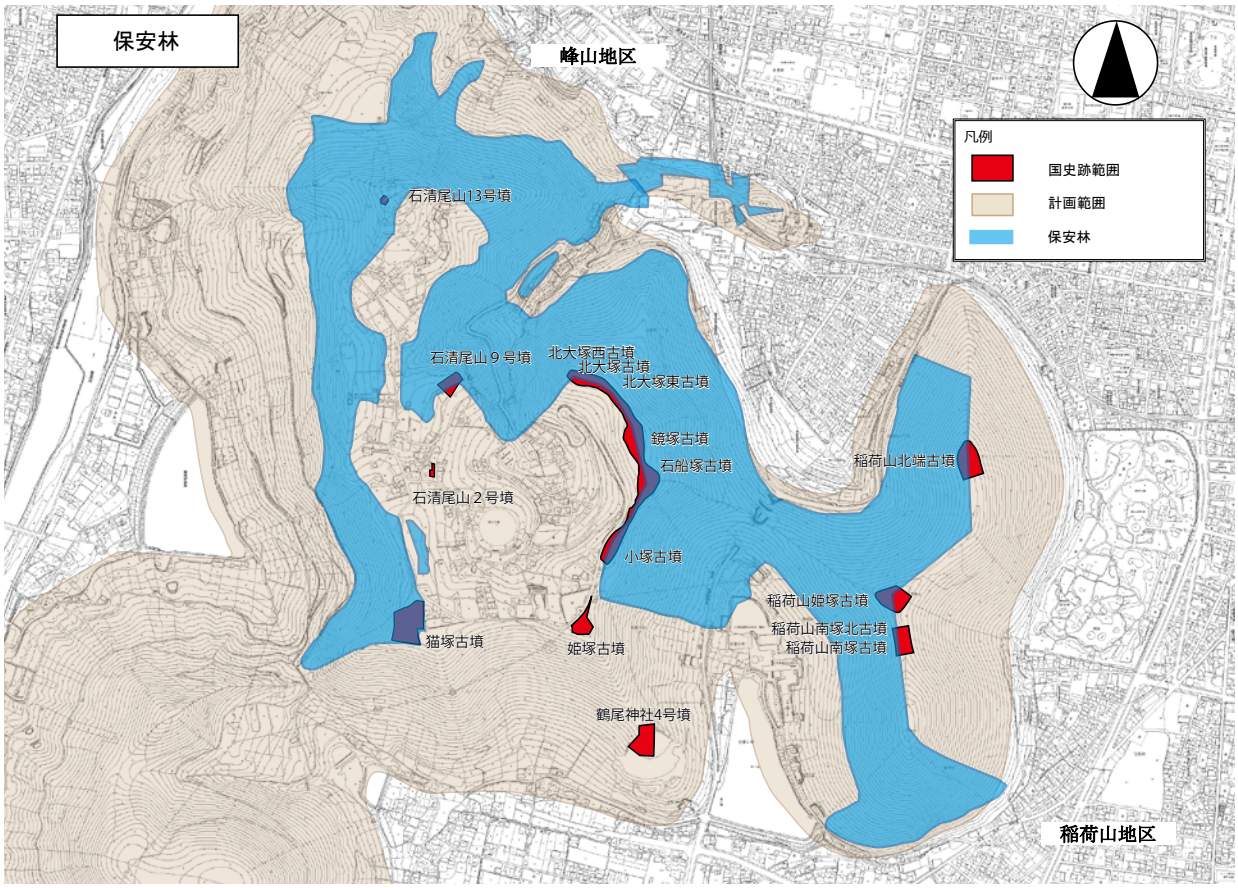


図２－16　史跡石清尾山古墳群に関連する法令規制②



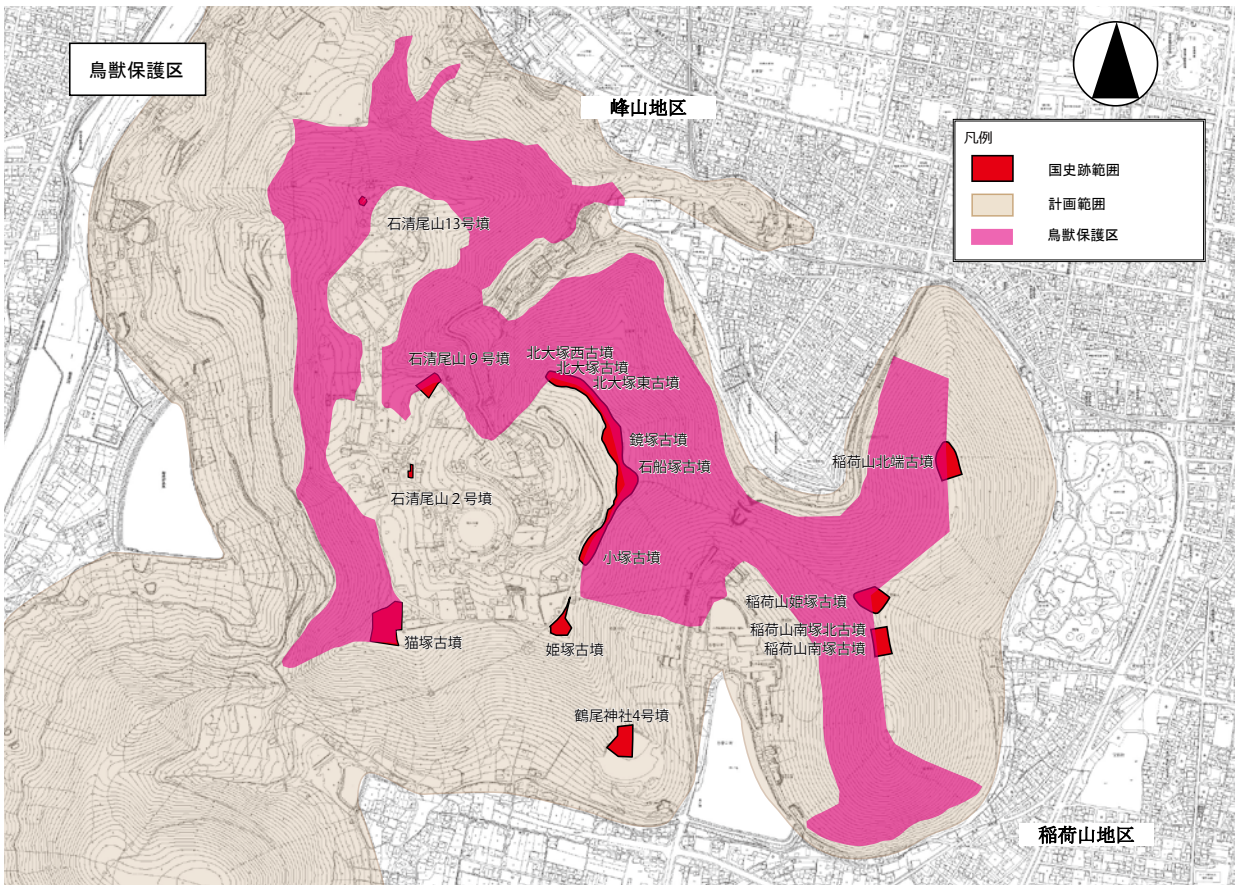


図２－17　史跡石清尾山古墳群に関連する法令規制③

表２－３　計画対象範囲に関連する法令規制等一覧

指定、規制に関する法律	対象となる行為	指定・規制目的	対象区域	協議先
(1) 文化財保護法				
史跡（許可制）	現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為	文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。	一部	高松市文化財課
特別名勝（許可制）	現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為	文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。	一部 （特別名勝栗林公園）	高松市文化財課
周知の埋蔵文化財包蔵地（届出制）	土地を発掘（掘削）しようとする場合。工事内容により立会や事前の発掘調査の実施等の指示がある。	土地に埋蔵されている文化財の保護を図る。	一部	高松市文化財課
(2) 都市公園法				
都市公園（許可制）	1 都市公園を損傷し、又は汚損すること 2 竹木を伐採し、又は植物を採取すること 3 土石、竹木等の物件を堆積すること 4 前３号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	一部 （特別名勝栗林公園） （高松市峰山公園）	香川県栗林公園観光事務所 高松市公園緑地課
(3) 都市計画法 高松市風致地区における建築等の規制に関する条例				
風致地区（許可制）	1 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。） 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	風致地区は、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める。	一部	高松市都市計画課
(4) 森林法				
保安林（許可制）	1 立木・立竹の伐採 2 立木の損傷 3 家畜を放牧 4 下草、落若しくは落枝を採取 5 土石若しくは樹根の採掘 6 開墾その他の土地の形質を変更する行為	1 水源のかん養 2 土砂の流出の防備 3 土砂の崩壊の防備 4 飛砂の防備 5 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備 6 なだれ又は落石の危険の防止 7 火災の防備 8 魚つき 9 航行の目標の保存 10 公衆の保健 11 名所又は旧跡の風致の保存	一部	香川県みどり保全課
(5) 鳥獣保護法				
鳥獣保護区（許可制）	鳥獣の狩猟	「鳥獣の保護及び管理」と「狩猟の適正化」を図ることを目的とする。	一部	香川県みどり保全課

表２－４　史跡指定古墳ごとの関連する法令規制等一覧

分類	古墳名	所有者	（１）			（２）		（３）	（４）	（５）
			史跡	埋蔵文化財包蔵地	特別名勝	都市公園（栗林公園）	都市公園（峰山公園）	風致地区	保安林	鳥獣保護区
①	稲荷山北端古墳	四国森林管理局 四国財務局 ＊占有者(一部) :香川県	○	○	○	○		○	○	○
	稲荷山姫塚古墳		○	○	○	○		○	○	○
	稲荷山南塚古墳		○	○	○	○		○	○	○
	稲荷山南塚北古墳		○	○	○	○		○	○	○
②	北大塚古墳	四国森林管理局 高松市	○	○			○	○	○	○
	北大塚西古墳		○	○			○	○	○	○
	北大塚古墳		○	○			○	○	○	○
	北大塚西古墳		○	○			○	○	○	○
	北大塚東古墳		○	○			○	○	○	○
	鏡塚古墳		○	○			○	○	○	○
	石船塚古墳		○	○			○	○	○	○
	小塚古墳		○	○			○	○	○	○
	石清尾山9号墳		○	○			○	○	○	○
	石清尾山13号墳		○	○			○	○	○	○
③	猫塚古墳	四国森林管理局	○	○					○	○
④	姫塚古墳	高松市	○	○			○			
	石清尾山2号墳		○	○			○			
⑤	鶴尾神社4号墳	高松市	○	○						

6. 指定文化財の概要 （表２－５～12、図２－18）

本市には、国・県・市の指定文化財が 170 件、登録文化財が 135 件所在する（令和5年7月現在）。各文化財の区分や指定件数等は一覧表のとおりである。これらのうち、石清尾山古墳群をはじめとする記念物は、本市には特別史跡を含む国史跡が8件、特別名勝を含む名勝が2件、天然記念物が1件ある。古墳時代においては石清尾山古墳群の積石塚及び後期古墳、古代においては『日本書紀』にもその名が記される屋嶋城跡を含む屋島や、四国唯一の特別史跡である讃岐国分寺跡とその至近に位置する讃岐国分尼寺跡、近世においては高松城跡、大名庭園である栗林公園、高松藩主歴代墓所の法然寺、讃岐遍路道－根香寺道－があり、これらの国指定文化財が概ね10㎞圏内に位置している。指定文化財の適切な保存管理はもとより、今後はコンパクトな範囲に収まる市域の地理的特性を生かした指定文化財等の連携した活用を行う必要がある。

表２－５　高松市内の指定文化財概要

市内所在国・県・市指定及び登録文化財件数表　　（令和５年８月７日現在）

種別		指定				登録			
		国	県	市	計	国	県	市	計
有形文化財	建造物	8	4	6	18	121	0	0	117
	絵画	3	2	2	7	0	0	0	0
	彫刻	8	6	2	16	0	0	0	0
	工芸品	8	7	12	27	0	0	0	0
	書跡・典籍	7	0	7	14	0	0	0	0
	古文書	2	0	1	3	0	0	0	0
	考古資料	0	1	7	8	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	4	4	0	0	1	1
	小計	36	20	41	97	121	0	1	118
無形文化財		3	4	1	8	0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗	6	5	4	15	1	0	0	1
	無形民俗	0	4	6	10	0	0	0	0
記念物	史跡(特別史跡含む)	8	3	14	25	1	－	11	12
	名勝(特別名勝含む)	2	1	0	3				
	天然記念物	1	5	6	12				
	小計	11	9	20	40	1	0	11	12
合計		56	42	72	170	123	0	12	135

なお、高松市の登録文化財は『高松市文化財保護条例』（昭和41年３月29日条例第13号）を根拠として登録している。

表２－６　高松市内の国指定文化財

国指定文化財一覧表

（令和５年８月７日現在）

種　別		名称及び所在地
重要文化財	建造物	国分寺本堂、高松城 北之丸月見櫓・北之丸渡櫓・北之丸水手御門・旧東之丸艮櫓、屋島寺本堂、小比賀家住宅（御厩町）、旧河野家住宅、旧下木家住宅（2件とも四国村）、披雲閣（玉藻公園）、香川県庁舎旧本館及び東館
	絵画	絹本著色十王像、絹本著色観世音功徳図屏風、紙本金地著色源氏物語図（若菜、紅葉賀）屏風（3件とも法然寺）
	彫刻	木造千手観音立像（国分寺）、木造不動明王立像（弘憲寺）、木造四天王立像（鷲峰寺）、木造毘沙門天立像（香西寺）、木造千手観音坐像（屋島寺）、木造千手観音立像（根香寺）、木造菩薩立像（正花寺）、板彫阿弥陀曼荼羅（開法寺）
	工芸品	太刀 銘 元重、（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、銅鐘（国分寺）、密教法具（弘憲寺）、田村神社古神宝類（市歴史資料館）、太刀 銘 兼氏（個人蔵）、梵鐘（屋島寺）、太刀 銘 國吉（個人蔵）、刀　折返銘備州長船景光（個人蔵）
	書籍・典籍	藤原佐理筆詩懐紙＊国宝、肥前国風土＊国宝、記紙本墨書月江正印墨蹟印可状、紙本墨書清拙正澄墨蹟平心字号、光厳院宸翰御奉納心経、法華経（5件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、万葉集巻第十五残巻 天治本（冠纓神社）
	古文書	紙本墨書花園天皇宸翰御消息（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、後深草天皇宸翰御消息（法然寺）
重要無形文化財（工芸技術）		蒟醤（保持者：磯井 正美、山下 義人、大谷早人）
重要有形民俗文化財		瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具、瀬戸内海の船図及び船大工用具、西日本の背負い運搬具コレクション（3件とも瀬戸内海歴史民俗資料館）、讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋、讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室（2件とも四国村）、牟礼・庵治の石工用具（石の民俗資料館）
記念物	史跡	讃岐国分寺跡＊特別史跡、府中山内瓦窯跡、讃岐国分尼寺跡、石清尾山古墳群、屋島、高松城跡、讃岐遍路道－根香寺道－、高松藩主松平家墓所(法然寺)
	名勝	栗林公園＊特別名勝、披雲閣庭園
	天然記念物	屋島

国登録文化財一覧表

種　別		名称及び所在地
有形文化財	建造物	旧御殿水源地喞筒場など６棟、四国村・異人館ワサ・ダウン住宅など２７棟、郷屋敷（旧井上家住宅）・主屋など15棟、山田屋（旧清酒源氏正宗醸造元）・主屋など８棟、村尾家住宅・主屋など６棟、天満屋呉服店・主屋など２棟、香龍北川家・住宅・主屋など２棟、愛染家住宅・主屋など４棟、田中家住宅・主屋など２棟、中村家住宅・主屋など２棟、料亭二蝶・主屋など４棟、間島家住宅・主屋など５棟、谷本家住宅・主屋１棟、滝口家住宅主屋１棟、増井家住宅主屋など３棟、宮處八幡宮・本殿など４棟、真鍋家住宅主屋など９棟、本堯寺松平頼該霊廟１棟、男木島灯台など5棟、森家住宅納屋など2棟、漆原家住宅など8棟、南原家住宅など4棟　　合計121件
民俗文化財	有形民俗	讃岐六条の水車及び関連用具
記念物	名勝地関係	増井氏庭園（雲門庵露地）

表２－７　高松市内の県指定文化財

県指定文化財一覧表　　（令和５年８月７日現在）

種別		名称及び所在地
有形文化財	建造物	旧入江家住宅（牟礼町）、旧山下家住宅、旧黒瀬家丸亀藩御用蔵、旧丸亀藩番所 附境界標柱（3件とも四国村）
	絵画	紙本著色高松城下図八曲屏風、高松松平家博物図譜（2件とも県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）
	彫刻	木造地蔵菩薩立像（弘憲寺）、木造五大尊像（根香寺）、金銅誕生釈迦仏立像（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、木造阿弥陀如来坐像、木造釈迦如来坐像、木造弥勒菩薩坐像（3躯で1件、法然寺）、木造智証大師坐像（根香寺）、木造六字明王立像（行徳院）
	工芸品	銅鐘（法泉寺）、青貝微塵塗鞘及び大小拵（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、刀 無銘 伝江義弘（市歴史資料館）刀 銘 龍藻軒多田鷹成（花ノ宮町）、蒟醤料紙箱及び硯箱　玉楮象谷作　附　硯箱付属文具（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、堆朱鼓箱　玉楮象谷作　狩野永笑図（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、刀銘　備前国住長船与三左衛門尉祐光
	考古資料	平形銅剣　高瀬町北条出土（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）
無形文化財（工芸技術）		蒟醤（保持者：伊賀 寛泰、太田勝子）、彫漆（保持者：北岡省三）、螺鈿漆（保持者：竹内幸司）
有形民俗文化財		香翠座人形頭（香翠座デコ芝居保存会）、ひょうげ祭りの神具（ひょうげ祭り保存会）、冠纓神社の大獅子（香南町）、高松藩飛竜丸船明細切絵図（県立ﾐｭｰｼﾞｱﾑ）、栗島伊勢神宮奉納舟絵馬（瀬戸内海歴史民俗資料館）
無形民俗文化財		祇園座（香川町農村歌舞伎保存会）、庵治締太鼓（庵治締太鼓保存会）、香翠座デコ芝居（香翠座デコ芝居保存会）、庵治の船祭り（庵治皇子神社船渡御保存会）
記念物	史跡	生駒親正夫妻墓所（弘憲寺）、今岡古墳（鬼無町）、高松市茶臼山古墳（前田西町ほか）
	名勝	小比賀家築山庭園（御厩町）
	天然記念物	船山神社のクス（仏生山町）、ソテツの岡、根上りカシ（2件とも栗林公園）、一瀬神社社叢（中山町）、岩部八幡神社のイチョウ（塩江町）

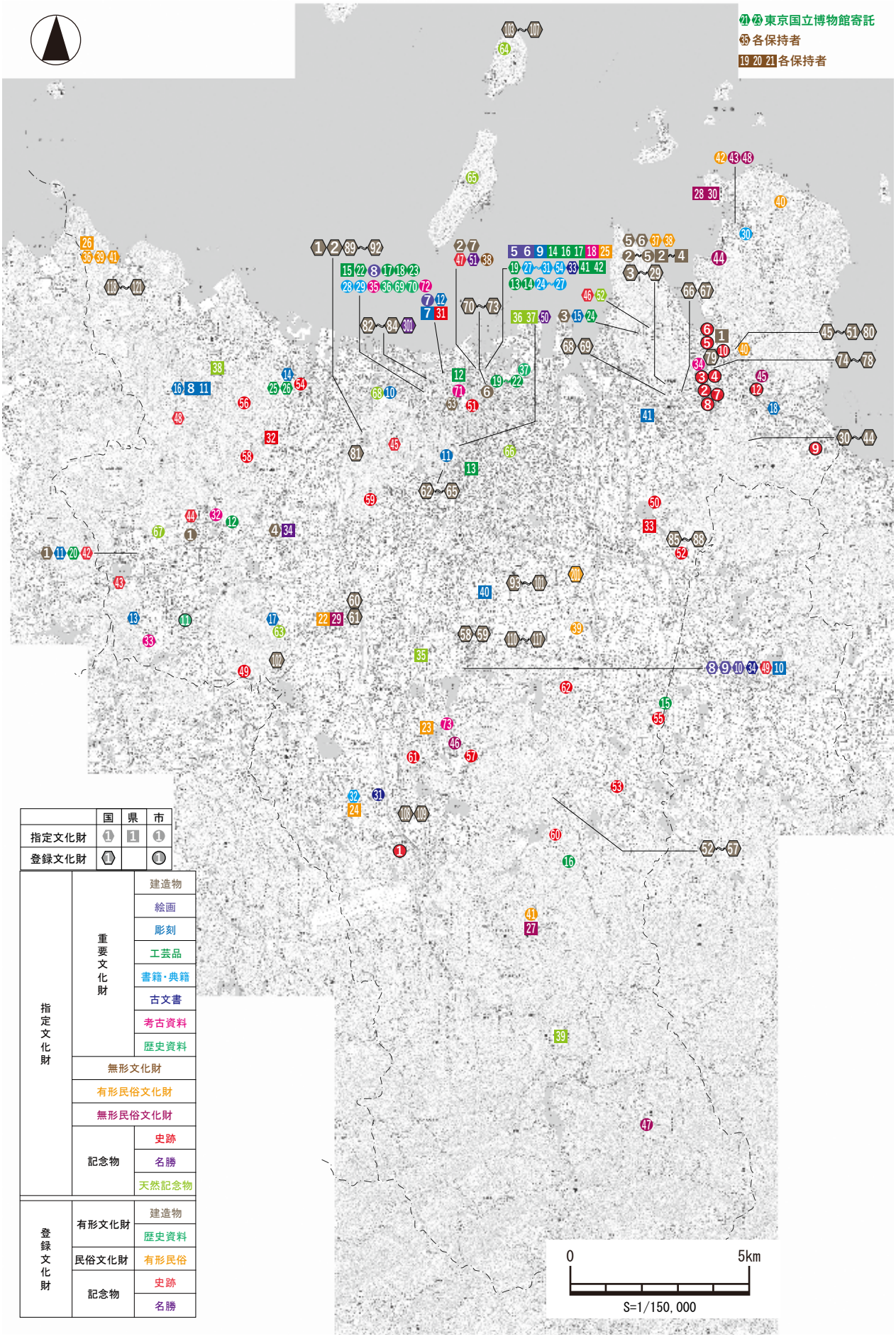
表２－８　高松市内の市指定文化財

市指定文化財一覧表　　（令和５年８月７日現在）

種別		名称及び所在地
有形文化財	建造物	国分寺北部小学校校門（国分寺町）、旧中石家住宅 主屋・隠居屋・納屋、小豆島の農村歌舞伎舞台、茶堂、旧吉野家住宅（4件とも四国村）、旧新塩屋町小学校門柱
	絵画	生駒親正肖像画（弘憲寺）、紙本墨画淡彩玉蘭精舎祝宴図屏風（市歴史資料館）
	彫刻	金銅誕生釈迦仏立像（西方寺）、木造阿弥陀如来立像（観興寺）
	工芸品	摩尼輪塔（国分寺町）、脇差 銘 讃州住盈永、仏餉茶碗（2件とも県立ミュージアム）、鰐口（個人蔵）、藤尾八幡神社奉納鏡（西植田町）、本小札肩白紺糸縅具足・二方白四十八間筋兜、刀 銘讃州住盈永 附 盈永文書、剣 銘 則國（3件とも市歴史資料館）、狭貫彫堆黒松ヶ浦香合（忘れ貝香合）隠し彫「松」「波」「天」、堆朱篳篥筥、讃岐彫堆朱手向山香盒、彩色蒟醤水指棚（4件とも市美術館）
	書籍・典籍	徳川家綱安堵判物案、永井尚庸・小笠原長頼連署奉書、松平頼重筆 和歌幅、松平頼重 短冊屏風（4件とも県立ミュージアム）、生駒家時代讃岐高松城屋敷割図 付同引伸図、讃岐国一宮田村大社壁書（2件とも市歴史資料館）、大般若波羅蜜多経（願成寺）
	古文書	由佐家文書（香南歴史民俗郷土館）
	考古資料	楠尾神社経塚出土遺物（楠尾神社）、石船石棺（国分寺町）、御城俊禅蒐集古瓦（洲崎寺）、大空遺跡出土弥生土器53点（市歴史資料館）、天満・宮西遺跡出土銅鐸（市埋蔵文化財センター）、鶴尾神社4号墳出土獣帯方格規矩四神鏡（市歴史資料館）、伝香川町浅野出土石棺
	歴史資料	山内村史、讃岐国絵図、高松城天守鯱（3件とも市歴史資料館）、玉椿象谷関連資料（市美術館）
無形文化財		水任流泳法（水任流保存会）
有形民俗文化財		清水神社の甕塚と上御盟跡（由良町）、祇園座衣装（香川町）、住吉神社お船「住吉丸」（「弁才船」の模型）、才田獅子頭　額田喜左衛門作（2件とも庵治町）
無形民俗文化財		庵治おどり、才田岩陰獅子舞（2件とも庵治町）、石切り唄、田井の子供神相撲（2件とも牟礼町）、ひょうげ祭り（香川町）、椛川たたら踊り（塩江町）
記念物	史跡	石ヶ鼻古墳（国分寺町）、久本古墳（新田町）、大井戸（瓦町）、前田城跡（前田西町）、下司廃寺塔跡（東植田町）、藤尾城跡（香西本町）、十河城跡（十川東町）、勝賀城跡（鬼無町ほか）、古宮古墳（鬼無町）、片山池1号窯跡（西春日町）、神内家墓地石塔群（西植田町）、東赤坂古墳、横岡山古墳（2件とも香川町）、三谷石舟古墳（三谷町）
	天然記念物	大石さんのムクノキ（西山崎町）、男木島の柱状節理及び岩海（男木町）、女木島の柱状節理（女木町）、平石井神社のクロガネモチ（今里町）、如意輪寺のヤブツバキ（国分寺町）、西方寺配水池のソメイヨシノ（西宝町）

市登録文化財一覧表

種別		名称及び所在地
有形文化財	歴史資料	文明塾扁額（国分寺町）
記念物	史跡	城所山2号墳（香南町）、佐藤継信の墓、総門、射落畠、祈り岩、駒立岩、長刀泉、菜切地蔵、弁慶の投げ石、柴野栗山宅址、六萬寺 附 杉の井（10件とも牟礼町）



	国	県	市
指定文化財	1	1	1
登録文化財	1		1

指定文化財	重要文化財	建造物
		絵画
		彫刻
		工芸品
		書籍・典籍
		古文書
		考古資料
		歴史資料
	無形文化財	
	有形民俗文化財	
	無形民俗文化財	
	記念物	史跡
		名勝
		天然記念物
登録文化財	有形文化財	建造物
		歴史資料
	民俗文化財	有形民俗
	記念物	史跡
		名勝

図２－18　高松市内の指定文化財位置図

表２－９　高松市内の指定文化財位置図対応一覧表①

国指定文化財一覧

No.	指定区分	種別	指定名称	員数
1	重要文化財	建造物	国分寺本堂	一棟
2	重要文化財	建造物	高松城(北之丸月見櫓、北之丸渡櫓、北之丸水手御門、旧東之丸艮櫓)	四棟
3	重要文化財	建造物	屋島寺本堂、附厨子一基	一棟
4	重要文化財	建造物	小比賀家住宅主屋、附土塀、午門、土蔵、米蔵、附土塀、屋敷絵図	四棟
5	重要文化財	建造物	旧下木家住宅(旧所在徳島県美馬郡一宇村)、附棟札一枚	一棟
6	重要文化財	建造物	旧河野家住宅(旧所在愛媛県上浮穴郡小田町)	一棟
7	重要文化財	建造物	披雲閣(旧松平家高松別邸)本館、本館付倉庫、倉庫、附裏門一棟、袖塀二棟(東袖塀、西袖塀)、井戸屋形一棟、四阿二棟(東四阿、西四阿)	三棟
8	重要文化財	絵画	絹本著色十王像陸信忠筆	十副
9	重要文化財	絵画	絹本著色観世音功徳図伝鶴州筆六曲屏風三双、二曲屏風一双	四双
10	重要文化財	絵画	紙本金地著色源氏物語図(若菜、紅葉賀)狩野養信筆八曲屏風	一双
11	重要文化財	彫刻	木造千手観音立像	一軀
12	重要文化財	彫刻	木造不動明王立像	一軀
13	重要文化財	彫刻	木造四天王立像	四軀
14	重要文化財	彫刻	木造毘沙門天立像	一軀
15	重要文化財	彫刻	木造千手観音坐像	一軀
16	重要文化財	彫刻	木造千手観音立像	一軀
17	重要文化財	彫刻	木造菩薩立像	一軀
18	重要文化財	彫刻	板彫阿弥陀曼荼羅	一面
19	重要文化財	工芸品	太刀銘元重	一口
20	重要文化財	工芸品	銅鐘	一口
21	重要文化財	工芸品	密教法具(金剛盤一面、六器六口、火舎一口、飲食器二口、灑水器一口、塗香器一口)	
22	重要文化財	工芸品	田村神社古神宝類(片添刃鉄鉾身一口、瑞花双鳳禽獣鏡一面、十二支八卦文鏡一面、素文鏡一面、素文八花鏡残闕一片)	
23	重要文化財	工芸品	太刀銘兼氏	一口
24	重要文化財	工芸品	梵鐘	一口
25	重要文化財	工芸品	短刀銘國吉	一口
26	重要文化財	工芸品	刀折返銘備州長船景光	一口
27	国宝	書跡	藤原佐理筆詩懐紙	一幅
28	重要文化財	書跡	紙本墨書月江正印墨蹟印可状(泰定戊辰仲春)	一幅
29	重要文化財	書跡	紙本墨書清拙正澄墨蹟平心字号(嘉暦戊辰之秋)	一幅
30	重要文化財	書跡	光厳院宸翰御奉納心経	三巻
31	重要文化財	書跡	法華経	八巻
32	重要文化財	書跡	万葉集巻第十五残巻(天治本)	一巻
33	重要文化財	古文書	紙本墨書花園天皇宸翰御消息(十二月二日)	一幅
34	重要文化財	古文書	後深草天皇宸翰御消息(十二月十日)	一幅
35	重要無形文化財	工芸技術	蒟醤	三名
36	重要有形民俗文化財		瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具	2,843点
37	重要有形民俗文化財		讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋	937点三棟
38	重要有形民俗文化財		讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室	5,577点三棟
39	重要有形民俗文化財		瀬戸内海の船図及び船大工用具	2,813点
40	重要有形民俗文化財		牟礼・庵治の石工用具	791点
41	重要有形民俗文化財		西日本の背負い運搬具コレクション	310点
42	記念物	特別史跡	讃岐国分寺跡	
43	記念物	史跡	府中山内瓦窯跡	
44	記念物	史跡	讃岐国分尼寺跡	
45	記念物	史跡	石清尾山古墳群	
46	記念物	史跡	屋島	
47	記念物	史跡	高松城跡	
48	記念物	史跡	讃岐遍路道曼荼羅寺道善通寺境内根香寺道	
49	記念物	史跡	高松藩主松平家墓所	
50	記念物	特別名勝	栗林公園	
51	記念物	名勝	披雲閣庭園	
52	記念物	天然記念物	屋島	
53	重要文化財	建造物	香川県庁舎旧本館及び東館	
54	国宝	書跡	肥前国風土記	一帖

国登録文化財一覧

No.	種別	指定名称	員数
1	建造物	旧御殿水源地喞筒場	一棟
2	建造物	旧御殿水源地事務所	一棟
3	建造物	四国村前田家土蔵・座敷	一棟
4	建造物	四国村潟元消防組第四部新馬場消防屯所	一棟
5	建造物	四国村小豆島北浦村の石蔵	一棟
6	建造物	四国村土佐三崎の義倉	一棟
7	建造物	四国村福井家の石蔵	一棟
8	建造物	四国村石舟のアーチ橋	一棟
9	建造物	四国村森野家住宅風呂便所	一棟
10	建造物	四国村稲田家住宅土蔵	一棟
11	建造物	四国村土佐の楮蒸し小屋	一棟
12	建造物	四国村久米通賢先生旧宅主屋	一棟
13	建造物	四国村江埼燈台退息所	一棟
14	建造物	四国村鍋島燈台退息所	一棟
15	建造物	四国村鍋島燈台退息所倉庫	一棟
16	建造物	四国村鍋島燈台退息所西水槽	一基
17	建造物	四国村鍋島燈台退息所東水槽	一基
18	建造物	四国村鍋島燈台退息所北水槽	一基
19	建造物	四国村鍋島燈台退息所日時計	一基
20	建造物	四国村クダコ島燈台退息所	一棟
21	建造物	四国村クダコ島燈台退息所別棟	一棟
22	建造物	四国村クダコ島燈台退息所表門	一基
23	建造物	四国村クダコ島燈台退息所通用門	一基
24	建造物	四国村クダコ島燈台退息所日時計	一基
25	建造物	四国村常夜燈	一基
26	建造物	四国村金毘羅石燈籠	一基
27	建造物	四国村異人館ワサ・ダウン住宅	一棟
28	建造物	四国村異人館ワサ・ダウン住宅正門	一基
29	建造物	四国村異人館ワサ・ダウン住宅東門	一基
30	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)主屋	一棟
31	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)離座敷	一棟
32	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)取合廊下	一棟
33	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)元湯殿	一棟
34	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)北蔵東	一棟

表２－10　高松市内の指定文化財位置図対応一覧表②

No.	種別	指定名称	員数
35	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)北蔵西	一棟
36	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)東蔵	一棟
37	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)米蔵	一棟
38	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)蔵	一棟
39	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)西蔵	一棟
40	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)表門	一棟
41	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)中門	一棟
42	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)中練塀	一棟
43	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)東練塀	一棟
44	建造物	郷屋敷(旧井上家住宅)西練塀	一棟
45	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)主屋	一棟
46	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)長屋門	一棟
47	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)南酒蔵	一棟
48	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)北酒蔵	一棟
49	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)灯篭	一基
50	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)煙突	一基
51	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)庭門	一棟
52	建造物	村尾家住宅主屋	一棟
53	建造物	村尾家住宅長屋門	一棟
54	建造物	村尾家住宅南土蔵	一棟
55	建造物	村尾家住宅納屋	一棟
56	建造物	村尾家住宅北土蔵	一棟
57	建造物	村尾家住宅石垣	一基
58	建造物	天満屋呉服店主屋	一棟
59	建造物	天満屋呉服店米蔵	一棟
60	建造物	香龍北川家住宅主屋	一棟
61	建造物	香龍北川家住宅酒蔵	一棟
62	建造物	愛染家住宅主屋	一棟
63	建造物	愛染家住宅離れ	一棟
64	建造物	愛染家住宅西蔵	一棟
65	建造物	愛染家住宅東蔵	一棟
66	建造物	田中家住宅主屋	一棟
67	建造物	田中家住宅酉蔵	一棟
68	建造物	中村家住宅主屋	一棟
69	建造物	中村家住宅庭門及び塀	一棟
70	建造物	料亭二蝶主屋	一棟
71	建造物	料亭二蝶大座敷	一棟
72	建造物	料亭二蝶茶室	一棟
73	建造物	料亭二蝶表門	一棟
74	建造物	間島家住宅主屋	一棟
75	建造物	間島家住宅長屋門	一棟
76	建造物	間島家住宅土蔵	一棟
77	建造物	間島家住宅庭門及び土塀	一棟
78	建造物	間島家住宅外塀	一棟
79	建造物	谷本家住宅主屋	一棟
80	建造物	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)儀兵衛地蔵堂	一棟
81	建造物	滝口家住宅主屋	一棟
82	建造物	増井家住宅主屋	一棟
83	建造物	増井家住宅書院	一棟
84	建造物	増井家住宅茶室(中潜及び待合付)	一棟
85	建造物	宮處八幡宮本殿	一棟
86	建造物	宮處八幡宮拝殿及び幣殿	一棟
87	建造物	宮處八幡宮末社護国神社本殿	一棟
88	建造物	宮處八幡宮注連柱	一基
89	建造物	旧御殿水源地倉庫	一棟
90	建造物	旧御殿水源地集水埋渠東方人孔	一基
91	建造物	旧御殿水源地北門門柱	一基
92	建造物	旧御殿水源地擁壁	一棟
93	建造物	真鍋家住宅主屋	一棟
94	建造物	真鍋家住宅離れ	一棟
95	建造物	真鍋家住宅茶室	一棟
96	建造物	真鍋家住宅土蔵	一棟
97	建造物	真鍋家住宅長屋門及び土塀	一棟
98	建造物	真鍋家住宅納屋及び土塀	一棟
99	建造物	真鍋家住宅東門及び土塀	一棟
100	建造物	真鍋家住宅中門及び塀	一棟
101	建造物	真鍋家住宅土塀	一棟
102	建造物	本堯寺松平頼該霊廟	一棟
103	建造物	男木島灯台	一棟
104	建造物	男木島灯台退息所	一棟
105	建造物	男木島灯台旧倉庫	一棟
106	建造物	男木島灯台表門及び塀	一基
107	建造物	男木島灯台石垣	一基
108	建造物	森家住宅納屋	一棟
109	建造物	森家住宅長屋門	一棟
110	建造物	漆原家住宅主屋	一棟
111	建造物	漆原家住宅湯殿	一棟
112	建造物	漆原家住宅土蔵	一棟
113	建造物	漆原家住宅長屋門	一棟
114	建造物	漆原家住宅水肥納屋	一棟
115	建造物	漆原家住宅木納屋	一棟
116	建造物	漆原家住宅中門及び袖	一棟
117	建造物	漆原家住宅土塀	一棟
118	建造物	旧南原家住宅主屋	一棟
119	建造物	旧南原家住宅南蔵	一棟
120	建造物	旧南原家住宅南東蔵	一棟
121	建造物	旧南原家住宅長屋門	一棟

1	登録有形民俗文化財	讃岐六条の水車及び関連用具	水車1件、関連用具348点

1	名勝	増井氏庭園(雲門庵露地)	

表２－11　高松市内の指定文化財位置図対応一覧表③

香川県指定文化財一覧

No.	指定区分	種別	指定名称	員数
1	有形	建造物	旧入江家住宅	一棟
2	有形	建造物	旧山下家住宅	一棟
3	有形	建造物	旧黒瀬家丸亀藩御用蔵	一棟
4	有形	建造物	旧丸亀藩番所附境界標柱	一棟
5	有形	絵画	紙本著色高松城下図八曲屏風	一隻
6	有形	絵画	高松松平家博物図譜(衆鱗図四帖、衆禽画譜二帖、衆芳画譜四帖、写生画帖三帖、附衆鱗手鑑目録二冊、漆箱四合)	
7	有形	彫刻	木造地蔵菩薩立像	一軀
8	有形	彫刻	木造五大尊像	五軀
9	有形	彫刻	金銅誕生釈迦仏立像	一軀
10	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像(三仏堂安置) 木造釈迦如来坐像(三仏堂安置) 木造弥勒菩薩坐像(三仏堂安置)	三軀
11	有形	彫刻	木造智証大師坐像	一軀
12	有形	工芸品	銅鐘	一口
13	有形	工芸品	刀銘龍藻軒多田鷹成	一口
14	有形	工芸品	青貝微塵塗鞘および大小拵	一揃
15	有形	工芸品	刀無銘伝江義弘(号芦葉江)	一口
16	有形	工芸品	蒟醤料紙箱及び硯箱玉楮象谷作附硯箱付属文具	一具一式
17	有形	工芸品	堆朱鼓箱玉楮象谷作狩野永笑図	一合
18	有形	考古資料	平形銅剣高瀬町北条出土	三口
19	無形	工芸技術	蒟醤	二名
20	無形	工芸技術	彫漆	一名
21	無形	工芸技術	髹漆	一名
22	民俗	有形民俗	香翠座人形頭	五十個
23	民俗	有形民俗	ひょうげ祭りの神具	一式
24	民俗	有形民俗	冠纓神社の大獅子	二頭
25	民俗	有形民俗	高松藩飛竜丸船明細切絵図	八点
26	民俗	有形民俗	粟島伊勢神宮奉納舟絵馬	13点のうち2点
27	民俗	無形民俗	祇園座	
28	民俗	無形民俗	庵治締太鼓	
29	民俗	無形民俗	香翠座デコ芝居	
30	民俗	無形民俗	庵治の船祭り	
31	記念物	史跡	生駒親正夫妻墓所	
32	記念物	史跡	今岡古墳	
33	記念物	史跡	高松市茶臼山古墳	
34	記念物	名勝	小比賀家築山庭園	
35	記念物	天然記念物	船山神社のクス	一株
36	記念物	天然記念物	ソテツの岡	
37	記念物	天然記念物	根上りカシ	一株
38	記念物	天然記念物	一瀬神社社叢	
39	記念物	天然記念物	岩部八幡神社のイチョウ	二株
40	有形	彫刻	木造六字明王立像	一軀
41	有形	工芸品	刀銘 備前国住長船与三左衛門尉祐光	一振

表２－12　高松市内の指定文化財位置図対応一覧表④

高松市指定文化財一覧

No.	指定区分	種別	指定名称	員数
1	有形	建造物	国分寺北部小学校校門（旧端岡尋常小学校校門）	一基
2	有形	建造物	旧中石家住宅主屋・隠居屋・納屋	三棟
3	有形	建造物	小豆島の農村歌舞伎舞台	一棟
4	有形	建造物	茶堂	一棟
5	有形	建造物	旧吉野家住宅	一棟
6	有形	建造物	旧新塩屋町小学校門柱	4基(2対)
7	有形	絵画	生駒親正肖像画	一幅
8	有形	絵画	紙本墨画淡彩玉蘭精舎祝宴図屏風大原東野筆	六曲一隻
~~9~~	~~有形~~	~~彫刻~~	~~木造六字尊立像~~※県指定に昇格	~~一軀~~
10	有形	彫刻	金銅誕生釈迦仏立像	一軀
11	有形	彫刻	木造阿弥陀如来立像	一軀
12	有形	工芸品	摩尼輪塔	一基
13	有形	工芸品	脇差銘讃州住盈永	一揃
14	有形	工芸品	仏餉茶碗	一対
15	有形	工芸品	鰐口	一口
16	有形	工芸品	藤尾八幡神社奉納鏡（亀甲地双鳥鏡・菊花散双鳥鏡）	二面
17	有形	工芸品	本小札肩白紺糸縅具足二方白四十八間筋兜	一領
18	有形	工芸品	剣銘則國	一口
19	有形	工芸品	狭貫彫堆黒松ヶ浦香合（忘貝香合）隠し彫「松」「波」「天」（象谷作／嘉永四年三月上納）	三合
20	有形	工芸品	堆朱篳篥筥（象谷作／嘉永四年六月成／京都興正寺門跡用命）	一合
21	有形	工芸品	讃岐彫堆朱手向山香盒（象谷作／嘉永四年十月／京都北野天満宮奉納）	一合
22	有形	工芸品	彩色蒟醤水指棚（象谷作／嘉永六年井伊掃部頭所望）	一基
23	有形	工芸品	刀銘讃州住盈永附盈永文書	一口
24	有形	書跡	徳川家綱安堵判物案	三通
25	有形	書跡	永井尚庸・小笠原長頼連署奉書	二通
26	有形	書跡	松平頼重筆和歌幅	三幅
27	有形	書跡	松平頼重短冊屏風	六曲一双
28	有形	書跡	生駒家時代讃岐高松城屋敷割図付同引伸図	二枚
29	有形	書跡	讃岐国一宮田村大社壁書	一面
30	有形	書跡	大般若波羅蜜多経	六百巻
31	有形	古文書	由佐家文書	28点
32	有形	考古資料	楠尾神社経塚出土遺物（銅板製経筒7口，陶製容器6個，和鏡1面，直刀の残欠2片）	
33	有形	考古資料	石船石棺	一基
34	有形	考古資料	御城俊禅蒐集古瓦	一式
35	有形	考古資料	大空遺跡出土弥生土器53点	53点
36	有形	歴史資料	山内村史	五巻
37	有形	歴史資料	玉楮象谷関連資料（一御用留1冊一法図控紅花緑葉堂1冊一漆彫物控紅花緑葉堂1冊一狩野親信御鼓箱下絵1点一象谷所持印一石印2顆）	32点
38	無形		水任流泳法	一団体
39	民俗	有形民俗	清水神社の甕塚と上御盟跡	
40	民俗	有形民俗	住吉神社お船「住吉丸」（「弁才船」の模型）	一隻
41	民俗	有形民俗	祇園座衣装	一式
42	民俗	有形民俗	才田獅子頭（額田喜左衛門作）	一頭
43	民俗	無形民俗	庵治おどり	
44	民俗	無形民俗	石切り唄	
45	民俗	無形民俗	田井の子供神相撲	
46	民俗	無形民俗	ひょうげ祭り	
47	民俗	無形民俗	椛川たたら踊り	
48	民俗	無形民俗	庵治町才田岩陰獅子舞	
49	記念物	史跡	石ヶ鼻古墳	一基
50	記念物	史跡	久本古墳	一基
51	記念物	史跡	大井戸	一基
52	記念物	史跡	前田城跡	
53	記念物	史跡	下司廃寺塔跡	
54	記念物	史跡	藤尾城跡	
55	記念物	史跡	十河城跡	
56	記念物	史跡	勝賀城跡	
57	記念物	史跡	東赤坂古墳	一基
58	記念物	史跡	古宮古墳	一基
59	記念物	史跡	片山池1号窯跡	
60	記念物	史跡	神内家墓地石塔群	五輪塔13基 宝篋印塔1基
61	記念物	史跡	横岡山古墳	一基
62	記念物	史跡	三谷石舟古墳	一基
63	記念物	天然記念物	大石さんのムクノキ	一株
64	記念物	天然記念物	男木島の柱状節理および岩海	
65	記念物	天然記念物	女木島の柱状節理	
66	記念物	天然記念物	平石井神社のクロガネモチ	一群生
67	記念物	天然記念物	如意輪寺のヤブツバキ	一株
68	記念物	天然記念物	西方寺配水池のソメイヨシノ	叢樹
69	有形	歴史資料	讃岐国絵図	一鋪
70	有形	歴史資料	高松城天守鯱	一口
71	有形	考古資料	天満・宮西遺跡出土銅鐸	一片
72	有形	考古資料	鶴尾神社4号墳獣帯方格規矩鏡	一面
73	有形	考古資料	伝香川町浅野出土石棺	一基

高松市登録文化財一覧

No.	登録種別	登録名称	員数
1	史跡	城所山2号墳	1基
2	史跡	佐藤継信の墓（源平屋島合戦古戦場）	
3	史跡	総門（源平屋島合戦古戦場）	
4	史跡	射落畠（源平屋島合戦古戦場）	
5	史跡	祈り岩（源平屋島合戦古戦場）	
6	史跡	駒立岩（源平屋島合戦古戦場）	
7	史跡	長刀泉（源平屋島合戦古戦場）	
8	史跡	菜切地蔵（源平屋島合戦古戦場）	
9	史跡	弁慶の投げ石（源平屋島合戦古戦場）	
10	史跡	柴野栗山宅址	
11	歴史資料	文明塾扁額（旧山内尋常小学校扁額）	一面
12	史跡	六萬寺 附 杉の井（源平屋島合戦古戦場）	

第４節　歴史的環境

１．石清尾山周辺の歴史的環境　（図２－19）

石清尾山山塊周辺では、縄文時代晩期の縄文土器片が上天神遺跡や北山浦遺跡等で確認されているが、遺構の形成は明瞭ではない。弥生時代前期の遺跡には松並・中所遺跡、北山浦遺跡が見られる。峰山の中央に所在する摺鉢谷遺跡では、弥生時代中期中葉から後葉の遺物が採集されており、高地性集落の存在が推測される。峰山北側尾根の下ノ山遺跡では、明治時代初頭に開発に際して中広形銅矛2点が出土している。丘陵南側の北山浦遺跡では弥生時代中期中葉から中期後葉を中心とした遺構が確認されており、特に香東川下流域産土器が生産される前段階である弥生時代中期の土器焼成遺構の存在が注目される。弥生時代後期初頭から前葉の遺跡としては、上天神遺跡が見られる。本遺跡は高松平野の中でも搬入土器の割合が高く、香東川下流域産土器と呼称される胎土と製作技法に特徴のある土器の生産主体となった遺跡と考えられており、これが広域に移動する点からも高松平野における対外交流の一つの拠点となった集落と考えられる。これ以降、周辺では古墳時代前期を含めて明確な集落域が検出できていない。石清尾山古墳群で用いられた埴輪の中には、香東川下流域産土器と同質の胎土と類似した技法を持つ一群が知られるが、その製作地、製作者集団についての手がかりは知られていない。

石清尾山の周辺では、石清尾山古墳群の他に前期古墳の築造は知られていない。前期末で積石塚が断絶したのち、中期は古墳築造の空白期間となる。これが再開するのは、後期後半に入ってからである。特に浄願寺山山頂に展開する後期古墳は、石室の開口方向が共通し、周濠を共有するなど、一体的な群形成の意図を強く読み取ることができる。50 基程度の古墳が集中し、観音寺市母神山古墳群とともに、讃岐地域を代表する大規模群集墳である。隔絶した規模を持つ中核的な古墳の存在は知られず、いずれも中小規模墳が並列的に築造される点に特徴がある。

古代においては、浄願寺山東方山麓に、古代寺院の坂田廃寺が建てられる。基壇や礎石が確認されたほか、金銅誕生釈迦仏立像の出土が知られる。坂出市開法寺、鴨廃寺と同一文様系譜の軒丸瓦が出土しており、綾氏との関連が想定されている。これを傍証するように、『日本霊異記』には坂田郷に綾姓の富者の存在が記される。また、坂田廃寺に瓦を供給した片山池窯跡群、南山浦1号窯等の瓦窯も近隣に展開しており、室町時代までの寺院の改修に瓦を供給していたことが知られる。地方の氏寺の運営実態を知る重要な地域である。

中世には、石清尾山山上の土地利用が一部で認められる。稲荷山の南端最高所（別名：室山）に香西氏の出城として土塁が良好に遺存する室山城が築かれる。また、山裾の野原中村及び南西側の坂田の土居の里が城下の集落として形成された可能性が想定される。石清尾山の東北方向の臨海部では、港町「野原」の存在が調査研究で明らかになってきた。坂田郷に関連する事柄について整理すると、野原荘は野原郷から坂田郷にかけて設けられた白河院勅使田が、応徳年間（1084～1087）に皇室領として立荘されたものである。坂田郷に所在する松並・中所遺跡では、やや内陸であ

るが、搬入土器の高い出土比率が確認されたことで、摺鉢谷川を通じた港湾部からの物流が想定されており、臨海部との強い関連性が指摘される。山裾には、延喜 18（918）年に山城石清水八幡宮の分霊を勧請したとされる石清尾八幡宮が所在する。『讃岐国名勝図会』には、貞治2（1363）年、細川頼之が河野氏征伐の際に参拝し、戦勝を祈念して奉斎したことが記される。また、細川氏奉行人の連署による禁制や、細川頼之による社殿の修造や神領の寄付があった。中世の石清尾山周辺では、この石清尾八幡宮が地域の一つの核をなしており、門前には集落が展開する。また、石清尾八幡宮は、現在の高松市街地中心部に広がる港町「野原」との深い関わりが想定され、門前に展開した集落が、一時期は港湾施設の管理に関係した可能性も指摘されている。

近世には、石清尾山山上において、延宝3（1675）年に松平頼重が摺鉢谷に御殿を構えたことが『三代物語』等の文献からうかがえる。しかし、これは短期間で廃棄されており、同文中に摺鉢谷について「亀山之幽谷　其境如別世界　然魍魎長蛇居之　故時々有怪異」とあるように、開発が進んでいない状況がうかがえる。

『南海通記』によると、高松城築城の際、石清尾山が所在することで、城の西側を塞ぎ、攻め手が南方からに限定される等の利点が大きいため、適地であるといった趣旨の記述がある。史料批判は必要であるが、直接的な遺構の形成は認められないものの、高松城の縄張りにあたって石清尾山山塊の存在が意識されていたことがうかがえる。また、石清尾八幡宮周辺の山裾では、『讃岐国名勝図会』を見ると寺社が林立した様子がうかがえることから、社叢としての位置付けもあったようである。稲荷山においては、生駒期の状況は不明瞭であるが、松平頼重以降に栗林公園の整備が進み、5代頼恭の代でほぼ現在の栗林公園の基礎が整備された。この際、庭園の背面である稲荷山（別名：紫雲山）も庭園の背景として取り込まれる。

当地は近世において藩の統制下にあり開発が進んでおらず、石清尾山古墳群の保存にとっては良好な状態が保たれていたが、近代以降は山塊において急激な開発が進行し、その中で多くの古墳群が削平や消滅の憂き目にあうこととなる。確認できる開発に関する記録では、明治 20（1887）年に摺鉢谷でりんご栽培が始まる。明治末期に廃れ、その後、柑橘類の栽培に転じている。昭和 14（1939）年に、香川県師範学校では、摺鉢谷に石清尾修練道場を建設する。「荒蕪の地を開墾し」とあり、山上への開発が進む状況がうかがえる。明治 41（1908）年には、日露戦争の戦勝を記念した事業として峰山の北側（西方寺山）に旅順要塞東鶏冠山の砲台模型が完成する。おそらく下ノ山遺跡の中広形銅矛はこうした開発に際して発見されたものであろう。また、大正 10（1921）年、上水道の配水池に桜の遊園地が整備される。昭和 13（1938）年に刊行された『観光高松』という冊子には、中学生の勤労奉仕により山上にハイキングコースが設置されたとの記載がある。図解されたコースを見ると、山上の古墳を巡ることができるようになっている。詳細に見ると、峰山の北端、西方寺付近から登り、摺鉢谷の稜線上を周回して、摺鉢谷川に沿って下るルートが描かれている。西方寺方面から観光開発の波が訪れ、一定の定着と普及を見たことがわかる。昭和 15（1940）年の『讃岐高松名勝図会』（民報社 1940）にも、西方寺遊園地、旅順要塞模型、十亀荘という貸席、花見などとともに、木里神社古



墳や石船塚古墳が紹介され、観光資源として石清尾山山塊が古墳も含めて大々的に取り扱われていた状況がうかがえる。なお、大正 11（1922）年には栗林公園が名勝に指定され、背面の稲荷山東斜面もその範囲に含まれる。昭和9（1934）年には、石船塚古墳が「石船積石塚」の名称で史跡指定されている。

このように、戦前においては、摺鉢谷を中心とした開発が進行する一方、峰山の北側、別名西方寺山と呼ばれる区域は観光開発が進んだ様子がうかがえる。特に山上のハイキングルートの設定に関しては、昭和6～8年に行われた京都帝国大学による古墳群の調査が内外に広報された効果もあってか、古墳群を巡るコースが設定されている。

戦後の石清尾山古墳群周辺は、高松空襲で壊滅的な被害を受けた高松市街地の状況を受けて、新たな都市計画の中で引揚者の受け入れ、市街地の墓所の集約という形で開発が始まる。昭和 21（1946）年には姥ヶ池西側に海外引揚者収容施設が建設され、中野町姥ヶ池墓地、紫雲、摺鉢谷に戦災を期とした墓地の集約が行われた。戦後復興がある程度進行した後に、市街地に近接しており、未開発の観光資源とみなされた石清尾山は急激な観光開発の波を受けることとなる。

昭和 29（1954）年には高松市観光協会総会で、観光開発として石清尾山一体の開発利用の促進を決める。高松市議会においては紫雲・峰山のロープウェー構想が提案されるなど、開発に対して積極的な姿勢がうかがえる。昭和 37（1962）年には西方寺公園が開園する。昭和 44（1969）年には官民が共同出資した峰山開発株式会社が設立され、17ha を用地購入するなど、開発準備を進めるが、開発に対する各種許認可の調整等に期間を要し、また事業の実施体制や文化財の保護等について、市議会からも多くの疑義が示されている。石清尾山古墳群を守る会をはじめとした、古墳の保護に対する活動も活発に行われている。こうした開発に対する動きの中、昭和 45（1970）年に国の文化審議会は既指定の石船塚古墳を含む積石塚 10 基と盛土墳7基を一括して国史跡「石清尾山古墳群」に指定する旨の答申を行っている。昭和 47（1972）年には市が開発公社から用地を買い取り、開発を引き継ぐこととなる。昭和 52 年に峰山開発の基本計画を策定し、市制 90 周年記念事業として昭和 54（1979）年度に着手した。昭和 54 年に峰山公園のうち、丸山地区（峰山中央、摺鉢谷周辺）の一部整備がなされ、昭和 56（1981）年には丸山地区のうち、多目的広場が整備される。昭和 58（1983）年に西石清尾地区（運動施設とキャンプ施設）と東石清尾地区（古墳を背景にした散策地）がオープンし、峰山公園が開園した。ここに至り、石清尾山古墳群の周辺に峰山公園の展開する峰山地区の現況が現出するのである。

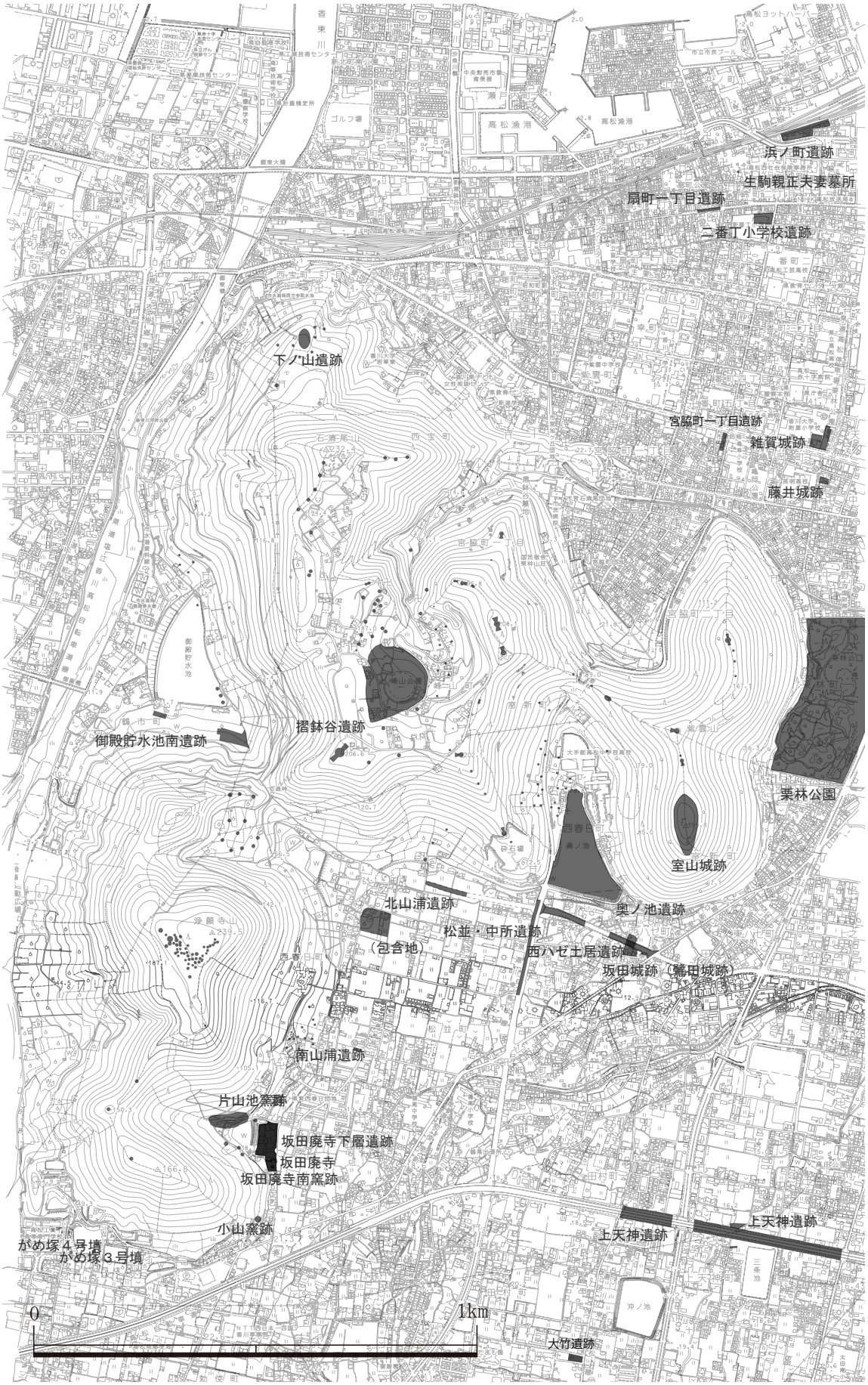


図２－19　史跡石清尾山古墳群周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

第３章　石清尾山古墳群の概要

第１節　石清尾山古墳群の概要

本節については（高松市教委 2018）を基に加除筆して概要を整理している。詳細は原典も参照いただきたい。

１．調査略史

（1）近世の地誌類等

石清尾山古墳群に関連する記録のうち、最も古いものは延宝5（1677）年、小西可春の編した『玉藻集』である。「船石　天の岩船と云う。石清尾奥谷にあり。」との表現が見え、石船塚古墳の刳抜式石棺を指すものと考えられる。明和5（1768）年に編纂された『三代物語』には、石船塚古墳の刳抜式石棺と姫塚古墳のことが記される。文政11（1828）年に中山城山が編纂した『全讃史』や、嘉永7（1854）年刊行の『讃岐国名勝図会』にも、石船塚古墳の石棺に関する記述が見える。近世には山上に古墳があることが知られるとともに、石船塚古墳の石棺が強く関心を引いたことがうかがえる。

（2）古墳群の「発見」と学会への紹介

明治期に入ると、摺鉢谷を中心に、石清尾山山塊に対する開発が急激に進行する。こうした中で多数の古墳が破壊の憂き目を見るが、一部の墳丘、遺物に関する情報が福家梅太郎・佐藤勇太郎・若林勝邦・坪井正五郎・笠井新也らによる盛んな現地踏査によって、学会誌等に報告され、石清尾山古墳群の存在が徐々に知られるようになる（福家 1886・佐藤 1887・坪井 1895・笠井 1917）。

続いて、石清尾山古墳群が耳目を集めた契機として、猫塚古墳の盗掘事件がある。長町彰は、猫塚古墳の盗掘について、明治 43(1910) 年5月 22 日頃に行われ、鏡をはじめとした豊富な副葬品が出土したこと等を報告した（長町 1911）。猫塚の遺物は研究者の目を引き、筒形銅器、銅剣の図面が報告される等している（高橋 1911・1916）。また、遺物を含む猫塚盗掘の基礎的情報は、後述する昭和8(1933) 年の京都帝国大学による報告書に整理された。

（3）本格的な分布調査と測量による実態把握

盛んな踏査成果の蓄積は、やがて山塊全体の古墳群の全体像の把握に結実する。長町彰は、稲荷山・峰山・浄願寺山等を含めた石清尾山塊全体の分布調査を行った。また、主要な古墳の形態・規模・埋葬施設・盗掘の有無・出土遺物について整理しており、古墳群の総体的な調査の嚆矢と言える（長町 1919）。香川県史蹟名勝天然紀念物調査会は、分布図を作成するとともに主要な古墳の測量図を作成している（香川県史蹟名勝天然紀念物調査会 1928）。墳形については円墳と前方後円墳を基本とし、その変形として枝墳が付与するという基本理解のもと、墳形の略測図が掲載されている。昭和6～7（1931 ～ 32）年、京都帝国大学考古学研究室によって、石清尾山古墳群の調査が行われ

た（京都帝国大学 1933、以下「京大報告」と呼称）。特徴としては、①墳丘の詳細な測量調査を行い、測量図を掲載したこと、②発掘調査は行わず、既存資料の収集や経緯の整理等に努めていること、③地元研究者との密な協力関係で報告書を作成していること、④積石塚の起源について、東アジアの中での類例と比較すること、⑤刳抜式石棺について、広く類例を探し求め、位置づけを試みたこと等が挙げられる。こうした調査の中で、従来ケルンと称され、歴史的位置付けの確定していなかった積石塚について、墳形、埋葬施設、副葬品の検討から、地域色を強く表した古墳の一類型であると評価され、古墳時代史上に適切に位置付けられた。なお、出土地不明で姫塚古墳出土かと考えられていた方格規矩四神鏡（後に鶴尾神社4号墳で 1/4 が出土）は、後に梅原末治により副葬鏡の長期伝世の根拠資料とされた。この着想は、のちに小林行雄による「伝世鏡論」に引き継がれた。「伝世鏡論」は、「同笵鏡論」とともに、物質資料から古墳発生の歴史的意義を位置付けようと試みた理論の主柱のひとつであり、学史上著名な理論の基礎資料となった点は特筆すべきであろう。笠井新也は、大正5（1917）年に京大報告に対する自身の所見を整理している。双方中円墳（笠井は双頭方円式と呼称する）の成立の意義や積石塚の起源・年代等について総体的かつ詳細に論を組み立てており、この段階での積石塚研究の一つの到達点である（笠井 1917）。

（4）史跡指定と調査

昭和9（1934）年に、史蹟名勝天然紀念物保存法のもと石船積石塚（現指定名称「石船塚古墳」）が国史跡に指定された。以降、石清尾山古墳群に対する調査は、長い空白期間が生じる。再度石清尾山で調査が実施されるのは、山上での大規模な開発が契機となった昭和 40 年代である。昭和 43（1968）年に峰山開発準備会より、峰山開発構想に関連する調査依頼があり、市教委が分布調査を実施したところ、新たに 16 基の古墳の存在を確認した。このため、文化財の保護を優先した開発計画の策定を申し入れるとともに、文化庁に史跡指定資料を提出したところ、昭和 45（1970）年に前方後円墳6基、双方中円墳2基、方墳1基、円墳3基（以上すべて積石塚）のほかに、後期古墳で、年代の新しい古墳7基を併せて、国史跡「石清尾山古墳群」とすることが内定した、とされる（高松市教委 1971）。その後、指定範囲の確認及び個々の古墳の資料作成のため、昭和 45 ～ 47 年に高松市教育委員会による調査が実施される。この調査は全体の分布図の作成と併行して後期古墳の発掘と測量を伴うものであった。積石塚と併せて、後期古墳を保護の対象とするため、その価値を位置づけようとする意図がうかがえる。こうして、石清尾山古墳群全体の分布調査が実施され、現在に至る古墳分布の基礎的理解が整理された（高松市教委 1973b）。調査成果は早くに整理されていたものの、上記の石清尾山古墳群の国史跡指定について、官報告示により指定が確定するのは昭和 60（1985）年を待たなければならない。告示された対象古墳は積石塚9基、後期古墳2基であった。

鶴尾神社4号墳では、採石事業に伴う墳丘の一部崩落が発生し、昭和 56 ～ 57（1981 ～ 1982）年に確認調査を実施した。この際出土した獣帯方格規矩四神鏡片や土器、墳形及び埋葬施設から最古の前方後円墳の一つとしての評価がなされた。こうした状況を受け、平成元（1989）年には史跡石清

尾山古墳群に追加指定された。

稲荷山上には史跡指定された古墳と遜色ない規模の積石塚が複数所在しており、古墳群として一体的に保存と活用を図るため、平成 24 年～ 28（2012 ～ 2016）年にかけて、稲荷山姫塚古墳、稲荷山北端古墳、稲荷山南塚古墳、稲荷山南塚北古墳の4基を対象とした発掘調査を実施した。稲荷山北端古墳が双方中円墳であることが新たに判明するなど、墳形や墳丘規模に関する情報が整理されるとともに、積石塚の構造解明が大きく進展した。これらの成果を受け、平成 30（2018）年に上記4古墳が史跡に追加指定された。

こうして、積石塚 14 基、後期古墳2基という本計画執筆現在の史跡石清尾山古墳群の構成が見られるのである。

2.　古墳群の歴史的評価

（1）古墳群の変遷

石清尾山古墳群は、石清尾山山塊上に築かれた、古墳時代前期（3世紀中ごろ～4世紀代）の積石塚と、古墳時代後期（6世紀末～7世紀初頭）の横穴式石室を有し盛土で造られた後期古墳からなる古墳群である。積石塚の築造は前期末で停止し、古墳時時代中期には古墳築造が認められない。長期の空白期間ののち、後期に古墳群が再度形成されるが、そこで築造されたのは積石塚ではなく、一般的な横穴式石室を有し、盛土で墳丘を形成した後期古墳であった。現在高松市が把握している埋蔵文化財包蔵地台帳に基づくと、滅失したものも含めて積石塚が 45 基、後期古墳が 145 基確認されている（図1－ 2）。

（2）積石塚築造の時代背景

石清尾山に積石塚が築かれた古墳時代前期（3世紀中ごろ～4世紀代）は、日本列島の広い範囲で前方後円墳に代表される、共通性の高い葬送儀礼が各地の首長間で共有された。古墳は、形の共有と規模の格差によって、埋葬された首長の政治的地位を示す、極めて政治的なモニュメントであると

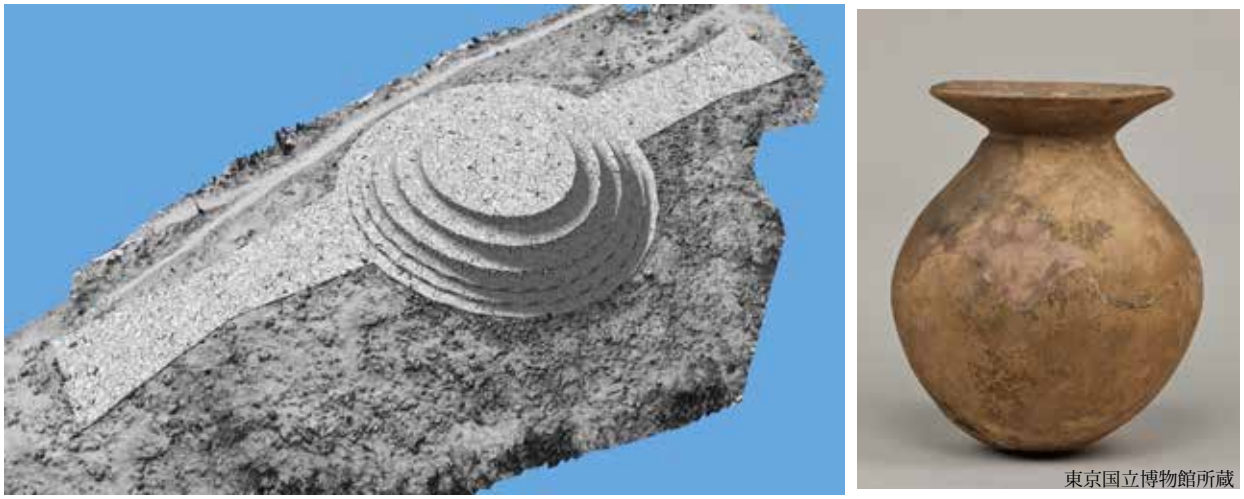


図３－１　石清尾山古墳群の地域的個性の例（左:積石墳丘･双方中円墳（稲荷山北端古墳 CG イメージ）、右:壺形埴輪（猫塚古墳））

理解される。前方後円墳という形が各地で共有されるとともに、古墳の規模で格差が表現された。古墳時代前期は、凡列島的な広域の政治的統合が進展した、国家の形成期と評価される。また、古墳の大きさや、副葬品の質・量の格差等からは、畿内地域を中心とした、「中央」とそれ以外の「地方」の政治的関係が形成された時代であると言われる。畿内地域を中心とした政治体制は、大和政権、大和王権等の名称で呼称されることがある。また一方で、「地方」に軸足を置いて地域内の実態をより詳細にみると、地域内においても政治的結集と、地域の枠を超えた他地域（畿内地域を含む）との広域的連携という二つの志向性が複雑に作用する変動期であったと理解される。こうした時代背景の中で、石清尾山古墳群は「地方」における代表的な古墳群の一つであり、積石塚に代表されるような地域的な個性を強く表示する事例として極めて著名である。

（3） 石清尾山古墳群に見られる地域的個性

積石塚は地域的個性を強く表現した古墳の一類型である。具体的な属性としてまずその名の如く積石で墳丘を築く点が挙げられる。これは、同時期の古墳が一般的に盛土で墳丘を築き、表面に葺石を伴う点と対比して大きな差異である。また、積石塚の完成時の姿は、垂直壁と水平テラスが上下に連続する階段状の外観を呈すのに対し、一般的な盛土の古墳は傾斜のついたスロープと水平テラスによって構成されており、完成時の外観にも大きな差があったと考えられる。さらに石清尾山古墳群の地域的個性を特徴づけるのが、双方中円墳の存在である。これは円形の墳丘の両側に左右対称な方形の墳丘が取りついた形状で、全国に3例しかなく、その全てが石清尾山古墳群に存在する。一般的な前方後円墳を祖型に方丘部を対称に造り足して成立したとする見解もある。この他に積石塚に見られる地域的な個性としては、埋葬施設の頭位が畿内地域をはじめとする他地域では南北主軸であることが一般的であるのに対し、東西主軸を採ること、普通円筒埴輪と呼ばれる定型化した円筒埴輪ではなく、在地の土器に系譜を持つ壺形の埴輪を使用すること等が挙げられる。こうした地域的個性は、前期を通じて段階的に希薄化し、次第に畿内地域と共通する属性が主流になることが知られる。石清尾山古墳群は地域的個性を表示する傾向が強い古墳群として知られる。

（4） 積石塚の構造

稲荷山の積石塚での発掘調査成果を中心に、積石塚の構造について整理する。

①積石段の構造

積石塚の外表の基本形態は垂直壁と水平テラスの連続で構成される階段状の形態であることは、戦前の踏査段階で既に意識されていた。近年、個別積石段の高さ、石積み技法、用材には多様性が認められ、編年上の指標となることが指摘されている（高上 2018）。また、稲荷山北端古墳では、墳丘内側の積石段が先行して構築され、外側に積石段を足すように構築された状況を確認した。これは、稲荷山姫塚古墳、姫塚古墳で推定された積石段の構築順序（京都帝国大学 1933）と同様であり、内側から外側に積石段を作り足す技法が普遍的に存在した可能性を示唆する。一般に盛土墳は墳丘を

形成したのちに表面に下から順に葺石を施工すると理解されており、積石塚の構築技法が盛土墳とは体系的に異なることを示す。

②墳丘内部の構造

墳丘内部の構造については、猫塚古墳の盗掘孔の断面や鶴尾神社4号墳の削平された崖面の観察から、墳丘が基底部から全て積石によって築かれたことが知られる。一方、善通寺市野田院古墳や坂出市爺ヶ松古墳等、後円部が積石で前方部が盛土により築かれた例や、高松市南部船岡山1号墳では後円部を含めて墳丘芯の部分には盛土を多用する（高松市教委・徳島文理大学文学部 2017）など、墳丘内部の多様な用材の実態が明らかになってきた。後者については、現地地盤が地山である岩盤の風化が進行した土壌を基本としており、現地材である土砂によって墳丘内部を構築する一方で、墳丘外表については現地調達できない安山岩板石の垂直壁を構築する等、石清尾山の積石塚と共通した構造を採用しており、積石塚の築造に際して墳丘外表の石積み、すなわち積石塚の外観としての共通性が重視されたことが指摘される（高上 2017）。

③使用石材

石清尾山古墳群の積石塚は、基盤層である安山岩を用いて墳丘を構築していると考えられるが、形態の異なる石材を意図的に使い分けている。形状から大きく、厚さ2～5㎝程度の板状を呈するもの（以下では板石と呼称する。）、柱状を呈するもの（以下塊石と呼称する。）に分類できる。塊石は長辺 20



岩盤と墳丘積石の関係（鶴尾神社4号墳）



塊石による積石段（北大塚古墳）



板石による積石段（稲荷山姫塚古墳）



墳丘基盤の岩盤の加工（稲荷山南塚古墳）

図３－２　積石塚の構造に関する写真

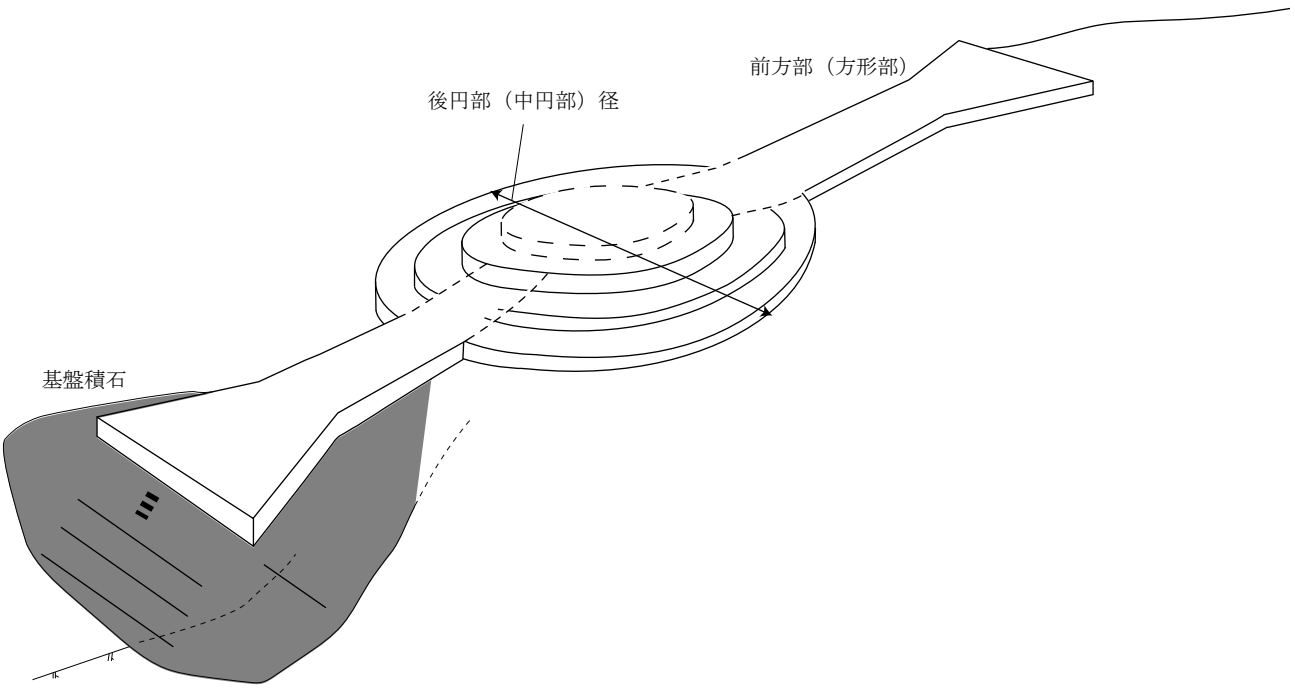


図３－３　墳丘形態イメージと基盤積石の関係（モデルは稲荷山姫塚古墳、稲荷山北端古墳）

～ 50 ㎝程度のものと長辺 50 ～ 80 ㎝程度の大型のものとに細分が可能で、板石は外表の段築にも用いられるが、塊石は墳丘内部に集中する傾向にある。重量は未計測であるが、現地での所見としては一人工で持ち上げて積み重ねることが可能なサイズと、それが困難なサイズと理解することも可能であろう。いずれも安山岩の節理により異なる形状を呈するものであるが、ともに石清尾山山塊で産出する。

④墳丘基盤の加工

稲荷山南塚古墳・稲荷山姫塚古墳の後円部基底において、墳丘基盤である安山岩の岩盤が墳端付近で略水平面を形成し、墳丘外方では地形に沿って緩斜面を呈していること、水平面の表面の風化具合が外側の緩傾斜部分に比べて弱いことから、墳端の築造に際して基底を水平に加工した可能性が想定される。積石段の安定性を確保するために、基底を水平に整える意図が推測される。水平面を詳細にみると、岩盤の目に沿って表面の凹凸が比較的大きい（数㎝～ 10 ㎝程度）こと、加工痕等は確認できないことから、岩盤の目地に沿って表面の風化面を粗く剥ぎ取るように加工したものと考えられる。

⑤墳丘基盤の造成

稲荷山姫塚古墳の前方部では、基盤積石と呼称する石積みによる前方部側基盤の高さ調整を確認した。積石を高く積上げ、さらにその上に墳丘を築く。基盤積石の用材は外表観察による限りは墳丘の構築材と異なることがない。塊石を小口積みと横積みを併用して高く積み上げる外表の構築技法も墳丘と異なることはないが、一方で、板石垂直壁が明確に伴うことは確認できず、墳丘部分とは異なる構造であった可能性が高い。

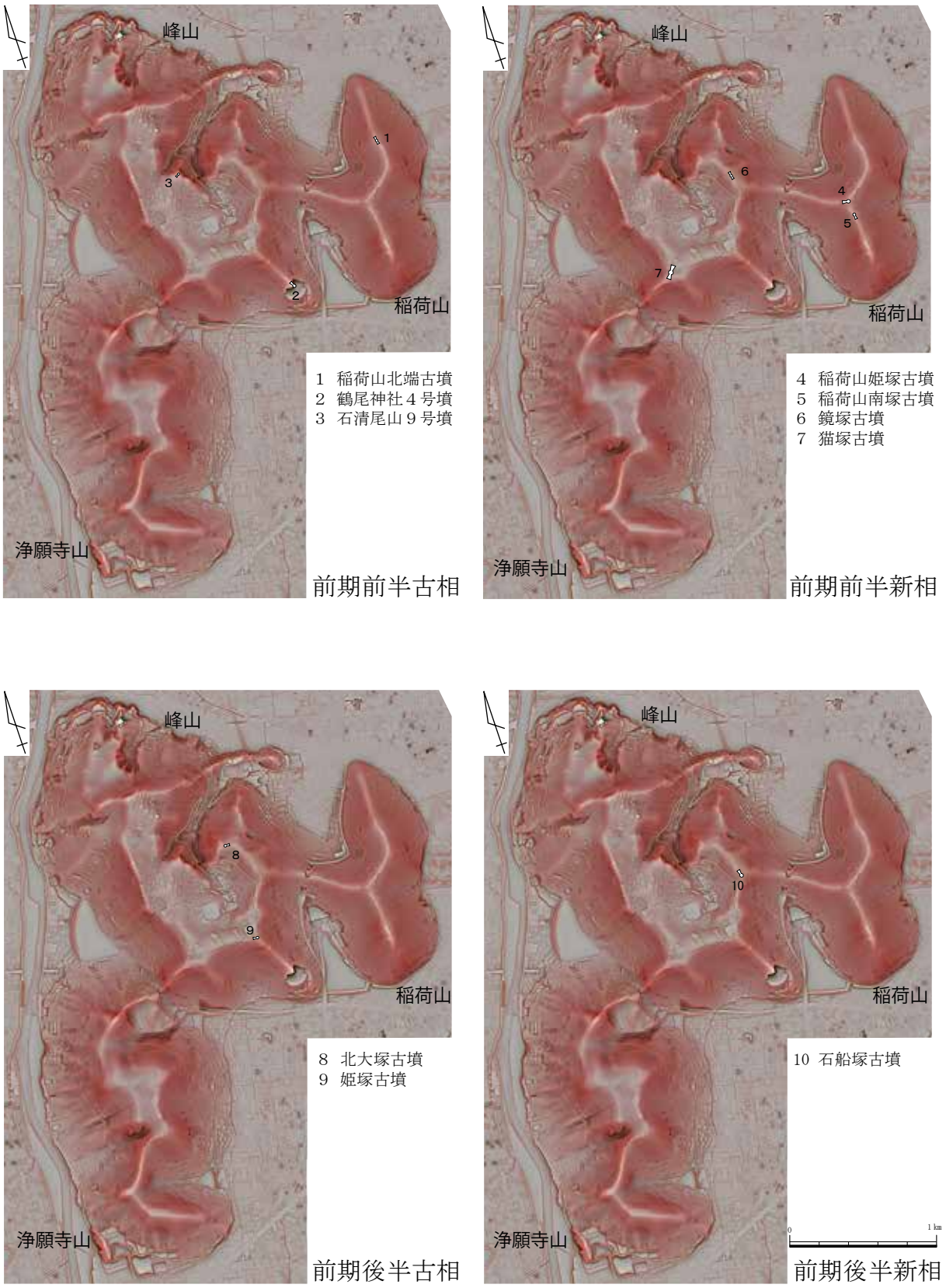


図３－４　時期別主要古墳分布図

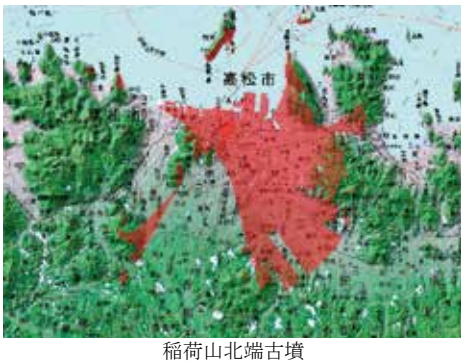
表３－１　史跡石清尾山古墳群一覧表

古墳名	時期（古墳時代）	エリア	墳形	墳丘	規模（m）		
					全長	後円部径（主軸直交）	前方部長
稲荷山北端古墳	前期前半古相	稲荷山	双方中円	積石	69.0	28.2（中円部）	約21.0（北方形部） 20.0（南方形部）
鶴尾神社４号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	積石	40.0	18.0	21.3
石清尾山９号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	積石	27.4	13.1	14.3
稲荷山南塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	積石	38.0	20.6	17.6
稲荷山姫塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	積石	51.3	28.0	23.4
猫塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	積石	96.0	44（中円部）	27.5（西方形部） 24.5（東方形部）
鏡塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	積石	68.7	29.4（中円部）	15.1（北方形部） 17.0（南方形部）
姫塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	積石	43.0	23.3	19.8
北大塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	積石	39.8	18.9	18.3
石船塚古墳	前期後半新相	峰山	前方後円	積石	57.0	34.0	25.7
稲荷山南塚北古墳	前期	稲荷山	円	積石	～10.0	－	-
北大塚西古墳	前期	峰山	前方後円	積石	19.0	9.0	10.0
北大塚東古墳	前期	峰山	方	積石	10.0（長辺）	9.0（短辺）	－
小塚古墳	前期	峰山	前方後円	積石	16.5	9.0	7.5
石清尾山２号墳	後期	峰山	円	盛土	10.0	－	－
石清尾山13号墳	後期	峰山	円	盛土	6.0	－	－

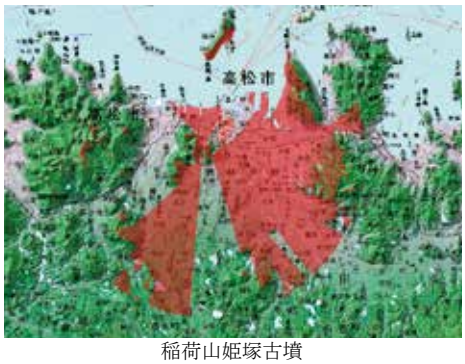
（5）石清尾山古墳群の築造動態と政治的統合

古墳時代前期を前半と後半に区分し、さらにそれぞれを古相と新相に区分する。結果、古墳時代前期を4期に区分して記述を進める。

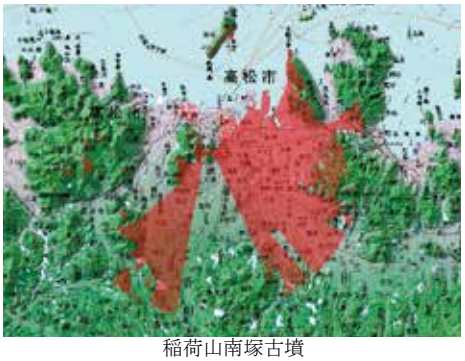
古墳時代前期前半古相には双方中円墳1基、前方後円墳2基、前半新相には双方中円墳2基、前方後円墳2基が築造される。築造期間に対して築造数が多く、単一系譜の集団による連続的な古墳築造とは考え難いことから、複数系譜の集団による古墳築造と評価される（大久保 1996）。それぞれの古墳からの可視領域が多くの場合重複せず、山裾から全ての古墳を一望できる眺望点も無いことも、こうした複数系譜からなる古墳築造の傍証となる（大久保 1997）（図３－ 5）。複数系譜の集団による古墳築造がなされたと考えられる一方で、積石塚の採用、墳丘外表の構造、東西方向の埋葬主軸（玉木 1985）等に極めて高い共通性が認められることから、古墳築造主体のあいだには強い紐帯が存在した



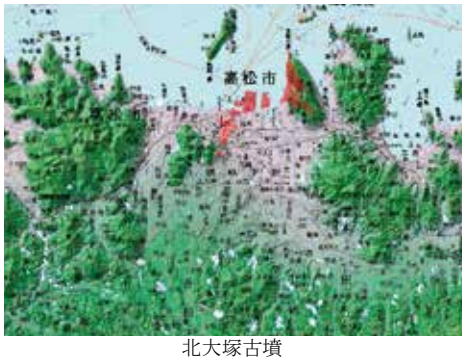
稲荷山北端古墳



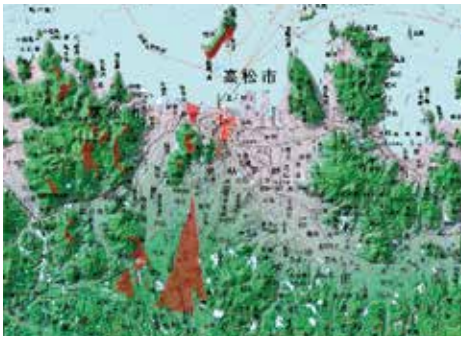
稲荷山姫塚古墳



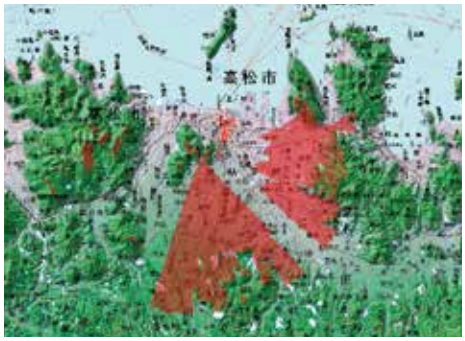
稲荷山南塚古墳



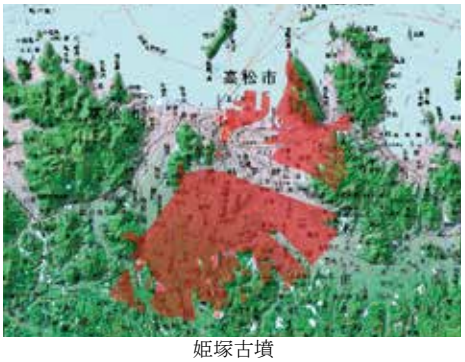
北大塚古墳



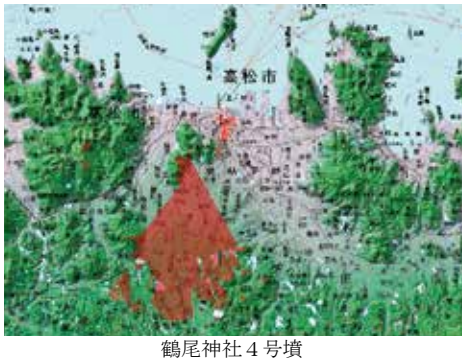
鏡塚古墳



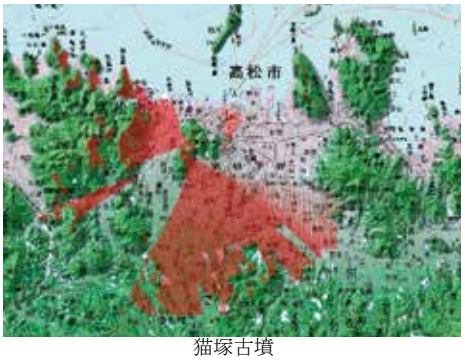
石船塚古墳



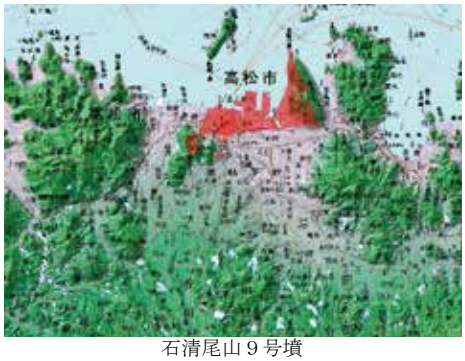
姫塚古墳



鶴尾神社４号墳



猫塚古墳



石清尾山９号墳

図３－５　主要古墳からの可視領域

ことが想定できる。前方後円墳の全長は 27 m～ 51 mであり、双方中円墳は全長 69 ～ 96 mである。単純な全長を見ると双方中円墳が相対的に優位にある。石清尾山に結集した複数の系譜間に、双方中円墳を上位とした階層差が存在したことが読み取れる。この点については、今後小規模積石塚の年代的位置づけが明らかになれば、さらに詳細に検討することができるだろう。

前期後半には、急激な築造数の減少と分布域の縮小現象が見られる。前期後半古相で前方後円墳2基、後半新相で前方後円墳1基と減少傾向が明確である。分布範囲も、稲荷山での築造が見られなくなり、さらに峰山でも馬蹄形に巡る尾根稜線の東半部のみにまで縮小する（図3－ 4）。前方後円墳の規模を前段階と比較すると、前期後半古相の姫塚古墳が全長 43 m、北大塚古墳が 40 mと、前代までの墳丘規模からほぼ変化が無く、稲荷山姫塚古墳と比較するとむしろ縮小してさえいる。後半新相の石船塚古墳は全長 57 mと、やや大型化が認められるものの、当墳の築造を以て石清尾山古墳群における古墳築造は終焉を迎える。

以上をまとめると、前期前半には双方中円墳を上位とした階層性を表現しつつ複数系譜の集団が集中して積石塚を築いた。なお、後述するが双方中円墳は讃岐地域の同時期における最大規模墳でもあり、石清尾山古墳群が讃岐他地域に対し優位を示しつつ、地域統合の一つの核となったものと考えられる。一方、前期後半にみられる築造数の減少と築造エリアの縮小から、群中における政治的統合の進展を読み解くことも可能だが、讃岐他地域で認められるような墳丘規模の大型化（大久保 2004）は認められない。群中で統合・集約化が進展したと捉えるより、群中の一部系列が継続して造墓するものの、一部がそこから欠落した状況と捉えることもできよう。地域統合はこの段階になると、丸亀市快天山古墳やさぬき市津田古墳群など、石清尾山古墳群以外の地域を核として進行しており、石清尾山古墳群においては衰退と表現して差し支えない状況に至る。こうした衰退傾向を止めることができず、最後の積石塚である石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群の造営は終焉を迎えるのである。地域統合がさらに広域で展開する中、前期後半古相から顕在化し始めた相対的な優位性の低下がさらに進行した結果、当地での古墳築造が終焉を迎えたものと考えられる。

（6）讃岐地域における石清尾山古墳群の階層的位置

墳丘規模を手掛かりに、石清尾山古墳群の階層的位置の変遷を確認する（図3－ 6）。前期前半は双方中円墳が存在し、前方後円墳との直接的な比較が困難であることから、これに準じた指標として円丘部の規模を比較した。前期後半は前方後円墳の全長で比較を行っている。

前期前半古相の石清尾山古墳群で最大規模を測るのは、稲荷山北端古墳である。全長 69 mの双方中円墳で、中円部径は 28 mを測る。讃岐地域でこれに次ぐ中円部径を測るのは、中代古墳（24 ～ 26 m）であり、若干稲荷山北端古墳が大きいものの、中円部径に大きな差は見られない。双方中円墳という墳形をとり、全長としては大きいことから、稲荷山北端古墳の優位性は揺るがないが、この段階では他地域に比しての優位性はそれほど隔絶したものではなかったと考えられる。同時期の鶴尾神社4号墳（19 m）、石清尾山9号墳（13 m）という規模についても、讃岐他地域と大きく異なることは無く、

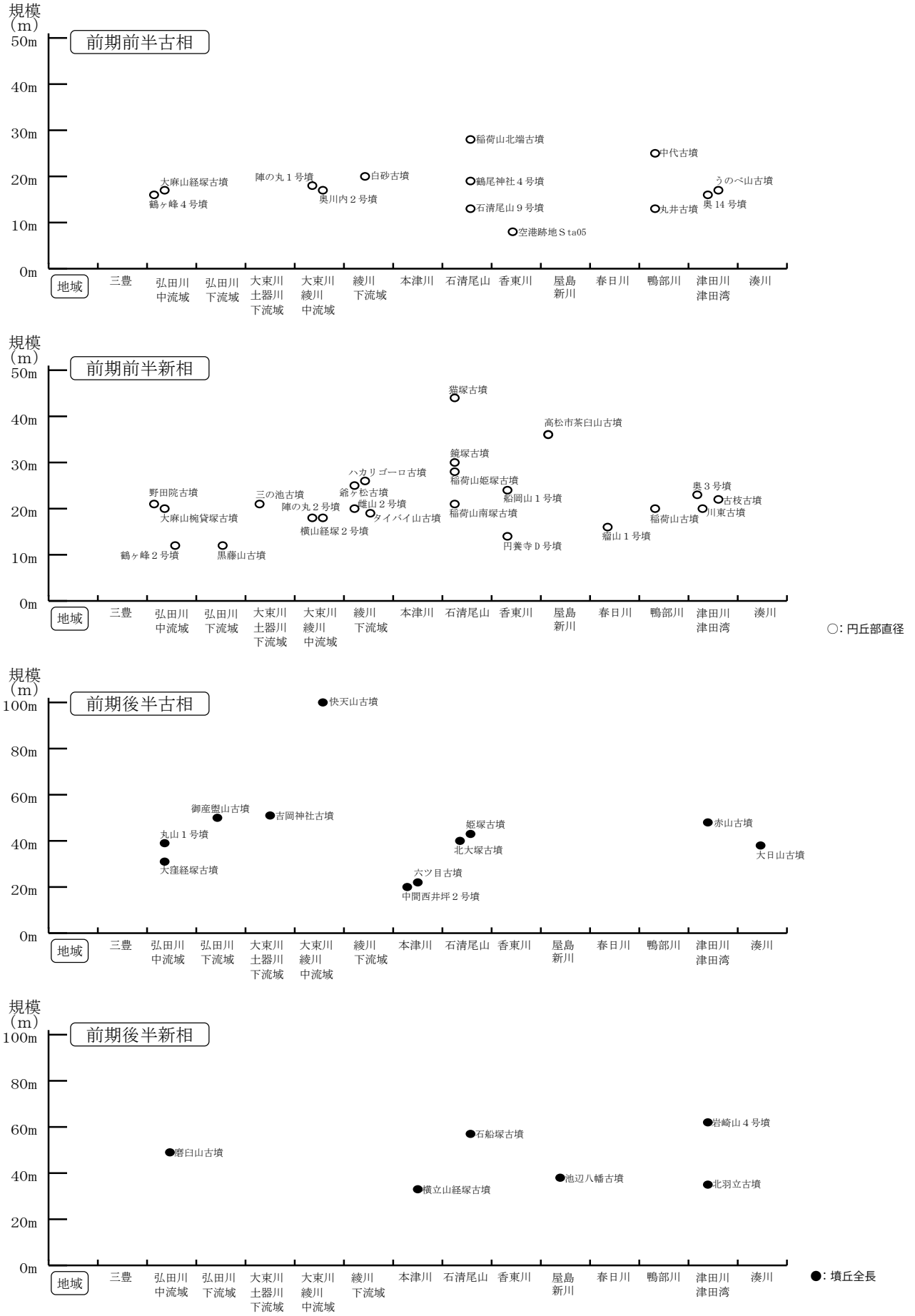


図３－６　時期別主要古墳墳丘規模比較

後者はむしろ小型の部類にあたる。

前期前半新相の石清尾山古墳群における最大規模墳は猫塚古墳で、全長 96m、中円部直径 44 m を測る。また、鏡塚古墳も双方中円墳で、全長 69 m、中円部直径 29 mを測る。双方中円墳に次ぐ後円部直径を測るのは高松市茶臼山古墳（36 m）で、これ以外はいずれも直径 15 ～ 30 mの範囲に収まり、猫塚古墳の優位性が強調される。

前期後半古相になると、双方中円墳の築造が停止する。前方後円墳は姫塚古墳（全長 43 m）、北大塚古墳（全長 40 m）が見られるが、同時期の讃岐地域最大規模墳は丸亀市快天山古墳（全長 100 m）であり、大きな格差が認められる。地域統合の進展の中で築造数が減少する点は讃岐他地域と同様であるが、規模の大型化が伴わず、前段階に認められた優位性が急激に衰退した状況といえる。前期後半新相段階は石船塚古墳（全長 57 m）が見られる。讃岐他地域と比べて一段階遅れて墳丘規模の大型化が認められるものの、同時期の最大規模墳はさぬき市岩崎山4号墳（61 m）と石船塚古墳とほぼ同等の規模であり、相対的な劣位は読み取れないものの、石清尾山古墳群の優位性が見られない点はやはり動かない。石船塚古墳の次代に続く古墳築造が見られず、断絶する状況からは、一段階遅れた大型化の達成を認めつつも、大局的に見ると衰退傾向にあることは否めない。

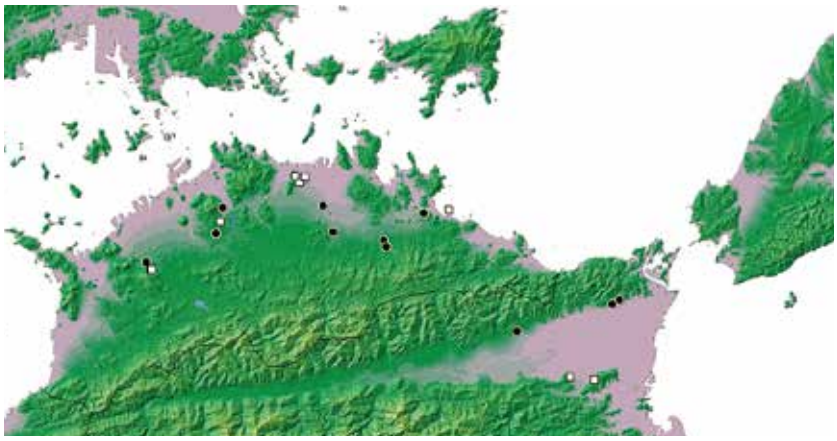
以上をまとめると、前期前半では、双方中円墳が讃岐地域の最大規模墳である。特に前期前半新相の猫塚古墳・鏡塚古墳は、讃岐他地域に対しての優位性が明瞭である。前期後半になると、前段階で見られた讃岐他地域に対しての優位性が失われ、次第に衰退する状況がうかがえる。石清尾山古墳群が急激な衰退傾向を示す前期後半は、讃岐地域全体において小型前方後円墳の減少と同時に、墳丘規模の大型化が認められる。こうした状況は、それまで小規模勢力が林立していた状態から、政治的な統合が進んだためと考えられている。地域内の統合が進む中で、石清尾山古墳群が代表していた地域的な個性は次第に希薄になっていく。衰退の結果として、石船塚古墳をもって石清尾山古墳群の築造は一旦断絶を見せるのであるが、こうした状況は中期初頭に四国最大規模の富田茶臼山古墳が築造されたさぬき市津田古墳群の状況（松田 2013）とは対照的である。地域統合の中核としての役割を前期後半以降は石清尾山古墳群以外が担い、相対的に劣位に置かれていく状況が見て取れる。

（7）積石塚の盛衰と石清尾山古墳群の主導的役割

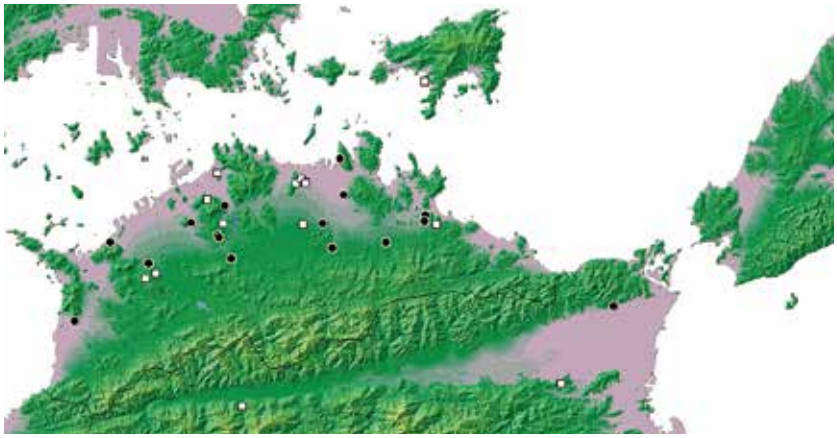
古墳時代前期の積石塚は、阿波地域から讃岐地域にかけて濃密な分布が見られ、一部播磨地域や南河内地域にも認められる。石清尾山古墳群は積石塚の分布の最大集中地である。積石塚の築造動向から、石清尾山古墳群の位置づけを確認する（図3－ 7）。

時期別の変遷を見ると、前期前半に西は弘田川中流域から、東は吉野川下流域まで、広範な分布が確認できる。特に前期前半新相は、播磨地域の岩見北山1号墳、吉野川上流域の丹田古墳など広く分布し、築造数とともに積石塚の最盛期であるといえる。

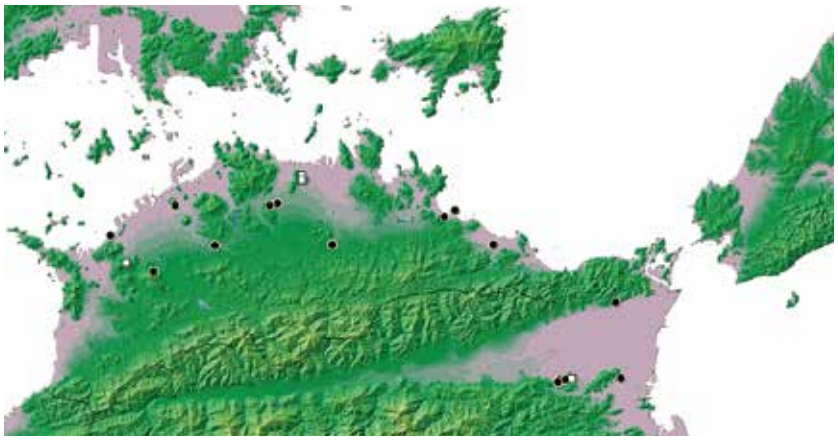
前期後半になると積石塚の築造数は急激に減少するとともに分布域も縮小する。前期後半古相には、津田川・津田湾や綾川下流域では、前段階まで連続していた積石塚の築造を停止し、替わって盛土



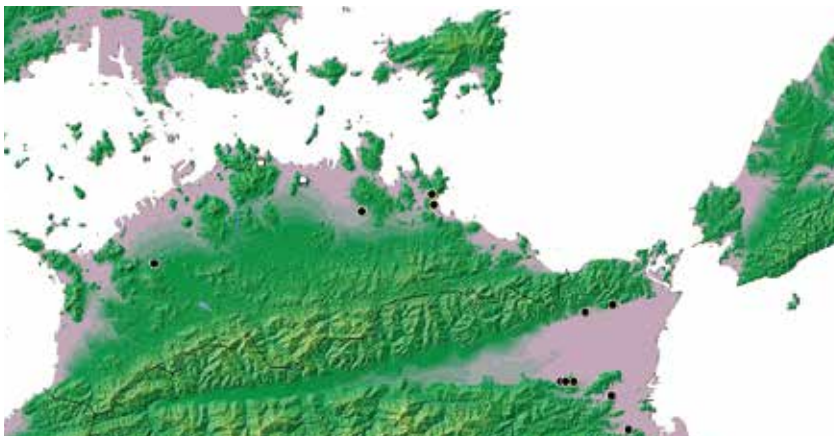
前期前半古相



前期前半新相



前期後半古相



□：積石塚
●：盛土墳

前期後半新相

図３－７　時期別積石塚と盛土墳の分布図

墳を構築する。前期後半新相になるとさらに減少し、石清尾山古墳群周辺のみにまで限定される。なお、前期後半には南河内の玉手山1号墳、松岳山古墳、茶臼塚古墳に積石、特に板石の垂直壁を伴う墳丘構築が認められる。

積石塚の盛衰と石清尾山古墳群の盛衰は、高い同調率を見せる。すなわち、前期前半には猫塚古墳等の双方中円墳という独自の墳形を創出しつつ、地域最大規模墳を築造した石清尾山古墳群は、積石塚築造において中心的な役割を果たしたと考えられる。前期後半における石清尾山古墳群の衰退は、積石塚の衰退と軌を一にする。石清尾山古墳群を中心とした積石塚の築造で表現される紐帯が急速にその求心性を失った状況と評価できるだろう。そうした衰退傾向の中でも、即座に断絶することなく前期を通じて古墳築造を継続した点は、短期間で系譜が断絶する地域が多い讃岐地域において、石清尾山古墳群を形成した系列の持続性、継続可能性を示し重要であるが、結果的に石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群の築造が断絶するとともに、積石塚も終焉を迎えるのである。

（8）小結

石清尾山古墳群は、前方後円墳という広域連携を象徴する要素を最初段階から採用しそれを基調としつつも、積石で墳丘を築造し続ける点や、最大規模墳に双方中円墳という独自の墳形を採用する点、東西方向の埋葬主軸を堅持する点など、地域的な独自性を数多く織り込み、前期を通じてそれを維持する。特に積石墳丘は、完成時の階段状の外観が通有の盛土墳とは大きく異なることから、視覚的にも独自性を強く表現しうる属性である。またその構造は盛土墳の葺石とも体系的に異なることから、墳丘築造にあたって異なる技術体系が必要とされたものと考えられる。特に前期前半には積石塚の築造が最盛期を迎えるが、墳丘規模・築造数の卓越性からも、積石墳丘で表現される紐帯の中核を担った古墳群であると評価できる。一方で、前期後半になると積石塚の築造が低調となり、石清尾山古墳群においても築造数と墳丘規模、築造範囲の面から衰退傾向がうかがえる。そうした状況の中で姫塚古墳・石船塚古墳における普通円筒埴輪や石船塚古墳の刳抜式石棺の採用には、畿内地域や讃岐他地域との交流に基づく要素の部分的採用・改変を認めることができる。地域的独自性の堅持を基層としながら、部分的には対外的、特に畿内地域との交流に基づく要素を部分的に採用するという政治的戦略を読み取ることができる。石船塚古墳の築造に見られる、一段階遅れた墳丘規模の大型化は、あるいはこうした戦略の部分的な成功を物語るかもしれないが、結果的には石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群は断絶し、同時に積石塚も終焉を迎えるのである。

石清尾山古墳群は、広域の交流を素地としつつ、独自性を積極的に表示することを試みた地方の主体的な政治的戦略と、中央との統合作用及び地域内における統合作用の推移を古墳時代前期を通じて検討することのできる重要な古墳群である。

第２節　史跡の概要

1.　指定に至る経緯

史跡石清尾山古墳群は、石船塚古墳の史跡指定にはじまり、3度の追加指定を経ており、本計画執筆時において積石塚 14 基、後期古墳2基が指定されている。以下にこの経緯を整理する。

昭和9（1934）年に、史蹟名勝天然紀念物保存法のもと石船積石塚（現指定名称石船塚古墳）が史跡に指定された。この際の指定事由は「貝塚、遺物包含地、神籠石其の他人類考古学上に重要なる遺跡」であり、古墳としての区分ではなく、積石の特異な塚としての位置付けによって指定された。その後、本市教育委員会による分布調査・確認調査が断続的に実施されており、昭和 60（1985）年に古式古墳の著名な一群と位置付けられ、北大塚西古墳、北大塚古墳、北大塚東古墳、鏡塚古墳、小塚古墳、姫塚古墳、猫塚古墳、石清尾山2号墳、石清尾山9号墳、石清尾山 13 号墳の 10 古墳が追加指定されるとともに、史跡石清尾山古墳群に名称変更された。また、平成元（1989）年には、古墳形成期に前方後円墳と竪穴式石室を持ち、鏡を副葬する唯一の例であるとして、鶴尾神社4号墳が追加指定された。平成 24（2012）年から 28（2016）年には、稲荷山に所在する稲荷山北端古墳、稲荷山姫塚古墳、稲荷山南塚北古墳、稲荷山南塚古墳の4基について本市教育委員会が発掘調査を実施し、石清尾山古墳群として一体的に評価すべきであることから、平成 30（2018）年に追加指定された。

2.　指定の状況

（1） 指示告示

指定名称　　：石清尾山古墳群（いわせおやまこふんぐん）
指定種別　　：史跡
指定面積　　：41,384.01 ㎡
指定年月日　：史跡指定（①）　　：昭和9年1月 22 日（文部省告示第 16 号）
　　追加指定及び名称変更（②）：昭和 60 年7月 16 日（文部省告示第 96 号）
　　追加指定（③）　　：平成元年8月 14 日（文部省告示第 109 号）
　　追加指定及び一部解除（④）：平成 30 年 10 月 15 日（文部科学省告示第 194 号）
　　管理団体指定　　：令和2年1月8日（令和2年1月8日付け文化庁告示第1号）

指定基準：
①『史蹟名勝天然紀念物保存法』保存要目
　史跡第9項 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学考古学上ニ重要ナル遺蹟
②・③・④『文化財保護法』 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
　史跡の部　一　貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

指定説明：

① 石清尾山ノ山頂ニアル積石塚群中比較的舊規ヲ存セルモノナリ 前方後圓型ニシテ北面セリ 全長百八十尺 後圓部ノ直径百五尺 高サ二十尺 前方部ノ幅三十五尺 高サ七尺 後圓部中央ニ露出セル刳抜式石棺アリ ソノ棺身ト蓋ト相竝ビ棺底頭部ニ枕形ヲ彫リ出セリ 又前方部ノ中央ニ槨壁ノ形跡ヲ存ス（文部省告示第 16 号）

追加指定説明：

② 石清尾山は、高松市の西郊にあり、すり鉢の縁に相当する稜線上に多くの古墳が点在する。その中で、石船塚のみは昭和9年に史跡指定を受けているが、他の古墳とあわせて群としての価値が高いので、今回、石清尾山の東南部の石塚と、比較対照の資料として西北部の土塚を一括追加指定し、名称を石清尾山古墳群と変更するものである。（文部省告示第 96 号）

「高松市西郊の石清尾山は、高松平野を一望にしうる景勝の地である。この山頂の稜線上に多くの積石塚が存在することは早くから知られ、とくに梅原末治博士により調査された猫塚は、双方中円墳という特異な形態と、副葬されていた漢鏡の伝世問題で著名である。石清尾山古墳群は瀬戸内地方における有名な古式古墳の群として学界の注目するところであったが、これまでは石船塚古墳のみが指定されていたので、山頂にある多数の古墳を一括して指定し、名称を石清尾山古墳群としたのである。指定範囲には、前方後円墳6基、双方中円墳2基、方墳1基、円墳3基（以上すべて石塚）が含まれているが、このほかに、土塚で、年代の新しい古墳7基も含まれている。石清尾山頂には最近、観光開発の計画があるが、県・市当局の指導により、古墳の所在する場所は現状のまま保存されることになっている。」（月刊文化財 昭和 45 年5月号）

註：上記は月刊文化財に掲載された文化財保護審議会の答申である。正式な史跡指定は昭和 60 年7月であるが、この際指定された古墳数は上記説明文と異なっている。

③ 石清尾山古墳群は、古墳時代前期に築造された積石塚の古墳群として著名であり、昭和9年に史跡に指定された。今回追加指定する鶴尾神社4号墳は、全長 47 メートルの積石塚前方後円墳で、竪穴式石室から方格規矩四神鏡が出土している。古墳形成期に前方後円墳の墳形と竪穴式石室をもち、鏡を副葬するという3つの特徴を備えた古墳は、本古墳以外には知られていないもので貴重であり、史跡に追加して指定し、その保存を図ろうとするものである。（文部省告示第 109 号）

「石清尾山古墳群は、古墳時代前期に築造された積石塚の古墳群として著名である。今回追加指定する鶴尾神社4号墳は、全長 47 mの積石塚前方後円墳である。後円部に竪穴式石室があり、石室は長さ 4.7 m、幅は1mから 1.2 mで、一方の短辺が他方よりも広い特徴をもつ。遺物は、竪穴式石室から出土した方格規矩四神鏡と、石室内や後円部墳頂・墳裾から出土した土器がある。昭和 55 年度の調査によって出土した方格規矩四神鏡は、昭和8年に梅原末治によって紹介され、その後の伝世鏡論の根拠となった鏡の欠失部分であり、学史的にも著名である。出土した土器は、岡山地方でいう百間川後期Ⅳ・雄町11類の時期に比定でき、それは近畿地方のいわゆる「庄内式土器」に平行する時期のものである。この時期に、前方後円墳の墳形と竪穴式石室をもち、鏡

を副葬するという3つの特徴を備えた古墳は、本古墳以外には知られていないのであり、この点が本古墳の持つ重要性である。よって石清尾山古墳群中の重要な古墳として追加指定し、保存を図ろうとするものである。」（『月刊文化財』平成元年6月号）

④ 史跡石清尾山古墳群は、高松平野の北側臨海部の石清尾山塊に所在する古墳時代前期と後期の古墳群である。この山塊は、谷をはさんで3つの丘陵からなり、それぞれ峰山地区、稲荷山地区、浄願寺山地区と呼ばれている。古墳時代には山塊北辺は瀬戸内海が迫っていたと考えられており、瀬戸内海を意識した場所に立地していたことになる。この古墳群は延宝5年（1677）の『玉藻集』など江戸時代の地誌等にも記載があり、特に石船塚古墳の刳抜式石棺は広く知られていた。明治時代になると坪井正五郎らによる踏査が行われ、学界に認知されることになった。昭和6年からは京都帝国大学考古学研究室が分布調査・測量調査等を実施し、昭和8年に刊行された報告書では段築を有する積石により墳丘を構築するものの、墳形は前方後円墳等の盛土墳と共通することから、積石は古墳の立地によるものであること、あわせて漢式鏡の長期伝世があったことを指摘したことは学史的に著名である。昭和9年には「貝塚、遺物包含地、神籠石其の他人類考古学上に重要なる遺跡」であることから、墳長約 57 メートルの積石塚前方後円墳である石船積石塚（現在の石船塚古墳）が史跡に指定された。その後、高松市教育委員会はその周辺の古墳について分布調査及び古墳の内容を確認する発掘調査を実施し、昭和 60 年に姫塚古墳・猫塚古墳・鏡塚古墳・小塚古墳などの積石塚前方後円墳5基、積石塚双方中円墳2基、積石塚方墳1基、盛土による円墳2基、合計 10 基の古墳を追加指定し、名称を石清尾山古墳群に変更した。平成元年には、墳長約 40 メートルの積石塚前方後円墳である鶴尾神社4号墳を追加指定している。高松市教育委員会では、平成 24 年度から稲荷山地区に所在する積石塚古墳の範囲及び内容を確認する発掘調査を実施してきた。今回、追加指定しようとするのは、内容が明らかになった4基の積石塚古墳である。

稲荷山姫塚古墳は墳長約 54 メートル、後円部直径約 28 メートルの積石塚前方後円墳である。前方部は先端が外に開くことが特徴である。前方部は地形的に後円部より低いことから、墳丘の構築前に石積みを行い基盤を造成したことが明らかとなった。墳丘は塊石で構築され、さらにその外側を板石が垂直方向に覆う構造であった。遺物としては壺形埴輪、円筒埴輪及び器台が出土している。墳形及び埴輪の年代観から古墳時代前期前半の時期の築造と考えられる。

稲荷山北端古墳は双方中円形という全国で4例目という稀少な墳形を呈する積石塚古墳である。中円部直径約 28 メートル、南側方形部長約 20 メートル、北側方形部長約 21 メートルで墳長は約 69 メートルである。方形部は撥形に広がることが特徴である。墳丘では埴輪を確認しておらず、土師器片がわずかに出土している。墳形から古墳時代前期前半の築造と考えられる。

稲荷山南塚古墳は墳長約 38 メートル、後円部直径約 21 メートルの積石塚前方後円墳である。段築の構造と出土した埴輪の特徴から古墳時代前期前半の築造と考えられる。稲荷山南塚北古墳は直径約 10 メートルの積石塚円墳である。出土遺物はないが、稲荷山南塚古墳に近接してい

ることから、それに近い古墳時代前期前半の築造の可能性が考えられている。

古墳時代前期（3世紀後半から4世紀）の石清尾山古墳群は、積石によって墳丘を構築し、東西方向に埋葬主軸を揃え、これまで確認されている双方中円墳4基のうち3基が所在するなど強い地域性を有している。そのうち猫塚古墳は、中円部直径 44 メートル、墳長 96 メートルという双方中円墳で、前期前半では讃岐地域最大である。この時期、猫塚古墳を含む双方中円墳3基及び前方後円墳4基が峰山地区と稲荷山地区で営まれていたが、前期後半になると峰山地区南東部に前方後円墳が3基となり、築造数及び築造地区が減少し、古墳時代中期には継続しなかった。こうした古墳群の変遷は、古墳時代前期前半に盛期があったのが、後半になると衰退傾向を示すとともに畿内地域の要素を部分的に採用するようになり、讃岐地域における政治状況、ヤマト政権と地方との関係を知ることができる。今回、発掘調査によって内容が明らかになった4基の積石塚古墳はいずれも前期前半という、本古墳群における盛期の様相を示している点で重要である。

なお、既指定の石清尾山9号墳・13 号墳及び猫塚古墳のなかで指定範囲に錯誤があったため、今回、錯誤のあった部分の指定を一部解除するとともに、新たに指定する稲荷山北端古墳など4基を含む7基の古墳について必要な範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成 30 年9月号）

3. 石清尾山古墳群における過去の調査成果の概要

本章第1節で整理したように、石清尾山古墳群では史跡指定前から盛んに分布調査が行われ、古墳群の実態把握が進められてきた。ここでは、主に自治体・大学によって行われた調査の概要を整理する。

（1）分布調査・発掘調査

①分布調査（香川県史名天調査会 1928）

香川県史跡名勝天然記念物調査会による石清尾山塊全体における分布調査。あわせて、大規模な古墳（積石塚）の形態を把握することに努めている。この際、定型的な前方後円墳を基準にした墳形の理解ではなく、方形・円形等の多様な形態の墳丘が連結して古墳の形を成しているという、「枝墳」という概念で理解しようとしている点に特徴がある。また、埋葬施設についても図面を作成する等して基礎的な資料としている。

②京都帝国大学による分布調査・測量調査（京都帝国大学 1933）

石清尾山を対称に、主要な墳丘について詳細な現地観察を行い、その成果を等高線を用いた当時としては精度の高い測量図を作成している。現在でも峰山地区の積石塚についてはこの際の測量図が最新の調査成果となっているものも多い。一方で、発掘調査は行っておらず、地元研究者の協力を得つつ、過去の濫掘等の経緯や出土遺物の整理等に努めていることも挙げられる。特に著名な猫塚古墳の濫掘事件について当時までの経緯を整理していること、遺物の図面・写真を一括掲載したことで基礎的な研究の資料としている。こうした一連の調査の目的について、積石塚の起源についての検討がなされている。東アジアの中での類例とも比較されており、この中で

積石塚は古墳の一類型であるとの位置付けが示され、積石塚が古墳時代研究の対象となる基礎を築いた。また、刳抜式石棺についても、広く類例を探し求め、位置づけを試みている。

③石清尾山塊古墳群分布・発掘調査（高松市教委 1971・1972・1973a・b）

分布調査は峰山・稲荷山・浄願寺山を含む石清尾山塊全体で実施され、分布図及び各古墳の概要リストが整備された。以後、石清尾山古墳群の基礎資料となっている。一方で、現在高松市が管理している埋蔵文化財包蔵地台帳とは古墳の名称等に齟齬が生じる等、基礎的な整理がなお必要である。また、積石塚では石清尾山9号墳・石清尾山 15 号墳の測量図が掲載される。後期古墳では、浄願寺山頂の古墳の詳細分布図が作図される。

発掘調査は主に後期古墳を対象に実施され、石清尾山2～8・10・13 号墳の調査成果が報告される。また、峰山の摺鉢谷で採集された弥生土器、石器等もあわせて報告される。

④南山浦古墳群発掘調査

県営団地の造成に伴う発掘調査で、南山浦に所在する後期古墳群の南側に所在した、南山浦１・２・４・５号墳を対象とした発掘調査が実施された。調査成果は未報告である。

⑤鶴尾神社4号墳発掘調査（高松市教委 1983）

鶴尾神社4号墳の所在する尾根で採石事業が実施され、後円部にまで削平が及んだ。崖面の崩落も発生する中、古墳の現況を確認するための調査を実施した。墳丘測量とともに墳丘及び竪穴式石室内の発掘調査を実施している。前方部が前端に向かって開く墳形や、出土した壺形埴輪等から最初期の前方後円墳の一つとして注目を集めた。また、石室の規模と構造が明らかになった点、石室内から「伝世鏡論」の重要な論拠となった方格規矩鏡片が出土した点等が主な成果として挙げられる。

⑥南山浦古墳群発掘調査（高松市教委 1985）

果樹園整備に伴う緊急調査として、南山浦に所在する後期古墳群のうち、北側に所在した南山浦9～ 13 号墳の発掘調査を実施した。横穴式石室は全て天井部を失っていたが、石室残存部の図面及び床面検出遺物等が報告される。

⑦浄願寺山8・10 号墳発掘調査（香川県教委 1988）

昭和 60・61 年に香川大学による学術調査として、浄願寺山8・10 号墳の発掘調査が実施されたことが県の文化財年報に記載されるが報告書は未完で詳細は不明である。

⑧石清尾山古墳群（稲荷山地区）発掘調査（高松市教委 2018）

稲荷山地区に所在する積石塚のうち、稲荷山姫塚古墳、稲荷山北端古墳、稲荷山南塚古墳、稲荷山南塚北古墳を対象として発掘調査を実施した。目的は史跡への追加指定であり、調査開始時の目的として、古墳の形態・規模・築造時期を明らかにすることを定めて調査を実施した。各古墳の調査成果は次項に反映されている。積石塚はその構造上の特徴からこれまで層位的な発掘調査が困難であり、調査工程を開発するところから作業を始めている。今後の積石塚調査の起点として重要な試行が成されている点も特筆される。

（2）石棺環境調査（高松市教委・徳島文理大学文学部 2021・高松市教委・奈良文化財研究所 2022）

石船塚古墳の刳抜式石棺の保存に向けて、市内に所在する類例の考古学的所見を調査した。調査対象は三谷石舟古墳石棺、石船石棺、浅野小学校所在石棺である（高松市教委ほか 2021）。石棺表面に加工痕等生産に関する微細な痕跡が残る箇所があること、石棺ごとに劣化の状況が大きく異なること等を確認した。また、石棺の保存科学的観点からの環境調査（高松市教委ほか 2022）も同時に実施しており、石船塚古墳石棺では、目視観察、エコーチップ試験、温湿度計測、開空率測定、石棺表面温度測定、石棺表面含水率測定を実施した。この際に石棺表面の剥離に対して最も影響の大きな要素として、乾湿繰り返しが挙げられている。

表３－２　石清尾山古墳群関係報告書一覧表

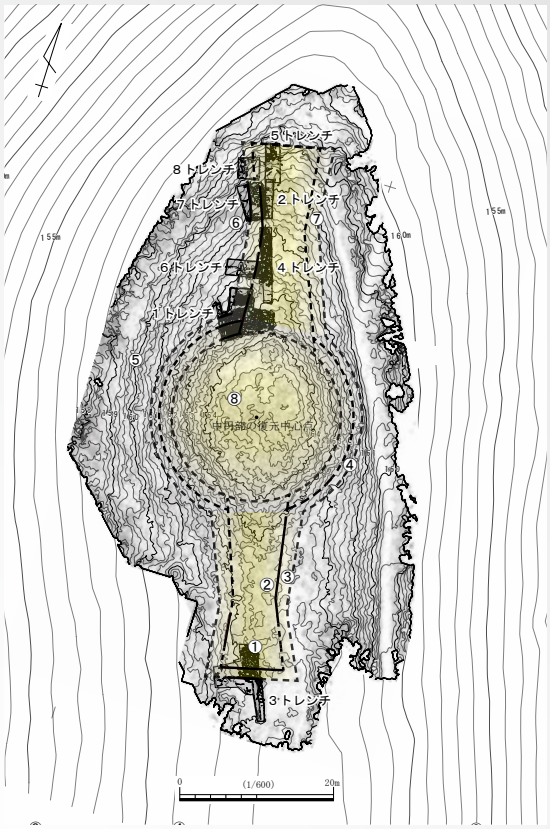
番号	報 告 書 名
1	香川県史蹟名勝天然紀念物調査会1928「石清尾山大古墳群」『史跡名勝天然紀念物報告』第3号
2	京都帝国大学1933『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊
3	高松市教育委員会1971『高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第1次）』
4	高松市教育委員会1972『高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第2次）』
5	高松市教育委員会1973a『浄願寺山・稲荷山古墳群分布調査概報』
6	高松市教育委員会1973b『石清尾山塊古墳群調査報告』
7	高松市教育委員会1983『鶴尾神社4号墳調査報告書』
8	高松市教育委員会1985『南山浦古墳群調査報告書』
9	高松市教育委員会2018『石清尾山古墳群（稲荷山地区）調査報告書』
10	高松市教育委員会・徳島文理大学文学部2021『高松市内所在刳抜式石棺調査報告書Ⅰ』
11	高松市教育委員会・独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所2022『高松市内所在刳抜式石棺調査報告書Ⅱ』

4.　史跡指定された古墳の概要

記載順は表３－１のとおり。

稲荷山北端古墳（高松市教委 2018）

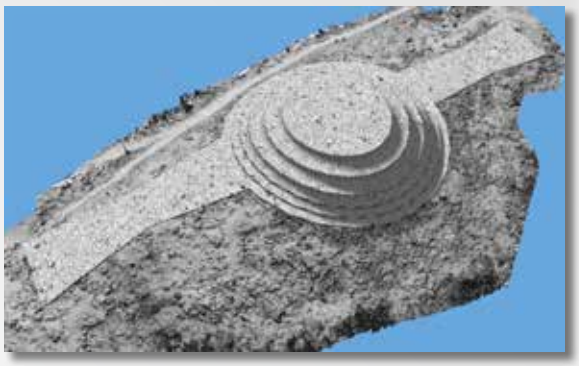
稲荷山の尾根線上の最も北の頂部に位置する積石塚の双方中円墳。北側方丘部の前端が確認できなかったが、南側と対称な形状と考えられるため、全長は69mに復元できる。中円部を中心にして対称に方丘部が取りつく双方中円墳は、全国でも3例しか確認されておらず、そのすべてが石清尾山古墳群中に存在し、国史跡の指定を受ける。本墳は近年の発掘調査によって新たに墳形が確認された双方中円墳である。当初楕円形の墳形が想定されていたが、非常に低平（高さ 20 ～ 30 ㎝程度）な方丘部が中円部の両端で確認され、双方中円墳であることが確定した。現在古墳周辺は樹木が密生しており、眺望が開ける場所を認めがたいが、北側（海側～現在の高松市街地方向）に向けた地点を選定して古墳が築かれている。埴輪は全く確認されず、当初から使用されていない可能性すら想定できる。方丘部が非常に低く扁平であること、同一積石段に塊石と板石を併用することから、古墳時代前期前半古相（3世紀後半）に位置付けている。古墳群中で最初期に築造された古墳のうちの1基である。



▲ 稲荷山北端古墳測量図



▲ 中円部の積石段



▲ 墳丘形状イメージ

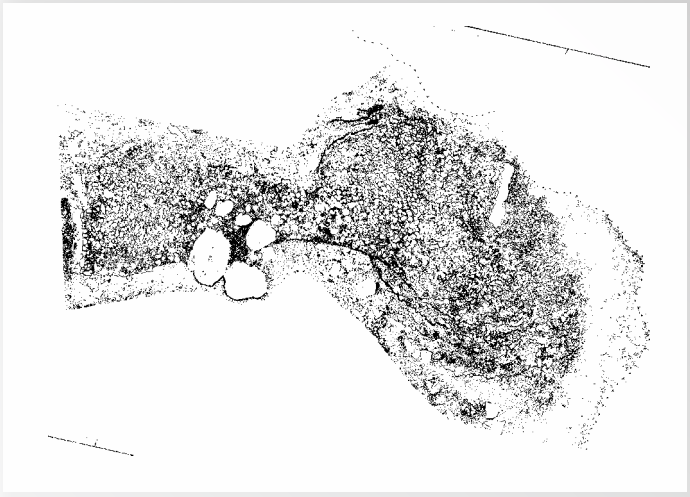
図３－８　稲荷山北端古墳　概要図

鶴尾神社4号墳（高松市教委 1983・高上 2023）

峰山地区で姫塚古墳から南側に緩やかに降る尾根線の先端に位置する積石塚の前方後円墳。高松平野の南側に向かって開けた眺望を有す。後円部の一部が採石事業により削平されている。

墳丘の発掘調査がかつて実施され、前方部が低平で平板なこと、前端が撥形に開くことなどが古相を示す要素として報告された。近年崖面の補強工事に伴う清掃と地表面の観察から、前方部の評価は大きく動かないが、後円部の形状については崩落など二次的な変形の影響によるものと考えられ、現況でほとんど不明瞭であることが指摘された。

後円部中央に竪穴式石室が確認されており、板石を垂直積みにした壁体に木蓋が伴う構造が想定されている。石室内より伝世鏡論の主要な根拠とされた方格規矩鏡の 1/4 片が出土しており、従来出土地不詳であった残りの 3/4 が鶴尾神社4号墳から出土した蓋然性が高くなった。石室の構造、方格規矩鏡の単独副葬、壺形埴輪、低平で先端が強く撥形に開く前方部の形状等を根拠に、古墳時代前期前半古相に位置付けられる。古墳群中で最初期に築かれた古墳のうちの1基である。



▲ 鶴尾神社4号墳測量図　出典：京都帝国大学 1933





◀▲竪穴式石室



▲方格規矩四神鏡
＊原資料のうち 1/4 は高松市、3/4 は個人所蔵（東京国立博物館寄託）



◀出土した壺形埴輪

図３－９　鶴尾神社４号墳　概要図

石清尾山9号墳（高松市教委 1973b）

峰山地区の西北側に位置する積石塚の前方後円墳。全長 27.4 mで、古墳群中で最小の前方後円墳である。摺鉢谷の谷部を経て瀬戸内海～現在の高松市街地にかけての眺望が開ける。

墳丘の範囲確認の調査がなされており、後円部も含めて全体が非常に扁平な形状を呈す。周囲には石積みの猪垣（近代以降か）が見られ、墳丘構築材の一部が転用された可能性もある。前方部の石積みは遺存状態が良好で、前端から側面にかけての一段の積石段が観察できる。前方部は撥形を呈し、非常に扁平である。

先端が外反する前方部平面形と平板な側面観、前方部前端の1段の横積みによる外表構造（Ⅰa類）から、古墳時代前期前半古相に位置付けられる。

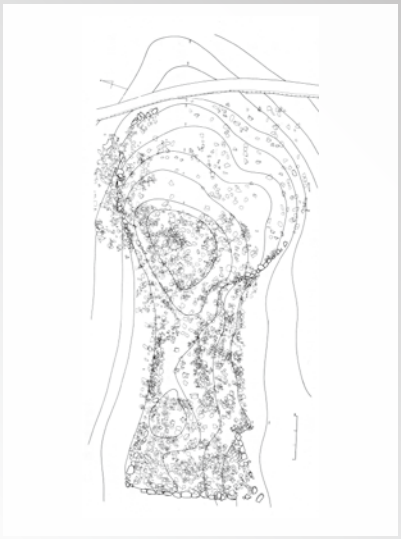


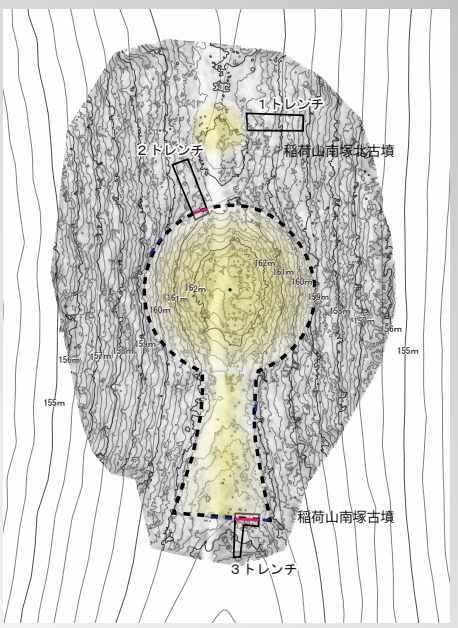
図３－10　石清尾山９号墳測量図

稲荷山南塚古墳（高松市教委 2018）

稲荷山地区で、稲荷山姫塚古墳から東側に分岐する稜線上に位置する積石塚の前方後円墳。全長は 38 m。後述する稲荷山南塚北古墳と非常に近接している。発掘調査によって墳丘の形状が確認されており、積石塚の築造に際して、墳端に相当する部分では地山となる岩盤を平坦に整地して、その上に石を積み上げたことが確認されている。

段築の構造と出土した埴輪の特徴から古墳時代前期前半新相の築造と考えられる。

▼ 稲荷山南塚古墳測量図





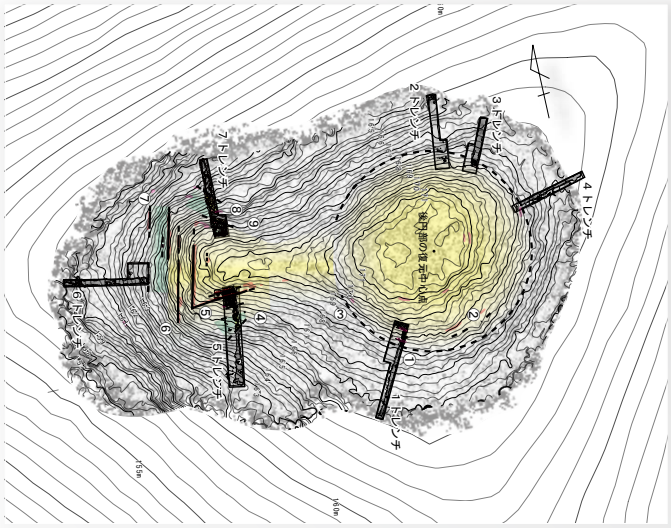
▲ 後円部墳端の積石

図３－11　稲荷山南塚古墳　概要図

稲荷山姫塚古墳（高松市教委 2018）

稲荷山の稜線が三叉状に分岐する地点を選んで築かれた積石塚の前方後円墳。発掘調査によって墳形が確認されており、全長は 51.3 m。特筆すべきはその立地と石積みの技法である。三叉状に分岐する稜線の頂部に後円部を設定し、前方部を急激に降る尾根側に設定している。前方部が築かれなかった側の尾根の方が比高差が少なく、墳丘の構築がより容易であったと考えられるが、地理的なハンデを敢えて甘受し、より困難な側に前方部を設定している。このため、前方部側では後円部側との比高差が非常に大きく、これを克服するために墳丘の構築前に積石を行い、いわば土台を整備した上に墳丘を構築している。また、前方部側では6段以上の積石段を形成しており、一部には最大1m程度の石垣状の積石が確認できる。積石塚の構築技法をよく留めた古墳として重要である。また、壺形・円筒系の埴輪が多量に出土しており、墳丘上には多数の埴輪が樹立されていたものと想定できる。

立体的な積石段の構造と先端が外に開く前方部の形状、多数出土した埴輪の年代観から古墳時代前期前半新相に位置付けられる。



▲ 稲荷山姫塚古墳測量図

後円部の積石段▶



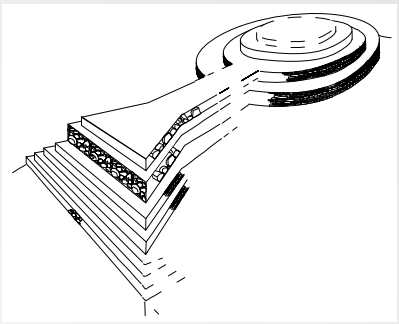


◀前方部前端の積石段

▼出土した埴輪片







▲ 積石塚墳丘概観イメージ

図３－12　稲荷山姫塚古墳　概要図

猫塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の西側に位置する積石塚の双方中円墳。全長 96 mの規模が想定されており、古墳群中で最大の規模を誇る。同時期に築造された古墳で比較すると、四国島でも最大の墳丘規模であり、石清尾山古墳群の周辺地域に対しての優位性を示す古墳であるとも評価できる。瀬戸内海と高松平野の西側に向かって開く眺望が意識された立地と考えられ、現在も古墳周辺からの眺望に優れている。

発掘調査は行われておらず、明治 43（1910）年の大規模な濫掘によって出土したとされる多量の副葬品や、その後京都帝国大学によって行われた墳丘の測量等が現在でも基本的な調査成果となっている。中円部は濫掘に伴う大規模な墳丘石材の掻き出しによって大きく窪んでおり、西側に掻き出された石材が大規模なテラス状を呈している。また、近年中円部の西側で板石積みを伴う積石段が新たに確認されている。

豊富な出土資料の大半は、現在東京国立博物館に収蔵されており、我が国の古墳時代を代表する資料群として、定期的に常設展示されている。ただし、猫塚古墳出土とされるこれらの資料群は出土の経緯が不明瞭で、かつ出土資料の年代幅が広く、一括性が不確定であることが近年指摘されている。

猫塚古墳は、副葬品の一括性に不確定要素があるため、墳丘形態を重視すると、やや立体的で前端がやや隆起する方形部側面観、板石垂直壁を持ち、外表二重構造が想定できる中円部の外表構造から古墳時代前期前半新相に位置付けられる。古墳時代前期前半新相は、猫塚古墳をはじめ、地域最大墳として双方中円墳が築かれること、積石塚の分布が最大化すること等から、積石塚築造の最盛期であり、石清尾山古墳群はその中心的役割を果たしたことが指摘されている。



出典：京都帝国大学 1933

▲ 猫塚古墳測量図



▲ 猫塚古墳上空写真

図３－13　猫塚古墳 概要図

東京国立博物館所蔵　ColBase（https://colbase.nich.go.jp/）

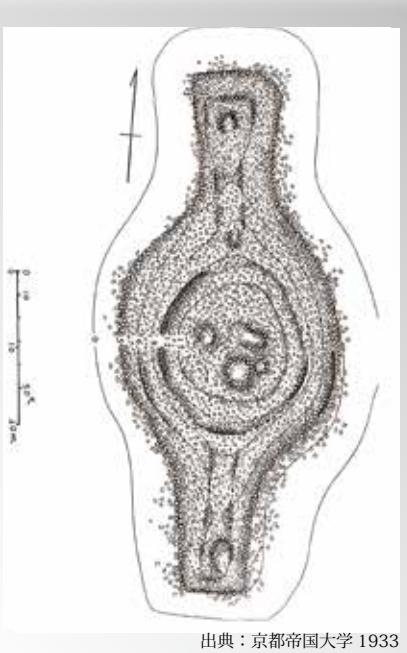


図３－14　猫塚古墳出土遺物

鏡塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の東側尾根上で、石船塚古墳と北大塚古墳の中間に位置する。積石塚の双方中円墳で、全3例のうちの1基。全長は猫塚古墳よりもやや小さく 68.7 mであるが、同時期の前方後円墳と中円部の大きさを比べても一回り大きく、双方中円墳が前方後円墳に比して優位にあったことがうかがい知れる。かつて鏡が出土したとする伝承から鏡塚古墳という名称が与えられている。出土遺物・埴輪等はこれまで確認されておらず、京都帝国大学による墳丘測量が今日でも基本的な調査成果となっている。

鏡塚古墳は年代を位置付ける根拠に乏しいが、双方中円墳であり、方丘部の先端がやや外反する平面形と、やや立体的で前端が隆起する側面観から、古墳時代前期前半新相に位置付けることができる。



出典：京都帝国大学 1933

図３－ 15　鏡塚古墳測量図

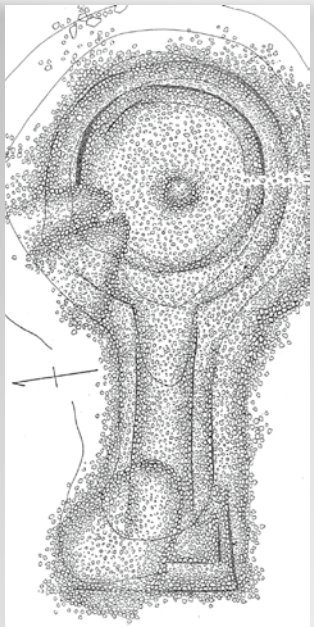
姫塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の南側尾根上に位置する積石塚の前方後円墳。全長は 43 mと想定される。南側に派生し緩やかに降る稜線の先に鶴尾神社4号墳が位置する。高松平野の南側に眺望が広く開けており、現在も墳丘の近辺では良好な景観が見られる。

発掘調査は実施されておらず、現在も京都帝国大学が実施した墳丘測量図が基本的な資料となっている。墳丘上では普通円筒埴輪が採集されており、石清尾山古墳群中で最初の普通円筒埴輪の採用事例とされる。

後円部・前方部ともに積石段の遺存状況が良好で、塊石を石垣上に高く積み上げた箇所が多く確認できる。古墳群中でも積石塚の本来の形態を最もよく留めている古墳の一つである。

普通円筒埴輪と壺形埴輪を有し、立体的な前方部側面観と先端がやや外反する前方部平面形、後円部・前方部ともに小口積みと横積みを併用した塊石のみによる外表構造から、古墳時代前期後半古相に位置付けることができる。



◀測量図

出典：京都帝国大学 1933

後円部の積石段▼



図３－ 16　姫塚古墳　概要図

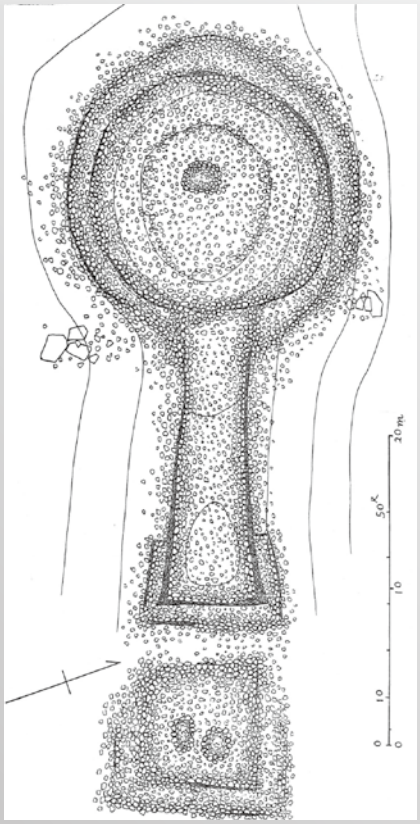
北大塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の東側尾根線の北端に位置する積石塚の前方後円墳で、全長は 39.8m と想定される。発掘調査は実施されておらず、京都帝国大学の測量図が基礎的な資料である。特筆すべきは前方部の積石段で、前方部前端と側面が成す隅角部が良好に遺存している。

立体的な前方部側面観と先端付近がやや外反する前方部平面形、前方部に小口積みと横積みを併用した塊石のみによる外表構造から、古墳時代前期後半古相に位置付けることができる。

北大塚東古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の東側尾根の北端に位置する積石塚。北大塚古墳の前方部前端に近接する方墳である。今日でも方形を呈す積石段の一部が確認できる。発掘調査等は行われておらず、京都帝国大学の測量図が基礎的な資料である。北大塚古墳と一体的に築かれた可能性も考えられるが、年代決定の根拠が乏しく、古墳時代前期と位置付けている。



▲測量図
（上：北大塚古墳、下：北大塚東古墳）
出典：京都帝国大学 1933



▲前方部から後円部を望む

▼前方部前端の積石段



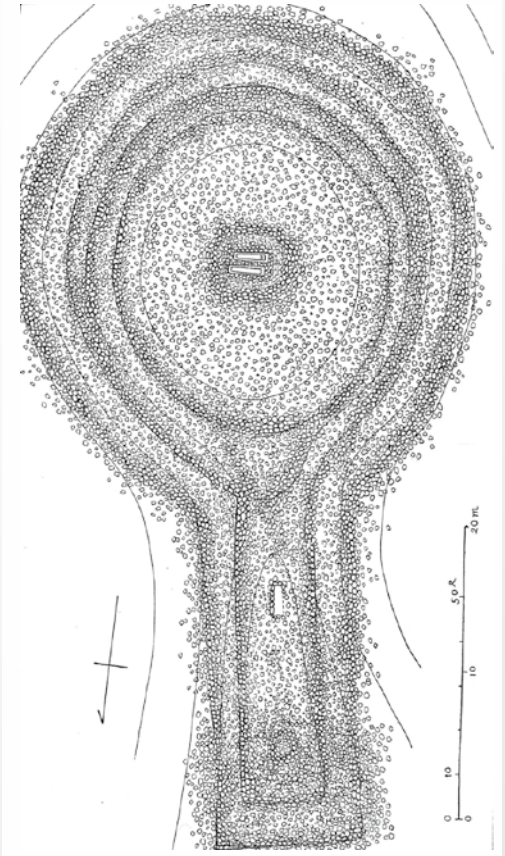
図３－17　北大塚古墳・北大塚東古墳　概要図

石船塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の東側に位置する積石塚の前方後円墳。古墳群中で最も新しく、最後の積石塚である。全長は 57 m。特筆すべきは、後円部中央に存在する刳抜式石棺である。国分寺町鷲の山石製とされる石棺で、身と蓋の両者が存在する。石棺の存在は近世段階の地誌類にも確認されることから、早い段階で露出していたことが分かり、石船の名称の由来となった。副葬品は確認されていないが、壺型埴輪と普通円筒埴輪が採集されている。また、後円部中心からやや離れた地点で、角柱状の石材を天井石にした小規模な竪穴式石室1基が確認され、内部より変形神獣鏡が出土している。

普通円筒埴輪と壺形埴輪A類が出土し、刳抜式石棺を有すこと、前方部の外反度が弱く直線的で、墳丘全体が立体的に造作されること、後円部・前方部ともに小口積みと横積みを併用した塊石積みによる外表構造から、古墳時代前期後半新相に位置付けられる。

▼石船塚古墳測量図　出典：京都帝国大学 1933

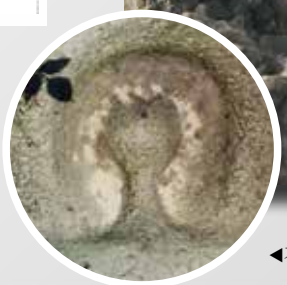




▲埋葬施設（竪穴式石室）

▼埋葬施設（刳抜式石棺）





◀石枕

図３－18　石船塚古墳　概要図

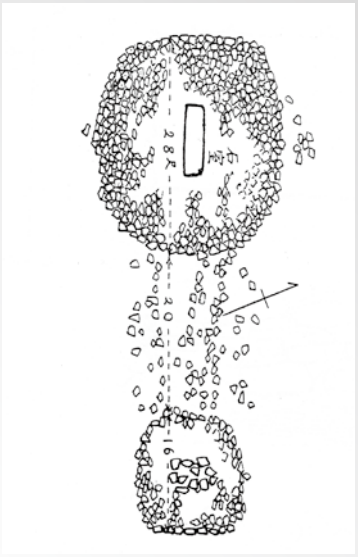
稲荷山南塚北古墳（高松市教委 2018）

稲荷山南塚古墳の西側に隣接する積石塚（図3-11）。発掘調査を実施しており、円墳と想定されるが規模は不明瞭で、10 m以下の小規模墳であると考えられる。古墳時代前期に位置付けられるが、編年根拠に乏しく細分は難しい。

北大塚西古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の東側尾根の北端に位置する積石塚。前方後円墳と想定されている。北大塚古墳の後円部西側に位置する。石室が存在したが、既に破壊されたことが知られる。発掘調査等は行われておらず、京都帝国大学の測量図が今日でも基礎的な資料である。

このため、築造年代は古墳時代前期であることは想定できるが、細分できない。

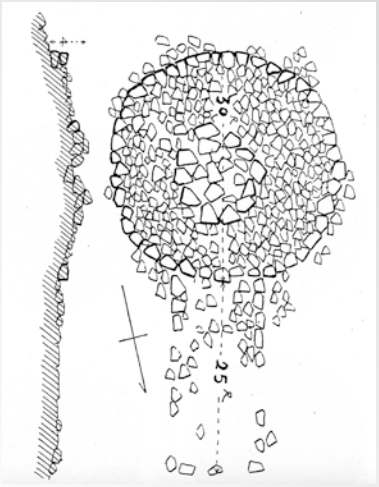


出典：京都帝国大学 1933

図３－19　北大塚西古墳測量図

小塚古墳（京都帝国大学 1933・高松市教委 2018）

峰山地区の南東側尾根上に位置する積石塚の前方後円墳。姫塚古墳と石船塚古墳の中間に位置する。小型の前方後円墳と考えられているが、現在では墳丘の位置や形状を推定できる痕跡を確認することが難しい。発掘調査は行われておらず、京都帝国大学の測量図が基礎的な資料である。築造年代を特定する資料に乏しく、古墳時代前期と位置付けているが細分できない。



出典：京都帝国大学 1933

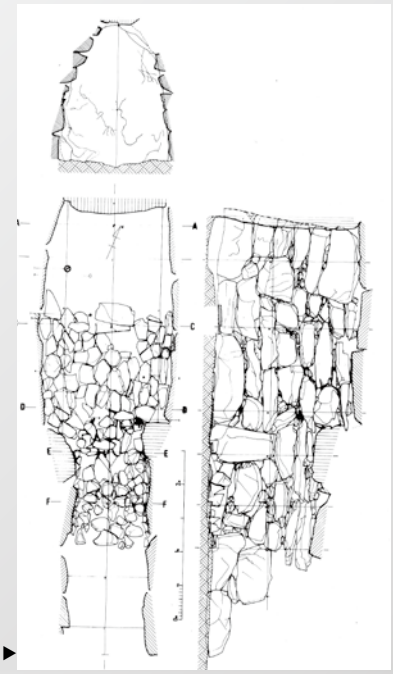
図３－20　小塚古墳測量図

石清尾山2号墳（高松市教委 1973 b）

峰山地区の摺鉢谷の緩斜面に位置する後期古墳。横穴式石室が開口しており、現在内部の見学も可能な状態である。石室内部の発掘調査が実施されており、石室の形態が判明するほか、須恵器・土師器・金環等の遺物が確認される。



▲石清尾山2号墳石室



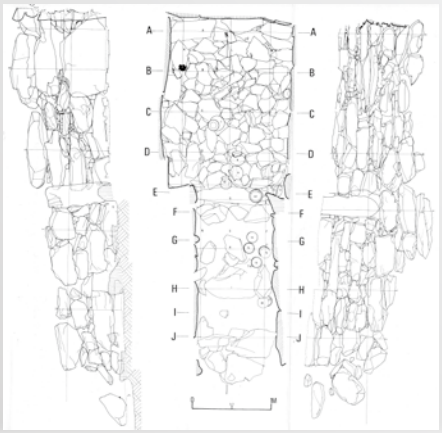
2号墳石室測量図 ▶

図３－21　石清尾山２号墳　概要図

石清尾山 13 号墳　（高松市教委 1973 b）

峰山地区の西側尾根からやや谷側に降った緩斜面に位置する後期古墳。横穴式石室が遺存する。天井石は全て欠損しており、周囲にその用材と考えられる石材が散在する。発掘調査で石室の形態が判明するほか須恵器などの遺物が出土している。立入りは制限しているが、周辺から見学することが可能である。

▼石清尾山 13 号墳石室測量図





▲石清尾山 13 号墳石室

図３－22　石清尾山 13 号墳　概要図

5. 指定地の状況

（1） 土地の所有関係（表3－3・4、図3－ 23）

令和5年4月現在、史跡指定地を所有する機関は高松市、財務省四国財務局、林野庁四国森林管理局（香川森林管理事務所）の三機関である。本市は史跡の指定範囲 41384.01 ㎡について、平成元年度に、国庫補助事業として史跡指定地の一部に当たる 4,101.80 ㎡の公有化を行った（鶴尾神社4号墳）。また、平成 12 年度には 1,196.21 ㎡の公有化を行った（姫塚古墳）。22,042.53 ㎡は四国森林管理局、4,673.12 ㎡は四国財務局、14,668.36 ㎡は高松市が所有しており、公有地化は完了している。

（2） 管理者の有無

本古墳群の史跡指定された範囲のうち、稲荷山地区の一部が特別名勝栗林公園の範囲と重複する。当該範囲を所有するのは財務省四国財務局であり、実際の管理を行うのは所有機関と無償貸与の契約を締結している占有者の香川県である。香川県は、特別名勝の範囲を都市公園法に定める都市公園として管理しており、加えて平成 15 年5月に策定した『特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画』に定める保存管理基準に沿って管理している。これ以外の範囲は各所有機関が土地の管理を行っているが、現状では史跡指定地の文化財の管理（除草、看板設置等）は本市が行っている。なお、土地所有機関の一つである林野庁四国森林管理局（香川森林管理事務所）と本市は、当該機関が所有する史跡指定地について、本市が管理団体に指定されたのちに本市と貸与契約を締結し、文化財の管理を本市、それ以外の土地の管理を所有機関が実施する旨の協議を行った。

（3） 管理団体の指定等

本市教育委員会は、平成 30 年1月 31 日付け高文財第 1008 号において、管理団体指定の意見具申を文化庁長官宛てに行った。令和2年1月8日付け文化庁告示第1号にて官報告示された。

（4） 公有化の経緯（表3－3・4）

①概要

史跡指定地の大半は国及び本市が所有していたが、昭和 60 年7月 16 日及び平成元年8月 14 日に追加指定された土地の一部に民間の所有地が含まれており、史跡指定後に公有化を行い、現在は本市の所有となっている。従って、令和2年3月現在、全ての指定地は国及び本市が所有する公有地となっている。

昭和 60 年7月 16 日及び平成元年8月 14 日に追加指定された範囲のうち、当時民間が所有していた土地については、所有者と本市が売買契約を締結したことによって、所有権が本市へと異動し、併せて分筆による地番の異動も生じた。公有化を行った2基の経過は以下のとおりである。

②姫塚古墳指定地の一部の公有化

昭和 60 年7月 16 日に史跡に追加指定された姫塚古墳の指定地は、指定された4筆のうち、2筆が

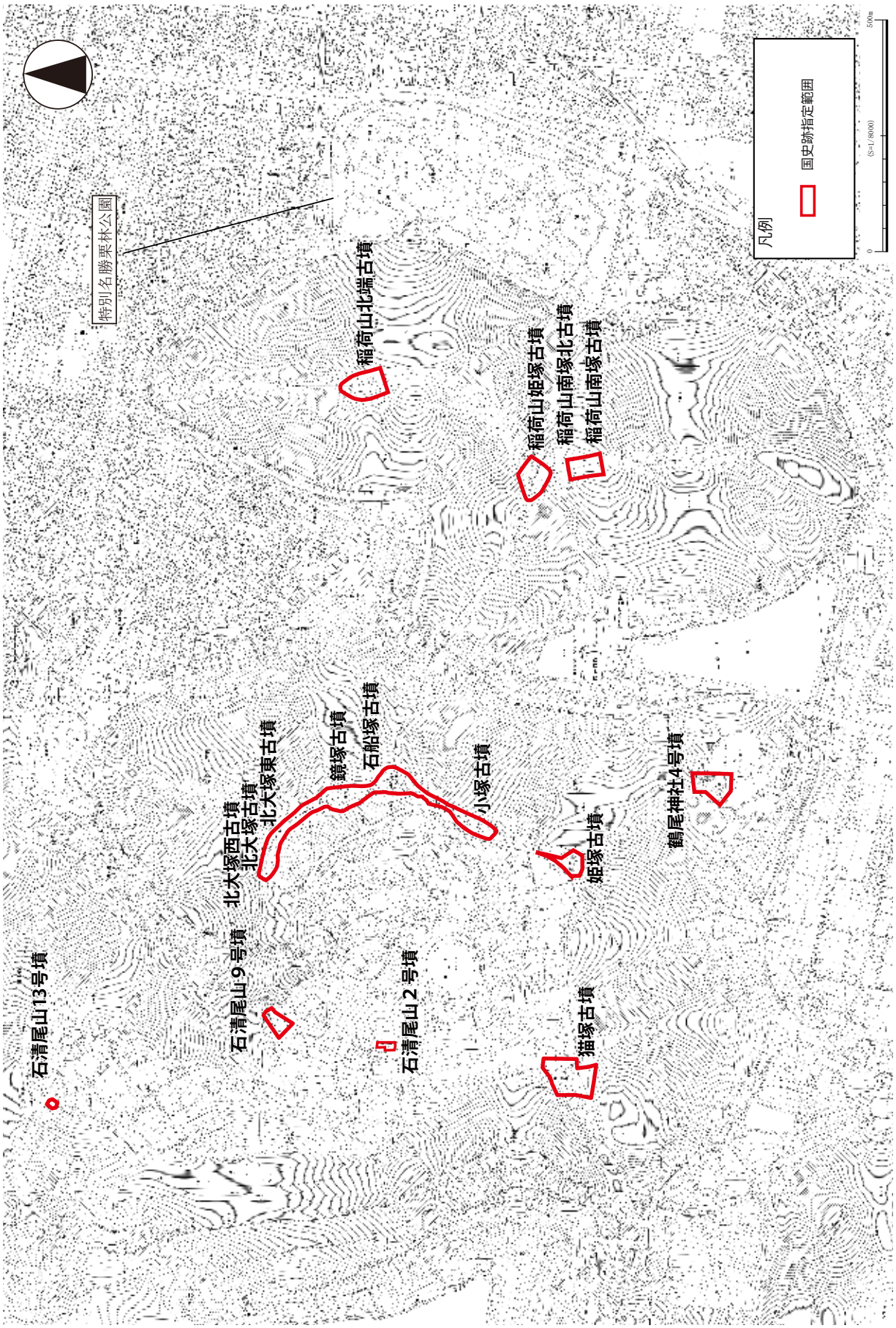


図３－23　史跡石清尾山古墳群 史跡指定範囲図（令和５年４月現在）

表３－３　史跡石清尾山古墳群 史跡指定地の地番等①

対象古墳	指定時の地番等（官報告示） 現在の地番等	指定面積(㎡) 所有区分 地目	所有者 住所	備考
指定年月日（告示番号）				
昭和９年１月２２日（文部省告示第１６号）				
石船積石塚（昭和６０年名称変更：石船塚古墳）	香川県香川郡鷲田村石清尾国有林３５林班ぬ小班	636.76 市有 山林	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	平成30年1月12日付け「高文財第939号」で異動届提出 ＊指定後に所有者及び地番の異動
	香川県高松市峰山町１８３８番２			
	香川県高松市石清尾国有林３６林班は小班	国有 保安林	四国森林管理局長 （香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	平成30年1月12日付け「29四香第540号」で異動通知提出 ＊指定後に林班名の異動
	香川県高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林３６林班ろ1小班	541.57		
	香川県高松市室新町室山国有林３５林班に小班	269.22		
	小計	1447.55 ㎡		
昭和６０年７月１６日（文部省告示第９６号）				
北大塚西古墳 北大塚古墳 北大塚東古墳 鏡塚古墳 小塚古墳 （石船塚古墳を除く）	香川県高松市峰山町１８３８番２	5396.48 市有 山林	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	
	香川県高松市峰山町１８３８番２			
	香川県高松市峰山町１８３８番１４６	27.51 市有 公衆用道路		
	香川県高松市峰山町１８３８番１４６			
	香川県高松市峰山町１８３８番１４７	783 市有 山林		
	香川県高松市峰山町１８３８番１４７			
	香川県高松市室町室山国有林３５林班に小班	2266.85 国有 保安林	四国森林管理局長 （香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	平成30年1月12日付け「29四香第540号」で異動通知提出 ＊指定後に町名の異動
	香川県高松市室新町室山国有林３５林班に小班			
	香川県高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林３６林班ろ小班	5330.24 国有 保安林		平成30年1月12日付け「29四香第540号」で異動通知提出 ＊指定後に小班名の異動
	香川県高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林３６林班ろ1小班			
姫塚古墳	香川県高松市峰山町１８３８番２４	629 市有 山林	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	
	香川県高松市峰山町１８３８番２４			
	香川県高松市峰山町１８３８番１４４	324 市有 畑		
	香川県高松市峰山町１８３８番１４４			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番１７１	521.64 市有 山林		平成30年1月12日付け「高文財第939号」で異動届提出 ＊指定後に所有者及び地番の異動
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４８２			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４１９	674.57 市有 山林		平成30年1月12日付け「高文財第939号」で異動届提出 ＊指定後に所有者及び地番の異動
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４８１			
猫塚古墳	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班ぬ小班	235.34 国有 保安林	四国森林管理局長 （香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	平成30年1月12日付け「29四香第540号」で異動通知提出 ＊指定後に小班名の異動
	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班と小班			
	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班は小班	1977.26 国有 保安林		
	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班は小班			
	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班に小班	3783.35 国有 保安林		平成30年1月31日付け「高文財第1008号」で意見具申 ＊指定時に町名等に錯誤有り、平成30年10月15日付け「文部省告示第194号」にて指定解除及び適切な地番等で告示
	香川県高松市峰山町峯山国有林３７林班は小班			
石清尾山２号墳	香川県高松市峰山町１８２１番６	566 市有 畑	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	令和元年度３月31日付け高文財第1251号で面積等の異動届提出 ＊指定後に面積、形状の異動
	香川県高松市峰山町１８２１番６			
石清尾山９号墳	香川県高松市峰山町１８３８番１２３	894 市有 畑		
	香川県高松市峰山町１８３８番１２３			
	香川県高松市西宝町二丁目西石清尾国有林３６林班に小班	216.33 国有 保安林	四国森林管理局長 （香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	
	香川県高松市西宝町二丁目西石清尾国有林３６林班に小班			
	香川県高松市西宝町二丁目御殿国有林３７林班い小班	230.02 国有 保安林		平成30年1月31日付け「高文財第1008号」で意見具申 ＊指定時に町名等に錯誤有り、平成30年10月15日付け「文部省告示第194号」にて指定解除及び適切な地番等で告示
	香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班い小班			

表３－４　史跡石清尾山古墳群 史跡指定地の地番等②

石清尾山１３号墳	香川県高松市西宝町二丁目８９２番２	113.6 市有 山林	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	
	香川県高松市西宝町二丁目８９２番２			
	香川県高松市鶴市町香東国有林３７林班への２小班	106.02 国有 保安林	四国森林管理局長（香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	平成30年1月31日付け「高文財第1008号」で意見具申 ＊指定時に町名等に錯誤有り、平成30年10月15日付け「文部省告示第194号」にて指定解除及び適切な地番等で告示
	香川県高松市西宝町二丁目西石清尾国有林３７林班に小班			
	小計	24075.21 ㎡		

平成元年８月１４日（文部省告示第１０９号）

鶴尾神社４号墳	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４８	100.84 市有 山林	高松市長 香川県高松市番町一丁目８番１５号	平成2年1月10日付け「高教文振第462号」で異動届提出 ＊指定後に所有者及び地番の異動
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４３２			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番１９７	763.23 市有 山林		
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４３３			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番１９８	689.5 市有 山林		
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４３４			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番２０４	175.47 市有 山林		
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４３５			
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番７、香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４７、香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番８９、香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番９０、香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番９１、香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番２７４（境界未定）	2372.76 市有 山林		
	香川県高松市西春日町字北山浦１０６３番４３６			
	小計	4101.80 ㎡		

平成３０年１０月１５日（文部省告示第１９４号）

稲荷山姫塚古墳	香川県高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林３６林班い１小班	1715.1 国有 保安林	四国森林管理局長（香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	
	香川県高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林３６林班い１小班			
	香川県高松市室新町室山国有林３５林班ろ小班	1350.3 国有 保安林		
	香川県高松市室新町室山国有林３５林班ろ小班			
	香川県高松市中野町字貝ノ口	1038.27 国有 森林	財務省四国財務局長＊占有者 香川県知事 香川県高松市サンポート３番３３号 高松サンポート合同庁舎南館６階	
	香川県高松市中野町字貝ノ口			
稲荷山北端古墳	香川県高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林３６林班い１小班	2622.52 国有 保安林	四国森林管理局長（香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	
	香川県高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林３６林班い１小班			
	香川県高松市中野町字貝ノ口	1908.2 国有 森林	財務省四国財務局長＊占有者 香川県知事 香川県高松市サンポート３番３３号 高松サンポート合同庁舎南館６階	
	香川県高松市中野町字貝ノ口			
稲荷山南塚古墳	香川県高松市室新町室山国有林３５林班ろ小班	1398.41 国有 保安林	四国森林管理局長（香川森林管理事務所） 香川県高松市上之町二丁目８番２６号	
	香川県高松市室新町室山国有林３５林班ろ小班			
稲荷山南塚北古墳	香川県高松市中野町字貝ノ口	1726.65 国有 森林	財務省四国財務局長＊占有者 香川県知事 香川県高松市サンポート３番３３号 高松サンポート合同庁舎南館６階	
	香川県高松市中野町字貝ノ口			
	小計	11,759.45 ㎡		

所有形態	史跡面積（㎡）
国有地（四国森林管理局）	22042.53
国有地（四国財務局）	4673.12
市有地（高松市）	14668.36
合計	**41384.01**

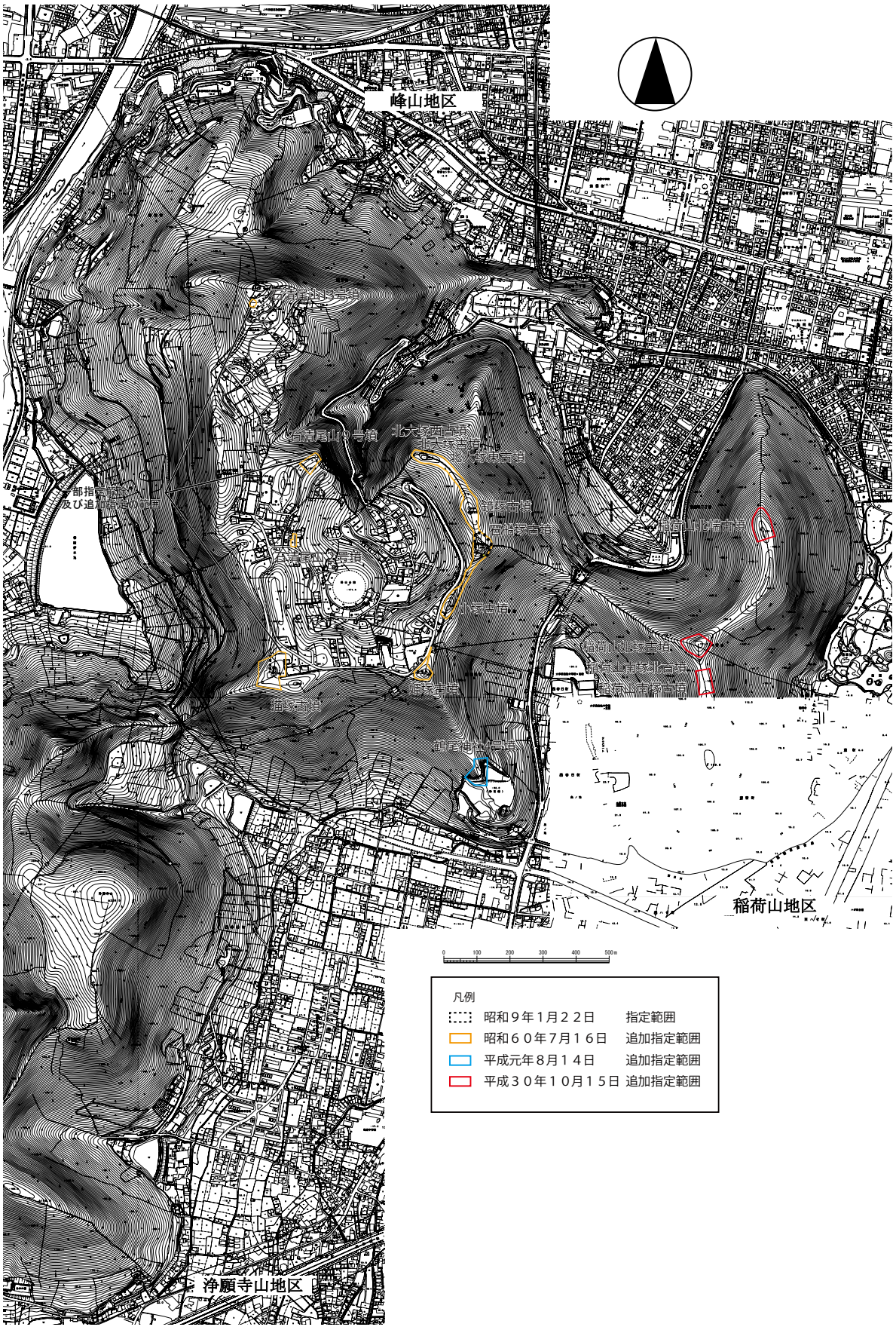


図３－24　史跡石清尾山古墳群 官報告示ごとの史跡指定範囲



国有林野林班名	該当古墳	保安林種類
香川県高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林３６林班ろ1小班	北大塚西古墳、北大塚古墳、北大塚東古墳 鏡塚古墳、石船塚古墳	土、健、致
香川県高松市室新町室山国有林３５林班に小班	石船塚古墳 小塚古墳	土、健
香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班と小班	猫塚古墳	土、健、干
香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班は小班		土、健
香川県高松市峰山町峯山国有林３７林班は小班		土、健
香川県高松市西宝町二丁目西石清尾国有林３６林班に小班	石清尾山９号墳	健、致
香川県高松市鶴市町御殿国有林３７林班い小班		土、健
香川県高松市西宝町二丁目西石清尾国有林３７林班に小班	石清尾山１３号墳	土、健
香川県高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林３６林班い１小班	稲荷山北端古墳、稲荷山姫塚古墳	土、健、致
香川県高松市室新町室山国有林３５林班ろ小班	稲荷山姫塚古墳、稲荷山南塚古墳、稲荷山南塚北古墳	土、健

一覧表凡例

略号	保安林種類
土	土砂流出防備保安林
健	保健保安林
致	風致保安林
干	干害防備保安林

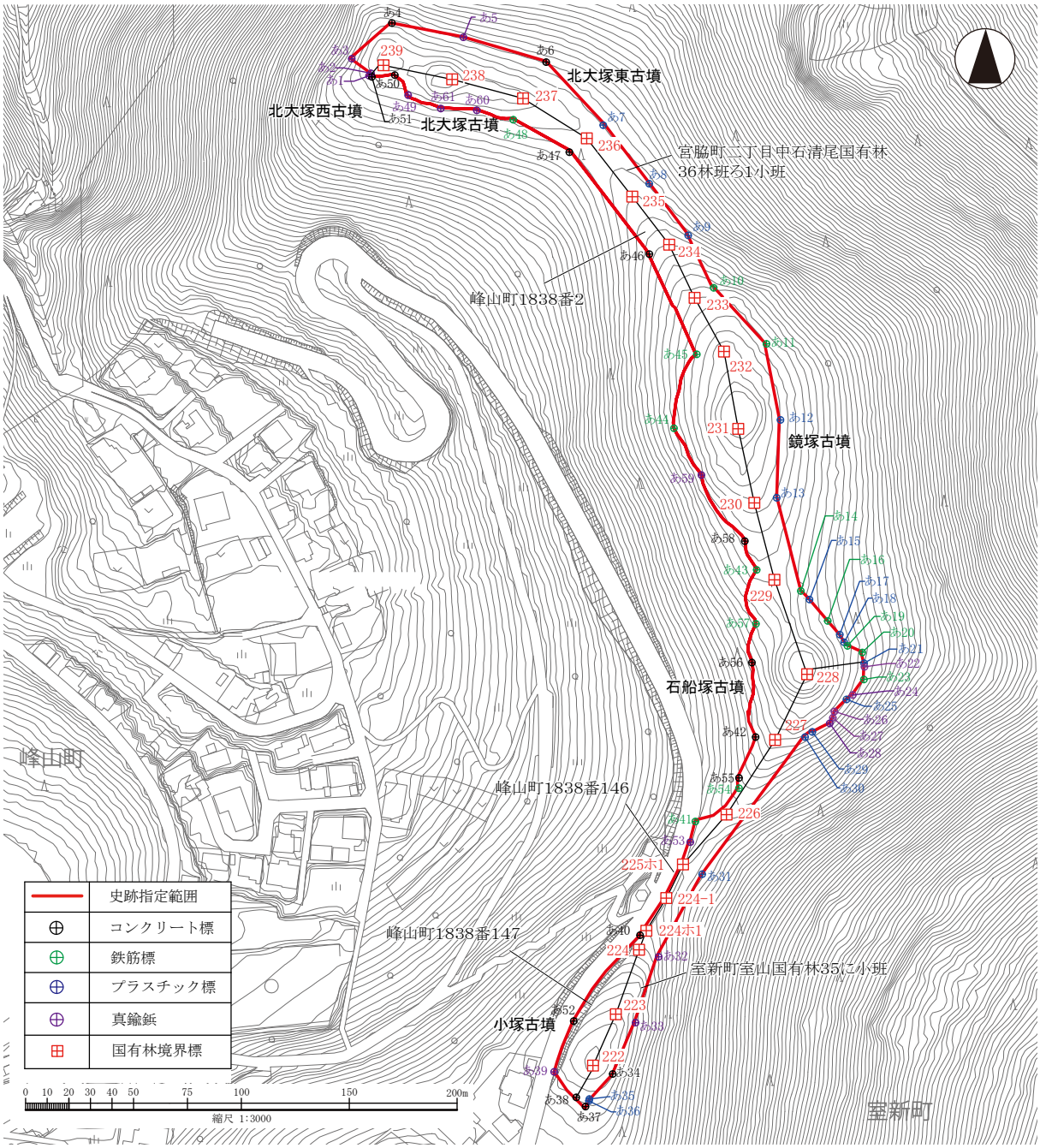
図３－25　国有林野の範囲と史跡石清尾山古墳群の史跡指定範囲図

民間の所有地であった。姫塚古墳は古墳群中で良好に石積みが残存する古墳の一つで、適切な保存を図るため、民間の所有地だった2筆を公有化することとした。

公有化は平成 12 年度に実施し、土地所有者2名と売買契約を締結した。当該地の購入は、国庫8割、県費1割の補助を受けて行った。なお、指定当時の地番から指定範囲のみ分筆して購入しており、この際に指定地2筆分の地番及び所有者に異動が生じた。しかし、所有者等の異動届の提出に遺漏があり、本市は改めて平成 30 年1月 12 日付け高文財第 939 号で、地番及び所有者の異動について文化庁長官に届け出た。

③鶴尾神社4号墳指定地の公有化

平成元年8月 14 日に史跡に追加指定された鶴尾神社4号墳の指定地は、指定時は全て民間の所有地であり、かつ当時は土地境界が未確定の状態であった。史跡指定後、古墳の重要性が高いことや崩落の危機に瀕していることなどの理由から、平成元年度から2年度にかけて、土地所有者3名と売買契約を締結して公有化を行った。当該地の購入は、国庫8割、県費1割の補助を受けて行った。なお、指定当時の地番から指定範囲のみ分筆して購入しており、この際に生じた地番及び所有者の異動を平成2年1月 10 日付け高教文振第 462 号で文化庁長官に届け出た。



北大塚西古墳～小塚古墳

世界測地系

点 名	X座標	Y座標
あ１	148029.989	48584.815
あ２	148031.102	48585.725
あ３	148037.823	48576.800
あ４	148054.389	48595.433
あ５	148047.797	48628.539
あ６	148036.273	48666.911
あ７	148007.068	48693.339
あ８	147979.931	48714.656
あ９	147955.978	48732.742
あ１０	147931.693	48744.544
あ１１	147905.711	48769.020
あ１２	147870.461	48775.522
あ１３	147834.365	48773.762
あ１４	147791.207	48784.942
あ１５	147787.237	48788.977
あ１６	147777.341	48797.404

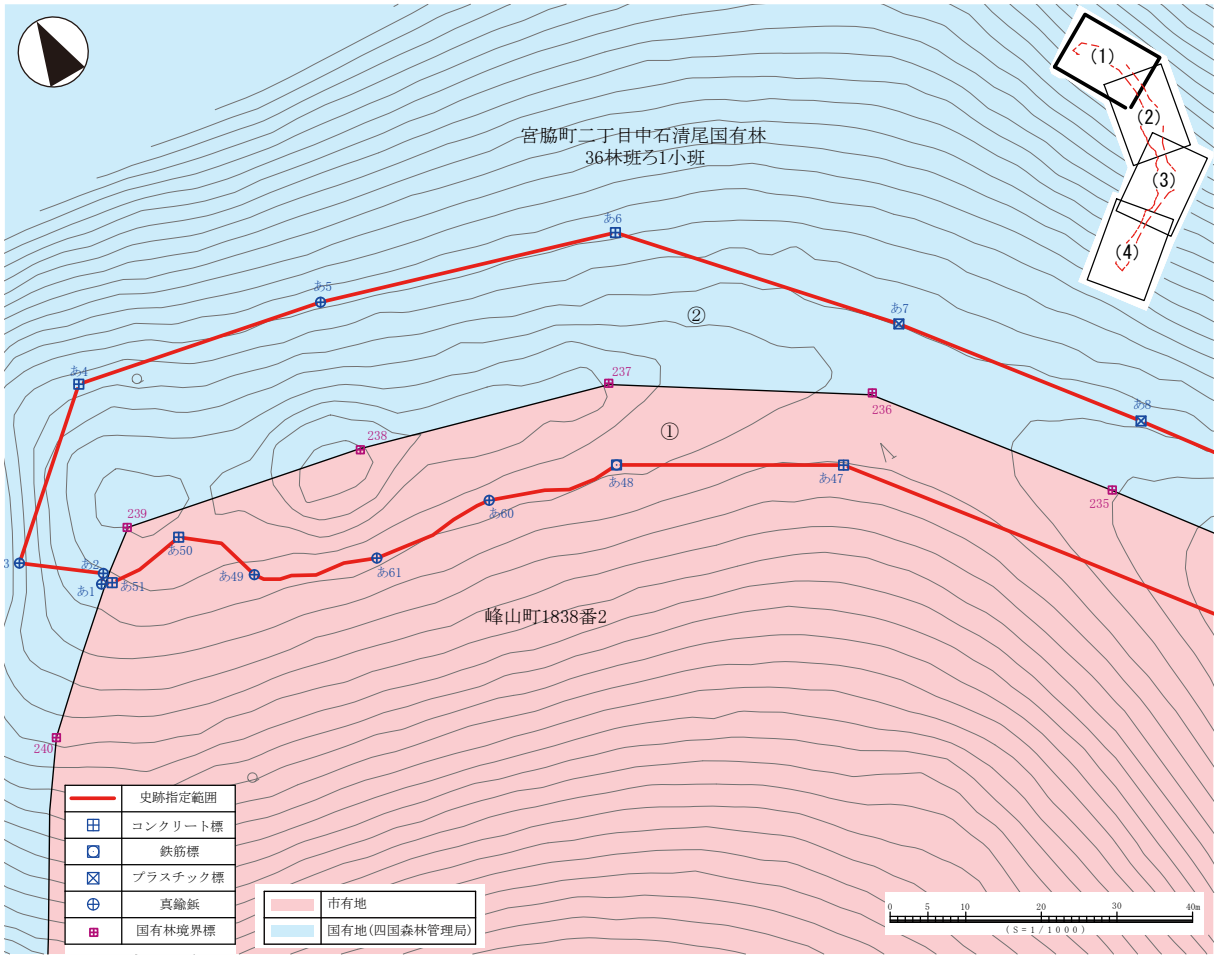
点 名	X座標	Y座標
あ１７	147771.003	48803.013
あ１８	147767.438	48805.027
あ１９	147765.762	48806.567
あ２０	147762.701	48813.423
あ２１	147757.717	48814.268
あ２２	147756.044	48814.455
あ２３	147750.185	48814.162
あ２４	147743.012	48809.022
あ２５	147740.942	48806.123
あ２６	147735.364	48800.517
あ２７	147732.422	48799.790
あ２８	147729.869	48798.341
あ２９	147725.894	48790.267
あ３０	147723.481	48786.901
あ３１	147659.947	48739.228
あ３２	147621.668	48719.046

点 名	X座標	Y座標
あ３３	147591.143	48708.330
あ３４	147567.368	48697.745
あ３５	147555.747	48686.931
あ３６	147554.902	48686.729
あ３７	147552.263	48685.152
あ３８	147556.508	48680.863
あ３９	147568.353	48670.622
あ４０	147631.691	48710.428
あ４１	147684.372	48736.070
あ４２	147723.505	48763.995
あ４３	147800.970	48764.493
あ４４	147866.610	48726.149
あ４５	147900.859	48736.736
あ４６	147947.295	48714.746
あ４７	147994.552	48677.666
あ４８	148009.585	48651.677

点 名	X座標	Y座標
あ４９	148020.975	48602.935
あ５０	148030.258	48596.753
あ５１	148029.450	48586.128
あ５２	147591.815	48680.047
あ５３	147674.795	48733.713
あ５４	147699.780	48756.271
あ５５	147704.556	48756.305
あ５６	147758.013	48762.292
あ５７	147775.958	48764.151
あ５８	147814.310	48758.991
あ５９	147844.893	48738.890
あ６０	148013.955	48634.755
あ６１	148014.767	48618.064

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－26　北大塚西古墳～小塚古墳 全体図



北大塚西古墳・北大塚古墳・北大塚東古墳

①高松市峰山町 1838 番 2

②高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林 36 林班ろ1小班

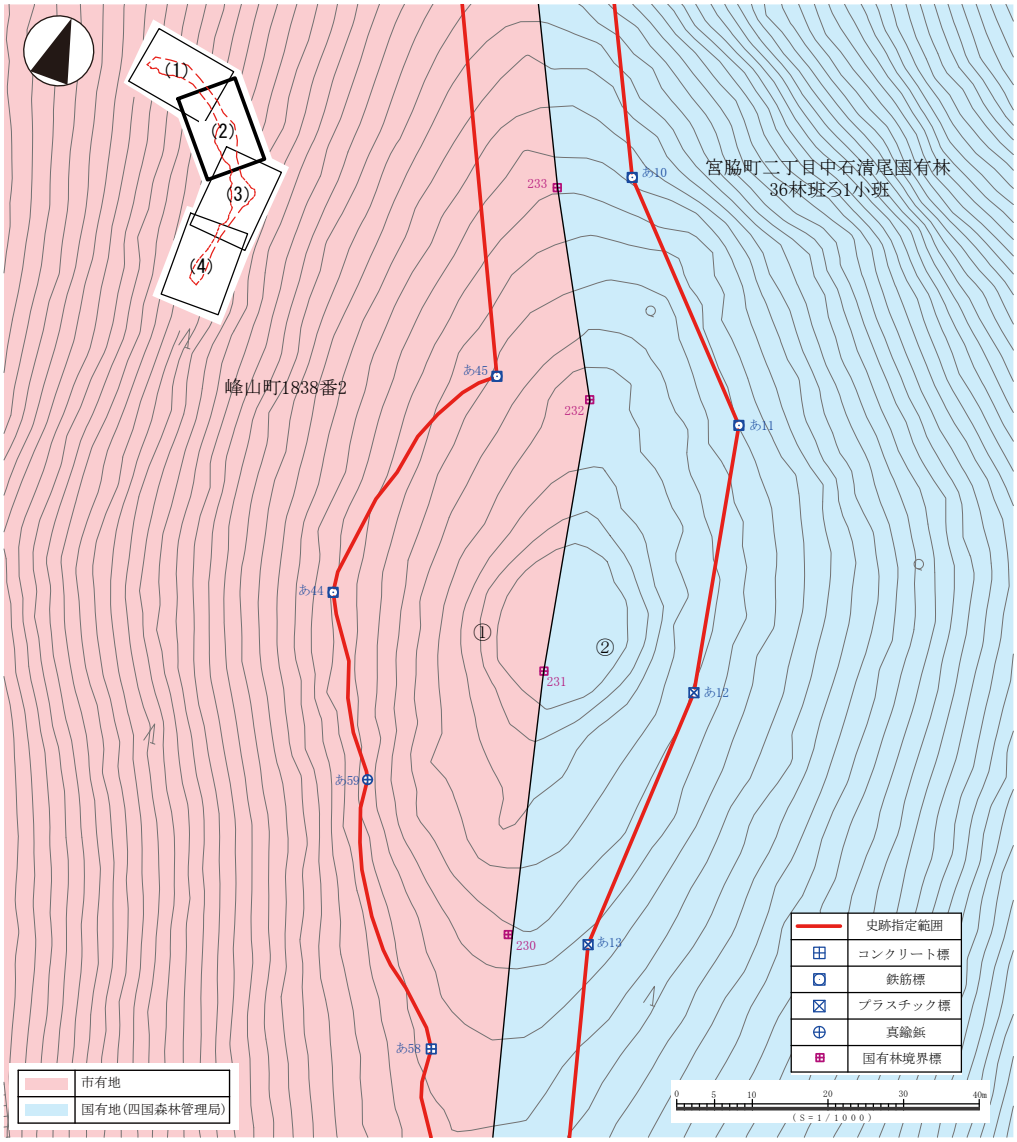
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
あ１	148029.989	48584.815
あ２	148031.102	48585.725
あ３	148037.823	48576.800
あ４	148054.389	48595.433
あ５	148047.797	48628.539
あ６	148036.273	48666.911
あ７	148007.068	48693.339
あ８	147979.931	48714.656
あ４７	147994.552	48677.666
あ４８	148009.585	48651.677

点 名	X座標	Y座標
あ４９	148020.975	48602.935
あ５０	148030.258	48596.753
あ５１	148029.450	48586.128
あ６０	148013.955	48634.755
あ６１	148014.767	48618.064
２３５（国有林）	147973.935	48706.793
２３６（国有林）	148000.925	48685.733
２３７（国有林）	148019.455	48656.182
２３８（国有林）	148028.265	48623.341
２３９（国有林）	148034.785	48591.500

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－27　北大塚西古墳・北大塚古墳・北大塚東古墳 土地所有関係図



鏡塚古墳

①高松市峰山町 1838 番 2

②高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林 36 林班ろ 1 小班

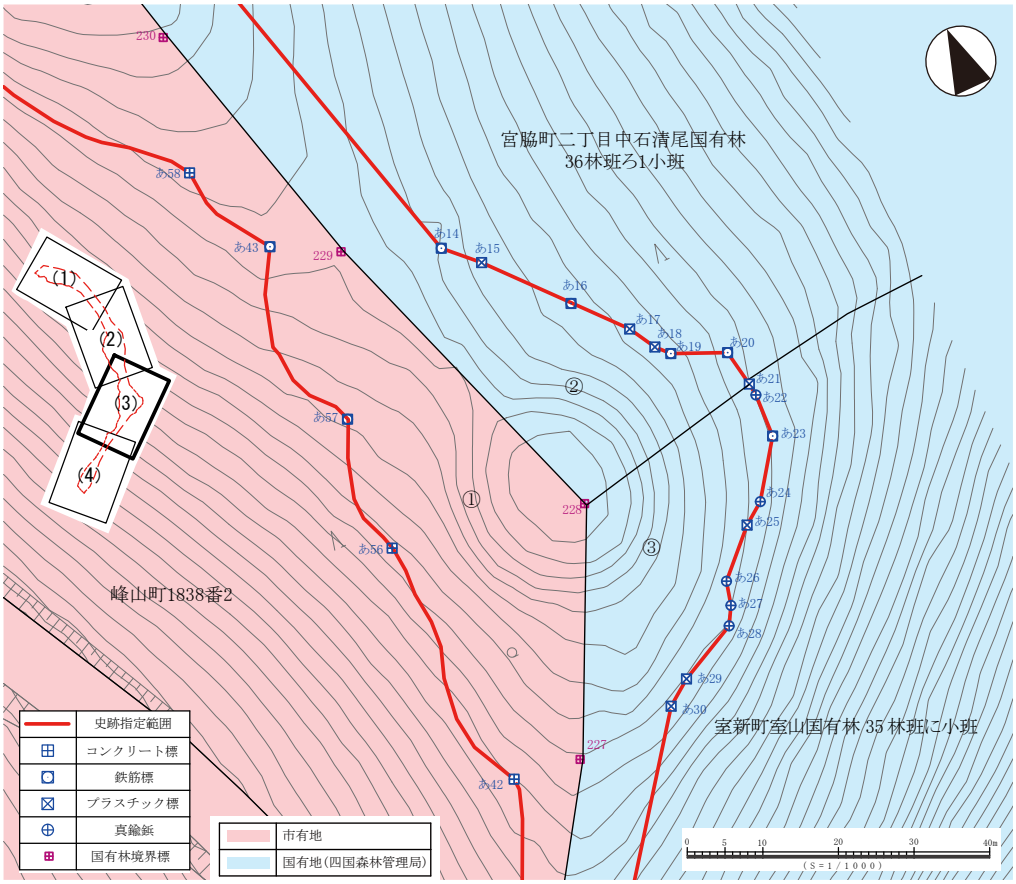
世界測地系

点　名	X座標	Y座標
あ１０	147931.693	48744.544
あ１１	147905.711	48769.020
あ１２	147870.461	48775.522
あ１３	147834.365	48773.762
あ４４	147866.610	48726.149
あ４５	147900.859	48736.736

点　名	X座標	Y座標
あ５８	147814.310	48758.991
あ５９	147844.893	48738.890
２３０（国有林）	147832.005	48763.393
２３１（国有林）	147866.355	48755.904
２３２（国有林）	147902.155	48749.314
２３３（国有林）	147927.035	48735.694

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－28　鏡塚古墳 土地所有関係図



石船塚古墳

①高松市峰山町 1838 番 2

②高松市宮脇町二丁目中石清尾国有林 36 林班ろ 1 小班

③高松市室新町室山国有林 35 林班に小班

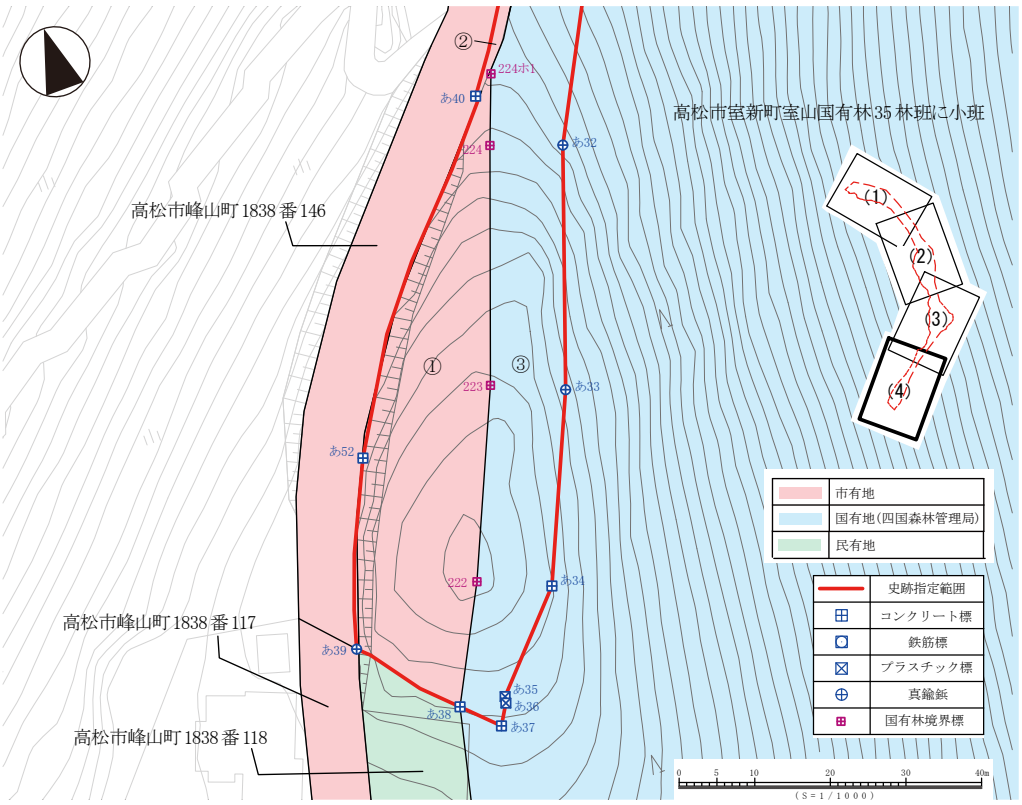
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
あ１４	147791.207	48784.942
あ１５	147787.237	48788.977
あ１６	147777.341	48797.404
あ１７	147771.003	48803.013
あ１８	147767.438	48805.027
あ１９	147765.762	48806.567
あ２０	147762.701	48813.423
あ２１	147757.717	48814.268
あ２２	147756.044	48814.455
あ２３	147750.185	48814.162
あ２４	147743.012	48809.022
あ２５	147740.942	48806.123
あ２６	147735.364	48800.517

点 名	X座標	Y座標
あ２７	147732.422	48799.790
あ２８	147729.869	48798.341
あ２９	147725.894	48790.267
あ３０	147723.481	48786.901
あ４２	147723.505	48763.995
あ４３	147800.970	48764.493
あ５６	147758.013	48762.292
あ５７	147775.958	48764.151
あ５８	147814.310	48758.991
２２７（国有林）	147722.184	48773.022
２２８（国有林）	147752.595	48787.853
２２９（国有林）	147796.395	48772.733
２３０（国有林）	147832.005	48763.393

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－29　石船塚古墳 土地所有関係図



小塚古墳

①高松市峰山町 1838 番 147

②高松市峰山町 1838 番 146

③高松市室新町室山国有林 35 林班に小班

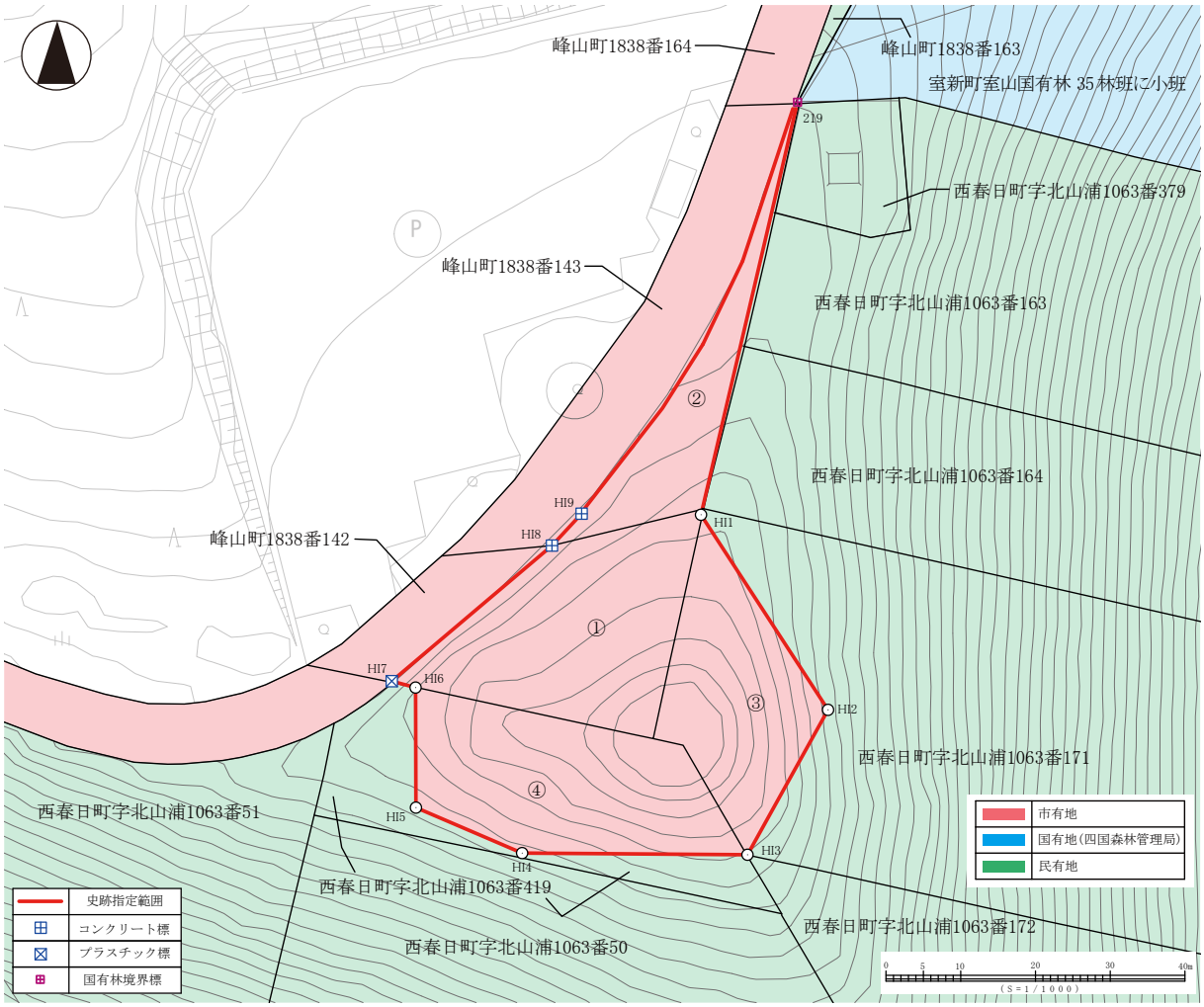
世界測地系

点　名	X座標	Y座標
あ３２	147621.668	48719.046
あ３３	147591.143	48708.330
あ３４	147567.368	48697.745
あ３５	147555.747	48686.931
あ３６	147554.902	48686.729
あ３７	147552.263	48685.152
あ３８	147556.508	48680.863

点　名	X座標	Y座標
あ３９	147568.353	48670.622
あ４０	147631.691	48710.428
あ５２	147591.815	48680.047
２２２（国有林）	147571.295	48688.626
２２３（国有林）	147595.085	48699.187
２２４（国有林）	147624.915	48709.968
２２４ホ１（国有林）	147633.775	48713.338

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－30　小塚古墳 土地所有関係図



姫塚古墳

①高松市峰山町 1838 番 24

②高松市峰山町 1838 番 144

③高松市西春日町字北山浦 1063 番 482

④高松市西春日町字北山浦 1063 番 481

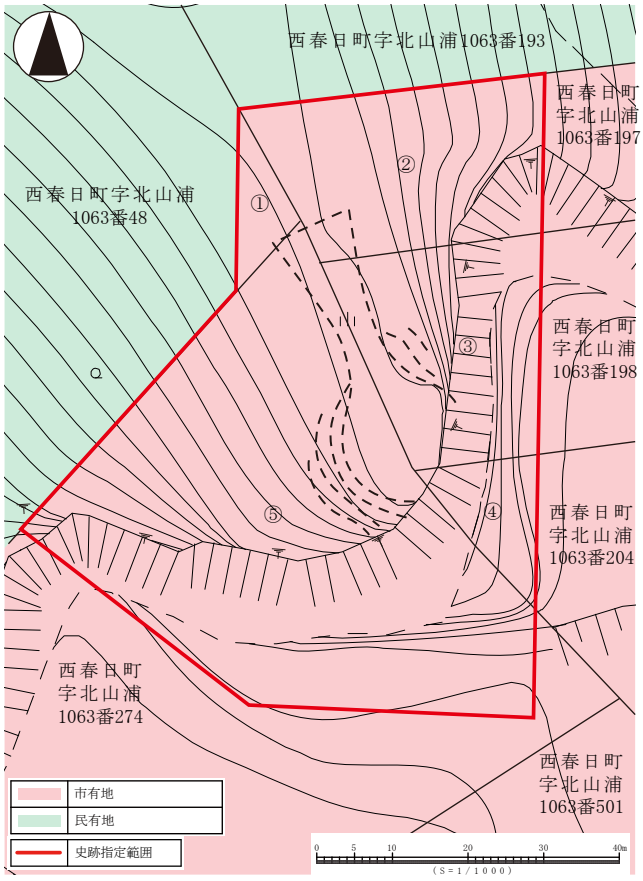
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
ＨＩ１	147396.972	48627.415
ＨＩ２	147370.870	48644.409
ＨＩ３	147351.479	48633.632
ＨＩ４	147351.702	48603.485
ＨＩ５	147357.789	48589.277

点 名	X座標	Y座標
ＨＩ６	147373.850	48589.226
ＨＩ７	147374.707	48586.044
ＨＩ８	147392.851	48607.477
ＨＩ９	147397.116	48611.447
２１９（国有林）	147452.065	48640.292

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

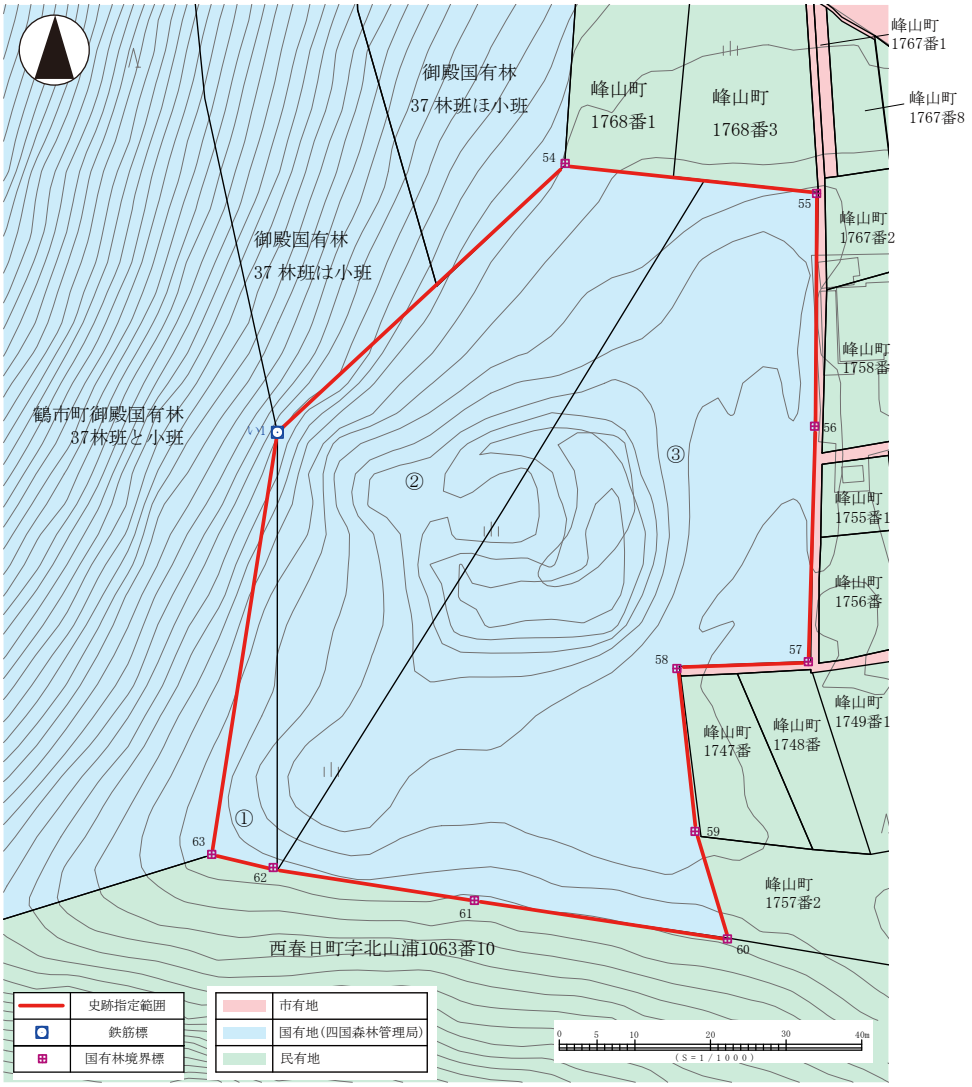
図３－31　姫塚古墳 土地所有関係図



鶴尾神社４号墳

①高松市西春日町字北山浦 1063 番 432
②高松市西春日町字北山浦 1063 番 433
③高松市西春日町字北山浦 1063 番 434
④高松市西春日町字北山浦 1063 番 435
⑤高松市西春日町字北山浦 1063 番 436

図３－32　鶴尾神社４号墳 土地所有関係図



猫塚古墳

①高松市鶴市町御殿国有林 37 林班と小班

②高松市鶴市町御殿国有林 37 林班は小班

③高松市峰山町峯山国有林 37 林班は小班

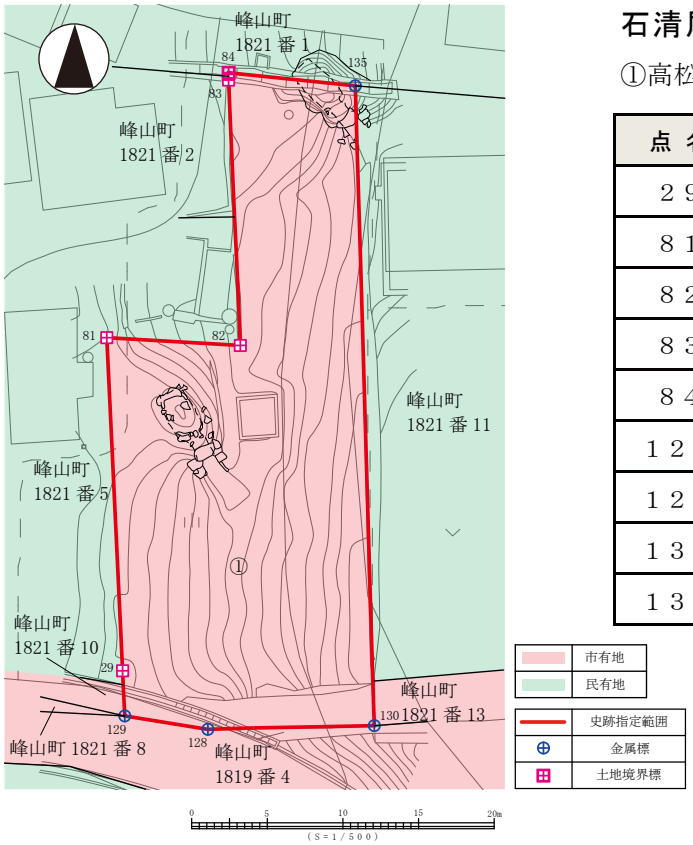
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
い1	147391.511	48121.779
5 4 （国有林）	147426.738	48159.757
5 5 （国有林）	147423.187	48193.129
5 6 （国有林）	147392.228	48192.938
5 7 （国有林）	147361.048	48192.017
5 8 （国有林）	147360.438	48174.766

点 名	X座標	Y座標
5 9 （国有林）	147338.768	48177.136
6 0 （国有林）	147324.428	48181.445
6 1 （国有林）	147329.538	48147.914
6 2 （国有林）	147333.679	48121.342
6 3 （国有林）	147335.649	48113.102

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－33　猫塚古墳 土地所有関係図



石清尾山２号墳

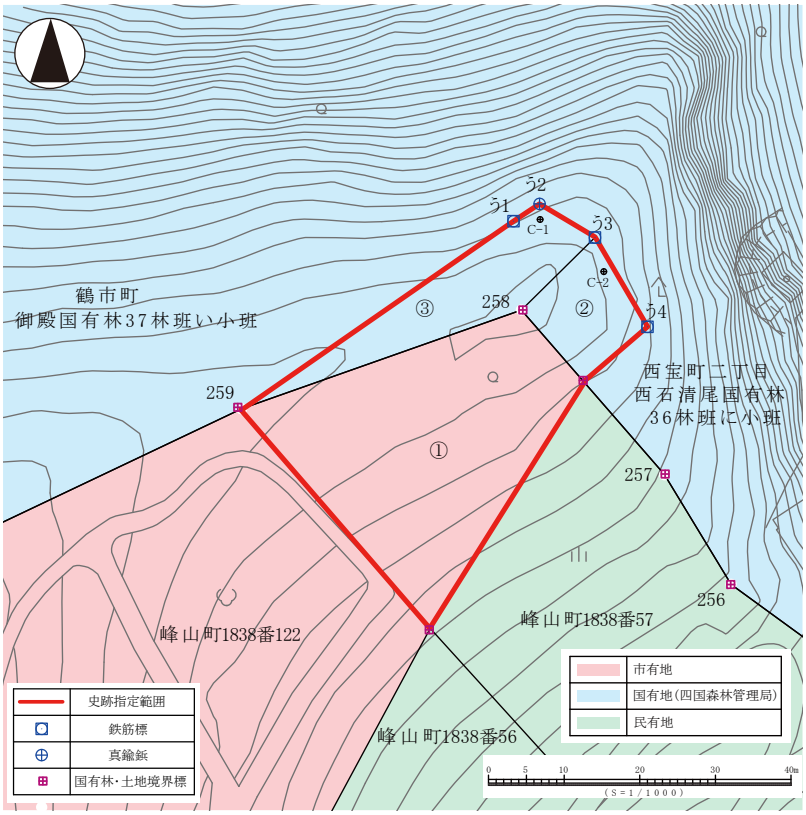
①高松市峰山町 1821 番 6

任意座標系

点 名	X座標	Y座標
２９	147760.186	48214.086
８１	147782.182	48213.054
８２	147781.645	48221.900
８３	147799.162	48221.120
８４	147799.652	48221.130
１２８	147756.304	48219.714
１２９	147757.205	48214.227
１３０	147756.558	48230.720
１３５	147798.791	48229.525

指定地番の土地境界確定業務に伴い
実施した測量による任意座標系の数値

図３－34　石清尾山２号墳 土地所有関係図



石清尾山９号墳

①高松市峰山町 1838 番 123

②高松市西宝町二丁目西石清尾国有林 36 林班に小班

③高松市鶴市町御殿国有林 37 林班い小班

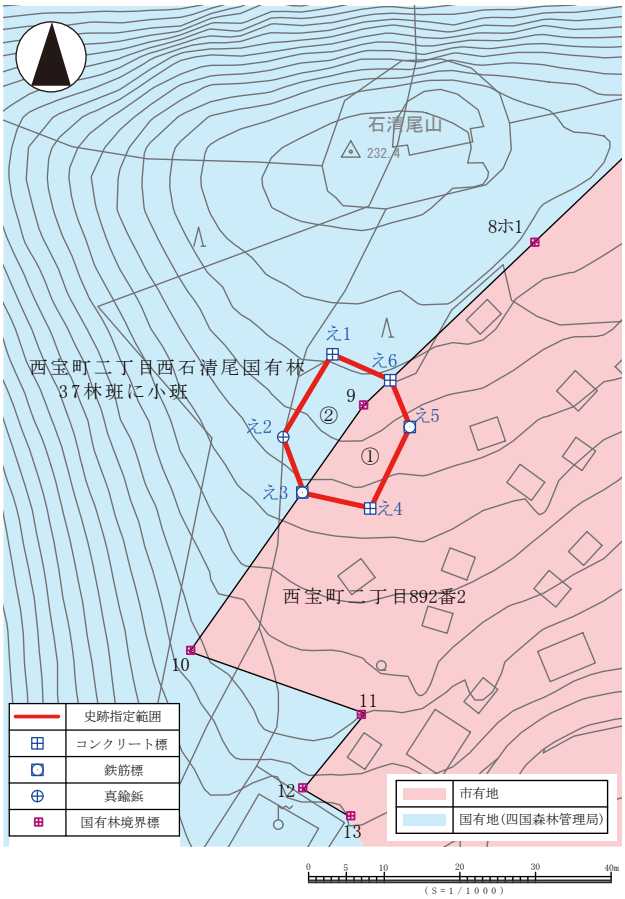
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
う１	148040.361	48281.740
う２	148042.592	48285.054
う３	148038.140	48292.430
う４	148026.400	48299.391

点 名	X座標	Y座標
２５７（国有林）	148006.795	48301.650
２５８（国有林）	148028.575	48282.710
２５９（国有林）	148015.515	48245.719

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－35　石清尾山９号墳 土地所有関係図



石清尾山１３号墳

①高松市西宝町二丁目 892 番 2

②高松市西宝町二丁目西石清尾国有林 37 林班に小班

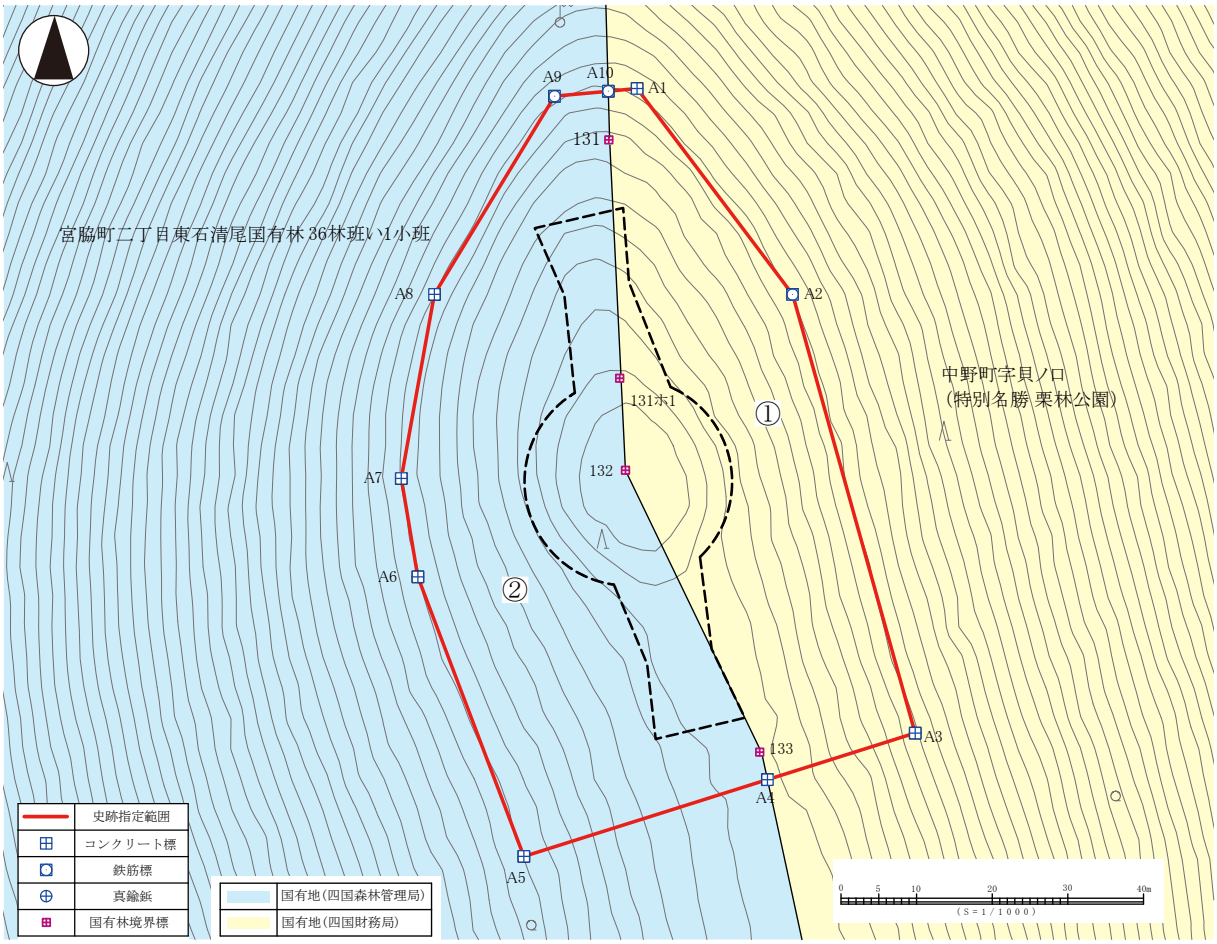
世界測地系

点　名	X座標	Y座標
え１	148514.672	48098.039
え２	148503.733	48091.564
え３	148496.385	48094.077
え４	148494.322	48103.035

点　名	X座標	Y座標
え５	148505.021	48108.362
え６	148511.244	48105.706
９（国有林）	148507.915	48102.219

国有林境界標の座標を世界測地系に換算し基準とした

図３－36　石清尾山１３号墳 土地所有関係図



稲荷山北端古墳

①高松市中野町字貝ノ口（四国財務局表示）

②高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林 36 林班い1小班

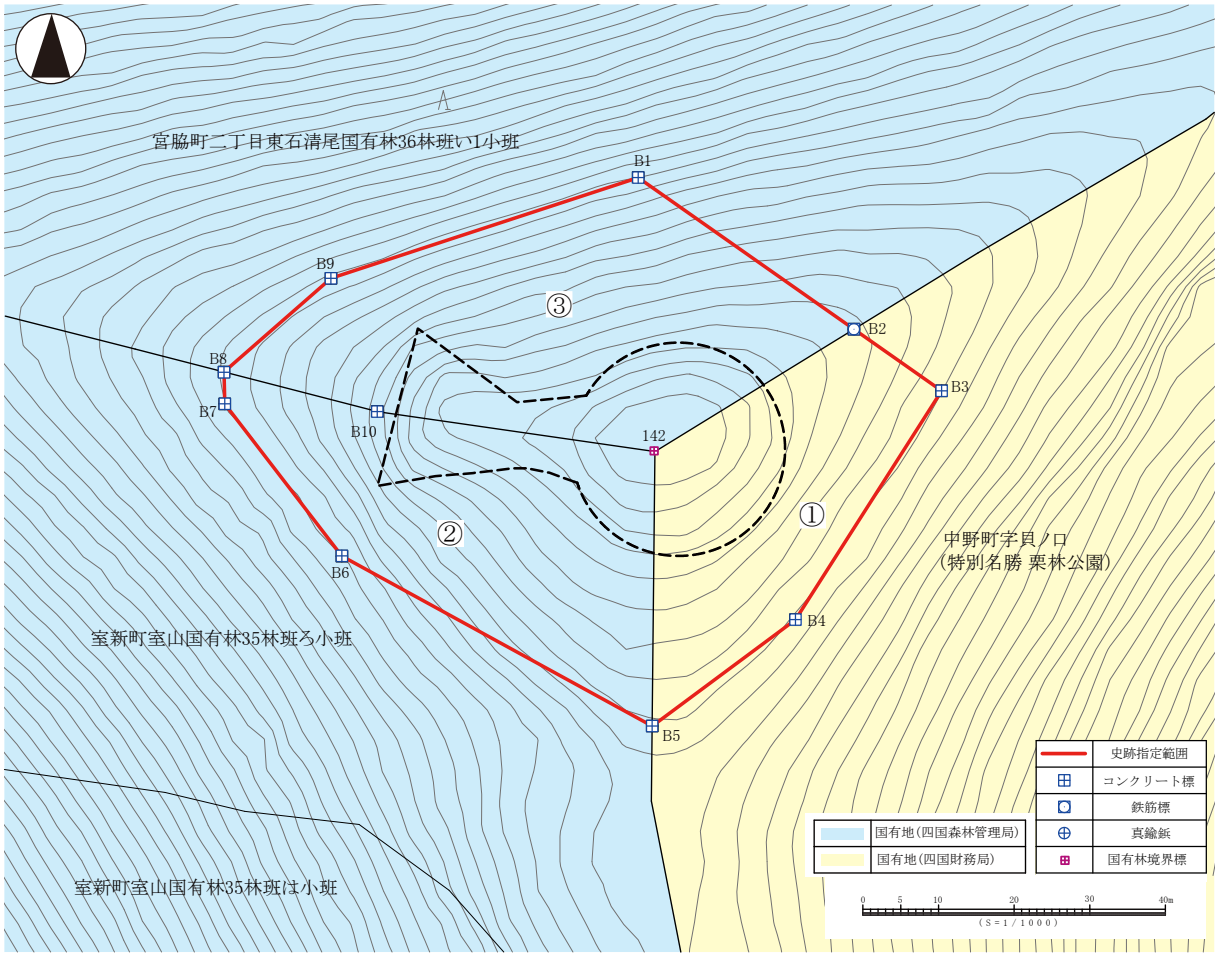
世界測地系

点 名	X座標	Y座標
A 1	147873. 232	49643. 551
A 2	147845. 997	49664. 124
A 3	147787. 999	49680. 322
A 4	147781. 844	49660. 787
A 5	147771. 692	49628. 570
A 6	147808. 649	49614. 554
A 7	147821. 677	49612. 367

点 名	X座標	Y座標
A 8	147846. 007	49616. 741
A 9	147872. 215	49632. 640
A 1 0	147872. 877	49639. 741
１３１（国有林）	147866. 258	49639. 926
１３１ホ１（国有林）	147834. 908	49641. 427
１３２（国有林）	147822. 768	49641. 997
１３３（国有林）	147785. 447	49660. 008

稲荷山地区調査時の基準点から算出

図３－37　稲荷山北端古墳 土地所有関係図



稲荷山姫塚古墳

①高松市中野町字貝ノ口（四国財務局表示）

②高松市室新町室山国有林 35 林班ろ小班

③高松市宮脇町二丁目東石清尾国有林 36 林班い1小班

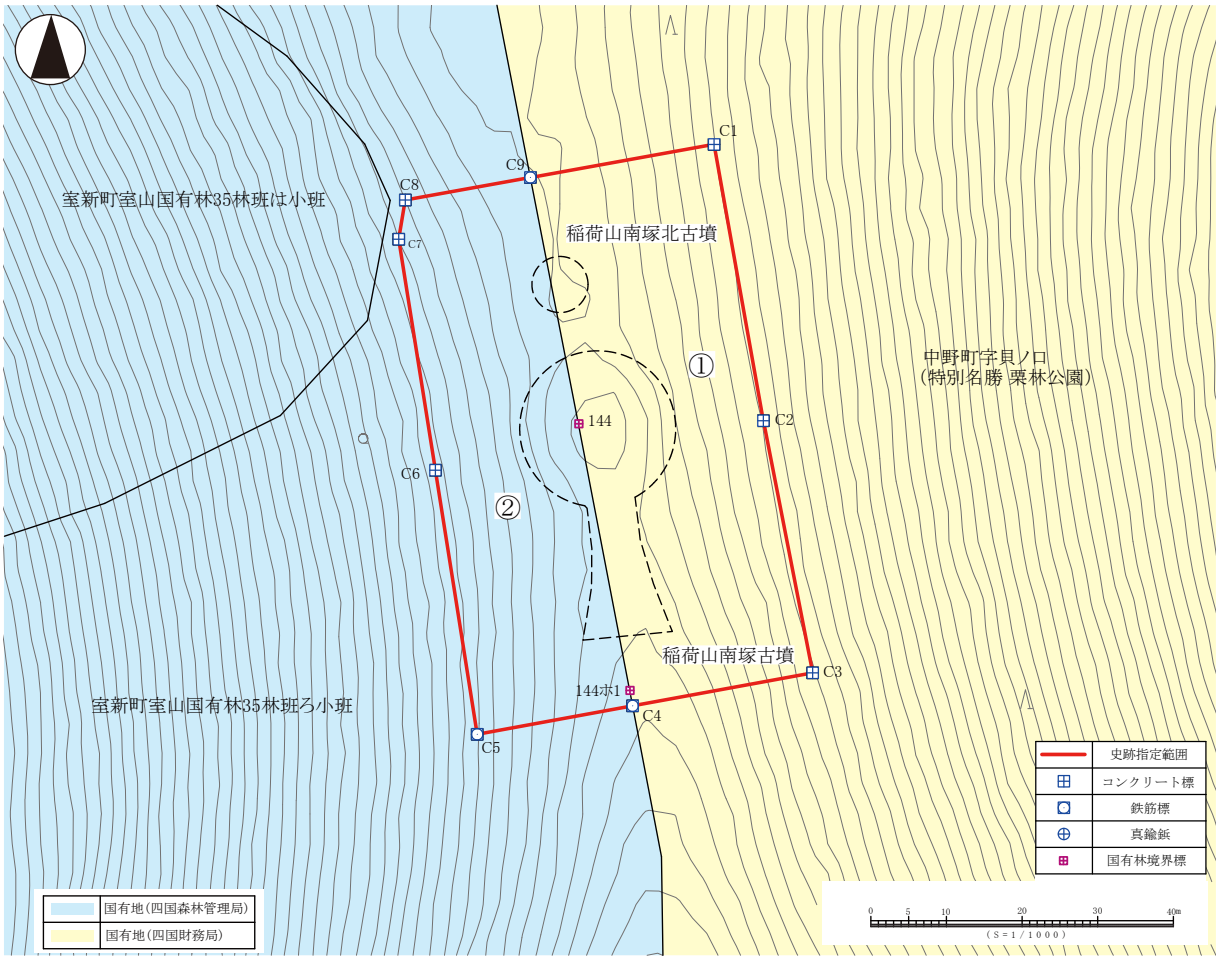
世界測地系

点　名	Ｘ座標	Ｙ座標
Ｂ１	147492.419	49451.607
Ｂ２	147472.377	49480.148
Ｂ３	147464.232	49491.746
Ｂ４	147433.967	49472.405
Ｂ５	147419.897	49453.463
Ｂ６	147442.360	49412.422

点　名	Ｘ座標	Ｙ座標
Ｂ７	147462.504	49396.936
Ｂ８	147466.720	49396.834
Ｂ９	147479.103	49410.978
Ｂ１０	147461.483	49417.110
１４２（国有林）	147456.198	49453.831

稲荷山地区調査時の基準点から算出

図３－38　稲荷山姫塚古墳 土地所有関係図



稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳

①高松市中野町字貝ノ口（四国財務局表示）

②高松市室新町室山国有林 35 林班ろ小班

世界測地系

点 名	X座標	Y座標
C 1	147386.531	49483.049
C 2	147349.992	49489.576
C 3	147316.653	49496.089
C 4	147312.284	49472.279
C 5	147308.513	49451.733
C 6	147343.448	49446.205

点 名	X座標	Y座標
C 7	147374.000	49441.350
C 8	147379.170	49442.214
C 9	147382.153	49458.762
１４４（国有林）	147349.608	49465.103
１４４ホ１（国有林）	147314.188	49471.914

稲荷山地区調査時の基準点から算出

図３－39　稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳 土地所有関係図

第４章　史跡の本質的価値

第１節　史跡の本質的価値の明示

１．本質的価値

（１）積石塚の価値

①古墳時代前期最大の積石塚古墳群

瀬戸内海に面した石清尾山山塊に、45 基もの積石塚が連綿と築かれた。形態の明らかなものは、双方中円墳3基、前方後円墳9基、方墳1基、円墳 17 基であり、このうち双方中円墳、前方後円墳の全てと方墳、円墳各1基の計 14 基が史跡指定されている。規模、数ともに、古墳時代前期で最大の積石塚古墳群であり、複数の集団によって築造されたと考えられている。大規模な積石塚は、いずれも丘陵の頂部で、瀬戸内海や高松平野各所からの眺望に優れた点を選んでおり、墳丘を「見せる」ことを明確に意識している。

一方、積石塚相互では積石という墳丘の特徴のみならず、埋葬施設の頭位（東西主軸）、埴輪の胎土等に高い共通性を有している。こうした共通性は、石清尾山に積石塚を築造した集団間の強い結束を示している。複数集団の結束が継続して表示され続けた結果として、大積石塚古墳群が形成されたのである。

②積石塚の標識的遺跡

最大の特徴である積石墳丘は、一般的な盛土の古墳とは構造・構築技法が大きく異なる。また、前方後円墳、双方中円墳、方墳、円墳と多様な墳形が認められ、特に方丘部が対称な双方中円墳は石清尾山古墳群に固有の形状である。前期を通じて最も長期間に渡る積石塚の築造が認められ、積石墳丘の構造の変化が判明するとともに、墳丘の遺存状況が良好である。積石塚の墳形の多様さと構造の変化を検証できる、標識的な遺跡として唯一無二の価値を有す。

③3～4世紀における「中央」と「地方」の政治的関係を示す典型例

石清尾山古墳群は、前方後円墳を当初から築造するなど、古墳時代開始期に畿内で成立した「中央」との共通性を備えていた。一方、積石塚の築造や双方中円墳の創出からは、地域的な個性を強く発揮したことが読み取れる。「中央」との共通性を基盤としつつ、細部のマイナーチェンジによって地域的個性を意図的に表現する様子は、石清尾山古墳群の首長たちが選択した政治的戦略を反映しているものと考えられる。こうした政治的戦略は特に古墳時代前期前半に成功を収め、讃岐地域で同時代最大規模の古墳である猫塚古墳（双方中円墳）が築造されるほか、周辺地域にも積石塚の築造が拡散している。前期後半になると石清尾山古墳群の勢力は次第に衰退したと考えられる。地域的な個性は次第に薄れ、前期末で積石塚は終焉を迎える。これと反比例するかのように、石清尾山の周辺では「中

央」との関係の強い勢力が大きな古墳を築造している。このように、古墳時代前期における地方の政治的戦略とその推移を示す好事例として、日本史上でも重要な遺跡である。

（2）後期古墳の価値（現状と課題）

前期古墳の断絶後、中期の長い空白期間を経て後期に再度古墳群が形成される。山塊全体では145基が確認され、築造時期が判明する事例を見ると、古墳時代後期後半（6世紀末～7世紀初頭）に集中する。この古墳群の築造数は、讃岐地域でも最大級の多さである。このうちの2基が史跡指定され、古墳群の時期的変遷を示す。

一方で、史跡指定古墳は全体のうちわずか一部であり、古墳群としての歴史的価値を今後の調査によって明らかにする必要がある。

（3）学史上の価値

石清尾山古墳群は、積石塚の特異な外観や、石船塚古墳の刳抜式石棺、猫塚古墳等の豊富な副葬品によって古くから知られ、これまでに数多くの調査が実施された。特に梅原末治をはじめとする京都帝国大学による調査によって、従来ケルンと称され、歴史的位置付けの確定していなかった積石塚について、墳形、埋葬施設、副葬品の検討から、地域色を強く表した古墳の一類型であると評価され、古墳時代史上に適切に位置付けられたことは重要である。また、鶴尾神社4号墳出土の方格規矩四神鏡は、梅原末治により副葬鏡の長期伝世の根拠資料とされた。この着想は、のちに小林行雄による「伝世鏡論」に引き継がれた。「伝世鏡論」は、「同笵鏡論」とともに、物質資料から古墳発生の歴史的意義を位置付けようと試みた理論の主柱のひとつであり、今日においても学史的に極めて重要である。

2. 新たな価値評価の視点

現時点では評価が明確に成されていないが、今 後推進する調査研究において特に注目すべき視点について以下に整理する。

（1）積石塚の階層構造

大型の積石塚は全て史跡指定されるが、小型の積石塚が未指定で山塊中の各所に散在する。小型の積石塚は、前方後円墳や双方中円墳に比して相対的に下位に位置付けられる。古墳群の階層構造を評価する上で、既指定古墳と一体的な価値を有するため、確実な調査による実態把握が必要である。

（2）後期古墳

後期古墳の分布をみると、浄願寺山の山頂では50基を超える群形成が認められるほか、他の地点では3～10基程度の小群を形成して、各所に散在し、全体で145基を数える。これは、讃岐地域でも有数の築造数を誇る。埋葬施設の形態や築造時期、地域間交流、群の構成や小群間の関係、階層構造等を調査研究することによって、後期古墳の歴史的価値（学術的価値）を評価する必要がある。一方、滅失や現状確認ができていない古墳も多く含まれることから、継続的な調査で基礎的な実態把握を進める必要がある。

第２節　構成要素の特定

１．本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由、指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存する。古墳を構成している墳丘や外表施設としての積石段、竪穴式石室や刳抜式石棺、横穴式石室等の埋葬施設、積石塚の眺望と一体的な立地を指す。

（1）積石塚について

①墳丘・外表施設

双方中円墳、前方後円墳、方墳、円墳といった、多様な形態の積石塚が築かれた。規模に大小があり、被葬者の階層的な位置を示す。いずれも、本来の墳丘は外表施設である積石段が上下に連続した階段状の形態を呈していた。また積石段は、技法や用材の組み合わせによって数類型に整理でき、低く石列状の段から、高く石垣状の段に変化するため、築造年代を推定する根拠としても重要である。

②埋葬施設

埋葬施設は、古墳の築造年代の推定や、当時の地域間交流の実態を反映する属性として重要である。竪穴式石室は、比較的小型の石材を組み合わせた空積みの構造である。石船塚古墳の刳抜式石棺は野外に露出している。表面には造付けの枕や、帯状の突帯といった意匠が見られるほか、石材の加工痕等製作技法に関する情報を有す。

③立地

積石塚は尾根の頂部を意図的に選択して築造されている。こうした立地の特性は、墳丘完成時の周辺からの墳丘の眺望と密接に関連しており、一体的なものとして重要である。

（2）後期古墳について

①墳丘

いずれも盛土で形成される。削平されており、現況では墳形・墳丘規模ともに不明であるが、周濠や周堤といった外周の施設を本来は備えていた可能性がある。

②埋葬施設

横穴式石室が認められる。比較的大型の石材を組み合わせた構造である。天井部まで残るものと上部が欠損したものがある。

２．その他の諸要素

史跡地内にあるその他の自然的・人為的な諸要素を指す。

（1）植生

墳丘上及び周辺に生育する樹木と草木類を指す。

（2）通路

土地所有者による管理用通路や、散策により踏み開かれた散策用通路を指す。

（3）標柱

史跡範囲を明示するための標柱と、土地境界を明示する標柱を指す。

（4）サイン

市が設置した史跡説明板のほか、市民団体等の設置するハイキング・登山案内用等、所有者による管理用の看板等を指す。

（5）工作物

建築物でないもので、史跡の本質的価値と関連のないもの、又は本質的価値の理解を妨げるものを指す。

3. 指定地の周辺地域を構成する諸要素

計画対象範囲である石清尾山山塊中に存在する要素のうち、本計画と関連する要素を特定する。

（1）保存に関係する要素

①未指定の積石塚、後期古墳

山塊中に所在する、未指定の古墳を指す。

②特別名勝栗林公園

国指定特別名勝栗林公園のうち、特に稲荷山東半の山林部分を指す。

（2）活用に関係する要素

①植生

古墳群周辺に生育する樹木等からなり、特に墳丘からの眺望、墳丘そのものの眺望に影響するものを指す。

②サイン

市が設置した史跡説明板のほか、市民団体等の設置するハイキング・登山案内用等、所有者による管理用の看板等を指す。

③便益施設

活用に資する既存施設で、特に峰山地区山上エリアの峰山公園関連施設を指す。園路、トイレ、管理事務所、駐車場等は史跡の来園者の利便性向上のためにも有効な施設。はにわっこ広場、芝生広場、キャンプ場、各種遊具等は古墳周辺エリアへの来訪者の誘致施設として潜在的な利用者の増加に資する施設。

4. 史跡の本質的価値に関連する諸要素

（1）出土品

副葬品や埴輪等の出土品であり、現在は史跡指定地内に存在しないが、史跡の本質的価値の構成要素と一体的な保存・活用が必要なものを含む要素である。



猫塚古墳の墳丘（双方中円墳）



石船塚古墳の墳丘（前方後円墳）



板石積みによる墳丘外表施設（猫塚古墳）



塊石積みによる墳丘外表施設（北大塚古墳）



石船塚古墳の埋葬施設（刳抜式石棺）



後期古墳の埋葬施設横穴式石室と墳丘（石清尾山２号墳）



鶴尾神社４号墳の埋葬施設（竪穴式石室）調査時

図４－１　本質的価値の構成要素の例



墳丘上に生える樹木（猫塚古墳）



墳丘上を通る管理道（稲荷山南塚古墳）



土地境界標柱



史跡の解説板（サイン）



姫塚古墳　立入禁止ロープと看板（サイン）



姫塚古墳　後円部上に形成されたケルン（工作物）

図４－２　その他の諸要素の例



墳丘周辺の植生



公園の案内看板（サイン）



公園の駐車場



峰山公園管理事務所



はにわっこ広場トイレ



はにわっこ広場



稲荷山姫塚古墳出土埴輪（高松市所蔵）



猫塚古墳出土鏡（東京国立博物館所蔵）

図４－３　指定地の周辺地域を構成する諸要素（上段）、史跡の本質的価値に関連する諸要素の例（下段）

第５章　現状・課題

第１節　保存管理の現状と課題

第1項では史跡指定地内を対象としたゾーニング案を示し、第2～5項で、諸要素の全般的な現状と課題を整理したのち、第6項で個別指定古墳の保存管理の現状と課題を具体的に整理する。

1.　史跡指定地内のゾーニング

史跡の特性と遺存状況、現状の把握状況を踏まえて、古墳ごとの保存管理を具体的かつ円滑に実施するため、史跡指定地内を対象に以下のとおりゾーニングを行う。

①積石塚（図5－1）

Aゾーン：墳丘本体から約2mまでの範囲の地下には、墳丘の構成材や墳丘に立て並べられていた埴輪等の遺物を密に包含することが想定される。この点から、Aゾーンは墳丘本体とその外側に2mを加えた範囲とする。墳丘外表・埋葬施設といった本質的価値の構成要素がこのエリアに凝縮する。発掘調査等が未了で、墳端が不明な古墳については、周辺地形と石材の分布状況、傾斜の変換点を踏まえた現地調査を基に墳丘範囲を想定した。また、便宜的に墳丘範囲から幅2mのラインを設定し、ゾーニングの区分線とする。これは、墳端が確定していない古墳については、地下に墳端が埋没している可能性のある範囲を十分に保護するためであり、発掘調査が実施された古墳でも、過去の調査が墳形と墳丘規模を主対象としたもので、各部位ごとの詳細形態と墳端位置が確定していないため、墳丘の保存を確実に行うため必要な範囲として定めるものである。

Bゾーン：史跡指定地のうち、墳丘外の部分。未知の遺構が存在する可能性がある。

②後期古墳（図5－2）

Aゾーン：周濠が存在することも予想されるため、現存する墳丘本体とその外側3mまでの範囲とする。埋葬施設はこの中に含まれる。墳丘はほとんど改変されており、本来の墳形・墳丘規模は不明である。

Bゾーン：墳丘に伴う遺構よりも外側のゾーン。すでに墳丘は大きく改変を受けているほか、地形も改変された箇所が存在する可能性が高い。未知の遺構が存在する可能性もある。

2.　本質的価値の構成要素の現状と課題

（1）積石塚の現状と課題（表5－1）

本質的価値の構成要素について、その構造上の特性を整理し、想定されるき損要因を検討した上で、保存管理の全般的な現状と課題について一覧表に整理する。また、個別古墳ごとの現状と課題は第6項に詳しく整理する。

表５－１　　積石塚の保存管理の現状と課題

			現状	構造上の特性	想定されるき損要因		課題
					自然的要因	人為的要因	
本質的価値の構成要素	墳丘・外表施設	現状把握	稲荷山に所在する4基を除いて墳丘範囲の確認が行われておらず、墳端の位置が不明である。史跡指定範囲が不足する可能性が十分に考えられる。	墳丘、特に積石段は、一抱え程度の小型石材の空積みで形成されている。このため、小さな力がかかるだけでも容易に変形しうる、不安定な構造である。大半は既に崩落している点からも、崩落の危険性は高い。	・墳丘上に生える樹木は、根の成長や枯損による倒木等、墳丘や埋葬施設をき損する危険性が高い。 ・墳丘表面において、草木類の繁茂が顕著である。特に積石段や埋葬施設が遺存する箇所では、草木類の生育によって変形する恐れがある。 ・主にイノシシによる石材の掘り返しが顕著であり、墳丘や埋葬施設等の脆弱な部分についてき損の恐れがある。 ・石材の風化が進行することで、墳丘や埋葬施設がき損する恐れがある。 ・台風、地震、豪雨などの災害で、墳丘や埋葬施設がき損する可能性がある。	・墳丘や埋葬施設の脆弱な箇所は、見学や散策等で人が往来することによってき損する危険性が高い。 ・石材の移動等の不適切な行為によりき損する可能性がある。	・墳丘範囲の確認調査を行う必要がある。 ・積石段について、き損に繋がる変化を把握する必要がある。
		植生	峰山地区は定期的な下刈を行っている。結果、新たな樹木の生育は抑制されているものの、墳丘上に高木が残る箇所も多い。稲荷山地区については、墳丘上に多くの樹木が繁茂する。				・墳丘上の樹木は、伐採する必要がある。 ・定期的な下刈によって墳丘の範囲を明確化する必要がある。
		立入	姫塚古墳、鶴尾神社4号墳、石清尾山13号墳は、柵等で立入制限を行っている。それ以外の古墳については立入制限を行っておらず、見学路も設定していないため、墳丘の全範囲に不特定多数の人がいつでも立ち入りできる。				・墳丘への立ち入りを制限する必要がある。 ・獣害対策として、墳丘への侵入を防止する必要がある。
	埋葬施設	現況把握	猫塚古墳、鶴尾神社4号墳の竪穴式石室は、埋め戻して保存したため、現状の保存状態が確認できていない。石船塚古墳前方部の竪穴式石室は埋没してしまい、保存状態が確認できない。石船塚古墳後円部の竪穴式石室は平成30年度に測量を実施したが、露出した状態である。石船塚古墳の刳抜式石棺も露出しており、保存対策を検討するため、環境調査を平成30～令和2年に実施している。	石船塚古墳の刳抜式石棺は、非常に軟質な石材でできている。また、石棺表面には装飾や加工痕といった重要な情報が残るが、痕跡は薄く非常に脆弱で、表面の風化が進行することによっても、き損の危険性が高い。 竪穴式石室は小型の石材を空積みで積み上げた構造であり、構造上不安定である。			・刳抜式石棺の下部に遺存すると想定される埋葬施設の詳細と石棺との関係を調査により明らかにするとともに、現在の保存状況を確認し、保存管理及び整備の方針を定める必要がある。 ・猫塚古墳、鶴尾神社4号墳の竪穴式石室等、過去に確認された埋葬施設について、現在の保存状況を確認し、適切な保存対策を講じる必要がある。 ・き損に繋がる変化を把握する必要がある。
		植生	露出している石船塚古墳の埋葬施設周辺は下刈で樹木の生育は抑制されるが、草木類は生育する。				・定期的な下刈によって埋葬施設の範囲を明確化する必要がある。
		立入	鶴尾神社4号墳は立入禁止としている。猫塚・石船塚古墳については立入制限を行っておらず、埋葬施設まで不特定多数の人がいつでも立ち入りできる。				・周辺への立ち入りを制限する必要がある。
	立地	現況把握	鶴尾神社4号墳の後円部側を除き、墳丘の存在する地形が大きく損なわれた範囲は無い。	地盤は強固で安定している。	地盤が強固であるため、可能性は低いが災害によるき損の可能性はある。	史跡地内での開発は想定できない。	・鶴尾神社4号墳の崖面補強工事を着実に実施する必要がある。

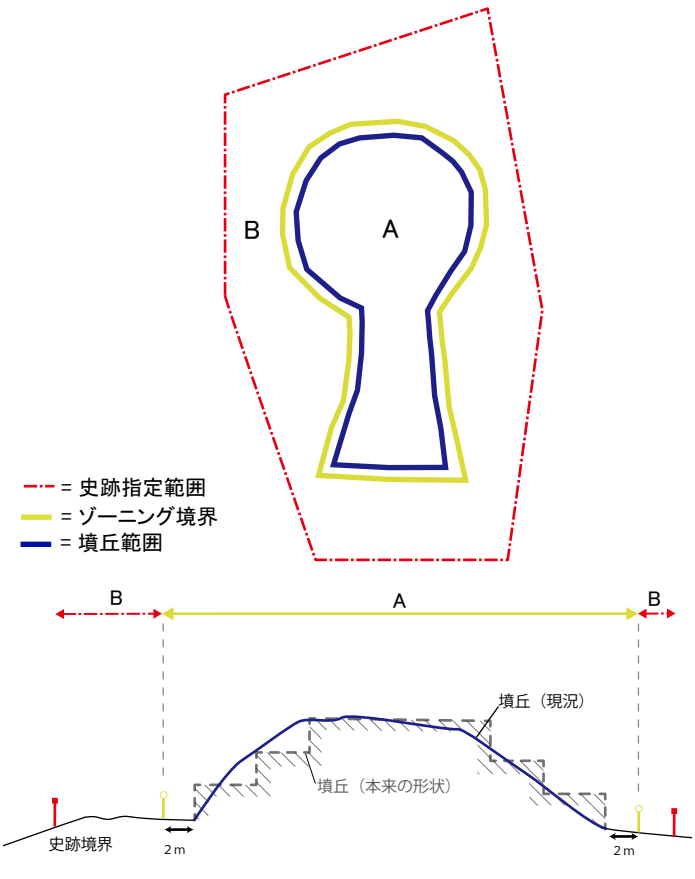


図５－１　保存管理のゾーニング（積石塚）

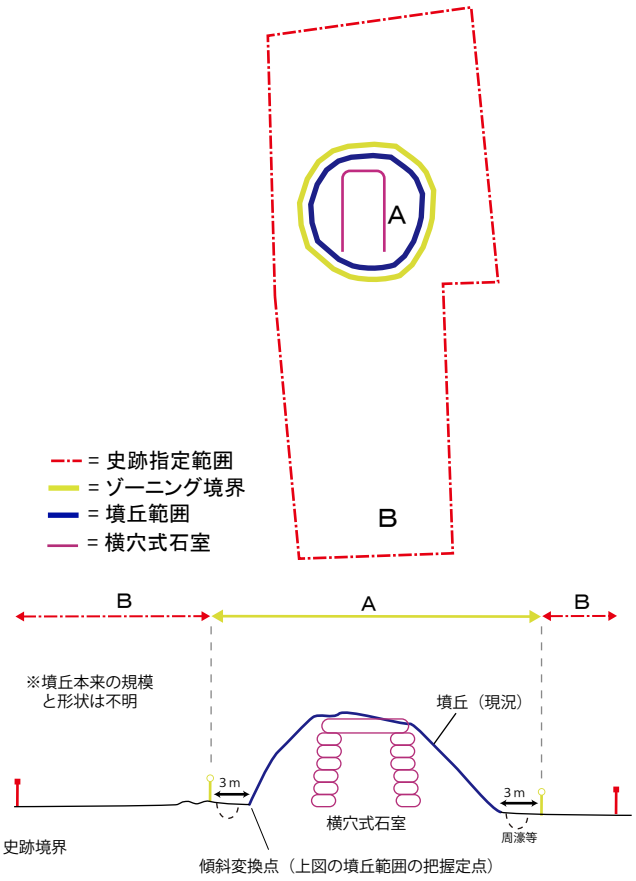


図５－２　保存管理のゾーニング（後期古墳）

（2） 後期古墳の現状と課題（表5－2）

本質的価値の構成要素について、その構造上の特性を整理し、想定されるき損要因を検討した上で、保存管理の現状と課題について一覧表に整理する。

表５－２　後期古墳の保存管理の現状と課題

		現状	構造上の特性	想定されるき損要因		課題
				自然的要因	人為的要因	
本質的価値の構成要素	墳丘	墳丘はすでに大半が削平されており、本来の墳形、墳丘は不明である。石室周辺に若干の盛土が残る。現状の墳丘上に樹木は生育しない。石清尾山2号墳には立入制限がなく、13号墳は立入制限している。	墳丘は盛土で形成され、流出に注意が必要である。	・墳丘上に樹木が生育すると、墳丘及び埋葬施設をき損する可能性がある。 ・盛土の流出や石材の風化が進行することで、墳丘や埋葬施設がき損する恐れがある。 ・台風、地震、豪雨などの災害で、墳丘や埋葬施設がき損する可能性がある。	・墳丘上への立ち入りによって盛土の流出が進む可能性がある。	・墳丘・横穴式石室のき損要因となる樹木の生育を抑制する必要がある。 ・盛土の流出や横穴式石室の経年変化による変形の進展を把握する必要がある。
	埋葬施設	横穴式石室が開口している。石清尾山2号墳は天井部まで残り、13号墳は上部が欠損する。2号墳には立入制限がなく、13号墳は立入制限している。	横穴式石室は大型石材を用いて組み上げており、比較的安定性は高いが、変形に注意が必要である。		・横穴式石室では、石材の抜き取り等によりき損する可能性がある。	

３．その他の諸要素の現状と課題

（１）植生

墳丘上及び周辺に、高木を含む樹木が生育するほか、墳丘周辺を中心に低中木が繁茂し藪状に景観を遮っている。墳丘上の樹木は伐採する必要がある。

（２）通路

墳丘上にも通路が縦横に形成されており、本質的な価値の構成要素に近接あるいは縦断する。墳丘や埋葬施設をき損する可能性があるとともに、往来者の安全性にも問題がある。墳丘上への立ち入りを制限する必要がある。

（３）標柱

鶴尾神社4号墳以外について、史跡境界標の打設が完了している。今後も適切に維持管理するとともに、鶴尾神社4号墳については、崖面補強工事に伴い打設を検討する。また、国有林の土地境界標が打設されており、一部は墳丘上に位置する。補修や再打設等が実施される場合には、適切な保護措置を図る必要がある。

（４）サイン

市が設置した史跡説明板のほか、市民団体等の設置するハイキング・登山案内用等、所有者による管理用の看板が存在する。適切な維持管理と更新を検討する必要がある。

（５）工作物

近代以降の開墾に伴う猪垣や、墳丘上の祠、登山者の形成したケルン等の工作物が認められる。また、管理者が設定した立入禁止柵・ロープがある。課題として、史跡の本質的価値を損なう工作物については撤去・移設する必要がある。既存の立入禁止柵・ロープについては、進入防止柵の設置に伴って撤去する必要がある。

４．指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状と課題

（１）保存に関係する要素

①未指定の積石塚、後期古墳

高松市の埋蔵文化財包蔵地台帳では、未指定の古墳は積石塚 33 基、後期古墳 143 基が登録される。本計画の策定に当たり、赤色立体図を下図に踏査で現況確認を行った（図5－3）が、明らかに開発等で削平されほぼ確実に滅失したと考えられるものも多い一方、藪の繁茂等や、墳丘上部の削平等の改変の可能性も想定すると実態が明らかでないものが大半である。今後の調査で実態を明らかにし、第4章第1節第3項で整理した視点で評価を行い、適切な保護措置を図る必要がある。

②特別名勝栗林公園

稲荷山の東半は特別名勝栗林公園として、占有者が管理している。特別名勝の本質的価値の保存と、史跡の本質的価値の保存を両立するため、それぞれの事業について相互に密な情報交

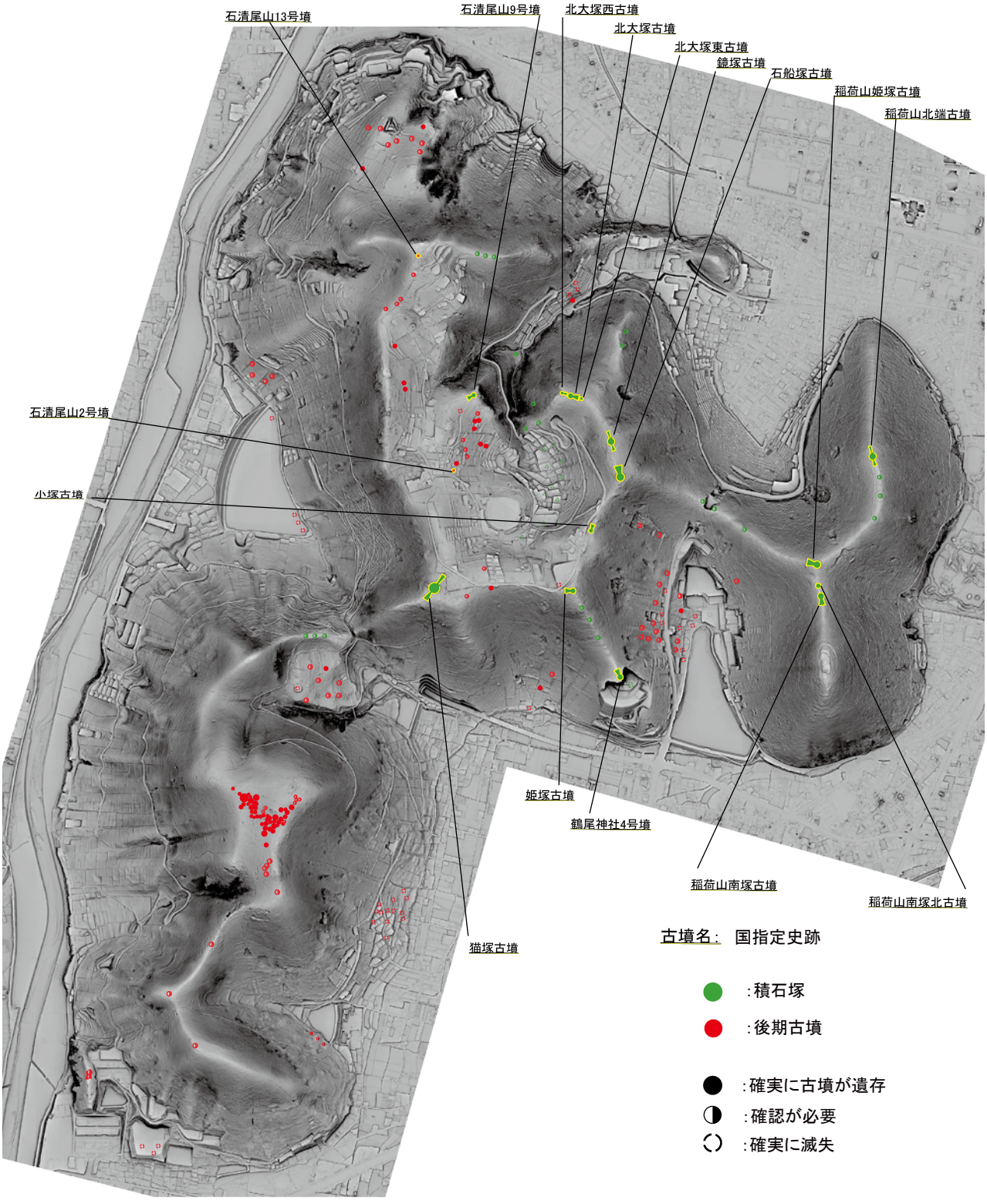


図５－３　山塊中の古墳分布状況と現況

換と連携が必要である。

（2）活用に関係する要素

①植生

周囲の緑地を形成するものについて、有効に活用するとともに眺望を妨げるもの等について剪定を検討する必要がある。

②サイン

市が設置した史跡説明板のほか、市民団体等の設置するハイキング・登山案内用等、所有者による管理用の看板が存在する。適切な維持管理と更新を検討する必要がある。

③便益施設

駐車場やトイレなど史跡の活用に有効な施設が存在しており、適切に維持管理する必要がある。

5.　史跡の本質的価値に関連する諸要素

（1）出土品

出土の経緯から、現状で複数の所有者が所有しており、保管場所も各所に分かれる。可能な範囲で現状の保存状況を確認した（高上 2023）が、一部に所在不明の資料も存在する。不明資料については所在を追及するとともに、状況に応じて指定を行う等法令上の位置付けを明確化し、適切な保存活用を行う必要がある。

6.　個別古墳ごとの保存管理の現状と課題

史跡指定された古墳を対象に、上記の諸要素ごとに分類して保存管理の現状と課題を整理する。なお本項の策定に当たり、現在露出しており確認可能な範囲の墳丘外表構造及び埋葬施設について新たに測量を行い、その成果を掲載する。また、本古墳群の保存管理においては古墳及び周辺に生育する樹木の管理が重要な課題である。より具体的には墳丘・埋葬施設のき損要因となる植生については適切に除去・管理する必要がある。このため、山塊全体の植生（図2－6）よりもミクロな視点で、個々の史跡指定地の植生を把握する必要がある。指定指定地には国有林や保安林、特別名勝栗林公園等、林野としての保全が必要な範囲が複雑に重複している。史跡の保存活用のための樹木伐採を含む植生整備を検討する過程で、林野の保全と史跡の保存活用を調和的に実施するための基礎資料として、詳細な植生を調査し、特に墳丘上の樹木については毎木調査を実施したためこれを掲載する。

ア：本質的価値の構成要素及びその他の要素の位置

イ：保存管理の現状と課題

ウ：史跡指定地周辺の課題（主に追加指定について）

エ：墳丘外表施設及び埋葬施設の現況

オ：植生調査

【１】北大塚西古墳～【６】小塚古墳

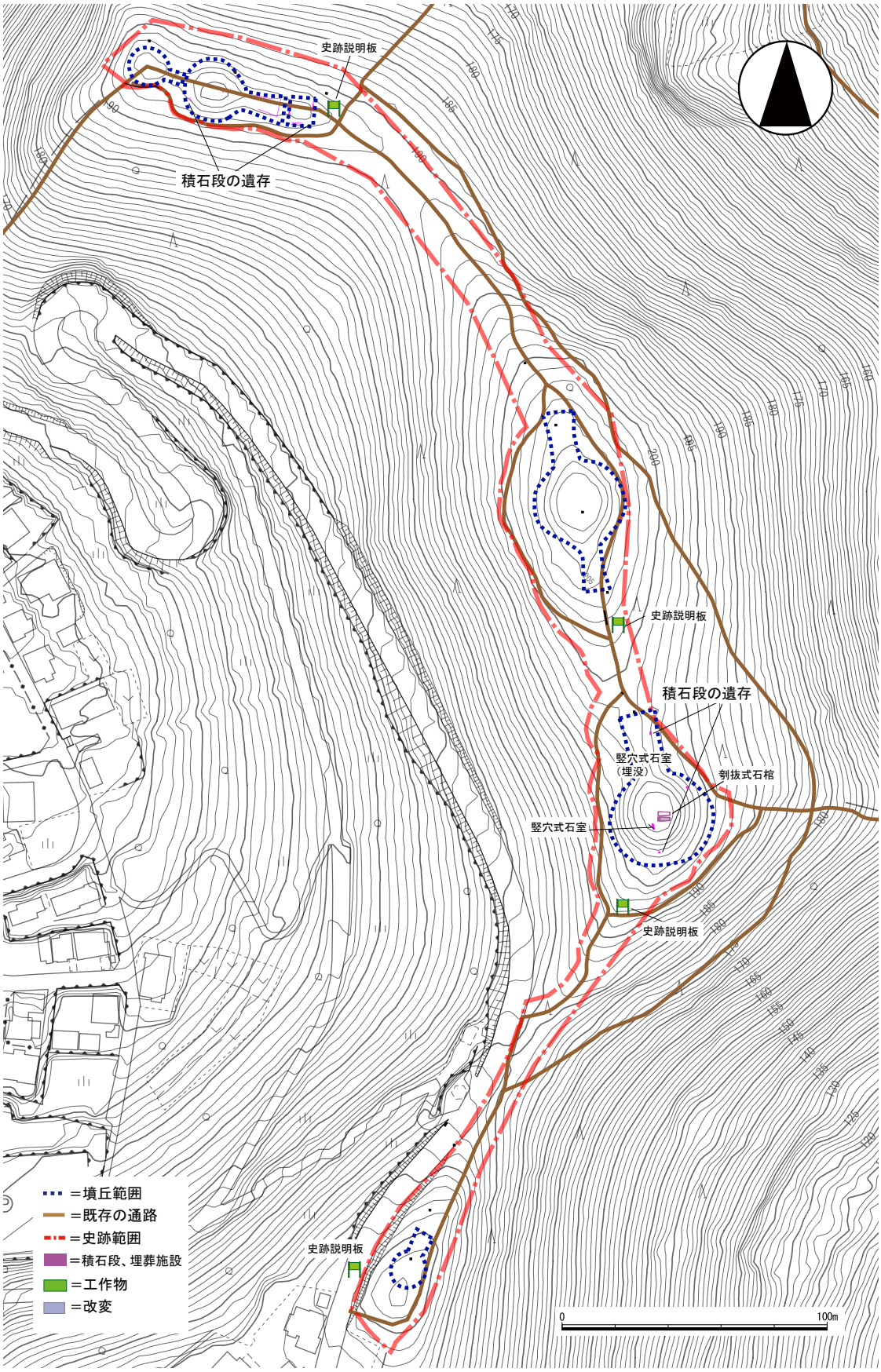


図５－４　北大塚西古墳～小塚古墳 現況把握図

オ　植生調査

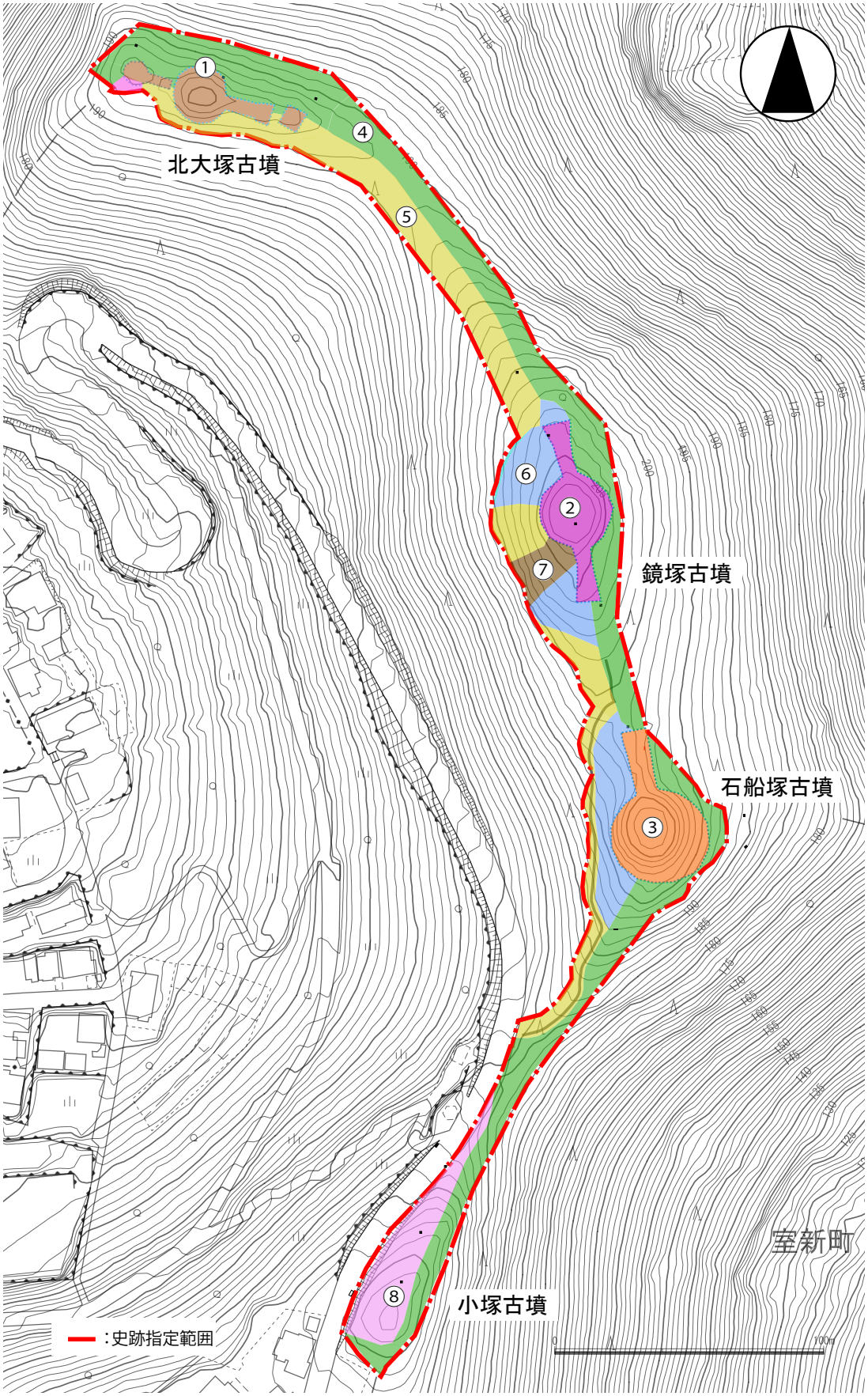


図５－５　北大塚西古墳～小塚古墳　植生把握図

地区区分	植生の傾向
①	北大塚西、北大塚、北大塚東古墳墳丘部。墳丘部は裸地、墳丘部を取り囲むようにコナラ（落葉高木）やネズミモチ（常緑中木）が点在する。北大塚西古墳には一部ツツジが密に生育している。
②	鏡塚古墳墳丘部。周辺部にクロマツやアカマツ、ネズミサシ等の針葉樹、コナラ（落葉高木）、ネズミモチ（常緑中木）等が点在する。
③	石船塚古墳墳丘部。上部は裸地、周辺部にクロマツやアカマツなどの針葉樹、コナラ（落葉高木）、ネズミモチ（常緑中木）等が点在する。
④	山塊の外側、北・東面。クロマツ、アカマツ、ネズミサシ等の針葉樹（高木）、ネズミモチ（常緑中木）、ツクバネウツギ（常緑低木）、ススキ・ササ等で覆われている。所々に枯損したマツの伐倒木が見受けられる。
⑤	登山道と墳丘部の間。クロマツやアカマツなどの針葉樹、コナラ（落葉高木）、ネズミモチ（常緑中木）等が点在する。所々に枯損したマツの伐倒木が見受けられる。
⑥	墳丘の西側部分。クロマツ、アカマツ、ネズミサシ等の針葉樹（高木）、ネズミモチ（常緑中木）、ツクバネウツギ（常緑低木）が生育する。
⑦	鏡塚古墳の西側。岩石が露出し、積石に使われていた石材（？）が散乱し、裸地となっている。
⑧	小塚古墳の墳丘部。管理道に面し手入れが行き届き、下草が刈り取られている裸地。クロマツが芽吹き成長、点在している。



北大塚西古墳　眺望と墳裾回りの樹木



北大塚西古墳　墳丘裾回りの樹木



北大塚古墳　前方部積石段と周囲の樹木



北大塚東古墳　墳丘南側裾部の樹木

【１】～【３】北大塚西古墳～北大塚東古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

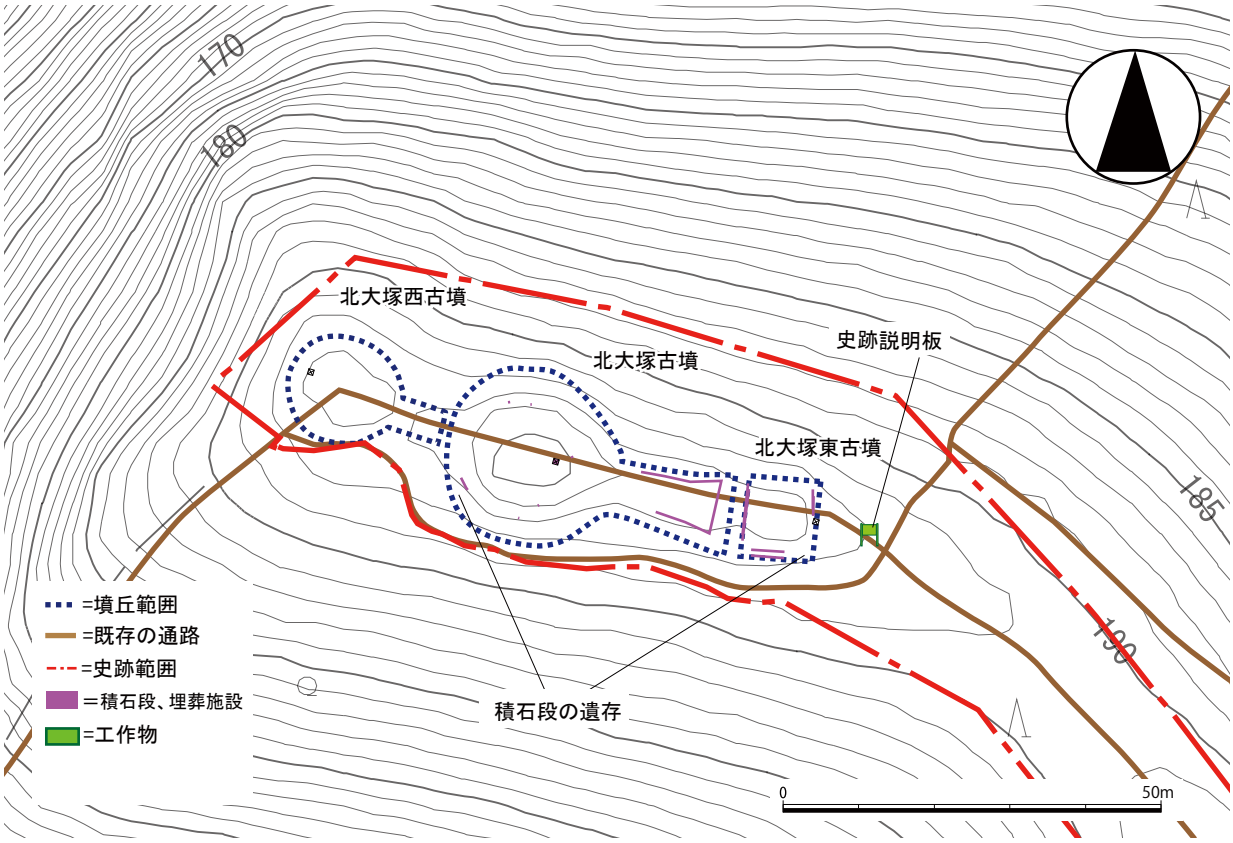


図５－６　北大塚西古墳現況把握図

イ―【１】北大塚西古墳　保存管理の現状と課題

現在の保存管理の状況と課題について、要素ごとに整理すると下表のとおりである。

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（１）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘	・未調査で墳裾の位置は把握できていない。前方部南側面で石材が東西方向に並ぶが、後世の通路に伴う可能性もある。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	－	・後円部上に存在したとされる埋葬施設を視認することはできず、墳頂部は凹凸が認められる。	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山の馬蹄形を呈する尾根稜線の北東側先端に立地する。北側に向けた眺望が良好である。		
（２）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育する。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・散策用の通路がAゾーンに形成され、Bゾーンに繋がる。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A	管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		

イ―【２】北大塚古墳　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・未調査で墳裾の位置は把握できていない。前方部北側面では約 11 mの範囲で連続して積石段が遺存し、遺存状態の良い箇所で 0.9 mの高さがある。南側面も一部を樹木によって失うが、積石段が良好に遺存する。前端部北側及び南側の積石段は、側面から連続して観察できる。後円部は6箇所程度で積石段が露出するが、多くは幅 0.3 m程度しか観察できない。残りの良い箇所で約 0.8 mの高さである。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行ったが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	―	―	―		
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山の馬蹄形を呈する尾根稜線の北側に立地しており、北側に向けた眺望が良好である。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し一部藪も形成される。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		

イ―【３】北大塚東古墳　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・未調査で墳裾の位置は把握できていない。 ・東側側面に南北方向の積石段が遺存する。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行っているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	―	―	―	―	―
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山の馬蹄形を呈する尾根稜線の北側に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる北東側の眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し一部藪も形成される。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	史跡説明板、管理用基準杭	・Aゾーンに土地境界標が設置されている。 ・Bゾーンに史跡境界標と史跡説明板を1基設置している。		



北大塚東～北大塚西古墳　史跡説明板



北大塚古墳　後円部南側の通路と墳丘の関係

エ　墳丘外表施設及び埋葬施設の現況

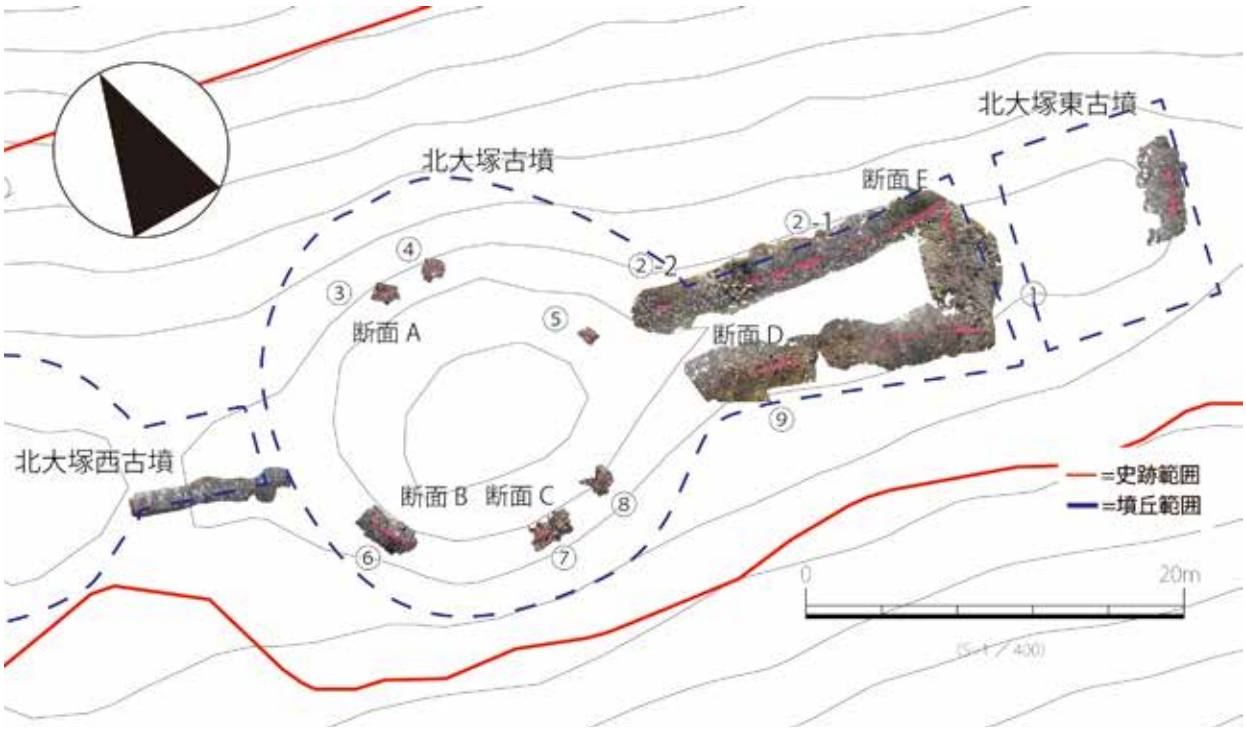


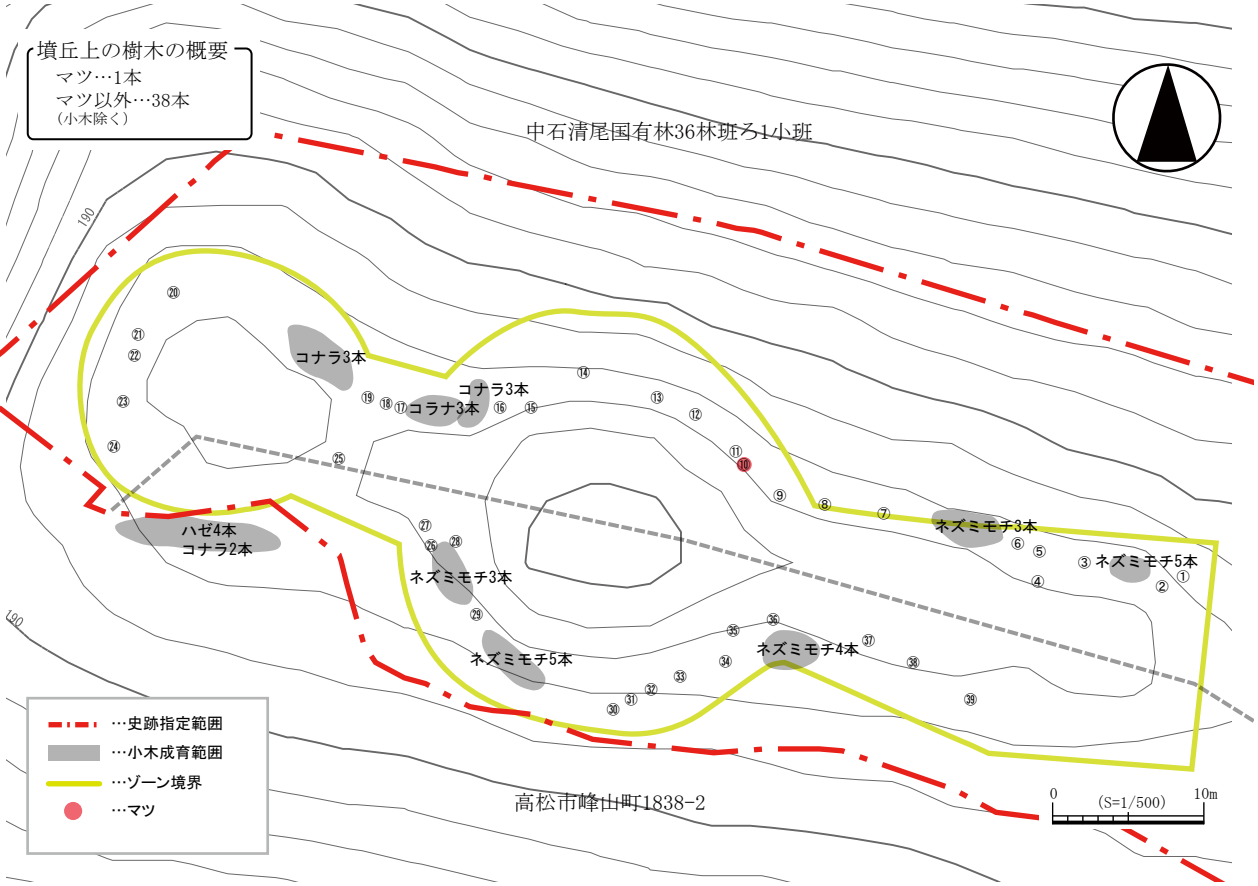
図５－７　北大塚古墳積石段遺存箇所



図５－８　北大塚古墳積石段立面図①



図５－９　北大塚古墳積石段立面図②・断面図



北大塚古墳
（峰山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した　　平成31年3月4日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	ネズミサシ	12	7	
2	ネズミサシ	16	10	
3	ネズミモチ	8 6×2本	5	株立ち3本
4	コナラ	13×2本	4	株立ち2本
5	コナラ	15 8	10	株立ち2本
6	ネズミサシ	10×2本 6×2本	6	株立ち4本
7	ネズミモチ	6 4	2	株立ち2本
8	コナラ	7 6 4×2本	4	株立ち4本
9	サクラ	10×3本	6	株立ち3本
10	アカマツ	35	10	枯れる
11	ハゼ	8 4×4本	4	株立ち5本
12	コナラ	7×2本	6	株立ち2本
13	ネズミサシ	9	3	
14	コナラ	12×2本 6×4本	5	株立ち6本
15	コナラ	10×5本 6×6本	5	株立ち11本
16	ハゼ	8×4本 4×2本	4	株立ち6本
17	落葉樹？	10	4	
18	コナラ	20	4	
19	コナラ	19	4	
20	コナラ	15×3本	5	株立ち3本
21	ウバメガシ	10×4本	5	株立ち4本
22	ウバメガシ	8×9本	5	株立ち9本
23	コナラ	32	5	
24	ウバメガシ	18×3本 10	5	株立ち4本
25	ネズミサシ	13	4	
26	ハゼ	12	4	
27	ネズミモチ	7	4	
28	ネズミモチ	9×2本	4	株立ち2本
29	ネズミモチ	12×1本 8×6本	4	株立ち7本
30	コナラ	21	10	
31	コナラ	15×2本	10	株立ち2本
32	コナラ	24	10	
33	ネズミサシ	7	3	
34	コナラ	22×2本	10	株立ち2本
35	コナラ	15	3	
36	コナラ	15×2本	8	株立ち2本
37	コナラ	30	11	
38	ネズミサシ	8	3	
39	コナラ	10 6	3	

図５－10　北大塚西古墳～北大塚東古墳　墳丘上の樹木

【４】鏡塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

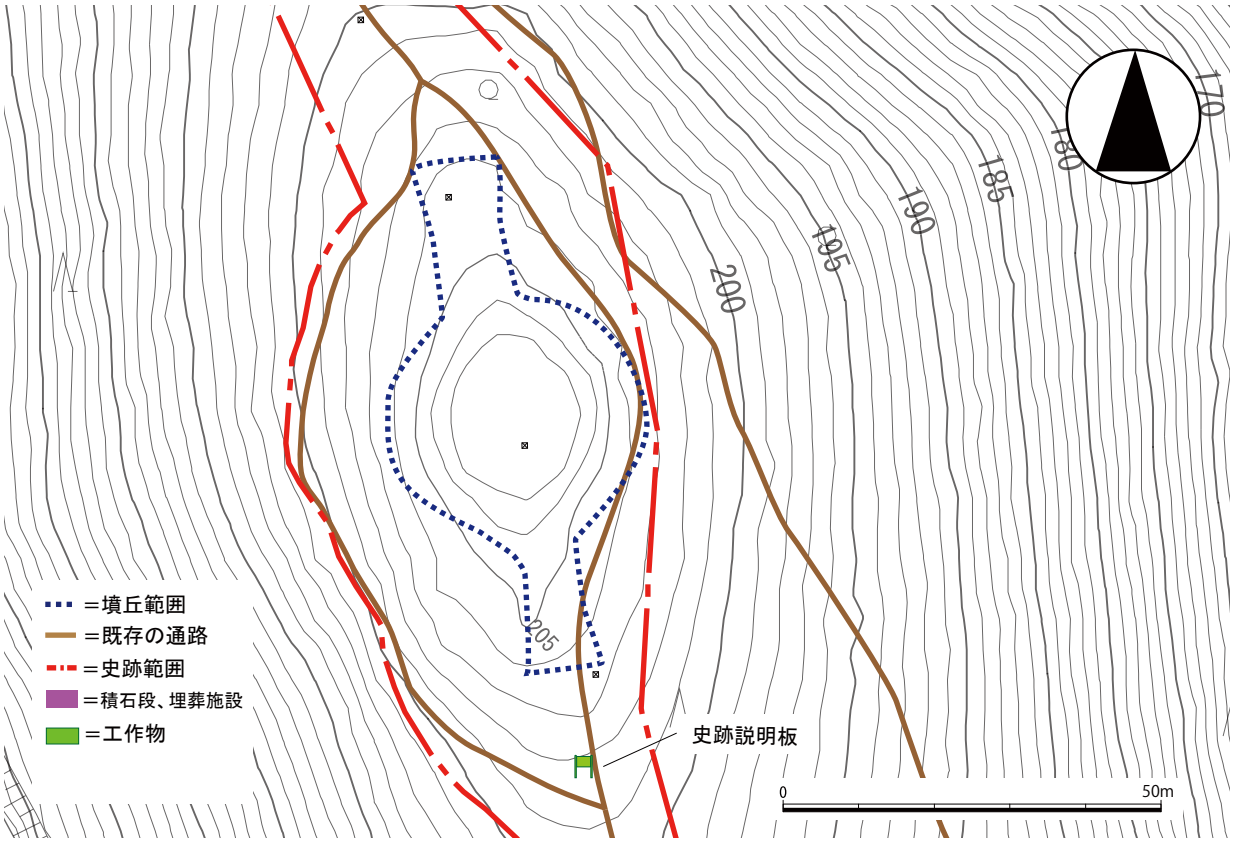


図５－11　鏡塚古墳現況把握図

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘	・未調査で墳裾の位置は把握できていない。 ・積石段が露出する箇所は観察できない。獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	－	・墳頂部には盗掘に伴うと考えられる凹凸が複数存在する。	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山東側の尾根稜線上に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる東側への眺望がさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し一部藪も形成される。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	史跡説明板、管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。 ・Bゾーンに史跡説明板を1基設置している。		

オ　植生調査

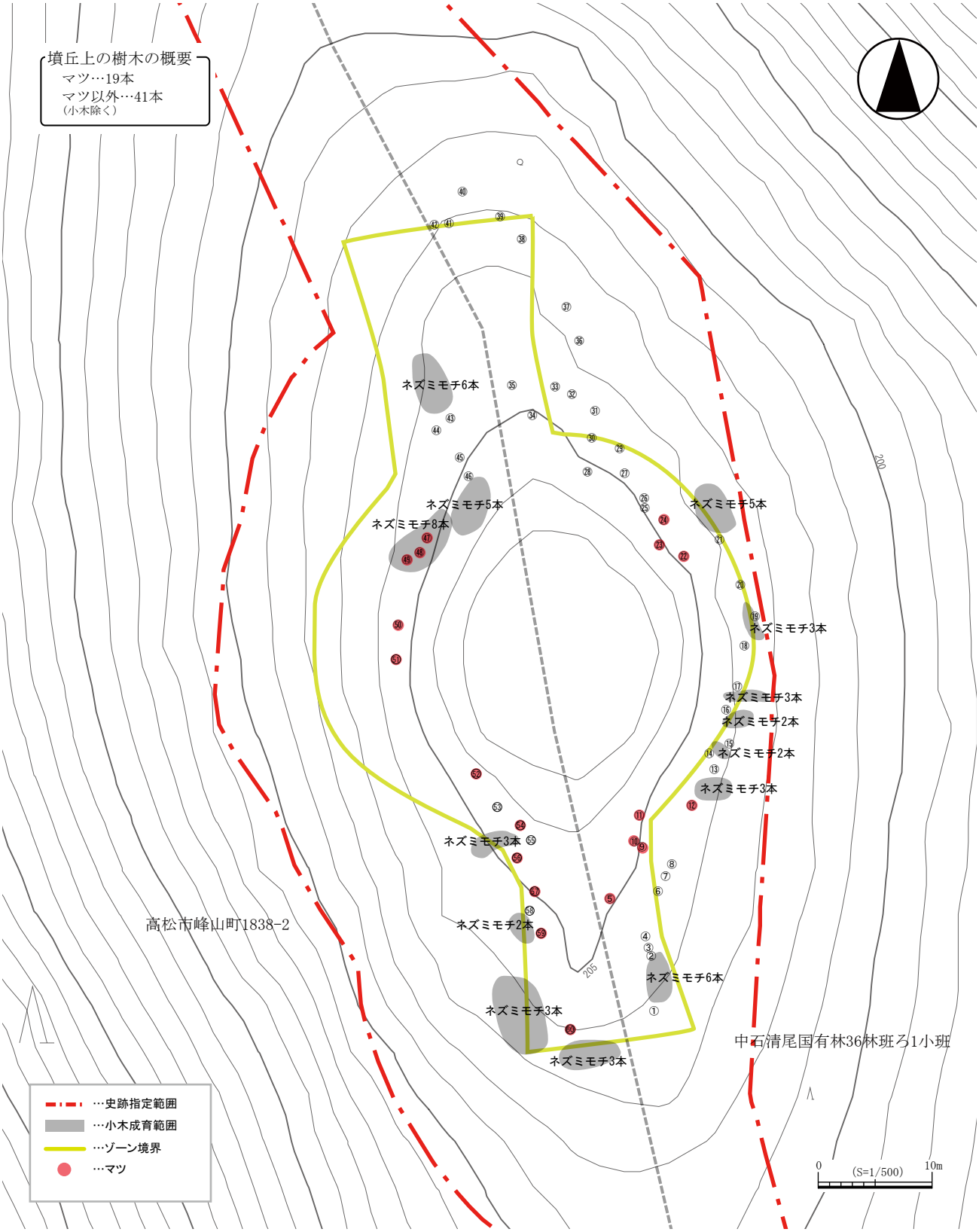


図５－12　鏡塚古墳　墳丘上の樹木

鏡塚古墳（峰山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年3月4日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	ネズミサシ	15	3	
2	ネズミモチ	10 6 5	3	株立ち3本
3	カナメモチ	15 5	4	株立ち2本
4	ハゼ	20	6	
5	クロマツ	26	14	
6	コナラ	11 5	5	株立ち2本
7	ネズミモチ	10	6	
8	ネズミモチ	14	6	
9	アカマツ	46	15	
10	クロマツ	23	7	
11	クロマツ	33	14	
12	アカマツ	19	12	
13	ネズミモチ	5×5本	3	株立ち5本
14	ネズミサシ	8	4	
15	コナラ	40	15	
16	ハゼ	20 10×3本	10	株立ち4本
17	コナラ	12	9	
18	コナラ	10 8×2本	8	株立ち3本
19	コナラ	7	5	
20	コナラ	24 24	15	株立ち2本
21	コナラ	12	7	
22	アカマツ	17	10	
23	アカマツ	40	14	
24	アカマツ	20	10	枯れる
25	コナラ	30 15	10	株立ち2本
26	コナラ	16	9	
27	ネズミサシ	17	11	
28	コナラ	15×3本	6	株立ち3本
29	ネズミサシ	8	5	
30	カナメモチ	12×2本	6	株立ち2本
31	ネズミサシ	10	7	
32	コナラ	16×2本	7	株立ち2本
33	ネズミサシ	20	14	
34	コナラ	15	5	
35	コナラ	10	5	
36	ネズミモチ	10×3本	6	株立ち3本
37	コナラ	16	10	
38	ネズミサシ	10 5	6	株立ち2本
39	コナラ	20×2本	12	株立ち2本
40	ハゼ	18	12	
41	サクラ	10×3本 6×3本	10	株立ち6本
42	コナラ	20	10	
43	ネズミモチ	10×2本	3	株立ち2本
44	ネズミサシ	13	9	
45	ネズミサシ	10	7	
46	ネズミサシ	13	9	
47	アカマツ	22	10	
48	アカマツ	28	13	
49	アカマツ	30	14	
50	アカマツ	26	10	
51	アカマツ	11	5	
52	クロマツ	22	14	
53	コナラ	10	4	
54	クロマツ	22	10	
55	コナラ	10 5	4	株立ち2本
56	クロマツ	22	14	
57	クロマツ	13	6	
58	ネズミサシ	14	6	
59	クロマツ	23	14	
60	アカマツ	40	17	



鏡塚古墳　墳丘北側裾部と通路の位置関係



鏡塚古墳　墳丘上の樹木

【５】石船塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

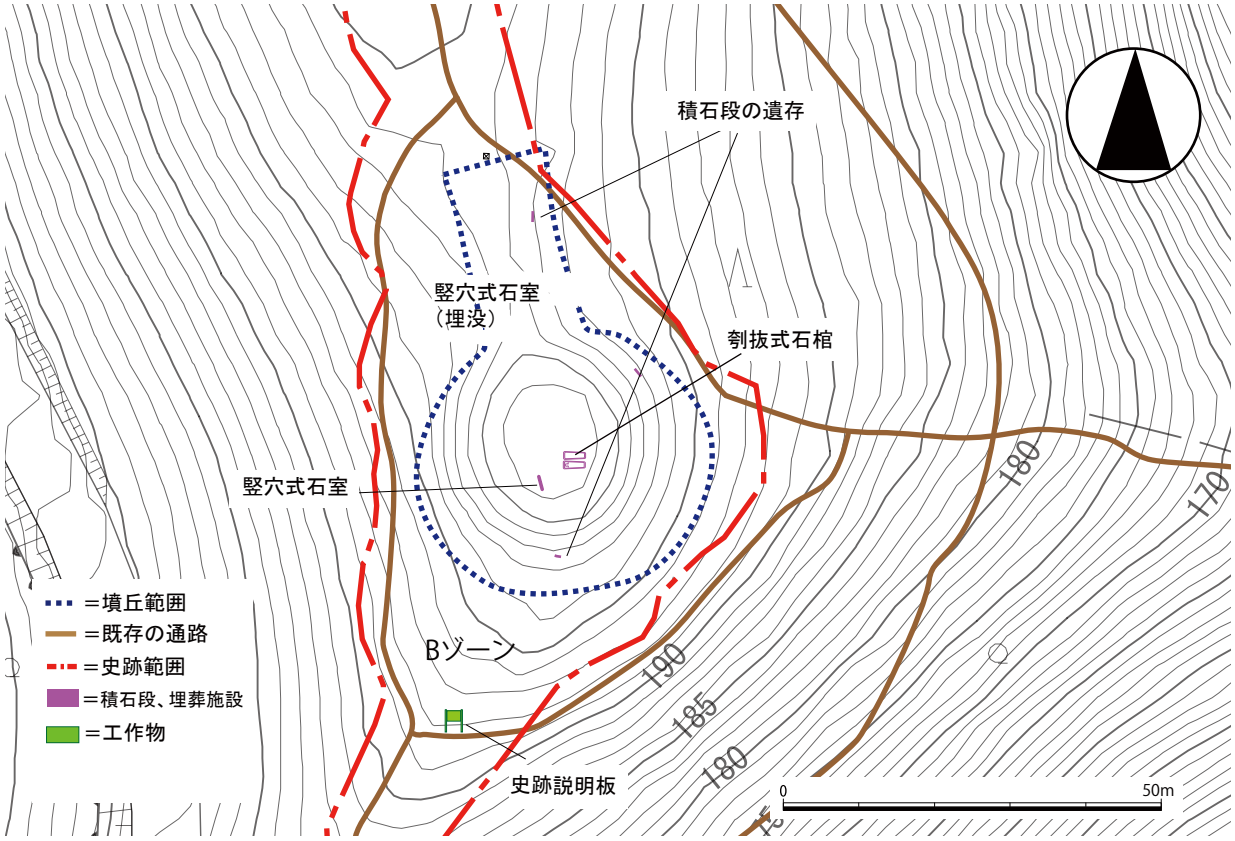
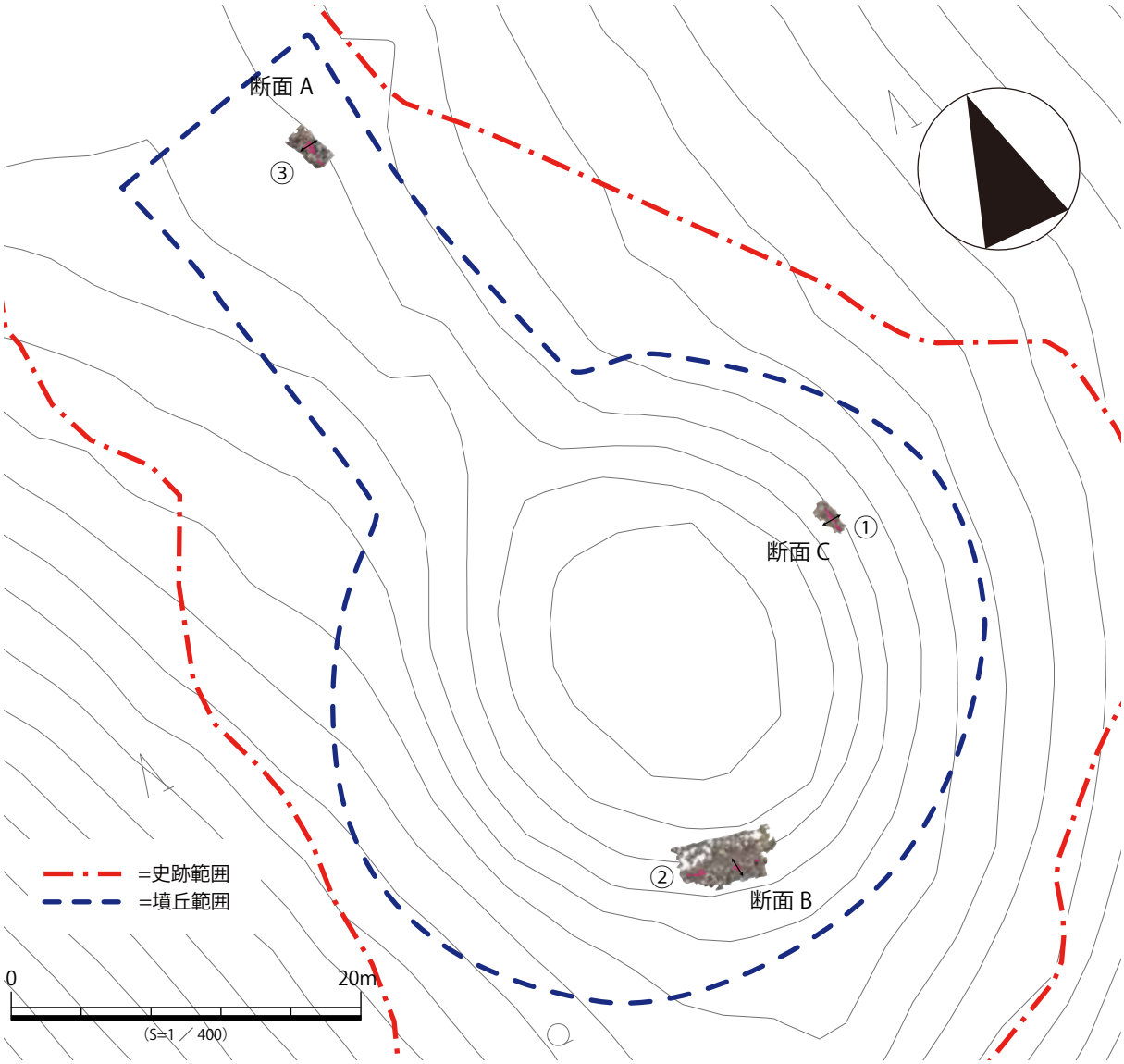


図５－13　石船塚古墳現況把握図

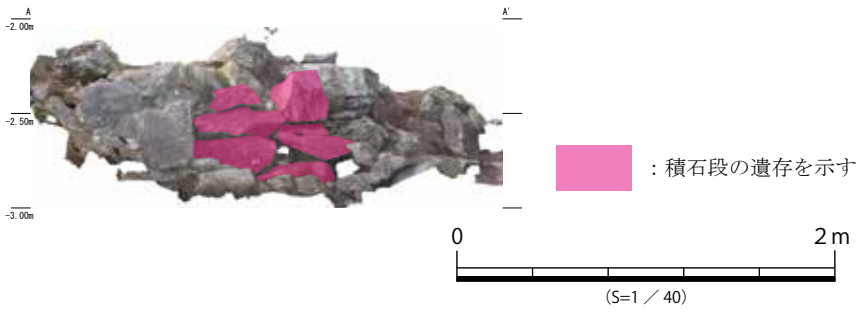
イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・未調査で墳裾の位置は把握できていない。 ・後円部東側・南側及び前方部東側の3箇所で塊石による積石段を確認できる。後円部東側は0.3ｍ程度、南側は0.5ｍ程度、前方部東側は0.5ｍ程度の高さが遺存する。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行い注意喚起看板を設置しているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	刳抜式石棺、竪穴式石室	・後円部中央に刳抜式石棺1基と竪穴式石室1基が露出する。石棺は東西方向に長軸を有し、ほぼ水平の状態にある棺身とその北側に天地が逆転した棺蓋がある。竪穴式石室は石棺の南西よりに位置し、一部に天井石が残るが石室内に転落したものも認められる。石室の遺存状況は良好である。 ・前方部くびれ部付近にあったとされる竪穴式石室については、埋没しており視認できない。	・刳抜式石棺の現状把握 ・獣の侵入対策	・刳抜式石棺の保存対策 ・前方部竪穴式石室の遺存状況確認
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山南東側の尾根稜線上に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる東側への眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し一部藪も形成される。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	史跡説明板、管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。Bゾーンに史跡説明板を1基設置している。		

エ　墳丘外表施設及び埋葬施設の現況



③立面オルソに着色



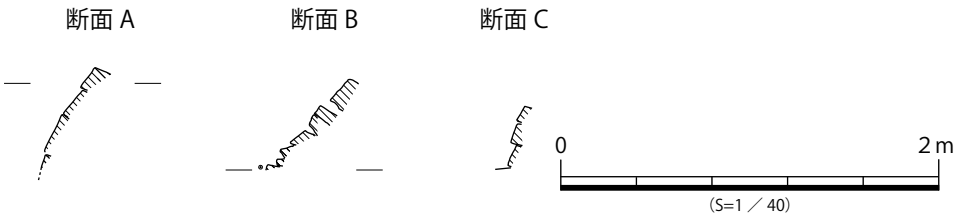


図５－14　石船塚古墳積石段遺存箇所・立面図・断面図

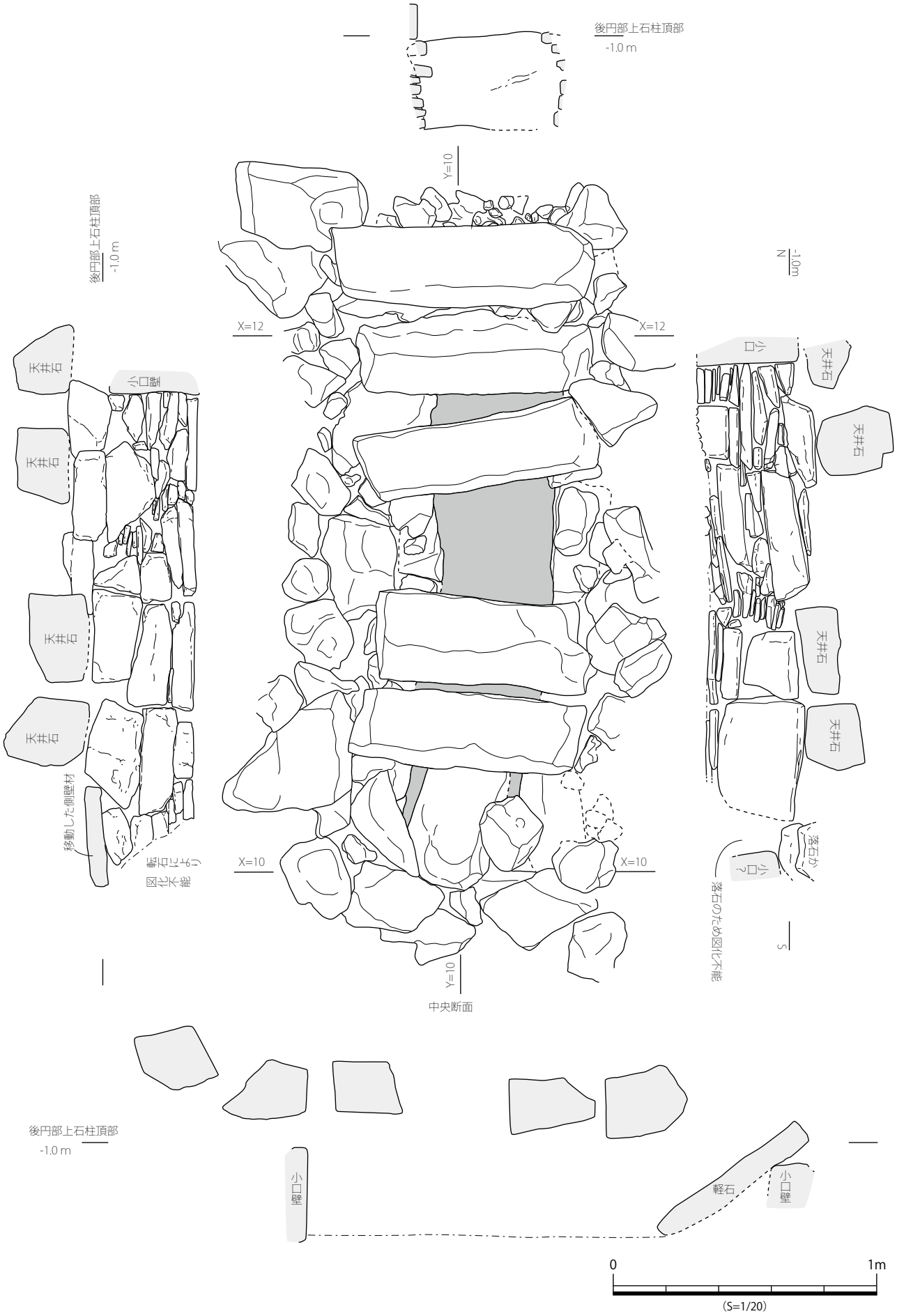
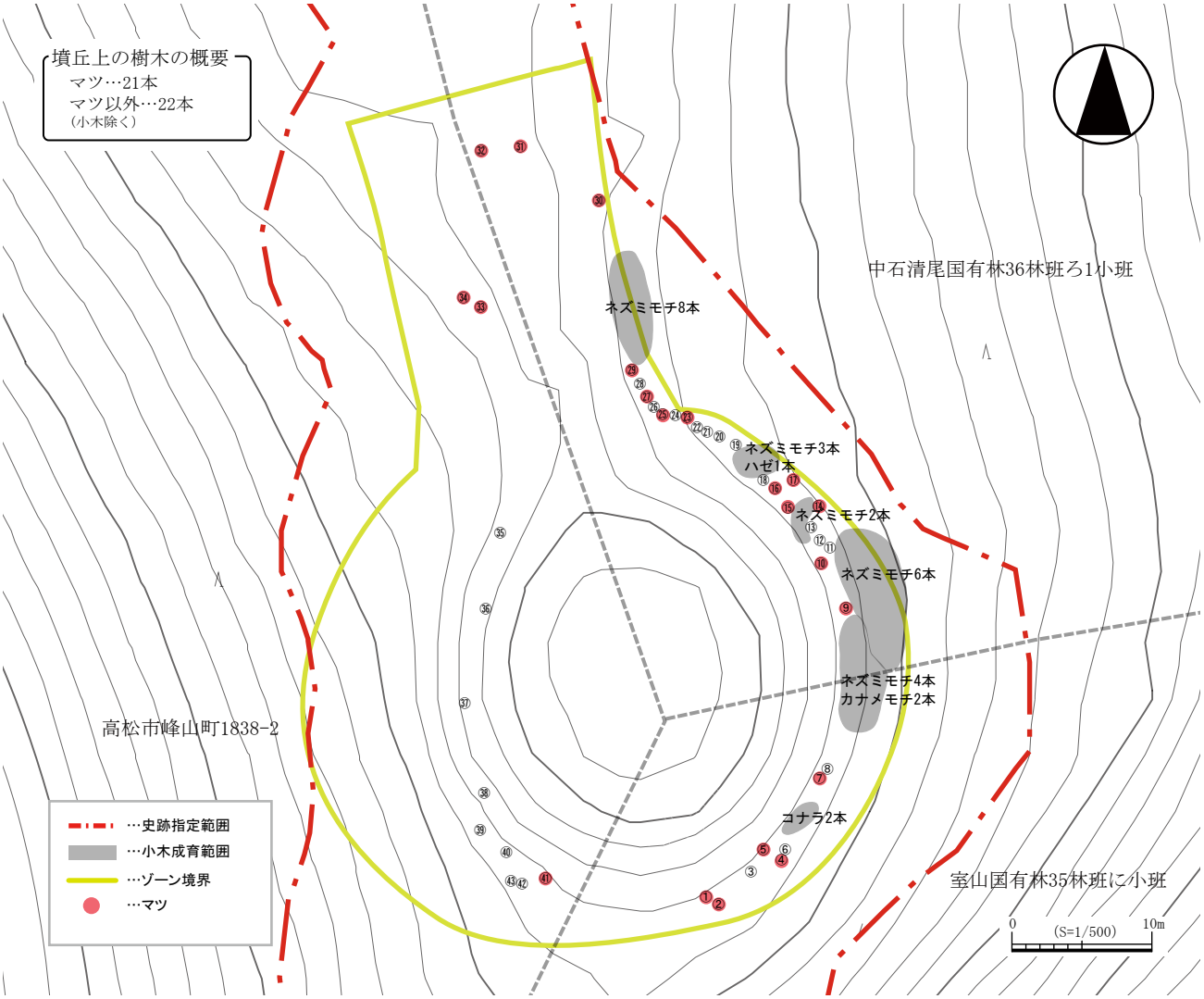


図５－15　石船塚古墳後円部竪穴式石室実測図

オ　植生調査



石船塚古墳(峰山地区)

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年3月4日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	アカマツ	36	10	
2	アカマツ	40	10	
3	ネズミモチ	8×4本	2	株立ち4本
4	アカマツ	22	10	
5	クロマツ	30	11	
6	ネズミモチ	6×5本	3	株立ち5本
7	クロマツ	40	11	
8	ネズミモチ	5×3本	12	株立ち3本
9	クロマツ	46	13	
10	アカマツ	23	13	
11	コナラ	11	8	
12	ネズミモチ	6×4本	3	株立ち4本
13	コナラ	6×3本	5	株立ち3本
14	クロマツ	25	16	
15	クロマツ	17	8	
16	アカマツ	36	14	
17	アカマツ	23	14	
18	コナラ	10 5	4	株立ち2本
19	コナラ	10 8 5	5	株立ち3本
20	コナラ	8	4	
21	ネズミモチ	5	2	
22	タラ	8	4	
23	アカマツ	15	10	
24	コナラ	12 5 5	6	株立ち3本
25	クロマツ	13	10	
26	コナラ	10×5本	4	株立ち5本
27	アカマツ	36	18	
28	ネズミモチ	8	3	
29	アカマツ	19	16	
30	アカマツ	34	18	
31	クロマツ	31	18	
32	クロマツ	24	17	
33	クロマツ	22	18	
34	アカマツ	25	18	
35	サクラ	13 10 8	6	株立ち3本
36	コナラ	8 5 3	3	株立ち3本
37	コナラ	13	6	
38	コナラ	6	3	
39	ハゼ	10 8 3	4	株立ち3本
40	コナラ	10×4本 5	8	株立ち5本
41	アカマツ	30	12	
42	コナラ	10	6	
43	コナラ	10	6	

図５－16　石船塚古墳　墳丘上の樹木



石船塚古墳後円部の墳丘外表（積石段）



石船塚古墳の埋葬施設（竪穴式石室）



石船塚古墳の埋葬施設（刳抜式石棺）



石棺内の枕の表現



墳丘裾回りの樹木



墳丘



解説板

【６】小塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

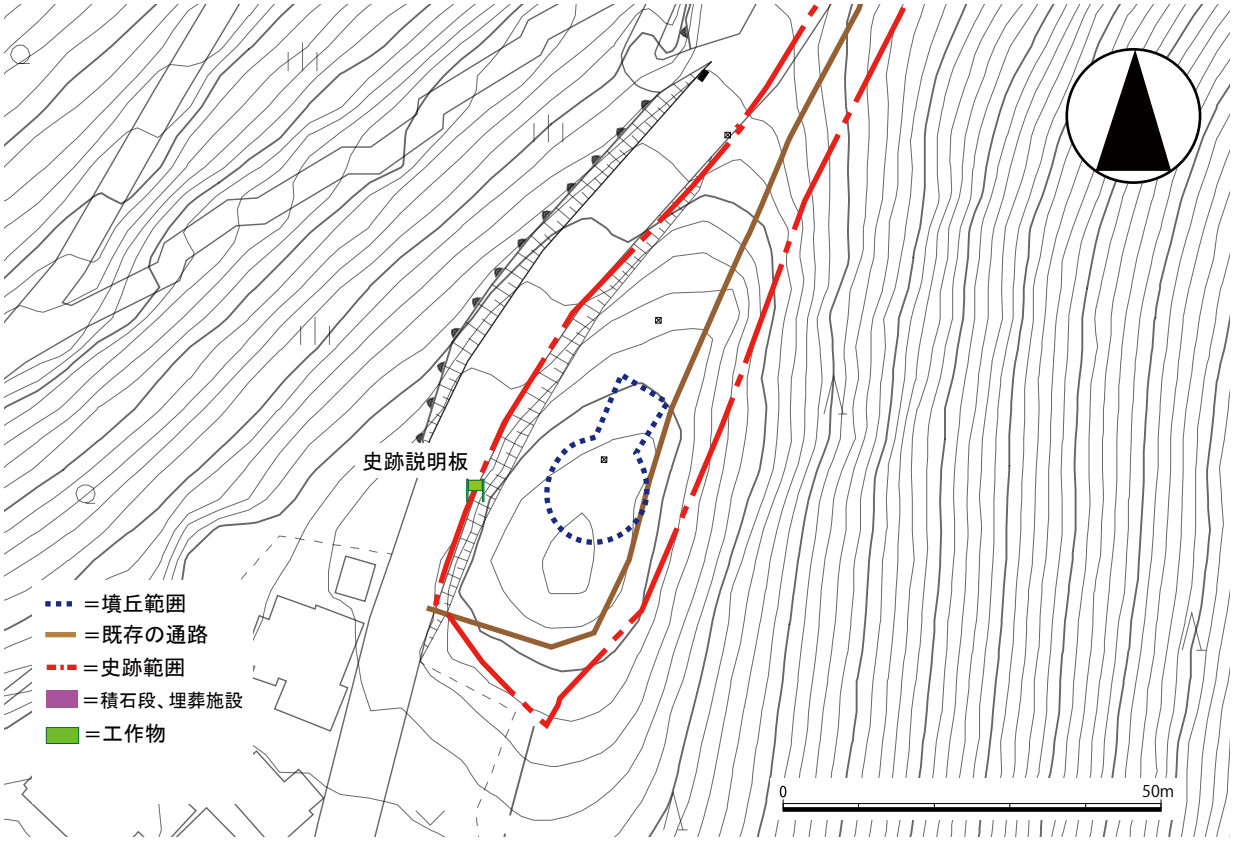
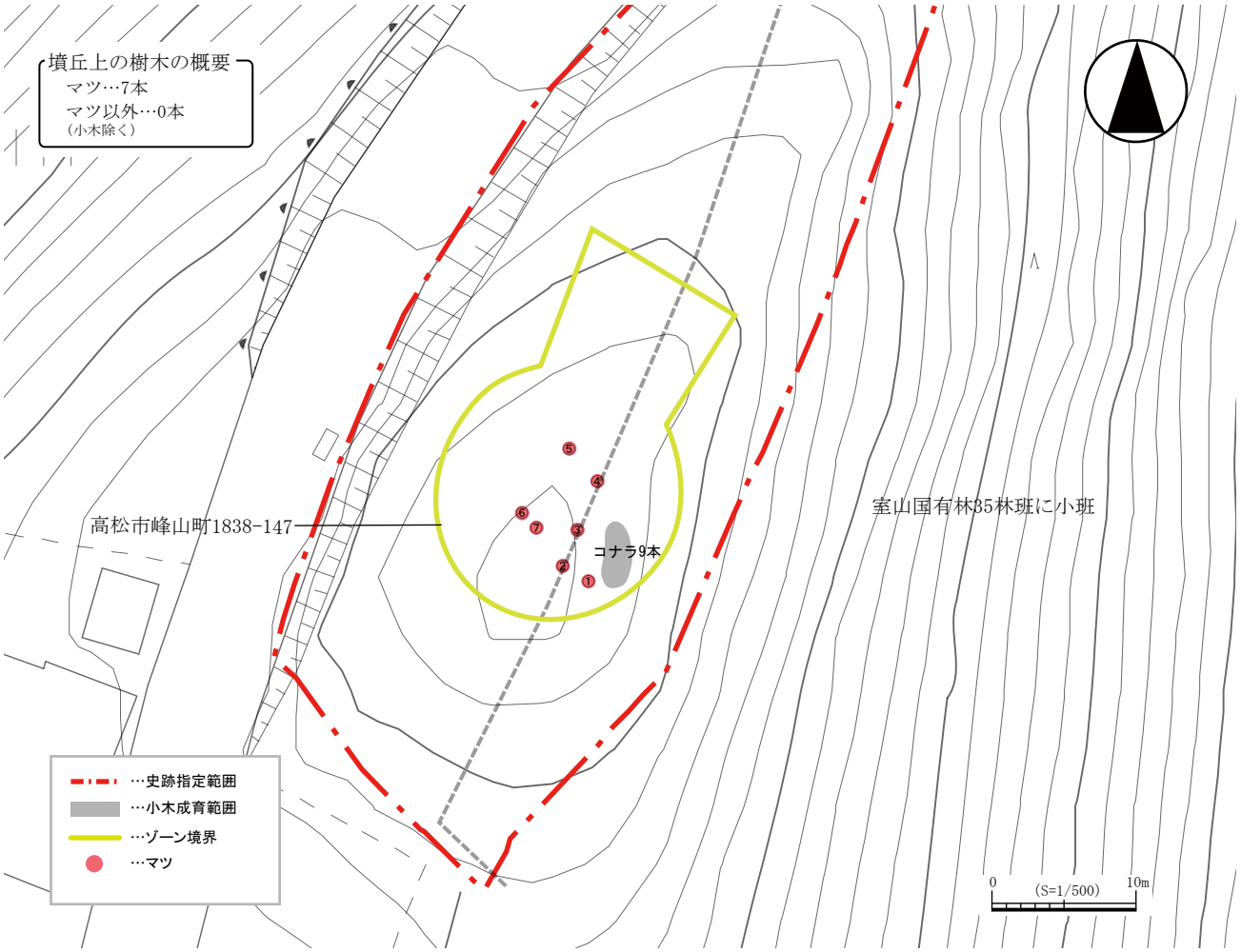


図５－17　小塚古墳現況把握図

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（１）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘	・塊石が散在し積石段が観察できないため、墳丘範囲は不明瞭である。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	－	－	－	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山南東側の尾根稜線上に立地している。Bゾーンの樹木により本来視認できる南側への眺望はさえぎられている。		
（２）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し一部藪も形成される。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	史跡説明板、管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。Bゾーンに史跡説明板を1基設置している。		

オ　植生調査



小塚古墳
（峰山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年3月4日入力

番号	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	状態
1	アカマツ	13 10	3	株立ち2本
2	アカマツ	20	4	
3	アカマツ	15×2本	3	株立ち2本
4	アカマツ	12×3本	2	株立ち3本
5	アカマツ	13×4本	2	株立ち4本
6	アカマツ	15×2本	2	株立ち2本
7	アカマツ	15 13	2	株立ち2本

図５－18　小塚古墳　墳丘上の樹木

【７】姫塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置



図５－19　姫塚古墳現況把握図



立入制限ロープと看板



墳丘東側の状況（北西から）



後円部上のケルン（南から）



墳丘北側の状況（南西から）

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・後円部は各所に塊石による積石段が遺存し、現況で3～4段分確認できる。最大で0.8～1.0m程度の高さが遺存する。前方部は北側と南側で塊石による積石段が認められ、特に南側の遺存状況が良好である。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行い注意喚起看板を設置しているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	－	－	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山南側の尾根稜線上に立地しており、南側に向けた眺望が良好である。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木		・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上は通路なし 墳丘周辺に複数の通路	・ロープと注意看板により、Aゾーンへの立入制限を行っている。		
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭、ケルン、立入制限用ロープ、史跡説明板、ハイキング案内看板、立入制限用ロープ、管理用基準杭	・Aゾーン（後円部墳頂部）にケルンが形成されている。また、土地境界標を設置している。 ・Bゾーン北側に史跡説明板とハイキング案内板が各1箇所あり、Bゾーン西半を中心に立入制限用ロープを設置している。また、Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		・Aゾーンにある史跡及び土地管理の用途とは異なる工作物（ケルン）の撤去 ・立入制限用ロープの撤去

ウ　史跡指定地周辺の課題（主に追加指定について）

前方部前端南側及び後円部南東側は墳丘推定線が指定範囲に近く、見学路の設定を念頭に置くと、保存に必要な範囲に指定範囲が不足する可能性が高いため、追加指定を検討する必要がある。

エ　墳丘外表施設及び埋葬施設の現況

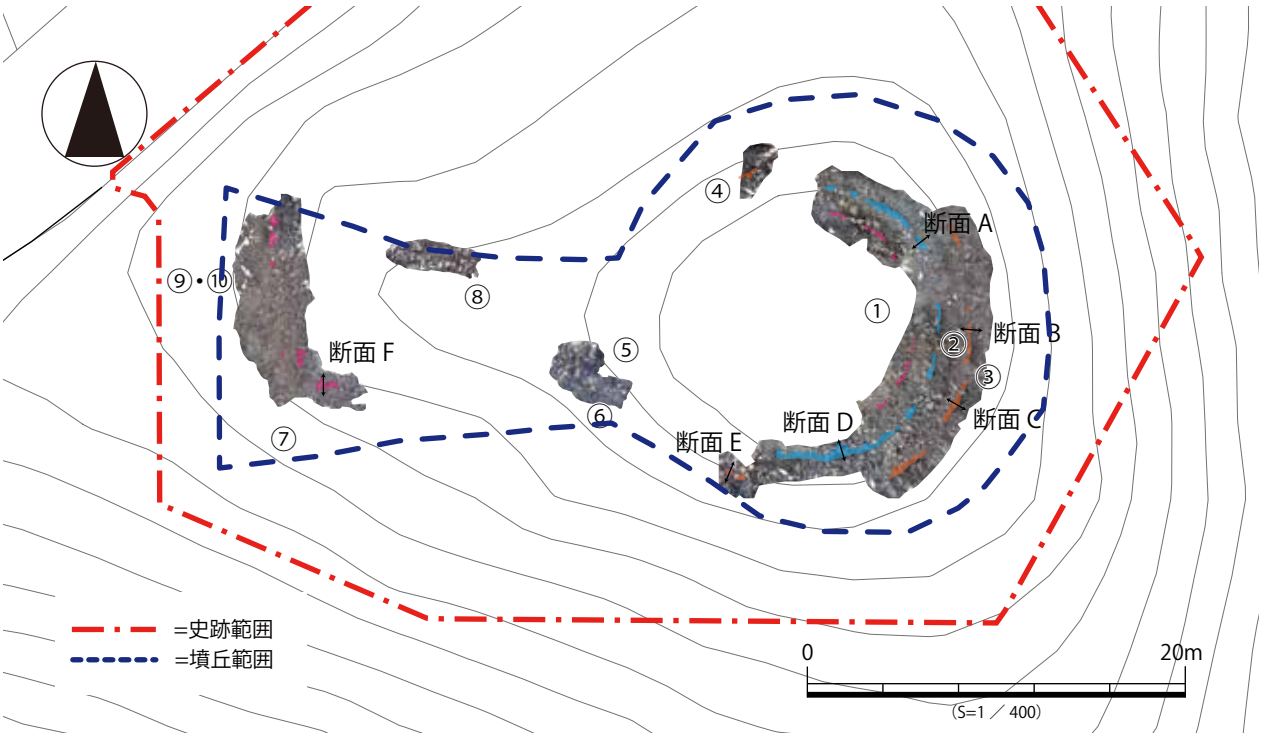


図５－20　姫塚古墳積石段遺存箇所

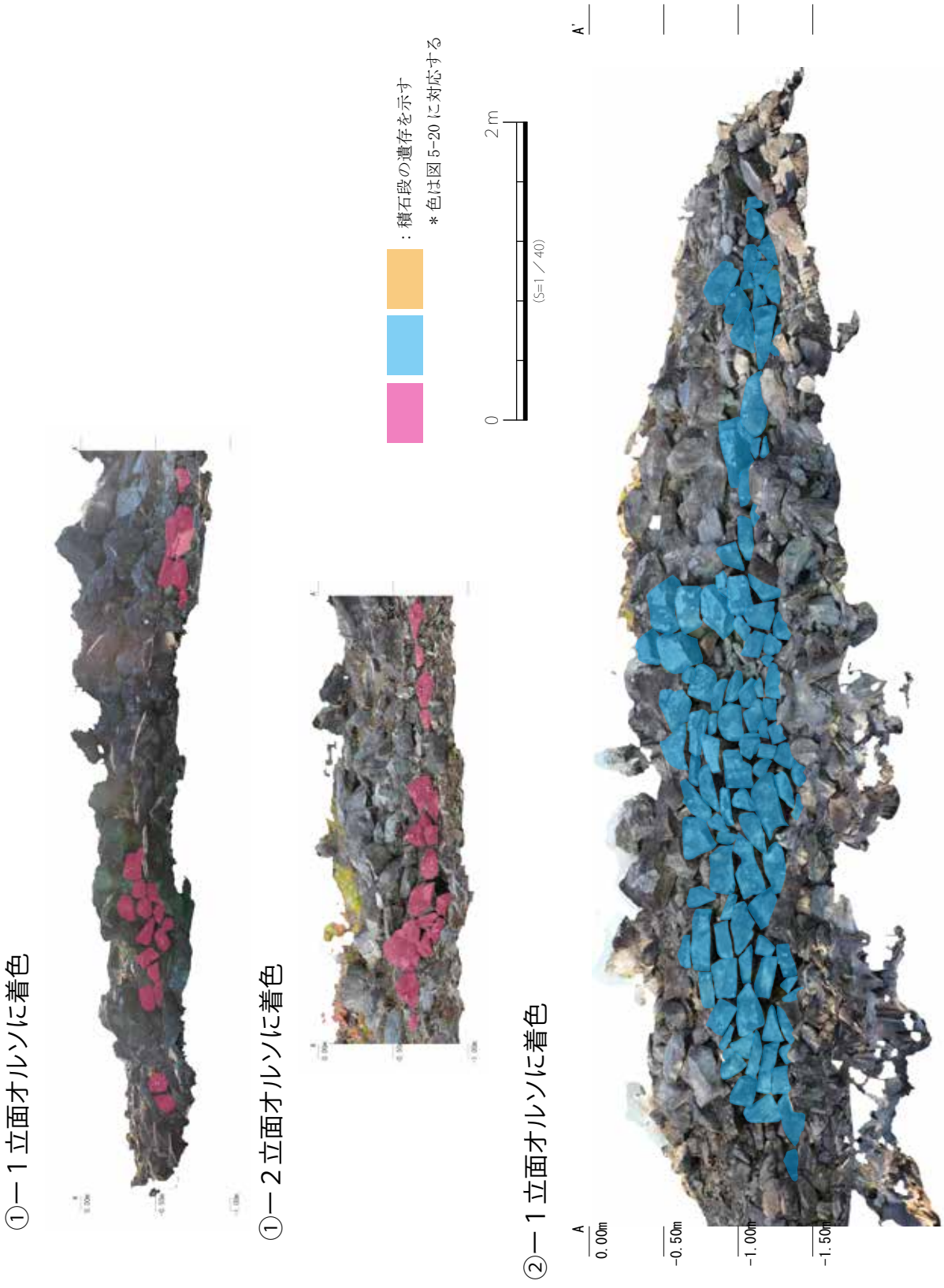


図５－21　姫塚古墳積石段立面図①

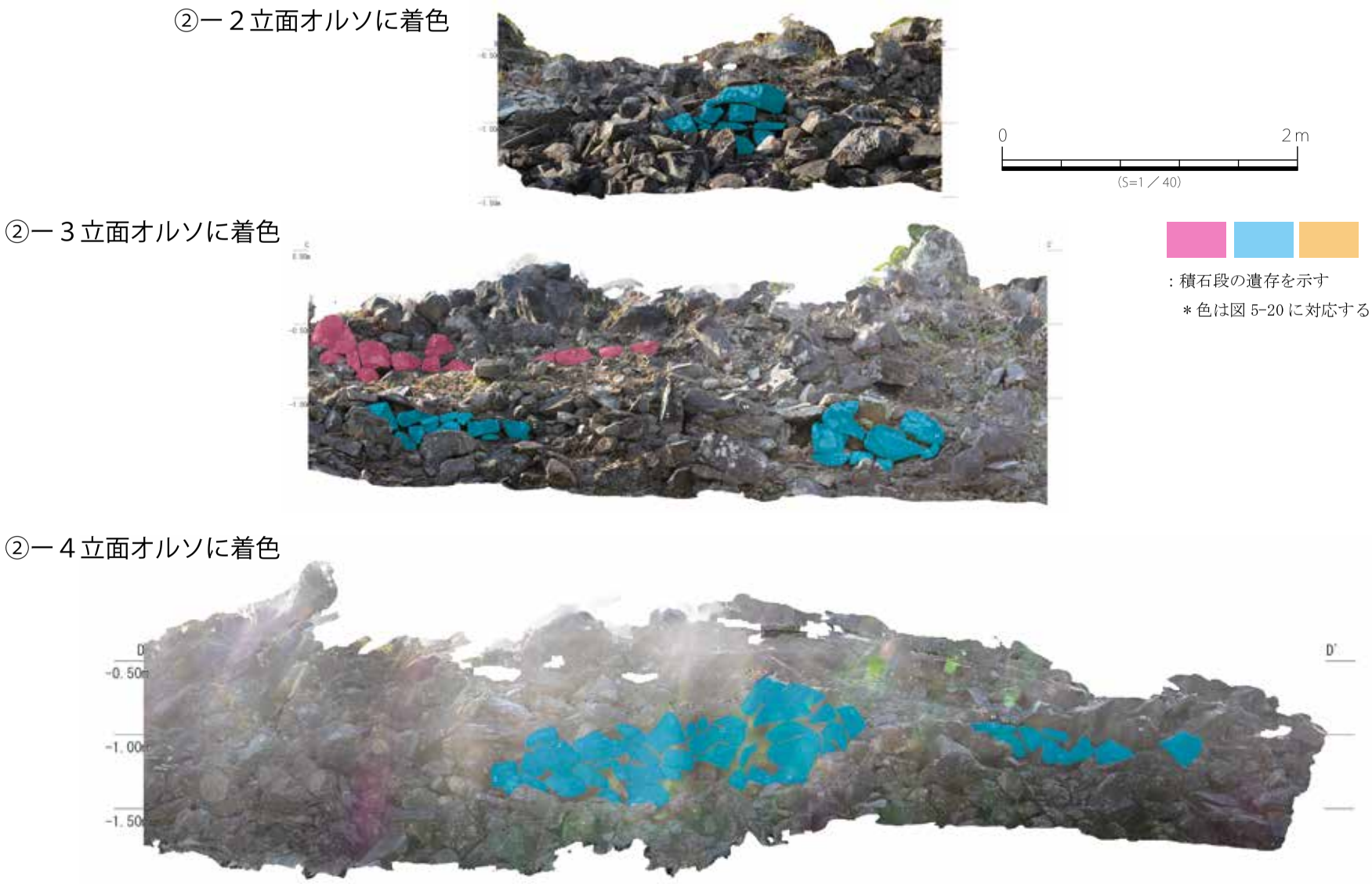


図５－22　姫塚古墳積石段立面図②

③－１立面オルソに着色



③－２立面オルソに着色



③－３立面オルソに着色



③－４立面オルソに着色

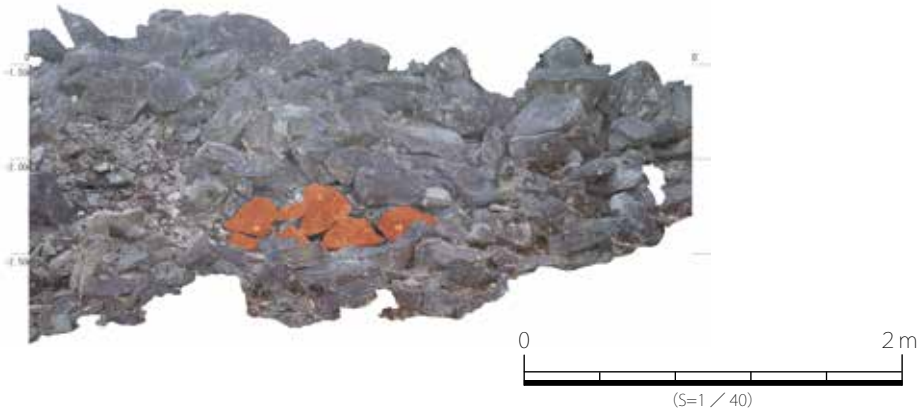


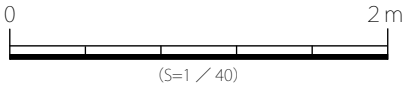
図５－23　姫塚古墳積石段立面図③

⑦立面オルソに着色



⑧立面オルソに着色





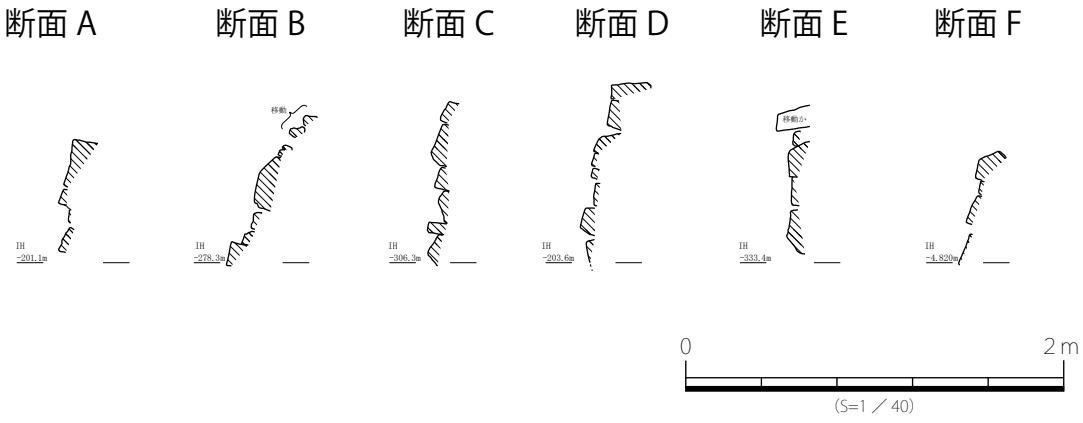


図５－24　姫塚古墳積石段立面図④・断面図

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	墳丘部頂上は裸地だが、墳丘部中央の西側には常緑広葉樹カゴノキの大木が生育し、大きく枝を広げている。
②	④区域と同じ市道に面し、庭木の様に見える松やコナラ等の落葉広葉樹、低木のツツジ、中木のヒサカキ等の樹木が生育。区域の中央は密生し、市道からの視線を遮る。下草は刈り取られている。
③	急傾斜の山地につながるスロープ。落葉広葉樹のクヌギやコナラ、常緑中木のネズミモチが墳丘部を取り囲むように点在している。ススキ等の下草あり。
④	市道に面した緩やかな裸地。草刈が行き届く。カキの木有り。

図５－25　姫塚古墳　植生把握図

参考　姫塚古墳（峰山地区）

＊指定地は全て高松市所有

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	ネズミモチ	16	3	
2	コナラ	22	5	
3	マツ	13	5	
4	クヌギ	13	5	
5	ネズミモチ	13 13 13	5	株立ち(3本)
6	カゴノキ	51	10	
7	ハゼノキ	19 19	5	株立ち(2本)
8	クロマツ	19	3	
9	ネズミサシ	13	5	
10	クヌギ	22	10	
11	ハゼ	6	2	
12	コナラ	41	10	
13	クヌギ	16	5	
14	コナラ	10	3	
15	コナラ	19	5	
16	柿	16	5	
17	コナラ	16 10	3	株立ち(2本)
18	ハゼ	13 6	2	株立ち(2本) 枯れる
19	ネズミモチ	6	3	
20	柿	13	3	
21	ネズミモチ	10 6 6 6	5	株立ち(4本)
22	コナラ	10	3	
23	ネズミモチ	6	3	
24	カキ	13	5	
25	クヌギ	29	10	
26	アキニレ	6 6 6 6	2	株立ち(4本)
27	クヌギ	19	5	
28	クヌギ	14	3	
29	クヌギ	19	10	
30	クヌギ	6 6	5	株立ち(2本)
31	マツ	19	5	枯れる

平成31年2月27日入力

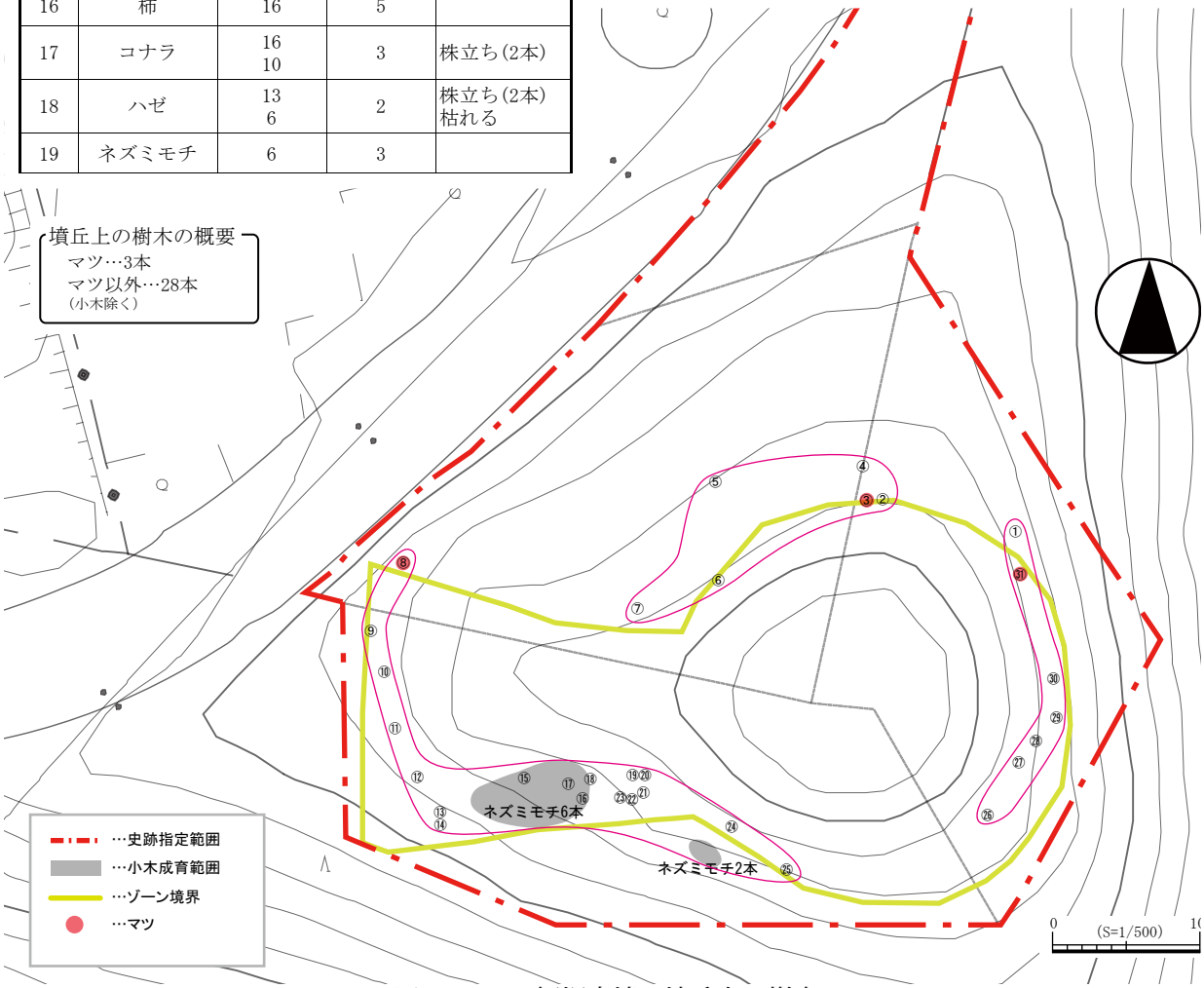


図５－26　姫塚古墳　墳丘上の樹木

【８】鶴尾神社４号墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

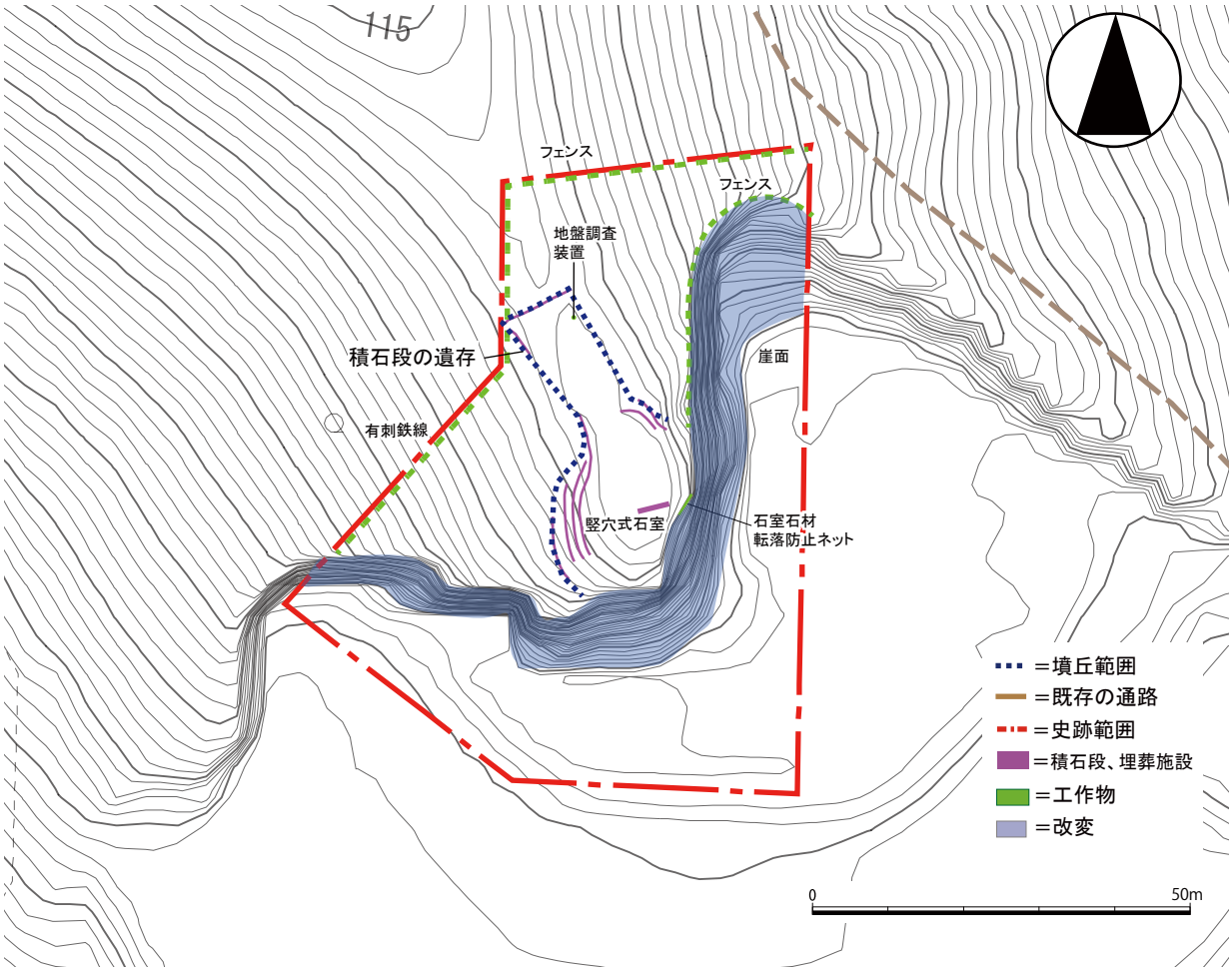


図５－27　鶴尾神社４号墳現況把握図



埋葬施設（竪穴式石室）埋戻し状況



埋葬施設（竪穴式石室）崖面側の状況

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・後円部東側で2段の積石段が確認される。前方部は、前端に塊石の面をそろえた積石段があり、側面は東側と比較して西側の積石段が遺存状況が良好である。積石段の遺存箇所は測量、写真撮影を行っているが、変形の把握は行っていない。 ・後円部南側が採石工事により失われ崖面となっている。墳丘の保全と人的安全対策のため全域立入禁止としている。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・墳丘の基盤を保全するための崖面補強 ・人の立入対策 ・獣の侵入対策	・墳丘範囲の確認（特に後円部側） ・積石段の変形対策
	②埋葬施設	A	竪穴式石室	・後円部の崖面に接して竪穴式石室1基があり調査後に埋戻している。崖に面していることから崩落などの危険性があるが、現状の確認ができていない。	・崖面の保全対策 ・人の立入対策 ・獣の侵入対策	・埋戻した石室の現況確認
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山南東側の尾根稜線上に立地しているが、採石工事により墳丘の基盤となる地形の一部が失われている。本来意識していた南側への眺望は良好であるが、立入禁止で活用できない。	・墳丘の基盤を保全するための崖面補強	
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘外の低木～高木	・Aゾーンでは樹木伐採済み。周囲には高低木が生育。		・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	―	なし、立入制限	・簡易柵によって立入制限をしており、通路は無い。		
	③標柱・工作物・サイン	B	管理用基準杭、立入制限用ロープ	・Bゾーン（前方部北西側）に地中水分量計測装置を設置している。		・定期的なデータ採取と維持管理

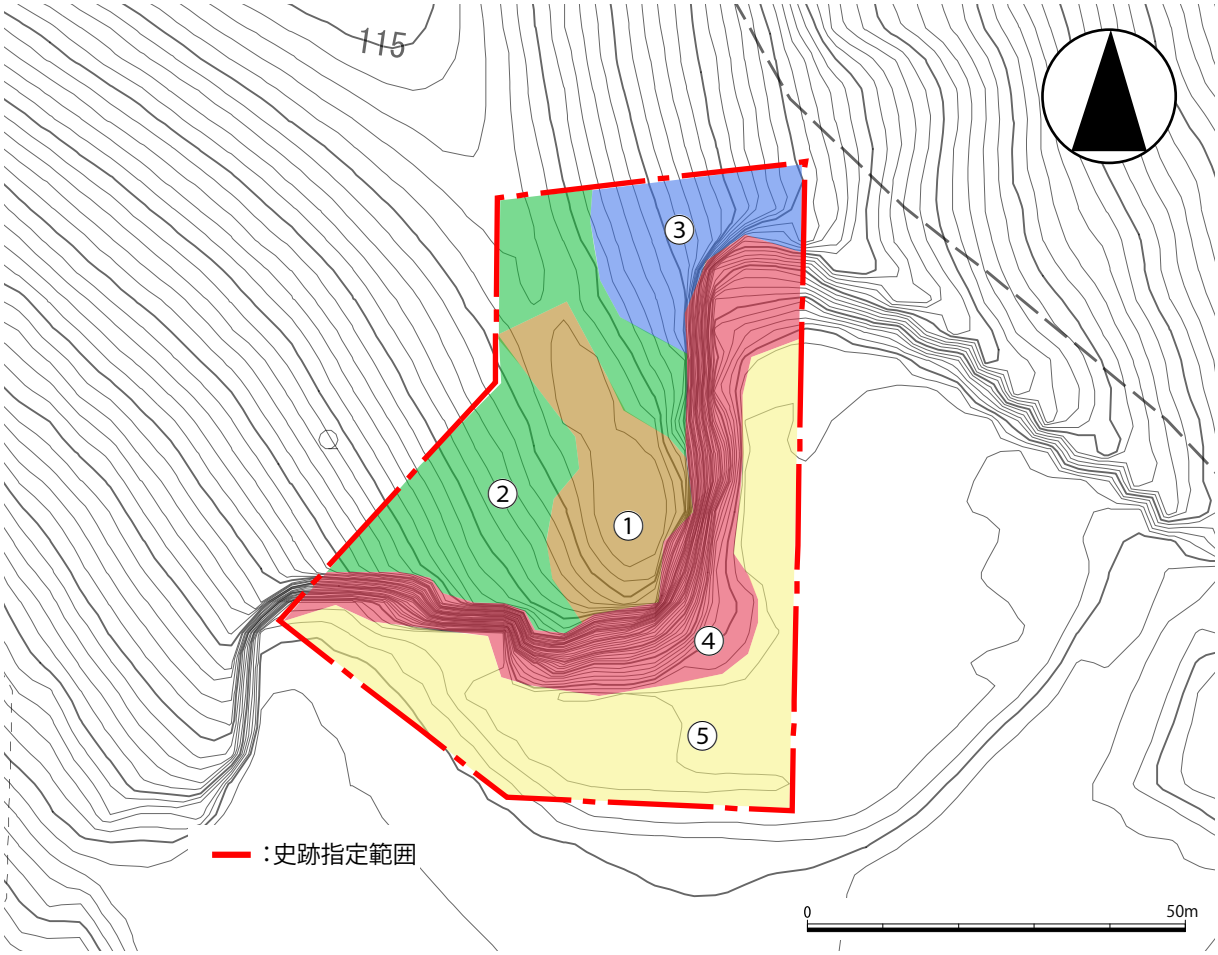


採石で形成された崖面



立入制限用ロープ

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	墳丘部、伐採されたクヌギの切株から株立ち上に萌芽している。
②	①区域と同じくクヌギ伐採後の切株から萌芽し、株立ちしている。ネズミモチ等の中木常緑樹、ササ、ススキ等が点在している。
③	急傾斜の山地につながるスロープ。落葉広葉樹のクヌギやコナラ、常緑中木のネズミモチが墳丘部を取り囲むように点在している。ススキ等の下草あり。
④	採石のための切土により崖になっている。マツが進出している。
⑤	砕石採石場跡、更地となっている。

図５－28　鶴尾神社４号墳　植生把握図

【９】猫塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

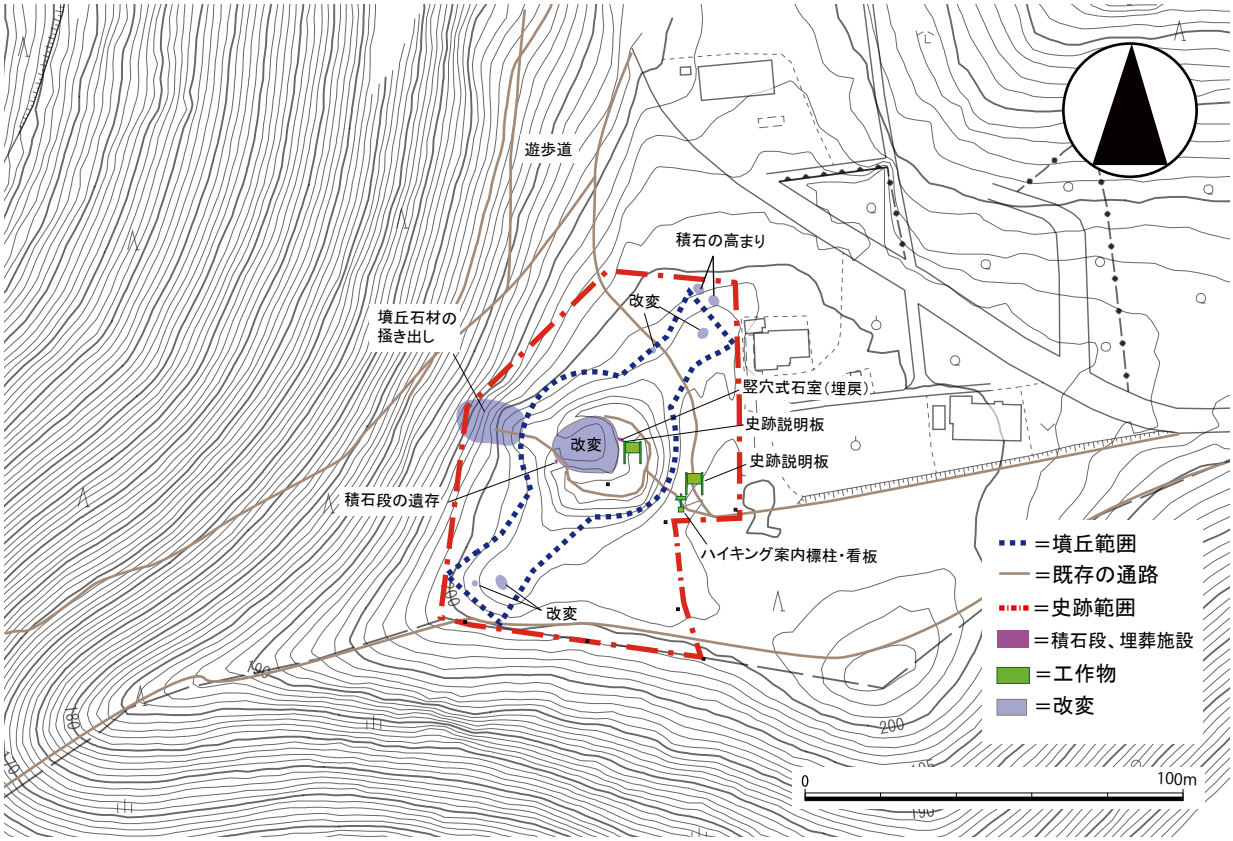


図５－29　猫塚古墳現況把握図



埋戻した竪穴式石室とその上に設置した説明板



中円部の大規模濫掘跡



墳丘裾に生育する高木（東から）



ハイキングコース案内標柱

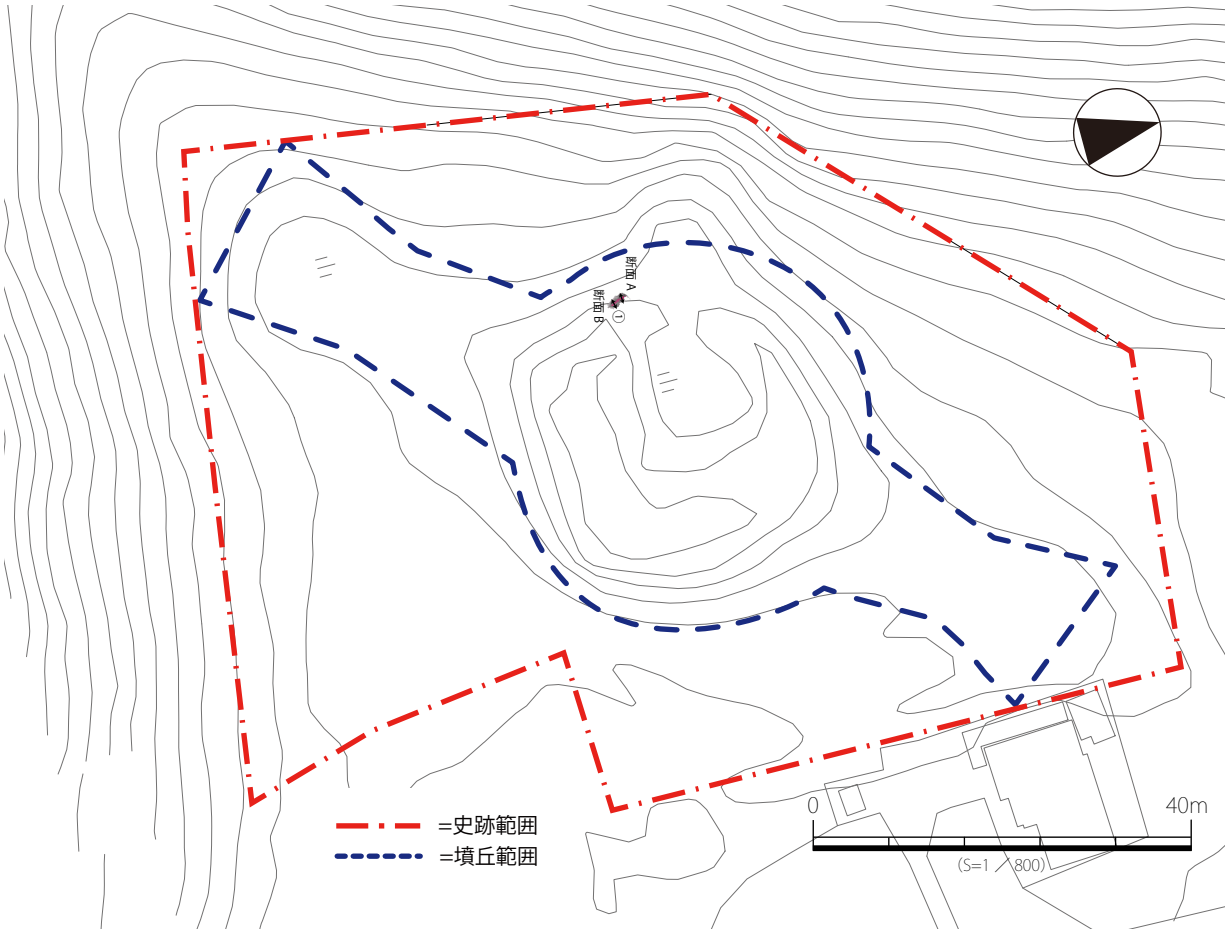
イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・中円部中央付近は過去の濫掘によって墳丘材を西側に掻き出され、旧状を失っている。中円部南西側の1箇所で高さ0.2ｍ程度の板石による積石段を確認できる。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行い注意喚起看板を設置したが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	竪穴式石室	・中円部北東側に竪穴式石室が1基遺存しているが、埋戻しており視認できない。このほか、過去の調査で確認された2基の石室は露出せず位置が不明瞭である。	・獣の侵入対策	・埋戻した石室の現況確認
	③立地	A B	立地・眺望	・峰山南西側の尾根稜線上に立地しており、西側に向けた眺望が良好である。		
（2）その他の諸要素	①墳丘の改変	A	盗掘による改変 墳丘石材の掻出	・中円部の濫掘に伴い大型の窪地が形成されるとともに、西側に墳丘起源の石材が掻き出され、丘状を呈している。		・崩落等の危険性の有無について定期的な点検
	②植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育し、藪状に低木～高木が繁茂している。 ・Bゾーンは中高木が多数生育する。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	③通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	④標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭、ケルン、立入制限用ロープ 史跡説明板、ハイキング案内標柱・看板、管理用基準杭	・史跡説明板をAゾーン（中円部上）に1基、Bゾーン（墳裾）に1基設置している。また、Bゾーンにハイキング案内の標柱が2基設置されている。 ・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		・Bゾーンにある史跡及び土地管理の用途とは異なる工作物（ハイキング案内標柱等）の撤去・移設

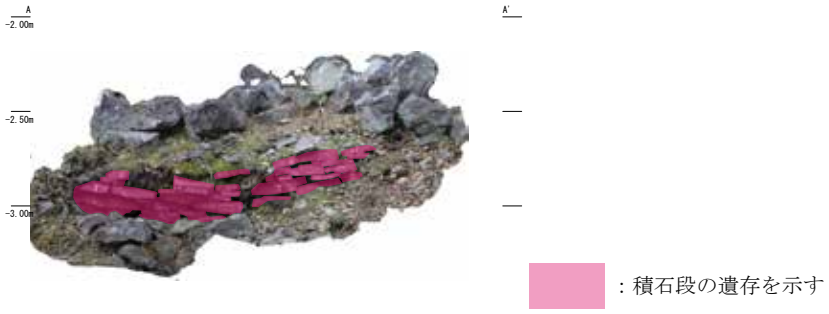
ウ　史跡指定地周辺の課題（主に追加指定について）

南北方形部前端付近について、墳丘推定線が史跡指定境界と接する。墳丘の保存管理のために必要な範囲に指定範囲が不足する可能性が高く、調査の結果等により追加指定を目指す必要がある。北側方形部前端付近は、既に宅地造成で削平されており、最近の住宅の建替もあることから、見学路の設定等も当面困難である。調査で実態を確認し、結果によって追加指定を検討する必要がある。

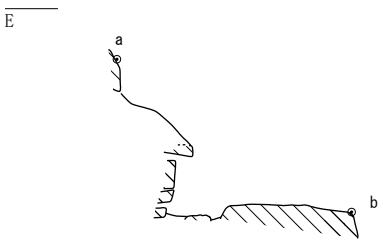
エ　墳丘外表施設及び埋葬施設の現況



①立面オルソに着色



断面 A



断面 B

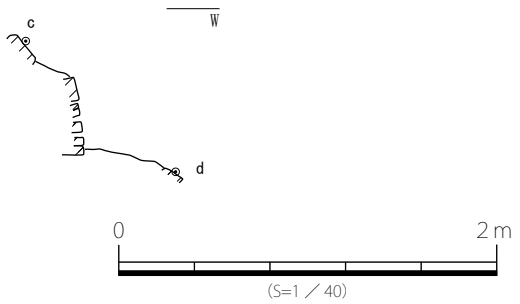


図５－30　猫塚古墳積石段遺存箇所及び立面図・断面図

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	墳裾を中心に樹木の進出が見られ、北側方形部にエノキ、サクラ等の落葉広葉樹の高木が点在、中円部の東側にはクスノキの高木が林立する。
②	緩やかな傾斜の明るい林地で、クスノキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹やクヌギ、ハゼノキ等の落葉広葉樹の高木が点在し、ネズミモチ、カクレミノ等（常緑広葉樹）の中木が繁茂する。一部、低木のツクバネウツギやササ等がみられる。
③	樹木が鬱蒼と茂る林地で、クヌギ等の落葉広葉樹、ネズミサシ（針葉樹）、ウバメガシ等の常緑広葉樹の高木が点在し、ツクバネウツギ属の常緑低木が繁茂している。
④	急勾配の傾斜地で濫掘で掻き出された石材で覆われている。
⑤	緩やかな傾斜の林地で中央に林道がある。一部住宅地に隣接している。ヤブニッケイの常緑広葉樹の大木が目立ち、ネズミモチ等の常緑広葉樹の中木が繁茂している。
⑥	住宅地に隣接した林地で、クスノキなどの常緑広葉樹の大木、クヌギ、サクラ、エノキ等の落葉広葉樹の大木が乱立している。ネズミモチやツクバネウツギ等の中低木に覆われ、一部ササも見られる。全体に歩きにくいほど密生している。

図５－31　猫塚古墳　植生把握図

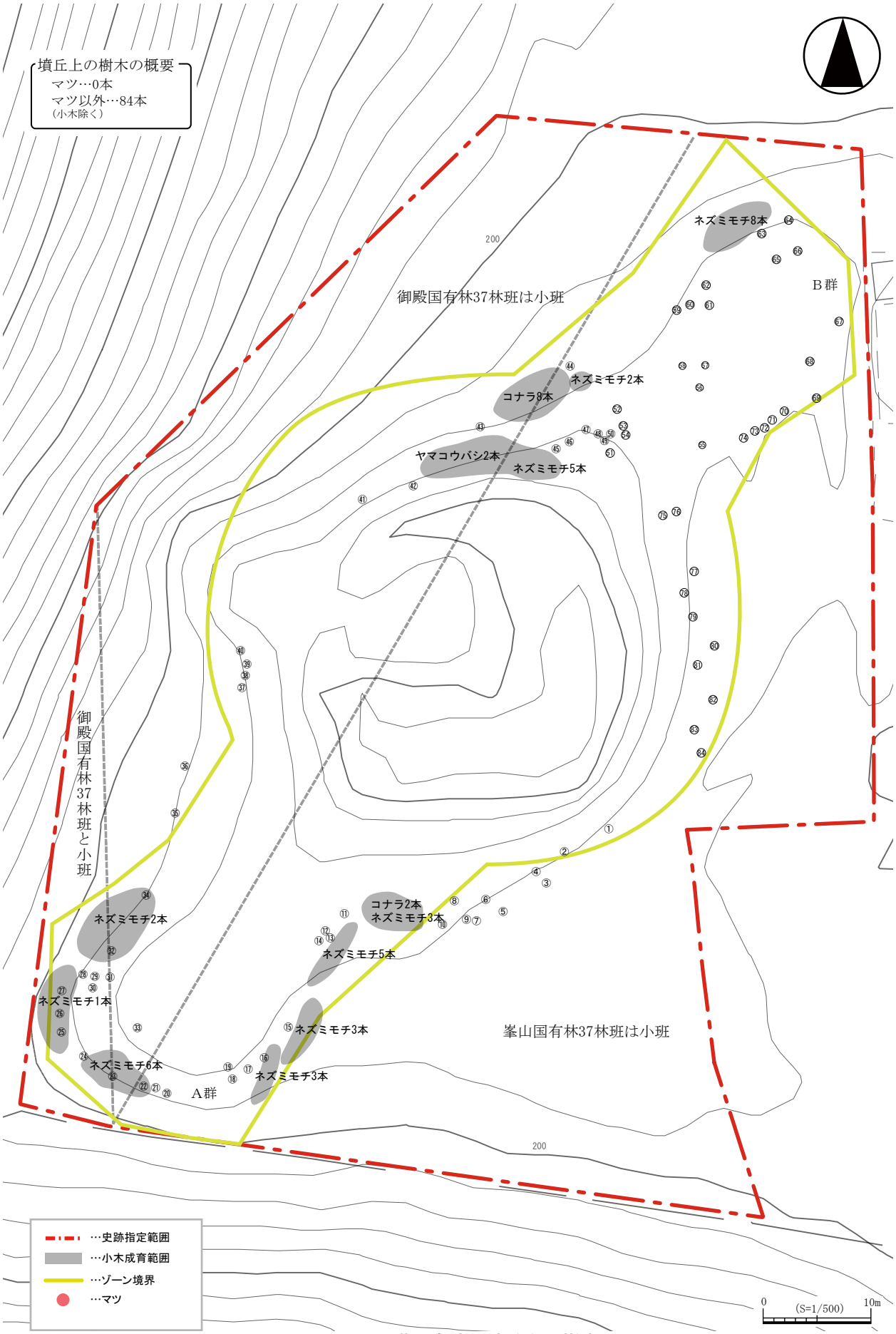


図５－32　猫塚古墳　墳丘上の樹木

猫塚古墳（峰山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120㎝の箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年2月27日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	ヒサカキ	13	3	＊細木
2	ヒサカキ	10 10	3	＊細木
3	ネズミモチ	6 5	5	株立ち(2本)
4	コナラ	25 27	10	株立ち(2本)
5	ハゼ	10 10 10 10	10	株立ち(4本)
6	コナラ	10 10 13	10	株立ち(3本)
7	ネズミモチ	13 13 13	5	株立ち(3本)
8	コナラ	19	10	
9	ハゼ	13 13	10	株立ち(2本)
10	ハゼ	10 10 10 10 10	10	株立ち(5本)
11	クヌギ	25	10	
12	ネズミサシ	19	10	
13	クヌギ	16	10	
14	クヌギ	16	10	
15	ハゼ	22 25	10	株立ち(2本)
16	クヌギ	13	5	
17	ウバメガシ	16 16	10	株立ち(2本)
18	ウバメガシ	22 10	10	株立ち(2本)
19	ウバメガシ	32 19	10	株立ち(2本)
20	アキニレ	19 16	10	株立ち(2本)
21	アキニレ	19 19	10	株立ち(2本)
22	ウバメガシ	13 19	10	株立ち(2本)
23	ウバメガシ	16 16	10	株立ち(2本)
24	アキニレ	19	5	
25	ネズミサシ	13	10	
26	ネズミサシ	16	10	
27	ネズミサシ	16	10	

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
28	ウバメガシ	10	5	
29	ネズミモチ	3 3 3 3	5	株立ち(4本)
30	ハゼノキ	6 6	5	株立ち(2本)
31	ハゼノキ	10 10	5	株立ち(2本)
32	ネズミモチ	10	5	
33	ネズミサシ	19	5	
34	コナラ	29	10	
35	クヌギ	54	10	
36	ネズミサシ	13 6	5	株立ち(2本)
37	クヌギ	19	10	
38	ネズミモチ	6 6	10	株立ち(2本)
39	ハゼ	29 10	10	株立ち(2本)
40	ネズミサシ	10	10	
41	ハゼ	13 13 13	5	株立ち(3本) 枯れる
42	ハゼ	25 25 25	10	株立ち(3本)
43	コナラ	16	10	
44	クヌギ	51	15	
45	クヌギ	16	10	
46	サクラ	16 10 10	10	株立ち(3本)
47	クヌギ	3	5	
48	イヌシデ？	6	5	
49	イヌシデ？	3	2	
50	イヌシデ？	35	10	
51	エノキ	35	10	
52	サクラ	3	3	
53	ネズミモチ	5 5 5 5	3	株立ち(4本)
54	クヌギ	10	10	
55	エノキ	25	10	
56	エノキ	29	10	
57	エノキ	25	10	

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
58	エノキ	22	10	
59	ヤブニッケイ	22 19 51 19	15	株立ち(4本)
60	カクレミノ	13	10	
61	エノキ	19	10	
62	エノキ	25	10	
63	エノキ	25	10	
64	ムクノキ	51	15	
65	エノキ	25	10	
66	ビワ	16	5	
67	エノキ	45	10	
68	エノキ	35	15	
69	エノキ	29	15	
70	ビワ	22	5	
71	ヒサカキ	10 10 10	5	株立ち(3本)
72	ヒサカキ	10	5	
73	ハゼ	13	10	
74	ハゼ	13	10	
75	ハゼ	35	10	
76	ハゼ	40 22 22	10	株立ち(3本)
77	ネズミモチ	10	3	
78	ハゼ	29	10	
79	サクラ	16 16	5	株立ち(2本)
80	クスノキ	76	10	
81	ハゼ	29	5	
82	クスノキ	57	15	
83	クヌギ	29	15	
84	クスノキ	48	15	

【１０】石清尾山９号墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

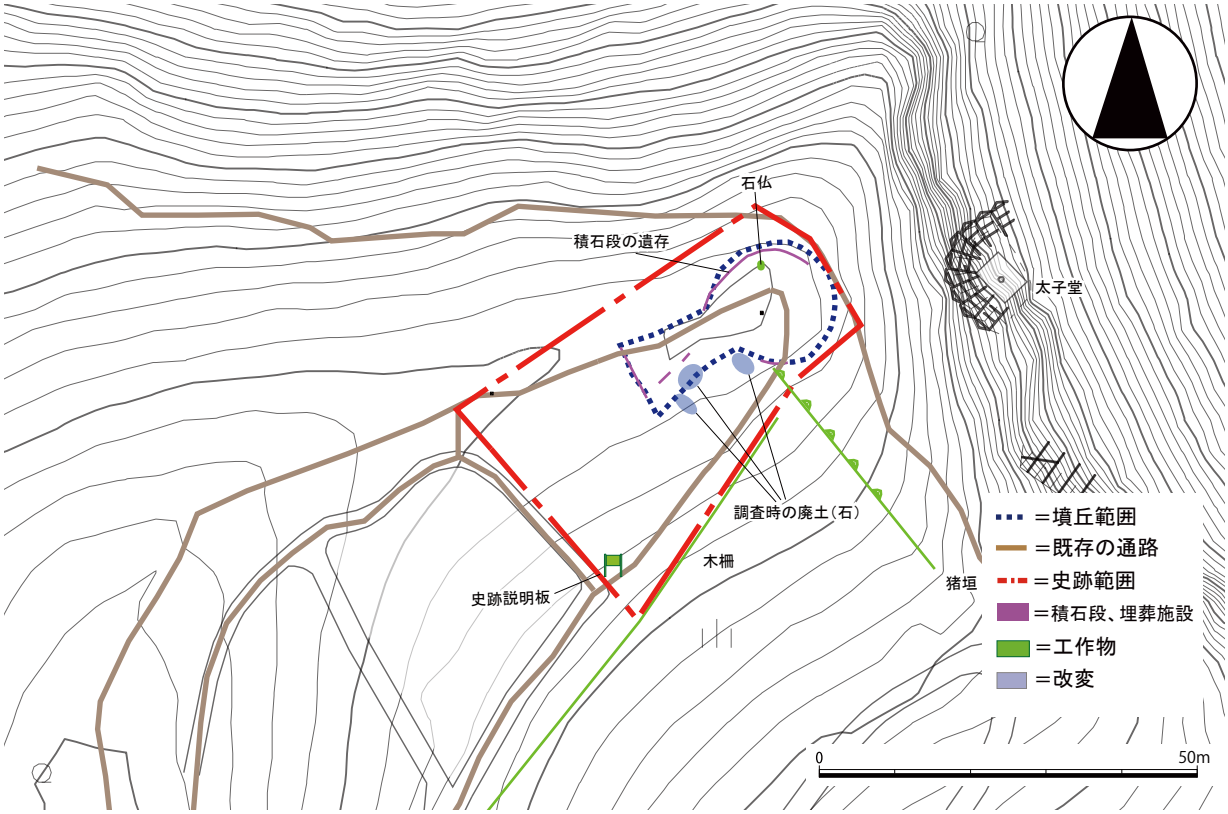


図５－33　石清尾山９号墳現況把握図



後円部側の墳丘と通路の位置関係



墳丘上の樹木



墳丘上の石仏



後円部と接する猪垣

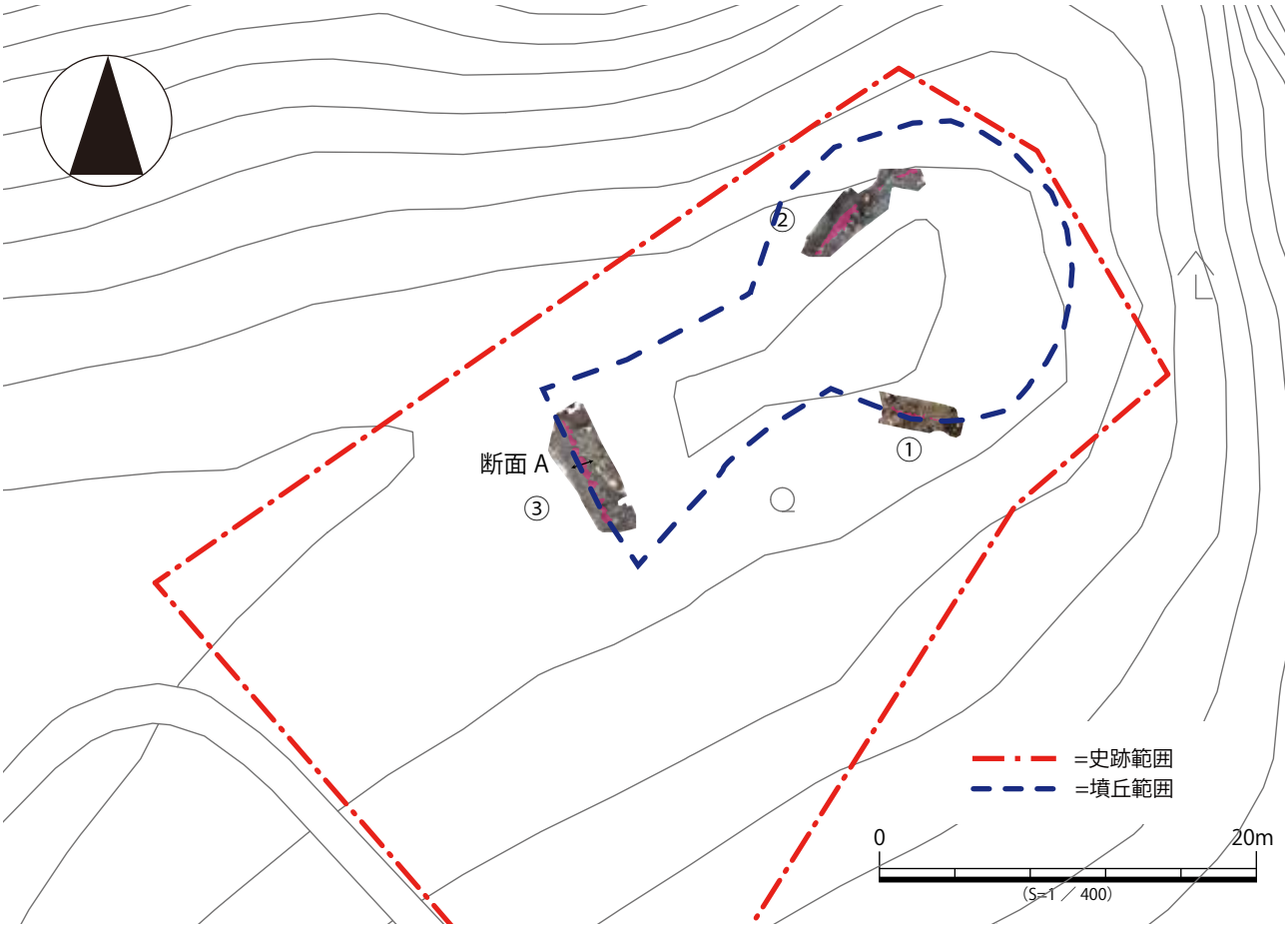
イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・前方部前端は大ぶりな塊石による積石段が露出する。後円部南東側及び北西側に塊石による積石段が露出する。積石段の遺存箇所は簡易測量、図化、写真撮影を行っているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	・墳形、墳丘規模の確認
	②埋葬施設	A	－	・墳頂部に窪地があり、埋葬施設の可能性がある。	－	－
	③立地	A B	立地（眺望）	・摺鉢谷に隣接した尾根稜線の先端に立地しており、北東側に向けた眺望が良好である。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されているが、裾部周辺を中心に中高木が生育している。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・史跡の見学路は設定しておらず、複数の通路が墳丘上を横断する。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭、石仏、猪垣 史跡説明板、管理用基準杭	・Aゾーンに猪垣・石仏・土地境界標が構築・設置されている。 ・Bゾーンに史跡境界標と史跡説明板を1基設置している。		・Aゾーンにある史跡及び土地管理の用途とは異なる工作物（猪垣、石仏）の撤去・移設

ウ　史跡指定地周辺の課題（主に追加指定について）

後円部北東側について、墳丘推定線が指定範囲に近く、見学路の設定を念頭に置くと、保存に必要な範囲に指定範囲が不足している可能性が高いため、追加指定を目指す必要がある。

エ　墳丘外表施設及び埋葬施設の現況



②立面オルソに着色



③立面オルソに着色



断面 A



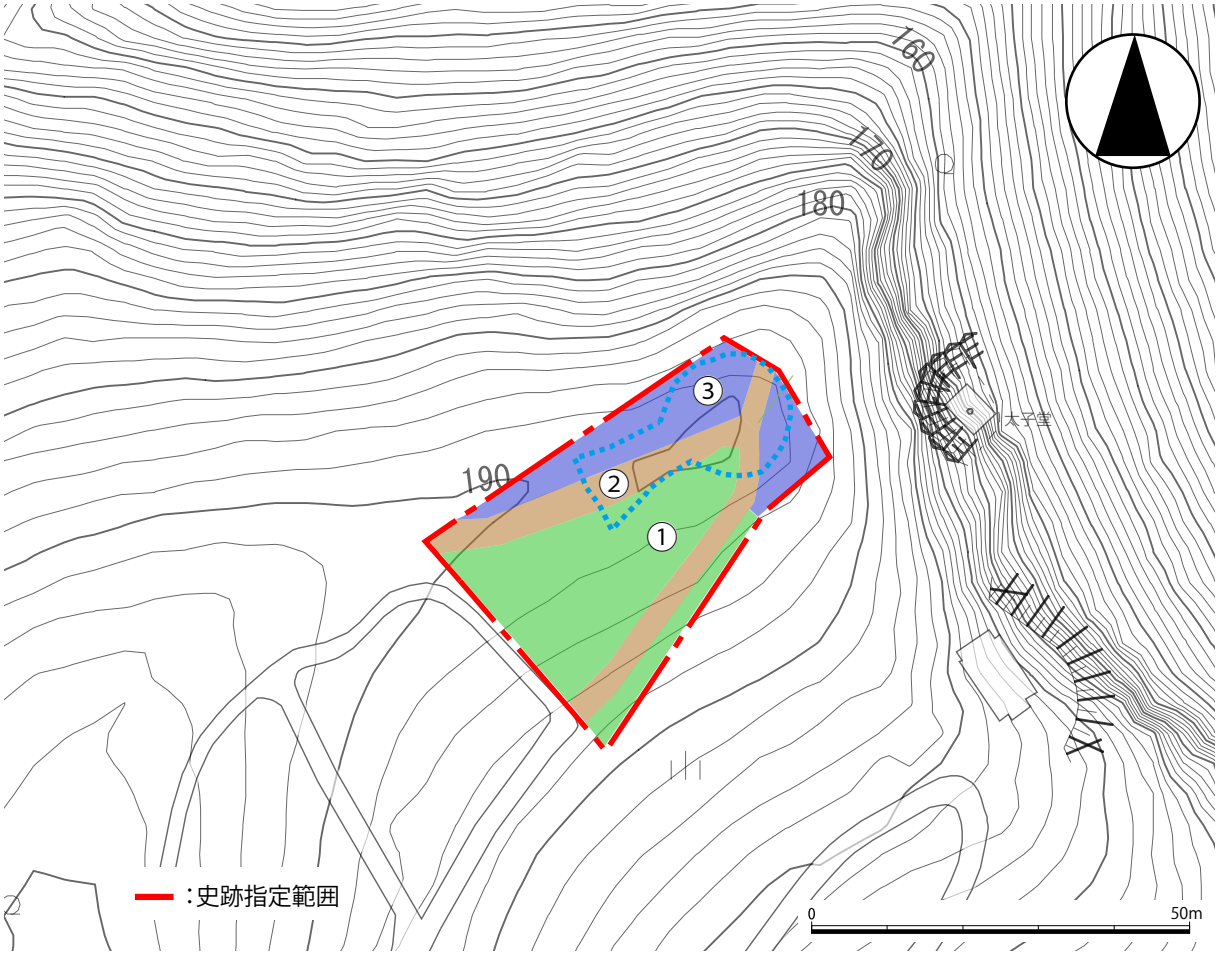
：積石段の遺存を示す

0　2m

(S=1 ／ 40)

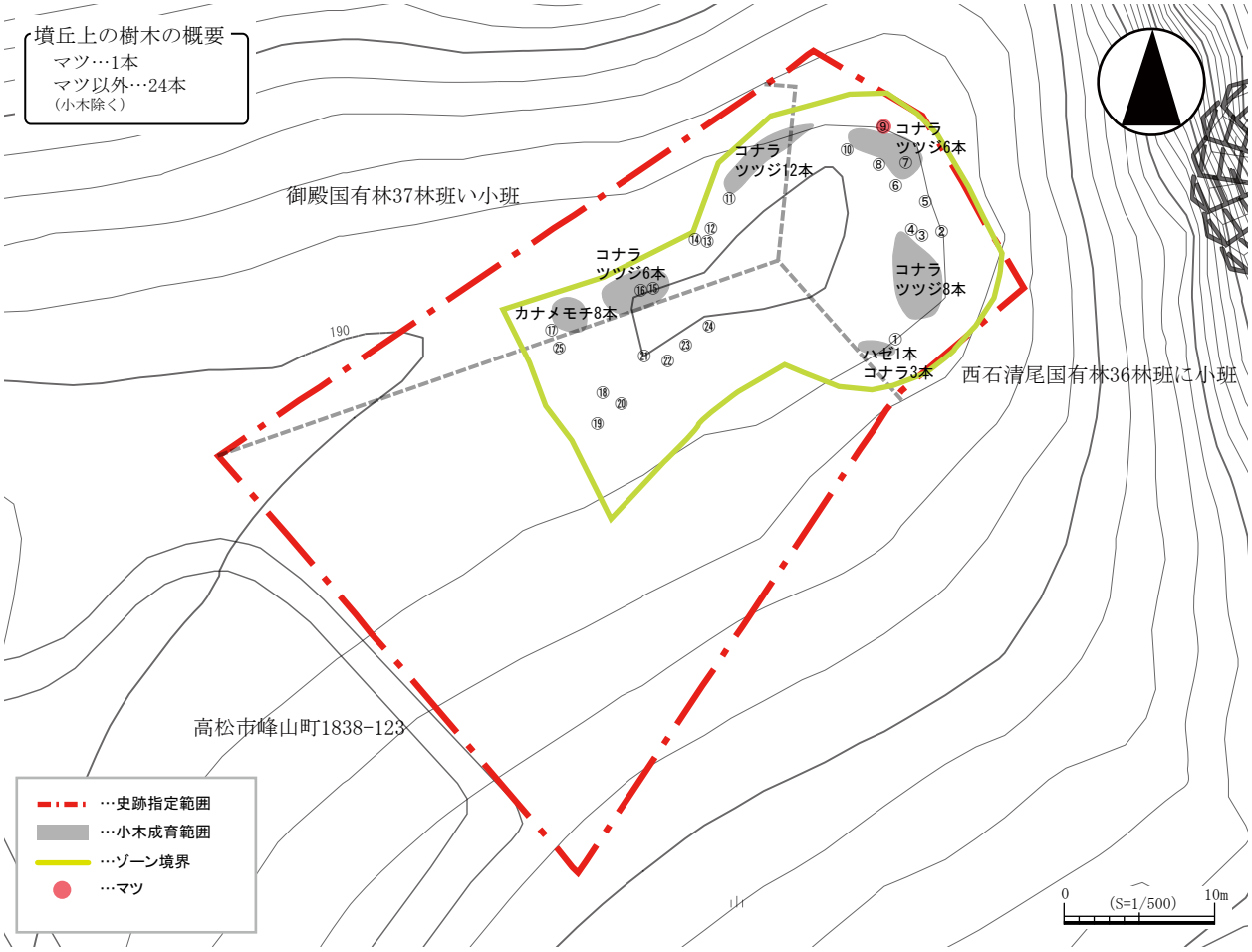
図５－34　石清尾山９号墳積石段遺存箇所・立面図・断面図

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	南側に広がる梅林（芝生広場）につながる緩やかなスロープでコナラ（落葉高木）が林立し明るい樹林を形成している。根元にはツツジが点在している。
②	登山道として利用されている裸地。
③	墳丘部。ネズミモチ等の常緑中木や株立ちの落葉中木、ササなどが密生している。

図５－35　石清尾山９号墳　植生把握図



石清尾山9号墳（峰山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年3月4日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	コナラ	12	6	
2	コナラ	10	3	
3	ヒサカキ	12 6	6	株立ち2本
4	コナラ	5×10本	3	株立ち10本
5	コナラ	5×6本	3	株立ち6本
6	コナラ	10×9本 13×1本	5	株立ち10本
7	サクラ	12×1本 5×3本	5	株立ち4本
8	コナラ	10×1本 8×4本	5	株立ち5本
9	アカマツ	11	5	
10	カナメモチ	10×3本	4	株立ち3本
11	ミズキ？	4	2	
12	ハゼ	16 8	5	株立ち2本

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
13	カナメモチ	6×3本	2	株立ち3本
14	コナラ	16 11	6	株立ち2本
15	ネズミモチ	8×5本	2	株立ち5本
16	コナラ	11	5	
17	カナメモチ	13	5	
18	コナラ	26 22	10	株立ち2本
19	コナラ	28	10	
20	コナラ	12	8	
21	コナラ	22	10	
22	コナラ	22×2本	10	株立ち2本
23	コナラ	14	10	
24	コナラ	18	9	
25	サクラ	6	2	

図５－36　石清尾山９号墳　墳丘上の樹木

【１１】石清尾山２号墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置



図５－37　石清尾山２号墳現況把握図

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（１）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘	A	墳丘	・盛土の一部が流失し、石室の構築材が部分的に露出している。墳丘東側に石垣が構築され、改変を受けている。		・墳丘範囲の確認 ・盛土の流出等変形の把握
	②埋葬施設	A	横穴式石室	・横穴式石室が開口する。石室は図化されているが、変形の把握などは行っていない。	・石室のモニタリング	・石室の変形対策
	③立地	A B	立地	・尾根稜線をやや下った斜面上に立地している。		
（２）その他の諸要素	①植生	A B	石室周囲の中高木	・Aゾーンは定期的な下刈によって樹木の繁茂は抑制されている。 ・Bゾーンは桜をはじめとした高木が多く生育する。		
	②通路	B	特定の通路なし	・通路がBゾーンからAゾーンの内部まで続く。	・Aゾーン（墳丘上）への立入注意喚起	
	③標柱・工作物・サイン	A B	石垣 史跡説明板、コンクリート基礎、管理用基準杭	・Aゾーン（墳丘東側）に石垣が構築されている。 ・Bゾーンに史跡境界標と史跡説明板を1基設置している。これ以外に、墳丘に隣接してコンクリートの土台がある。		・A及びBゾーンにある史跡及び土地管理の用途とは異なる工作物（コンクリート土台）の撤去

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	良く手入れが行き届いた裸地。サクラ（ソメイヨシノ）の大木が6本、大きく枝を広げている。

図５－38　石清尾山２号墳　植生把握図

【１２】石清尾山１３号墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

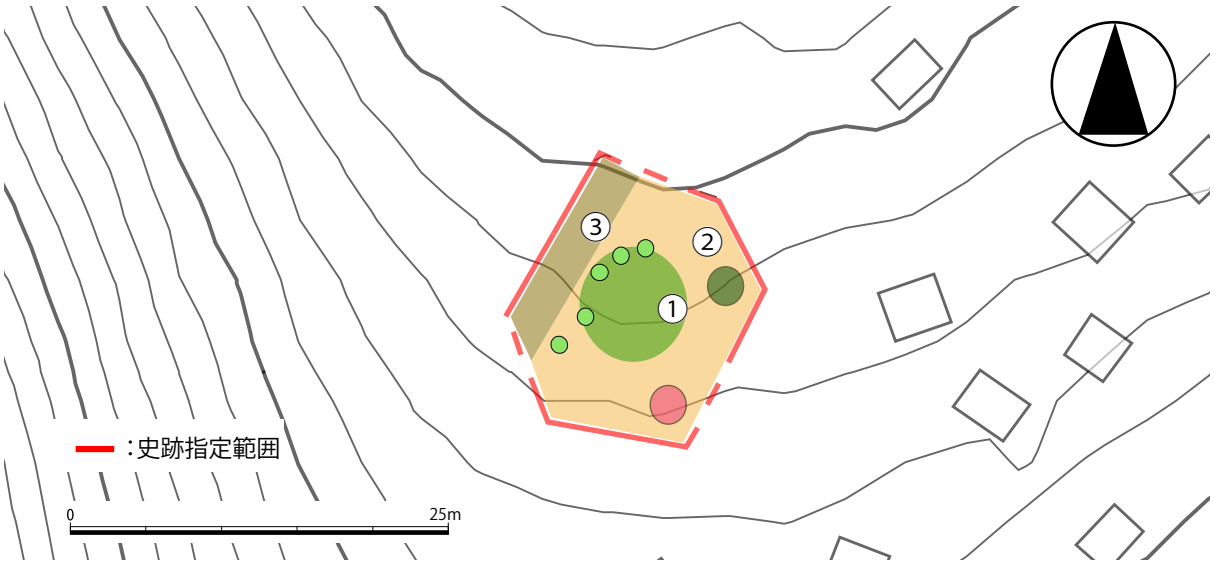


図５－39　石清尾山 13 号墳現況把握図

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（１）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘	・盛土の上半が流出しており、石室が露出している。		・墳丘範囲の確認 ・盛土の流出等変形の把握
	②埋葬施設	A	横穴式石室	・横穴式石室の上半を失う。石室は図化されているが、変形の把握などは行っていない。	・石室のモニタリング	・石室の変形対策
（２）その他の諸要素	①植生	B	石室周囲の低木	・A・Bゾーンは、定期的な下刈によって低木の繁茂は抑制されている。		
	②通路	B	特定の通路なし、立入制限	・立入制限をしているため通路は無いが、Aゾーン周辺までは人の立ち入りがある。		
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭 史跡説明板、立入制限木柵とロープ	・Aゾーン（墳丘上）に土地境界標が設置されている。 ・Bゾーンに史跡境界標と史跡説明板を1基、立入防止の木柵とロープを設置している。		

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	円形状の墳丘部。裸地でツクバネウツギ（常緑低木）が数本生育。周囲は一部、立入禁止のロープが張られている。
②	公園のアスレチック広場に面した裸地でコナラ（落葉高木）、クスノキ（常緑高木）、ツクバネウツギ（常緑低木）が生育している。
③	展望台への通路として使われていて、踏圧により固結している裸地。

図５－40　石清尾山 13 号墳　植生把握図



石清尾山１３号墳の埋葬施設（横穴式石室）

【１３】稲荷山北端古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

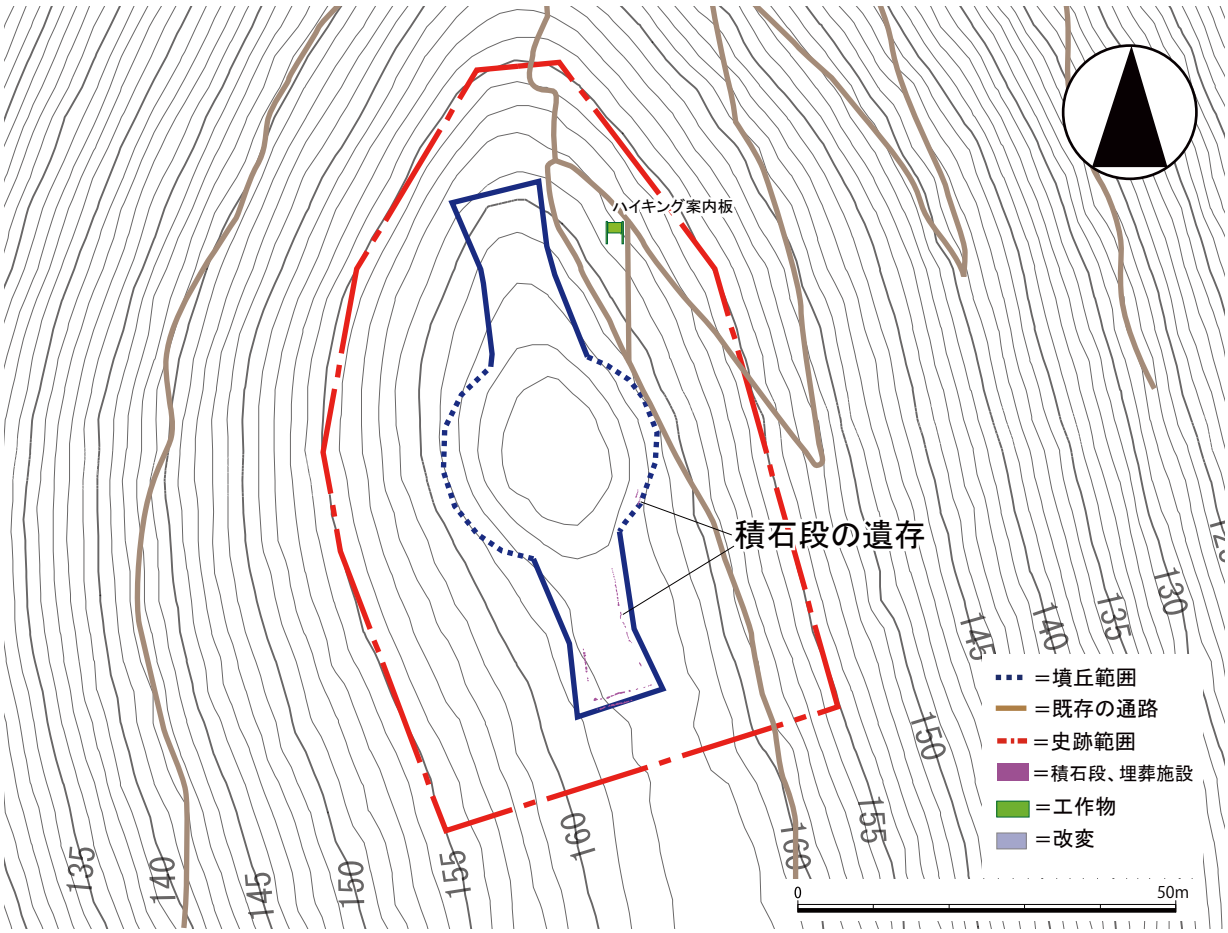


図５－41　稲荷山北端古墳現況把握図



墳丘上の樹木

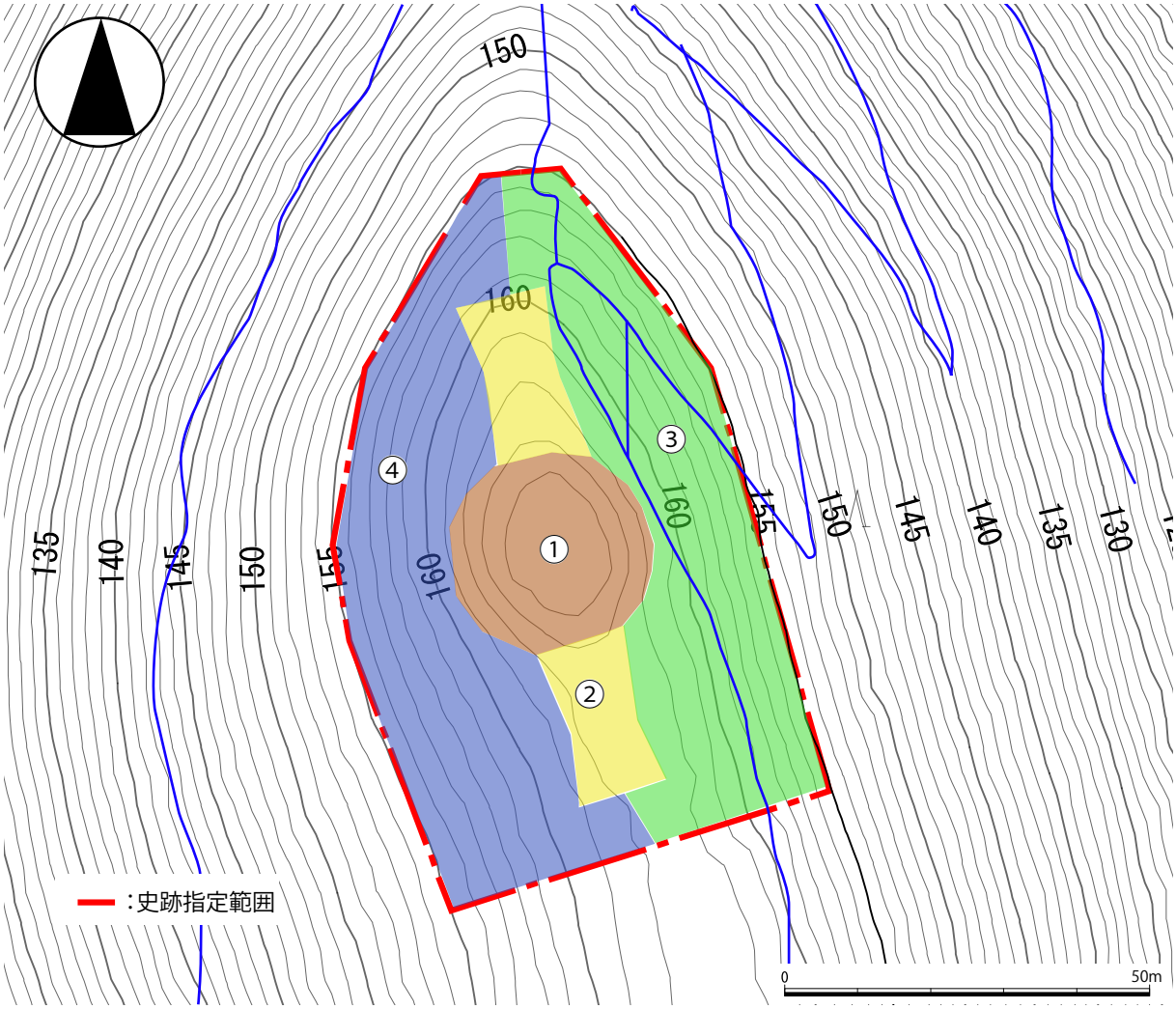


中円部東側 墳丘と通路の位置関係

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・調査によって中円部、北側・南側方形部の墳端で 0.3 m程度の低い積石段を確認している。南側方形部側面の石積みは露出する。積石段の遺存箇所は発掘調査時に測量、写真撮影を詳細に実施しているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	
	②埋葬施設	－	－	－	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・尾根稜線上で稲荷山の北端に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる北側への眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは下刈がほとんど実施されておらず、特に墳丘上に樹木が多く生育する。 ・Bゾーンも下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭 管理用基準杭、ハイキング案内看板	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。 ・Bゾーンにハイキング案内標柱が1基設置されている。		・史跡及び土地管理の用途とは異なる工作物（ハイキング案内標柱）の撤去・移設

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	円形状の墳丘部。調査時の草刈り等により、裸地となっている。
②	墳丘部方形部分。コナラ（落葉広葉樹）やカクレミノ（常緑中木）等が密生している。
③	特別名勝「栗林公園」の借景として利用されている山地につながる東面スロープ。中央に登山道があり、落葉広葉樹のコナラや、常緑広葉樹のアラカシや常緑中木のカクレミノ、ネズミモチ等が混じる樹林。一部、ササが密生している。
④	山塊の西面スロープで急こう配。落葉広葉樹のコナラやカクレミノ、ネズミモチ等の常緑中木が密生し密度の濃い樹林となっている。伐倒処理されたマツの残材が点在し、一部ササが見受けられる。

図５－42　稲荷山北端古墳　植生把握図

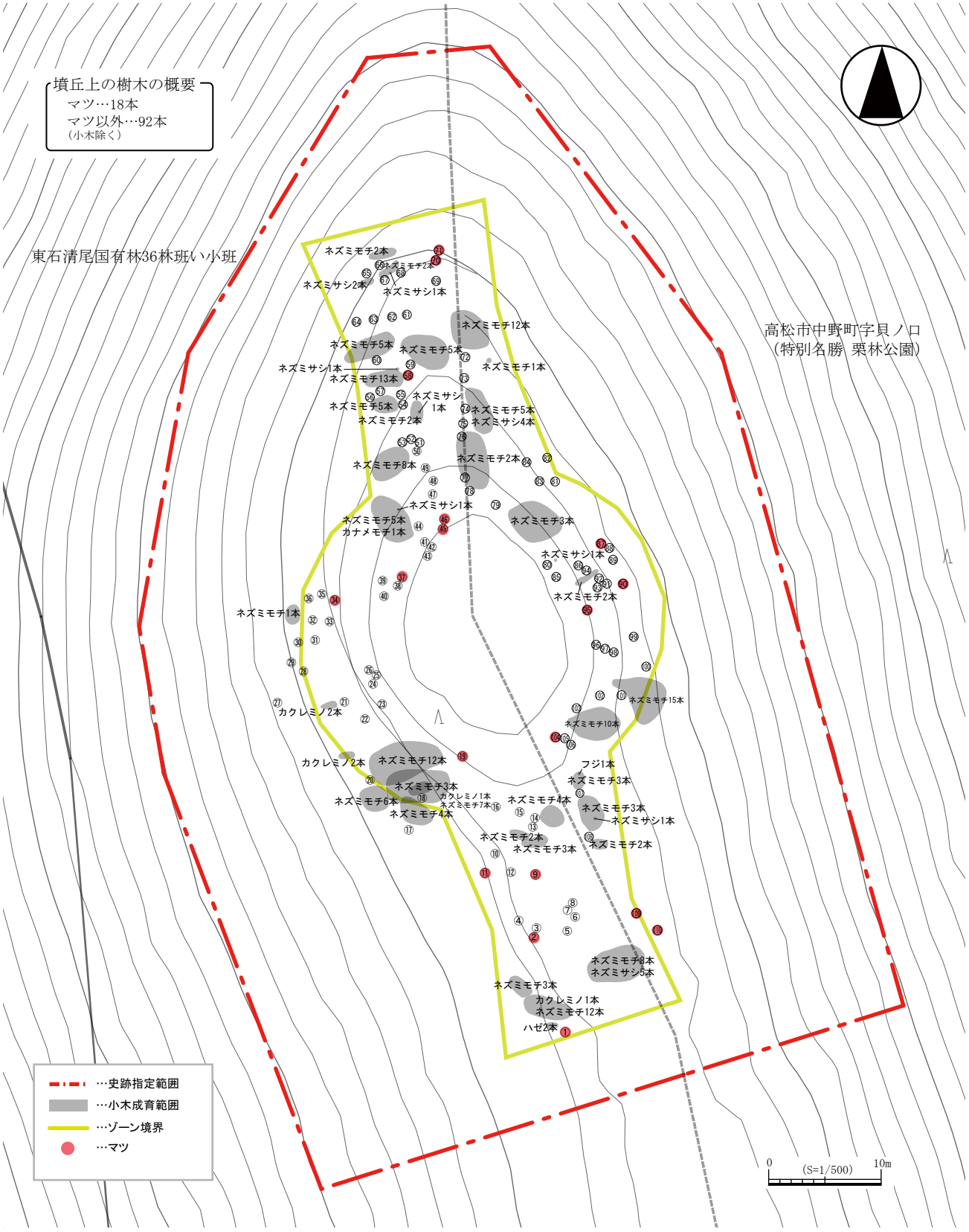


図５－43　稲荷山北端古墳　墳丘上の樹木

稲荷山北端古墳(稲荷山地区)

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120cmの箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年2月27日入力

番号	樹種	直径(cm)	樹高(m)	状態
1	アカマツ	29	10	
2	アカマツ	29	10	
3	常緑広葉樹	14	5	
4	クヌギ	13	5	
5	ネズミモチ	10 10 11	5	株立ち(3本)
6	落葉樹 (ハゼ？)	10 5	5	株立ち(2本)
7	ネズミモチ	14	5	
8	ネズミモチ	13	5	
9	アカマツ	32	10	隣接して木が成育（φ30cm)
10	クヌギ	37	15	
11	アカマツ	41	15	
12	カクレミノ	13	10	隣接してネズミモチ（φ15cm)
13	クヌギ	29	15	
14	ネズミサシ	6	4	
15	クヌギ	10 11 13	4	株立ち(3本)
16	モチノキ	16 10	10	株立ち(2本) ※高木
17	クヌギ	25	10	
18	クヌギ	22	10	
19	アカマツ	38 41	12	株立ち(2本)
20	落葉樹 (ハゼ？)	29 25 29	12	株立ち(3本)
21	クヌギ	35	10	
22	ネズミモチ	11 10	5	株立ち(2本)
23	ネズミモチ	6 5	3	株立ち(2本)
24	落葉樹 (ハゼ？)	10 6	6	株立ち(2本)
25	エノキ	6	6	
26	クヌギ	10	5	
27	枯木 (樹種不明)	16 18 10 6	5	株立ち(4本) 枯れる
28	カクレミノ	10	5	
29	ネズミモチ	13	6	
30	クヌギ	13	6	
31	ネズミモチ	8	5	
32	ネズミモチ	10	5	
33	コナラ	13	6	
34	アカマツ	29	10	
35	ネズミモチ	10 10	8	株立ち(2本)
36	ネズミモチ	11	8	
37	クロマツ	38	6	枯れる
38	ネズミサシ	8	5	
39	コナラ	13	4	
40	ハゼ	10 6	3	株立ち(2本)
41	ナワシログミ	6 3	3	株立ち(2本)
42	クヌギ	22	8	
43	ネズミサシ	14	6	
44	アラカシ	32	10	
45	クロマツ	22	8	
46	アカマツ	8	4	枯れる
47	コナラ	22	6	
48	常緑樹	11 6	4	株立ち(2本)
49	コナラ	16	6	
50	ネズミサシ	11	3	枯れる
51	ハゼ	10 6	5	株立ち(2本)
52	ハゼ	13	5	枯れる
53	アラカシ	25 25	8	株立ち(2本)
54	コナラ	14	8	
55	アラカシ	14	8	
56	コナラ	14 13	6	株立ち(2本)
57	ハゼ	22	8	
58	松	19	6	枯れる
59	ネズミサシ	10	5	
60	アラカシ	22	8	
61	コナラ	25	6	
62	ネズミサシ	11	6	
63	コナラ	16	5	
64	コナラ	10	5	
65	アラカシ	13 6 6	6	株立ち(3本)
66	ネズミモチ	8	5	
67	ネズミサシ	10 4	5	株立ち(2本)
68	ネズミサシ	8	4	
69	ネズミモチ	16	6	
70	松	8	5	
71	アカマツ	21	8	
72	コナラ	13	6	
73	アラカシ	32	10	
74	ネズミモチ	11	5	
75	ネズミモチ	13	5	
76	ネズミモチ	11	6	
77	コナラ	13	8	
78	カナメモチ	11	4	
79	コナラ	16 12	5	株立ち(2本)
80	ネズミモチ	19	5	
81	コナラ	25	6	
82	ネズミモチ	8 10	6	株立ち(2本)
83	コナラ	16	8	
84	コナラ	16	6	
85	コナラ	22	3	枯れる
86	コナラ	16	6	
87	松	32	10	
88	ネズミモチ	10	5	
89	カナメモチ？	13	5	
90	クロマツ	32	12	
91	ハゼ	13	6	枯れる
92	ハゼ	13 13	6	株立ち(2本)
93	ネズミモチ	22	6	
94	コナラ	16	8	
95	クロマツ	48	12	
96	フジ	10	5	
97	コナラ	19 16	5	株立ち(2本)
98	ネズミモチ	19 5	5	株立ち(2本)
99	落葉樹	10	4	
100	ネズミモチ	16	6	
101	コナラ	25	8	
102	コナラ	13	8	
103	落葉樹 (柿？)	22	6	
104	松	35	10	
105	ハゼ	11 13	6	株立ち(2本)
106	ネズミモチ	13	6	
107	カクレミノ	14	8	
108	ネズミサシ	11	8	
109	アカマツ	41	12	
110	クロマツ	45	12	

松本数の内訳　国有林側　１２本
　　栗林公園側　６本

【１４】稲荷山姫塚古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

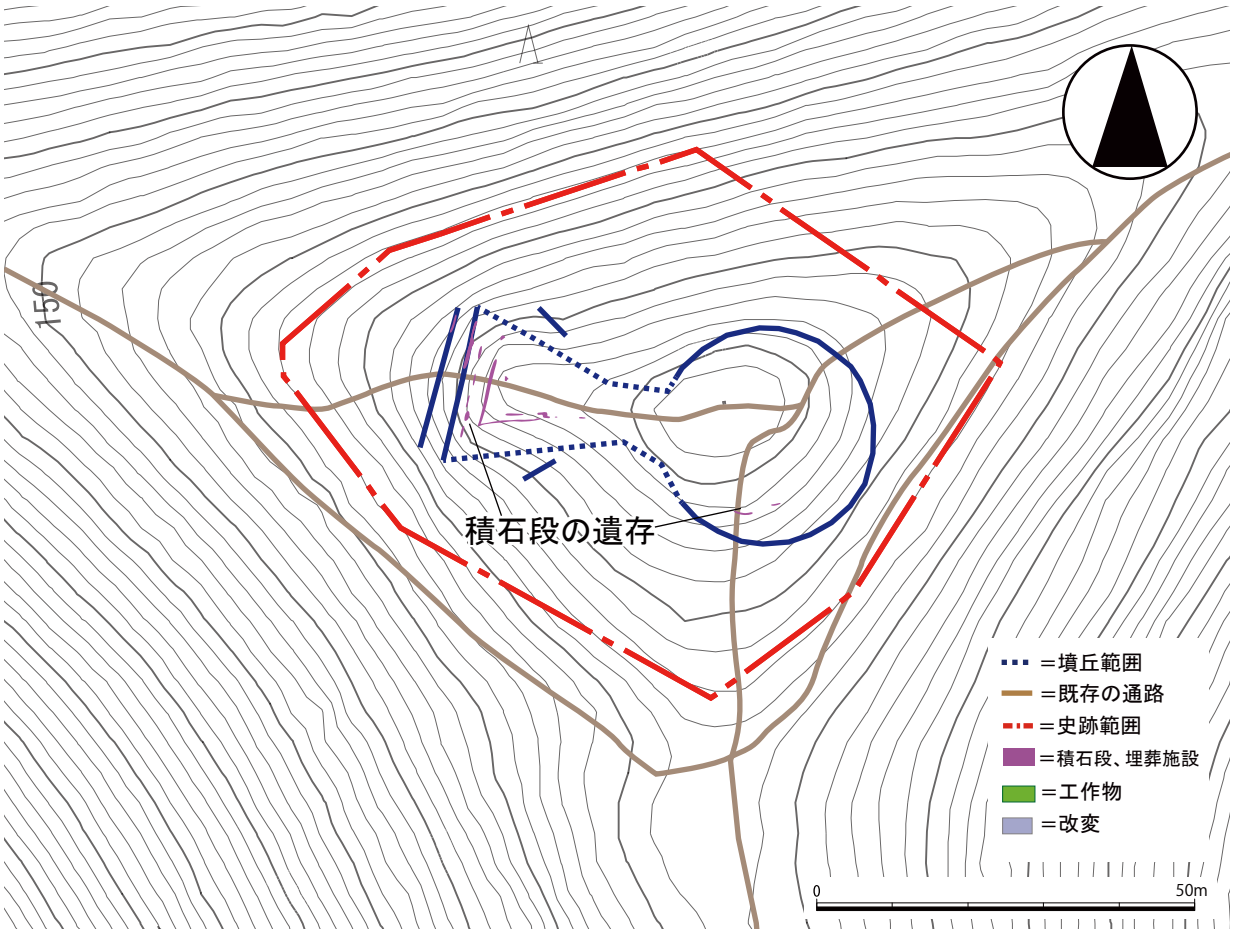


図５－44　稲荷山姫塚古墳現況把握図



墳丘上の樹木

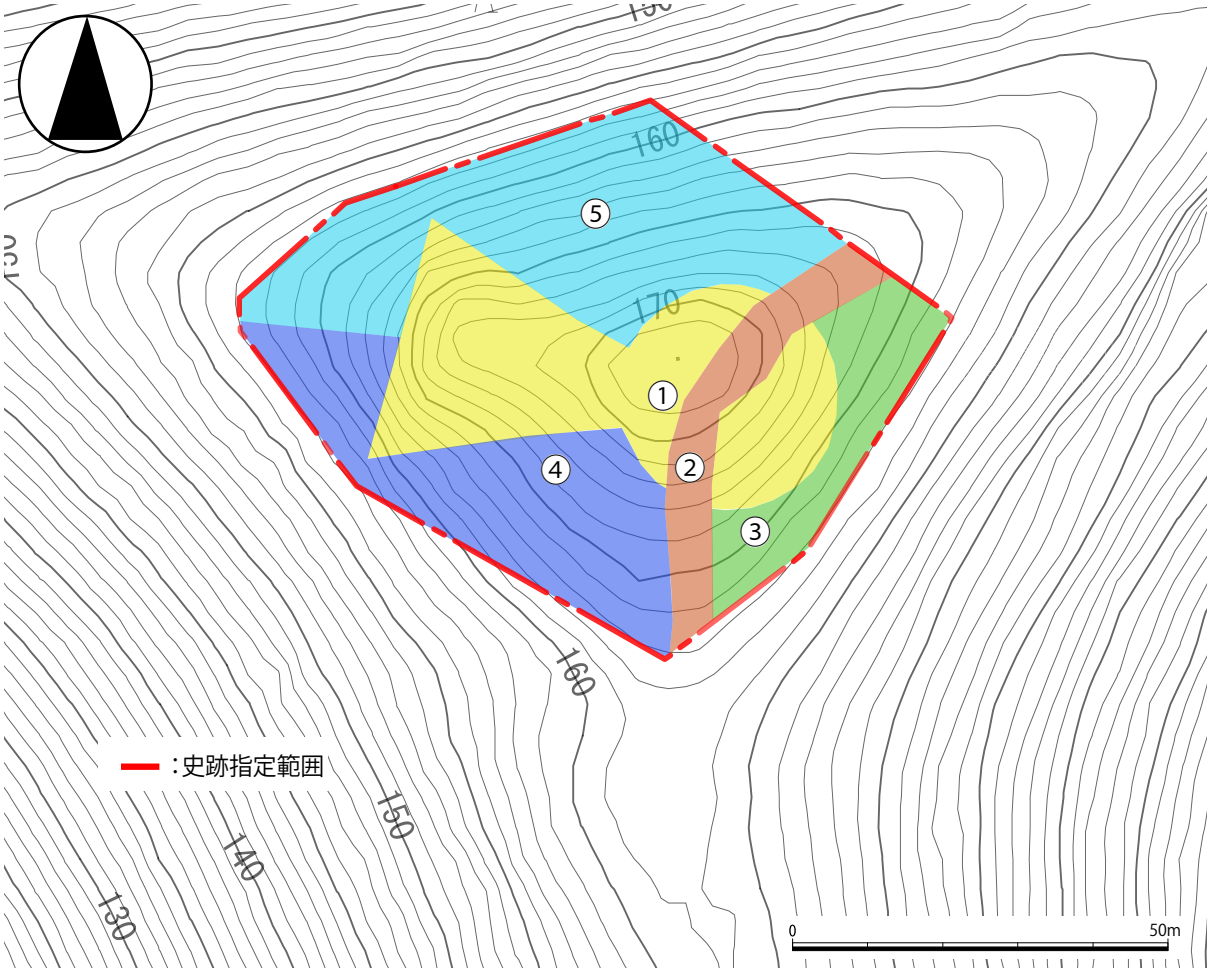


岩盤と墳丘の石積みの関係

イ　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・調査によって、後円部及び前方部墳端の各所で積石段を確認している。内側に塊石による段、外側に板石による段の二重構造で、最も遺存する箇所で高さ0.7 m程度が遺存している。前方部前端は各段とも部分的に6段露出しているほか、前方部南側面、後円部南側では積石段が露出している。積石段の遺存箇所は発掘調査時に測量、写真撮影を詳細に実施しているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	
	②埋葬施設	A	－	・前方部上に竪穴式石室の可能性が指摘された箇所が存在する。	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・稲荷山と室山の分岐点に当たる尾根稜線上に立地しており、前方部は尾根線が下降する方に向けられている。樹木により本来意識していたと考えられる北東・南西側への眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは下刈がほとんど実施されておらず、墳丘上に樹木が多く生育する。 ・Bゾーンも下刈は行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭 管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	墳丘部。クヌギなどの落葉広葉樹やネズミモチ等の常緑中木が点在し、ススキやササも一部見受けられる。
②	墳丘部を横切る登山道となっている裸地。
③	特別名勝「栗林公園」の借景として利用されている山地につながる山塊の東面スロープ。登山道沿いで、落葉広葉樹のクヌギや、常緑広葉樹のアラカシ等の大木や常緑中木のネズミモチ等が混じる樹林。一部、ササが密生している。
④	山塊の南面のスロープ、一部急こう配箇所有。登山道に面し、常緑樹のウバメガシやネズミモチ等が密生し密度の濃い樹林となっている。クロマツが点在、一部ササが見受けられる。
⑤	山塊の北面スロープ。クロマツ・アカマツが点在し、ネズミモチが密生する。伐倒処理されたマツの残材が残り、広い範囲がササに覆われている。

図５－45　稲荷山姫塚古墳　植生把握図

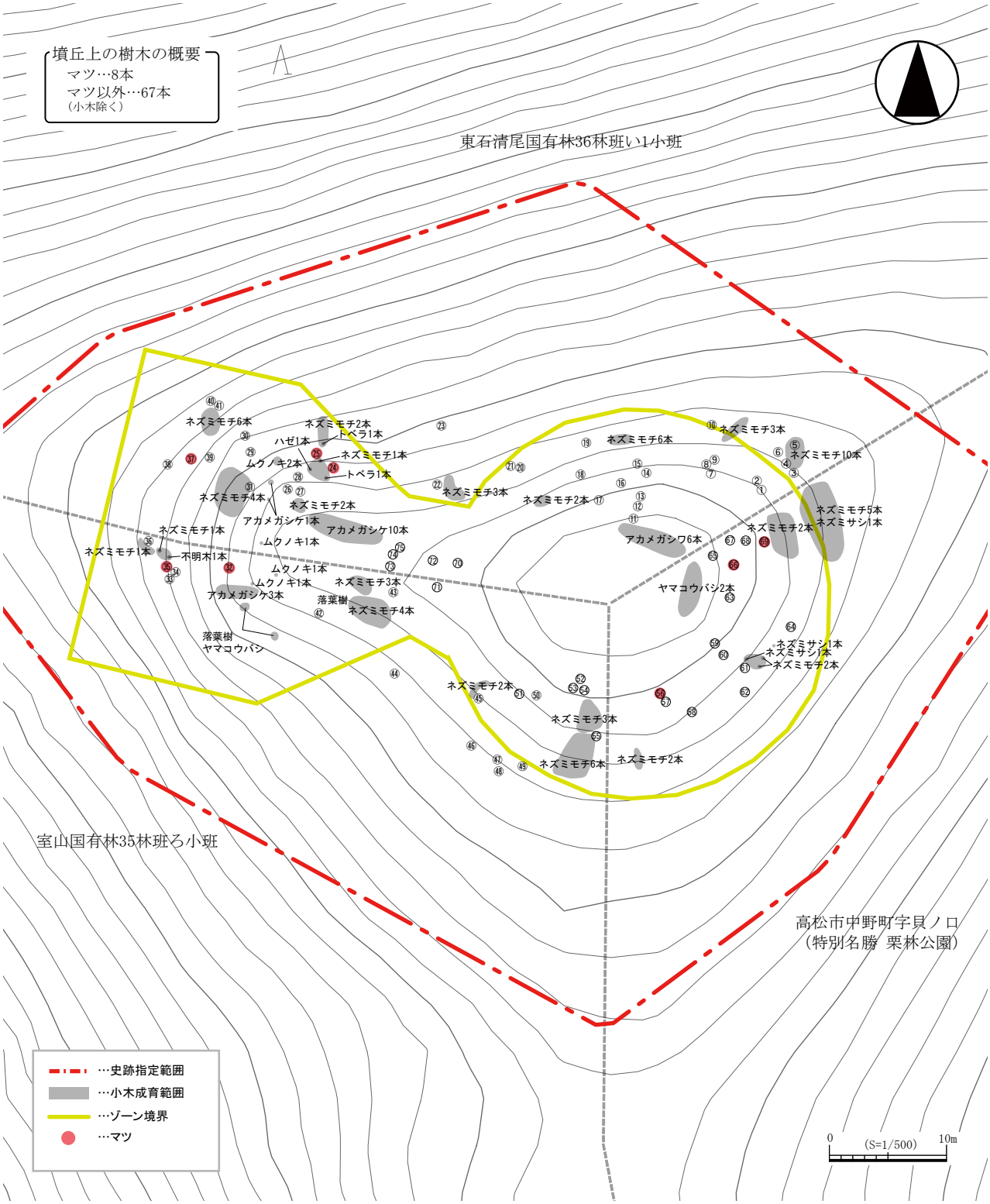


図５－46　稲荷山姫塚古墳　墳丘上の樹木

稲荷山姫塚古墳(稲荷山地区)

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120㎝の箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年2月27日入力

番号	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	状態
1	クヌギ	35 41	12	株立ち(2本)
2	ネズミモチ	5 5 5	3	株立ち(3本)
3	クヌギ	29	12	
4	ネズミモチ	5	3	
5	クヌギ	29	12	
6	クヌギ	13	5	枯れる
7	クヌギ	19 29	12	株立ち(2本)
8	ネズミモチ	13	6	
9	ネズミモチ	13 6	6	株立ち(2本)
10	ネズミモチ	10 6	5	株立ち(2本)
11	ムク	25	2	枯れる
12	トベラ	6	4	
13	ネズミモチ	6 5	3	株立ち(2本)
14	アラカシ	8	6	
15	アラカシ	10 3 2 5 3	5	株立ち(5本)
16	ネズミモチ	10 10 10	5	株立ち(3本)
17	ネズミモチ	13 5 10 10 6	6	株立ち(5本)
18	ネズミモチ	6 3 5	4	株立ち(3本)
19	ネズミモチ	6 5 6	4	株立ち(3本)
20	ネズミモチ	16 10	10	株立ち(2本)
21	ネズミモチ	8 6 3 11 5	5	株立ち(5本)
22	ヌズミサシ	22	10	ツル性の樹木が からまる
23	落葉樹 (ハゼ?)	10 6 11	10	株立ち(3本)
24	クロマツ	48	20	斜めに成育
25	アカマツ	38	20	
26	ネズミサシ	10	5	
27	トベラ	6 6	5	
28	トベラ	11	5	
29	ネズミモチ	13 5 13	5	株立ち(3本)
30	クヌギ	48	20	
31	マサキ?	10	5	
32	クロマツ	25	10	
33	アラカシ	19 16	10	株立ち(2本)
34	ウバメガシ	19	10	
35	松	13	5	枯れる
36	ウバメガシ	22	10	斜めに成育
37	クロマツ	32	15	
38	ハゼ	16 19	10	株立ち(2本)
39	ネズミモチ	6	4	
40	クヌギ	16	8	
41	ネズミモチ	8 2	3	株立ち(2本)
42	トベラ	16	5	
43	ムク	10 8 8	5	株立ち(3本)
44	クヌギ	51	15	
45	ネズミサシ	19 16 16	10	株立ち(3本)
46	ウバメガシ	13	10	
47	ウバメガシ	19 14 21	10	株立ち(3本) ※幹周り全周 120cm
48	ウバメガシ	19 16	10	株立ち(2本)
49	ウバメガシ	18	10	
50	ウバメガシ	24	8	
51	ネズミサシ	19 5	8	株立ち(2本)
52	ネズミサシ	32	10	
53	ネズミモチ	11 6 3 11 10	8	株立ち(5本)
54	ネズミサシ	13	6	
55	ウバメガシ	25 18	10	株立ち(2本)
56	松	54	15	枯れる ※1本接して 成育
57	ネズミモチ	8 6 5	5	株立ち(3本)
58	クヌギ	45	12	
59	エノキ	13	6	
60	ネズミサシ	11	6	
61	トベラ	10	6	
62	クヌギ	32	12	
63	クヌギ	16	8	
64	クヌギ	45	15	
65	トベラ	6 5	5	株立ち(2本)
66	松	35	10	枯れる
67	ネズミモチ	25	5	株立ち（計測 不能）
68	クヌギ	16	10	
69	松	33	15	斜めに成育
70	ウバメガシ	19	8	
71	クヌギ	29	10	
72	ウバメガシ	18 14 10 16 16 10	6	株立ち(6本)
73	トベラ	13 6	3	株立ち(2本) ※隣接して1 本あり
74	トベラ	10	5	
75	エノキ	8 8	5	株立ち(2本)

松本数の内訳　国有林側　５本
　　栗林公園側３本

【１５・１６】稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳

ア　本質的価値の構成要素及びその他の諸要素の位置

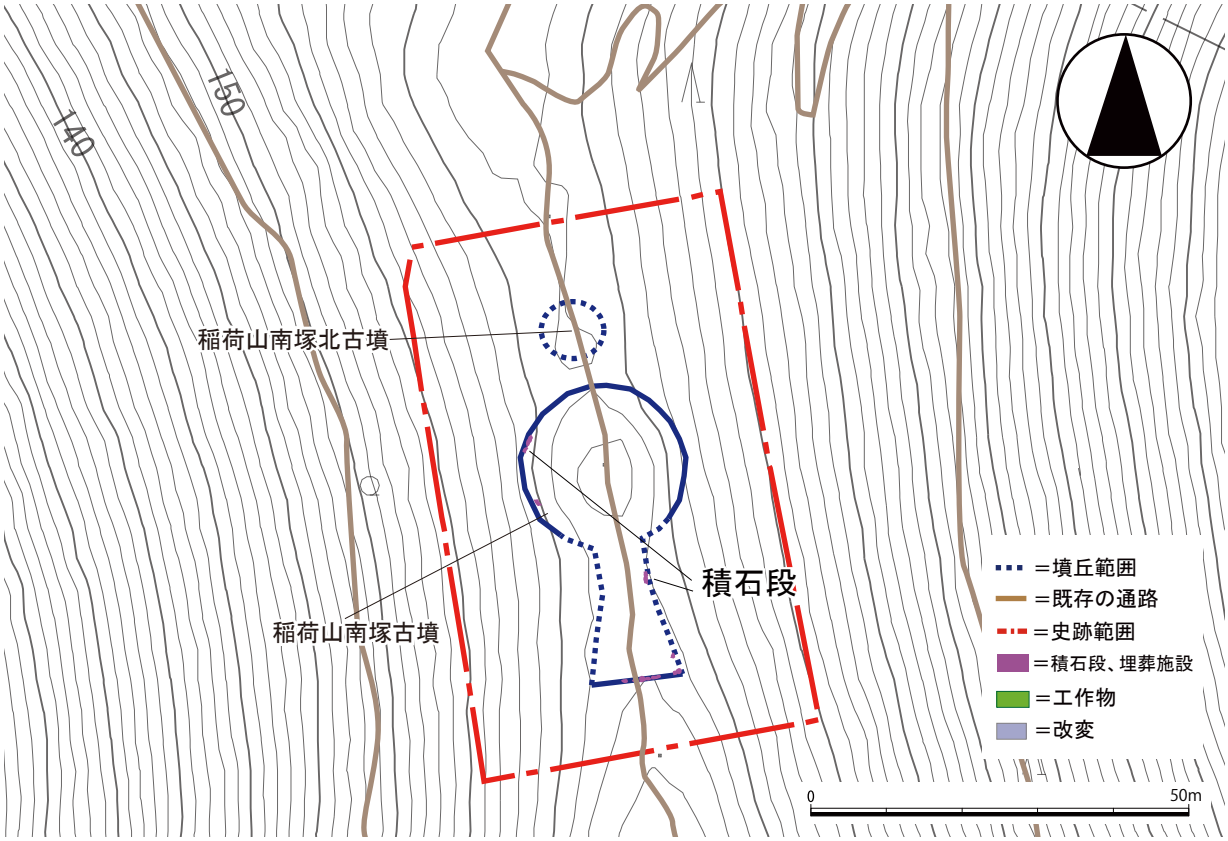


図５－47　稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳　現況把握図



前方部の積石段①（埋戻し済）



後円部の積石段②（埋戻し済）



墳丘上の通路



墳丘上の樹木

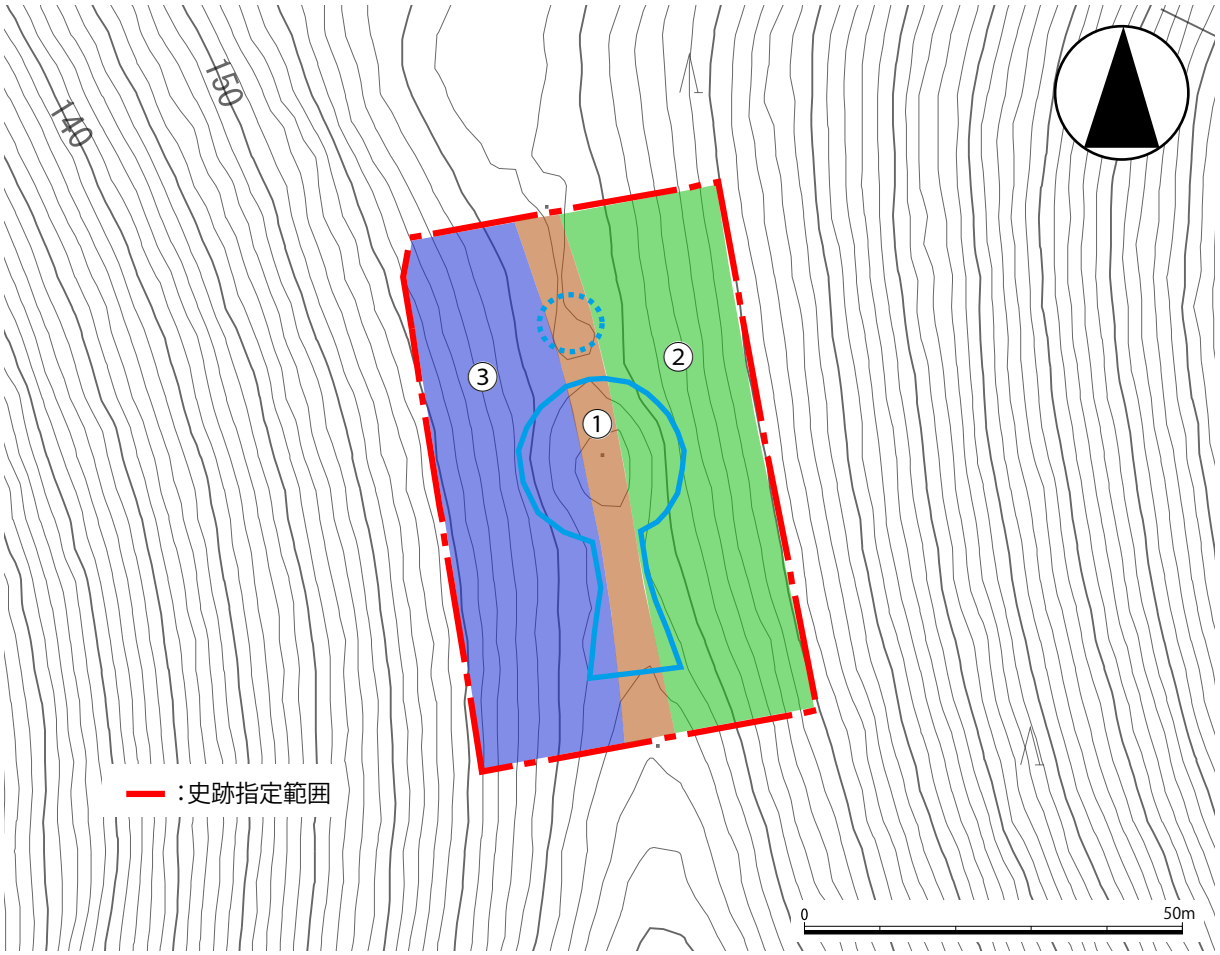
イ－【１５】稲荷山南塚古墳　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘・外表施設	・調査によって、後円部北西側と前方部前端の墳端で塊石1～2石程度を垂直に積んだ積石段を確認している。調査後は、前方部前端の積石段の一部が露出している。積石段の遺存箇所は発掘調査時に測量、写真撮影を詳細に実施しているが、変形の把握は行っていない。 ・獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・積石段の変形対策 ・獣の侵入対策	
	②埋葬施設	－	－	－	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・室山に向けて高くなる尾根稜線上に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる東側への眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは下刈がほとんど実施されておらず墳丘上に樹木が多く生育する。 ・Bゾーンは、下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。迂回路が無く、全ての人がAゾーンを通過する。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭 管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		

イ－【１６】稲荷山南塚北古墳　保存管理の現状と課題

構成要素	細目	ゾーン	内容	保存管理の現状	課題	
					緊急性の高い課題	長期的に取り組むべき課題
（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	墳丘	・調査によって積石段は確認できなかったが、塊石が多く認められる。獣の侵入対策ができておらず、掘り返しの危険性がある。	・獣の侵入対策	
	②埋葬施設	－	－	－	－	－
	③立地	A B	立地・眺望	・稲荷山南塚古墳に隣接し、尾根稜線上に立地している。樹木により本来意識していたと考えられる東側への眺望はさえぎられている。		
（2）その他の諸要素	①植生	A B	墳丘上及び周囲の中高木 墳丘外の低木～高木	・Aゾーンは下刈はほとんど実施されておらず、墳丘上に樹木が多く生育する。 ・Bゾーンは下刈が行われておらず、藪状に低木～高木が繁茂している。	・Aゾーンにおける樹木の生育	・Aゾーンの墳裾周辺に藪が生じており、墳丘範囲が不明瞭
	②通路	A B	墳丘上に通路 墳丘周辺にも複数の通路	・通路がAゾーンを縦断して形成され、Bゾーンまで続く。迂回路が無く、全ての人がAゾーンを通過する。	・Aゾーンの通路を中心にした人の往来	
	③標柱・工作物・サイン	A B	管理用基準杭 管理用基準杭	・A・Bゾーンに史跡境界標・土地境界標が設置されている。		

オ　植生調査



地区区分	植生の傾向
①	墳丘部上を縦断する登山道で裸地になっている。
②	特別名勝「栗林公園」の借景として利用されている山地につながる東面スロープ。中央に登山道があり、落葉広葉樹のコナラや、常緑広葉樹のアラカシや常緑中木のカクレミノ、ネズミモチ等が混じる樹林。定期的に下刈されている。
③	山塊の西面スロープで急こう配。落葉広葉樹のコナラや常緑広葉樹のアラカシ、ネズミモチ等の常緑中木が密生し密度の濃い樹林となっている。伐倒処理されたマツの残材が点在し、一部ササが見受けられる。

図５－48　稲荷山南塚古墳、稲荷山南塚北古墳　植生把握図

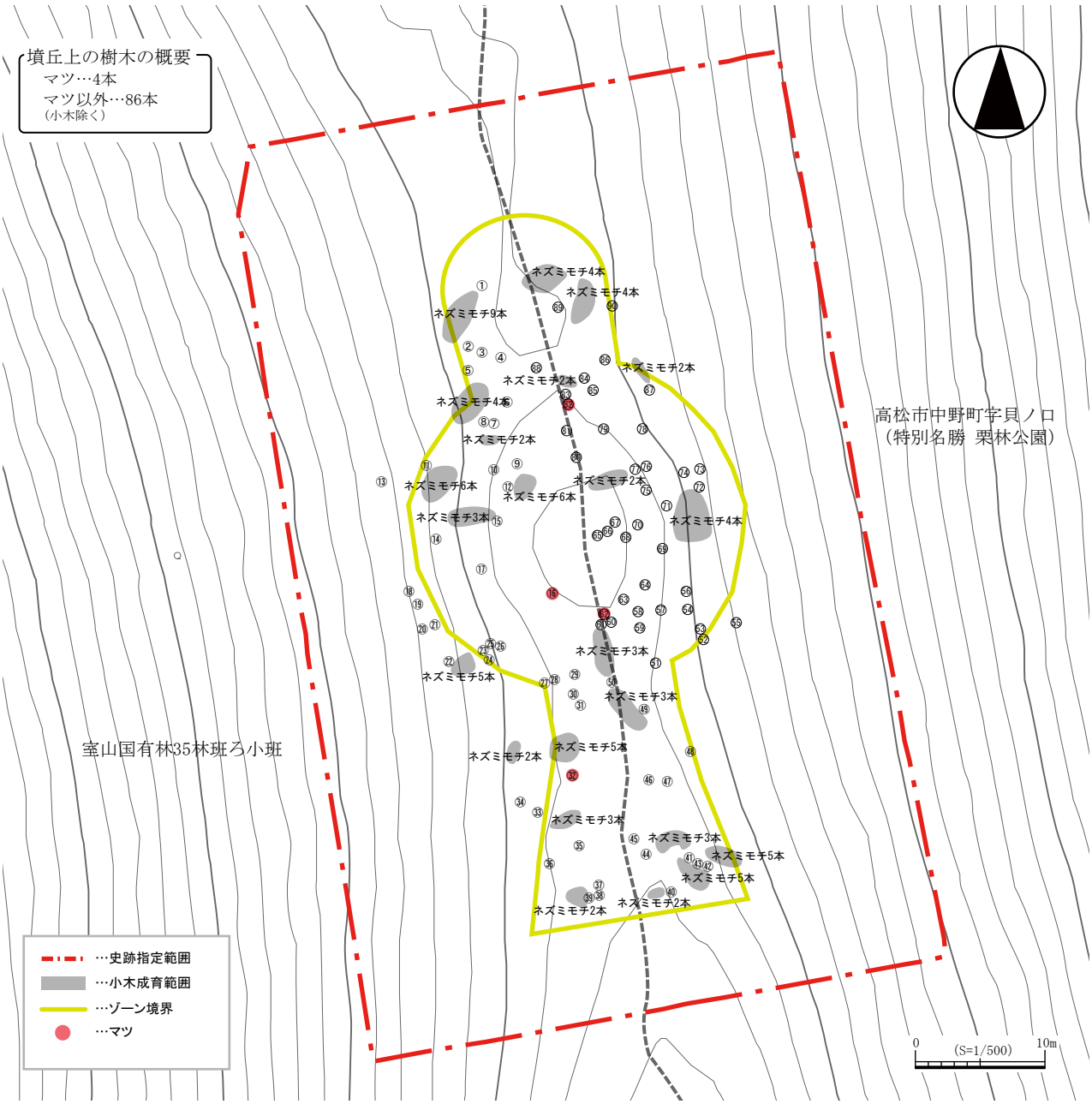


図５－49　稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳　墳丘上の樹木

稲荷山南塚・稲荷山南塚北古墳（稲荷山地区）

・樹木の平面図に記した番号と一覧表の番号は対応する
・直径は、地面から約120㎝の箇所を計測
・株立ちの樹木の場合は本数とそれぞれの直径を計測
・松は黄色で示した

平成31年3月4日入力

番号	樹種	直径（cm）	樹高（m）	状態
1	ネズミモチ	4 3	2	株立ち2本
2	アラカシ	17 10	10	株立ち2本
3	アラカシ	18 10 10	10	株立ち3本
4	ネズミモチ	5	2	
5	ネズミモチ	7 4	5	株立ち2本
6	アラカシ	13	7	
7	ネズミモチ	6 6	5	株立ち2本
8	ネズミモチ	6 5	5	株立ち2本
9	アラカシ	16	10	
10	ネズミモチ	8 6 6	8	株立ち3本
11	アラカシ	16	10	
12	カラスザンショウ（？）	8 3	5	株立ち2本
13	アラカシ	18 12 12	10	株立ち3本
14	アラカシ	25 12	10	株立ち2本
15	ネズミモチ	8 7	5	株立ち2本
16	クロマツ	20	13	
17	アラカシ	10	10	
18	アラカシ	17 10	10	株立ち2本
19	アラカシ	12 12	12	株立ち2本
20	ネズミモチ	6	4	
21	ネズミモチ	8	6	
22	アラカシ	14	10	
23	アラカシ	16	12	
24	アラカシ	10 8	12	株立ち2本
25	ネズミモチ	6	2	
26	アラカシ	12 4	10	株立ち2本
27	ネズミモチ	6	4	
28	ネズミモチ	7	5	
29	アラカシ	27	10	
30	アラカシ	11	9	
31	アラカシ	15	10	
32	クロマツ	11	11	
33	アラカシ	5 3	3	株立ち2本
34	アラカシ	15 5	10	株立ち2本
35	アラカシ	6 3×8	4	株立ち9本
36	ネズミモチ	8 8 4 4	4	株立ち4本
37	ネズミモチ	5	2	
38	アラカシ	6	3	
39	アラカシ	5	2	
40	ネズミサシ	14	6	
41	アラカシ	18	10	
42	ネズミモチ	10	7	
43	ネズミサシ	8	6	
44	ネズミモチ	7 6 5	4	株立ち3本
45	アラカシ	10	10	
46	アラカシ	27 20 24 20 24	13	株立ち5本
47	ハゼ	11	8	
48	ネズミサシ	10	8	
49	アラカシ	25	10	
50	アラカシ	20	10	
51	アラカシ	16 17	9	株立ち2本
52	アラカシ	16 15 6 5	10	株立ち4本
53	アラカシ	10	9	
54	アラカシ	14 10	10	株立ち2本
55	アラカシ	20	15	
56	アラカシ	10 7 7	6	株立ち3本
57	アラカシ	10	10	
58	アラカシ	20	13	
59	アラカシ	19	13	
60	アラカシ	20	14	
61	アラカシ	8	8	
62	マツ	26	5	枯れる
63	アラカシ	8 6	8	株立ち2本
64	アラカシ	10	8	
65	アラカシ	25 17	10	株立ち2本
66	アラカシ	16	10	
67	アラカシ	7	5	
68	アラカシ	6	5	
69	アラカシ	15 15 10	13	株立ち3本
70	アラカシ	7 4 4	7	株立ち3本
71	アラカシ	20	14	
72	アラカシ	17	2	枯れる
73	アラカシ	15 15 8	10	株立ち3本
74	アラカシ	21	14	
75	アラカシ	14 6	10	株立ち2本
76	アラカシ	23	14	
77	アラカシ	7	5	
78	アラカシ	6	5	
79	ネズミモチ	8 8 5 4 4 3 2	5	株立ち7本
80	アラカシ	40 10 10	14	株立ち3本
81	アラカシ	21	14	
82	クロマツ	32	15	
83	アラカシ	10	9	
84	アラカシ	15	12	
85	アラカシ	13	12	
86	アラカシ	16	13	
87	アラカシ	16	10	
88	アラカシ	22 18 7	15	株立ち3本
89	アラカシ	22 22 24 14 12	15	株立ち5本
90	アラカシ	26	15	

松本数の内訳　国有林側　　2

第２節　活用の現状と課題

１．活用の全般的事項

活用は文化財としての活用を基本とする。第6章で後述するが、事業推進の主軸となる研究について整理した上で、文化財としての活用と、史跡の本質的価値の理解を基礎として、史跡への来訪人口の増大を通じて活用の効果を最大化するための方法として、市民の憩いの場、観光やレクリエーションの場としての活用の順に整理する。

計画対象範囲は広範に及ぶため、地区ごとに特性を整理し、エリアに適した活用の方法を検討することで効果を最大化する必要がある。地区ごとの整理については第8章に掲載する。

２．研究の現状と課題

史跡の価値を掘り起こし、保存に必要なデータを提供するとともに活用内容を充実させるための研究は、様々な実施主体によって実施されている。また、古くから著名な古墳でもあることから、石清尾山古墳群を取り上げた研究は枚挙に暇が無い。

市の取組みとして、高松市埋蔵文化財センターは研究機能を有している。主に発掘調査報告書において研究成果を公開しているほか、研究成果の活用事業も実施しており、活用事業の紀要においても成果を公開している。一方で、体制や研究費用の確保などに課題を有する。

研究機関との連携として、徳島文理大学文学部と連携協定を結び、共同調査として石清尾山古墳群分布調査、石船塚古墳刳抜式石棺現状把握調査等を実施している。また、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所と連携研究の協定を締結し、石船塚古墳の刳抜式石棺の保存対策を検討するため、環境調査を実施している。

今後の課題としては、高松市埋蔵文化財センターの研究機能を強化し、積極的な研究事業を推進するとともに成果を広く公開する。また、他機関との連携をはじめ、史跡の新たな価値の発見を目的とした積極的な研究活動を推進する必要がある。

３．文化財としての活用

（1）現地公開・見学会（表５－３）

史跡の現地で行うイベントを指す。稲荷山地区の追加指定に向けた発掘調査を実施していた平成 26 年度以降、発掘調査の現地見学会を含めて定期的に開催している。なお、開催回数には、市政出前ふれあいトークをはじめとした、市民からの依頼を受けてその度に開催しているものと、発掘調査現地見学会等、高松市が主催し実施しているものの双方を含む。最大の参会実績は、平成26・27年度の発掘調査現地見学会で、各 250 名である。また、近年では他県から古墳群を訪れる観光客もあり、団体からの依頼を受けて現地を案内する機会も増えている。ただし、現在のところインバウンドでの活用事例はほとんど実績がない。

今後の課題として、講座や展示とも共通するが、行事参加者の固定化と減少がある。活用のための整備の実施と連動して、リピーター及び新規参加者の獲得のために見学先やテーマを少しずつ変えて開催する等の工夫が必要である。

表５－３　現地見学会等の開催実績講座の開催実績

年度	件数	案内人数	年度	件数	案内人数	年度	件数	案内人数
H26	2	265	H29	6	482	R２	3	61
H27	8	453	H30	8	504	R３	3	71
H28	5	408	R元	9	137	R４	6	213

（2）講座（表５－４）

現地以外で開催するもので、市民等からの依頼を受けて調査成果等を公開する講座を不定期に開催している。また、平成26年度には、活用事業の一環として、石清尾山古墳群を題材とした連載講座を開催し、外部講師を招聘した講演会を実施している。

特に大きな普及活動としては、古墳群の歴史的価値を明らかにするため、平成24・30年度の合計2回で、石清尾山古墳群に関連したシンポジウムを開催した。各回のテーマや内容については次のとおりである。

①平成 24 年度開催シンポジウム「高松平野の前期古墳を考える」

日　時 ：平成 25 年1月 26 日（土） 会　場 ：サンクリスタル高松3階 視聴覚ホール

司会等：司会　丹羽　佑一（香川大学 教授） パネリスト　広瀬　和雄（国立歴史民俗博物館考古研究系教授）大久保　徹也（徳島文理大学 教授）　　高上　拓（高松市文化財課）

内　容 ：広瀬氏による「石清尾山古墳群の歴史的意義－3･4世紀の日本列島の政治構造を探る－」及び、大久保氏による「讃岐の前期古墳－石清尾山と船岡山、高松平野の二つの古墳群－」と題した講演が行われたのち、讃岐の古墳時代前期の様相について石清尾山古墳群をはじめとした讃岐の前期古墳を題材としたパネルディスカッションが行われた。

②平成 30 年度開催シンポジウム「古墳群の未来へ提言する」

日　時 ：平成 30 年 10 月 20 日（土）　会　場 ：サンクリスタル高松3階 視聴覚ホール

表５－４　講座の開催実績

年度	件数	人数	年度	件数	人数	年度	件数	人数	年度	件数	人数
H25	1	70	H28	4	200	R元	3	80	R４	0	0
H26	4	370	H29	1	40	R２	1	30			
H27	5	332	H30	1	40	R３	1	30			

令和5年6月　作成

司会等：司会　丹羽　佑一（香川大学 名誉教授）パネリスト　禰冝田　佳男（文化庁記念物課主任文化財調査官）広瀬　和雄（国立歴史民俗博物館 名誉教授）　大久保　徹也（徳島文理大学 教授）森下　章司（大手前大学 教授）　高上　拓（高松市文化財課）

内　容　：冒頭に高松市立亀阜小学校の児童による古墳群を含む地域学習の成果を発表したのち、禰冝田氏から「史跡石清尾山古墳群のこれからー古墳と地域づくりー」と題して、他地域の史跡活用事例を織り交ぜた講話があった。また、広瀬氏による「石清尾山古墳群を考える」と題した基調講演ののち、大久保氏による「石清尾山古墳群調査の意義ー稲荷山北端古墳が示すことー」と題した古墳群独自の墳形である双方中円墳の意味についての発表、森下氏による「稲荷山地区の調査成果と石清尾山古墳群の評価」と題した古墳群の副葬品等に関する最新の研究成果が発表された。パネルディスカッションでは、今後どのような調査・研究を行い古墳群の未来をどのように描いていくかという点が議論された。

今後の課題として、新規参加者の獲得がある。目的や専門性について、多様な需要を想定した講





図５－50　シンポジウムポスター

座内容の工夫と、働きかけが必要である。

（3）ガイダンス施設

明確にガイダンス施設と位置付けられた施設は存在しない。高松市歴史資料館は石清尾山麓に所在するが山上から車で20分程度は必要であり距離が離れている。峰山地区の芝生広場に所在する峰山公園管理事務所で史跡のパンフレットを配布しているほか、史跡に関する簡易な展示を行っている。今後、既存施設を効果的に活用しつつ、現地探訪の拠点となるようなガイダンス機能を有した施設が必要である。

（4）展示

高松市歴史資料館に石清尾山古墳群の資料が一部常設展示されている。また、発掘調査等の成果は、毎年度高松市埋蔵文化財センターで速報展を開催し、最新情報の公開に努めている。平成 30

年度には、高松市歴史資料館で史跡石清尾山古墳群追加指定記念企画展を開催し、1,605 人の観覧者を集めた。展示は市内の文化財関連施設に巡回展で回っており、公開の機会を拡大するよう努めている。上記のとおり、峰山公園管理事務所でも簡易な展示を行っている。

課題としては、既存の展示施設間で役割分担を明確にし、随時展示を更新する必要がある。また、その際に多言語対応、ICTの活用、視覚的に理解しやすい映像の活用等に努める必要がある。

（5）パンフレット

市民への古墳群の普及のため、古墳群関連のパンフレットを刊行しており、現在5種を数える。このうち、3種は平成 28 年度以降に作成したもので、現地散策用と、史跡の概要説明用に用途を区分して作成している。パンフレットは、本市文化財課の関連施設に設置するとともに、見学会等で配布しているほか、平成 29 年度からは公益財団法人高松観光コンベンションビューローに依頼して、JR高松駅に設置している。また、一部のパンフレットは、本市文化財課のホームページにもPDFデータとして掲載し、閲覧可能な状態としている。

今後の課題として、パンフレット等はすでに複数を刊行しているが、内容の専門性や対象年齢に応じた多様なパンフレットを作成する必要がある。また、多言語対応もできておらず、実施すべき課題である。さらに、より多くの方がパンフレットを入手できる環境を整えることも課題であり、パンフレットの設置場所を増やすことやインターネット上での公開も必要である。

（6）学校教育との連携

高松市歴史資料館において子ども向けのワークシートを作成して、小学校等での学習に古墳群を活用している。また、石清尾山麓に位置する高松市立亀阜小学校では、石清尾山古墳群等を調べて学習発表を行う「峰山学習の時間」が設けられている。当該授業に関連して、平成 27 年度には本市が調査を行っていた稲荷山地区の積石塚を同校の児童に公開したことや、平成 30 年度及び令和元年度にそれぞれ小学校等で石清尾山古墳群を中心とした授業を行った。高松市が当該学習を補完する役割を果たしている。

今後の課題として、小学校から大学まで、それぞれの教育課程と連動した効果的な活用を提案するため、各教育機関と事前協議を行い、学齢や学習内容に応じた多様な活用方法を作成するとともに、高等教育機関との連携としては、古墳群を素材とした研究に対する積極的な協力及び連携調査の推進を図る必要がある。

（7）社会教育の取組み

上記のとおり見学会や講座、展示を開催している。また、平成30年度からは公益財団法人高松観光コンベンションビューローと共同で石清尾山古墳群ツアーを実施するなど、観光部局との連携による取り組みを行っている。

今後の課題としては、既に上で触れたように、活用の機会を増加させるため、多様な利用者層に向けた活用資料、活用メニューの作成を継続し、蓄積することが必要である。

4. 市民の憩いの場、観光やレクリエーションの場としての活用

第6次高松市総合計画において、「史跡保存と従来の里山保全、健康増進等の市民活動との両立が図られるよう目指す」ことがあげられており、史跡の活用を促進するためにも必要である。

（1）公園

古墳群周辺への人流の最大の契機は峰山公園への来訪である。広場や遊具、バーベキューサイト等の利用が活発で、利用者の年齢層も幅広い。中でもはにわっこ広場は古墳をモチーフにした公園であり、古墳の存在を広く認識させる導入の役割を果たしている。また、公園施設は同時に史跡への来訪の基礎的なインフラとしても機能している。課題は公園利用の動線に対しての適切なサインの掲示や公園内での展示機能の整備・誘導、既存イベント等と連携した行事の開催で、観光やレクリエーションを含む潜在的な史跡への来訪機会を増大させる取組みが必要である。なお、公園施設の老朽化は史跡の活発な活用に対して阻害要因であるため、適切な維持管理と更新が必要である。

（2）健康増進

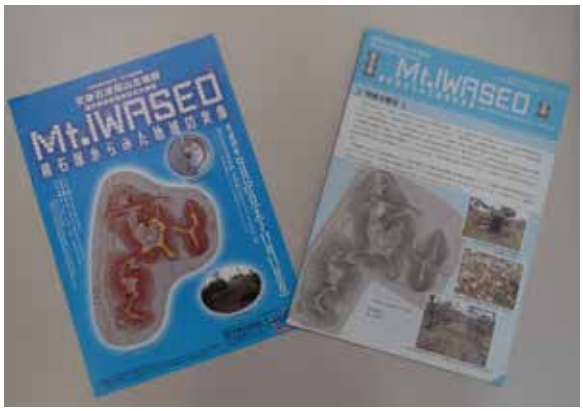
ハイキング・野鳥観察など、市街地に近接する貴重な自然資源を生かした活用が活発に実施されている。課題は、ハイキング来訪者の動線を意識した適切なサインの表示や、展示への誘導、といった潜在的な史跡への来訪機会を増大させる取組みが必要である。



平成 29 年度現地見学会



高松市歴史資料館での企画展



企画展チラシとリーフレット



既刊パンフレット



亀阜小学校による峰山学習（座学）



亀阜小学校による峰山学習（スタンプラリー）



平成 30 年度開催シンポジウム



徳島文理大学との共同調査

図５－51　既存の活用事業

第３節　整備の現状と課題

１．保存のための整備の現状と課題

（１）本質的価値の構成要素に関する整備の現状と課題

①墳丘・外表施設・立地

墳丘や埋葬施設の修理、保存対策などは成されていない。調査や点検によってき損の可能性がある場合には適切な保存対策を実施する必要がある。

鶴尾神社4号墳では、採石によって形成された後円部側の崖面の盛土による崩落防止工事を実施している。全体の1／3程度の埋戻しを行ったが、盛土に適した良好な土砂が確保できないため工法を切り替え、令和4年度からは、崖面補強工事を実施している。今後、墳丘の現状確認の調査を実施しつつ、本質的価値を確実に保存するため崖面補強工事を続ける。

②埋葬施設

石船塚古墳の刳抜式石棺について、発掘調査などで現状を把握し、その成果を基に移設や現地保存といった整備方法を検討する必要がある。

（２）その他の諸要素の現状と課題

①植生

墳丘上や埋葬施設の周辺に樹木が生育し、本質的価値をき損する危険性が高い。範囲を明確にして伐採する必要がある。

②通路

管理用や散策用の通路が縦横に存在し、その一部が墳丘上を横断し埋葬施設に接近する。墳丘上への立ち入りを制限するとともに、獣害対策を兼ねた進入防止策を整備する必要がある。

③標柱

鶴尾神社4号墳以外について、史跡境界標の打設が完了している。鶴尾神社4号墳については、崖面補強工事に伴い打設する。

④工作物・⑤サイン

特になし

（３）指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状と課題

特になし

２．活用のための整備の現状と課題

（１）本質的価値の構成要素に関する整備の現状と課題

①墳丘・外表施設・立地

墳丘の復元などは行われていない。

②埋葬施設

復元や公開のための対策は実施されていない。石船塚古墳の刳抜式石棺について、保存対策を検討する際に活用の方法も視野に入れて検討する必要がある。

（2）その他の諸要素の現状と課題

①植生

墳丘周辺には様々な草木類が繁茂している。貴重な自然資源として、史跡の保存の支障にならないものは有効に活用するとともに、墳丘の視認性や、墳丘からの眺望を阻害する樹木について、範囲を限定した上で伐採・剪定などによる整備が必要である。

②通路

管理用や散策用の通路が縦横に存在し、見学用の動線が明確でない。適切な保存を前提に、本質的価値の構成要素を体感するための見学路を設定する必要がある。

③標柱

特になし

④工作物

史跡指定地内に、史跡の理解を妨げる工作物が存在する。これらについて、構造を確認し、工法を検討した上で適切に除去する必要がある。

⑤サイン

峰山地区（山上エリア）の指定古墳について、各古墳に基本1基（近接する場合は集約して1基）の史跡説明板を設置している。一方、稲荷山地区の4基について、史跡説明板がないことから説明板を設置する必要がある。この際、多言語対応やユニバーサルデザインに配慮する必要がある。また、活用の利便性及び学習の効果を向上するため、既存の説明板の更新も必要である。さらに、多数の機関が設置している、各種案内看板について、一体的に活用するとともに、更新の機会を把握し、一体的な仕様に統一するよう検討することが必要である。

（3）指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状と課題

①植生

基本的には山林であり、樹勢が強い。貴重な自然資源として、史跡の保存の支障にならないものは有効に活用するとともに、墳丘の視認性や、墳丘からの眺望を阻害する樹木について、範囲を限定した上で伐採・剪定などによる整備が必要である。

②未指定の積石塚、後期古墳・③特別名勝栗林公園

特になし

④サイン

史跡の概要を示した説明板を3か所、峰山地区山上エリアに至る道中に設置している。その他、山塊の各地に多様な主体が設置したサインがあり、多くに古墳群の位置が記載される（図5－54）。課題として、現地への来訪を誘導するためのサインが少なく、既存の看板は主に徒歩移動者を対象としたものであることから、特に車移動者に対する誘導サインの整備が必要である。また、多数の機関が設置し

ている、各種案内看板について、一体的に活用するとともに、更新の機会を把握し、統一的な仕様の共有を検討する必要がある。

⑤便益施設

峰山地区（山上エリア）では、公園施設として、トイレ、東屋、駐車場、展望台、アスレチック広場等が整備されている（図5－52・53）。これらは都市公園として高松市公園緑地課が管理している。こうした施設は活用の基本である見学の基礎的なインフラとしても利用されており、見学者の利便性を確保するために不可欠であるため、史跡の活用のためにも適切に維持管理補修する必要がある。

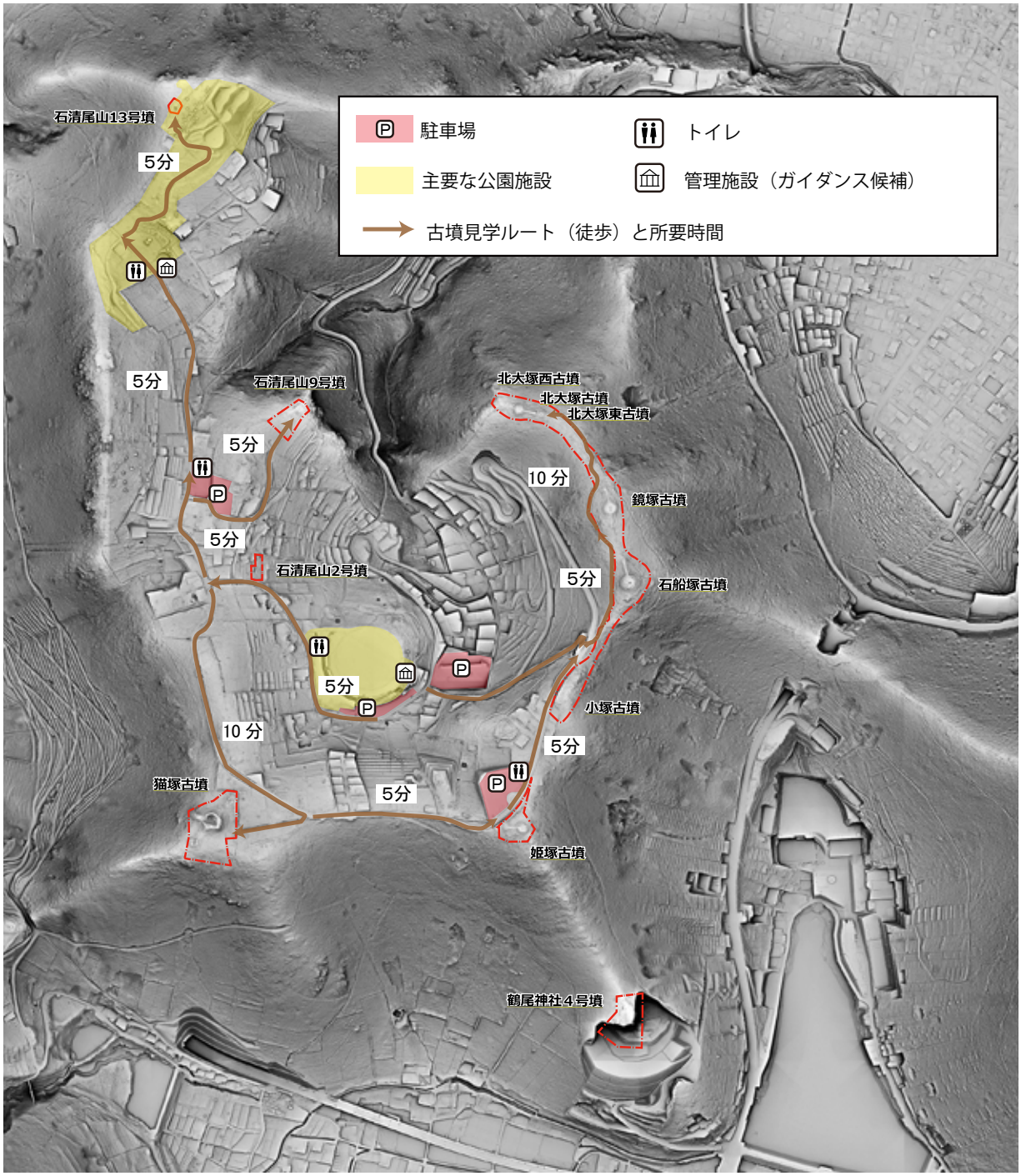


図５－52　峰山地区（山上エリア）の既存便益施設


峰山公園　はにわっこ広場


峰山公園　芝生広場


峰山公園管理事務所


はにわっこ広場トイレ


展望台


展望台からの眺望


峰山公園第１駐車場


峰山公園　キャンプ場

図５－53　便益施設の現状

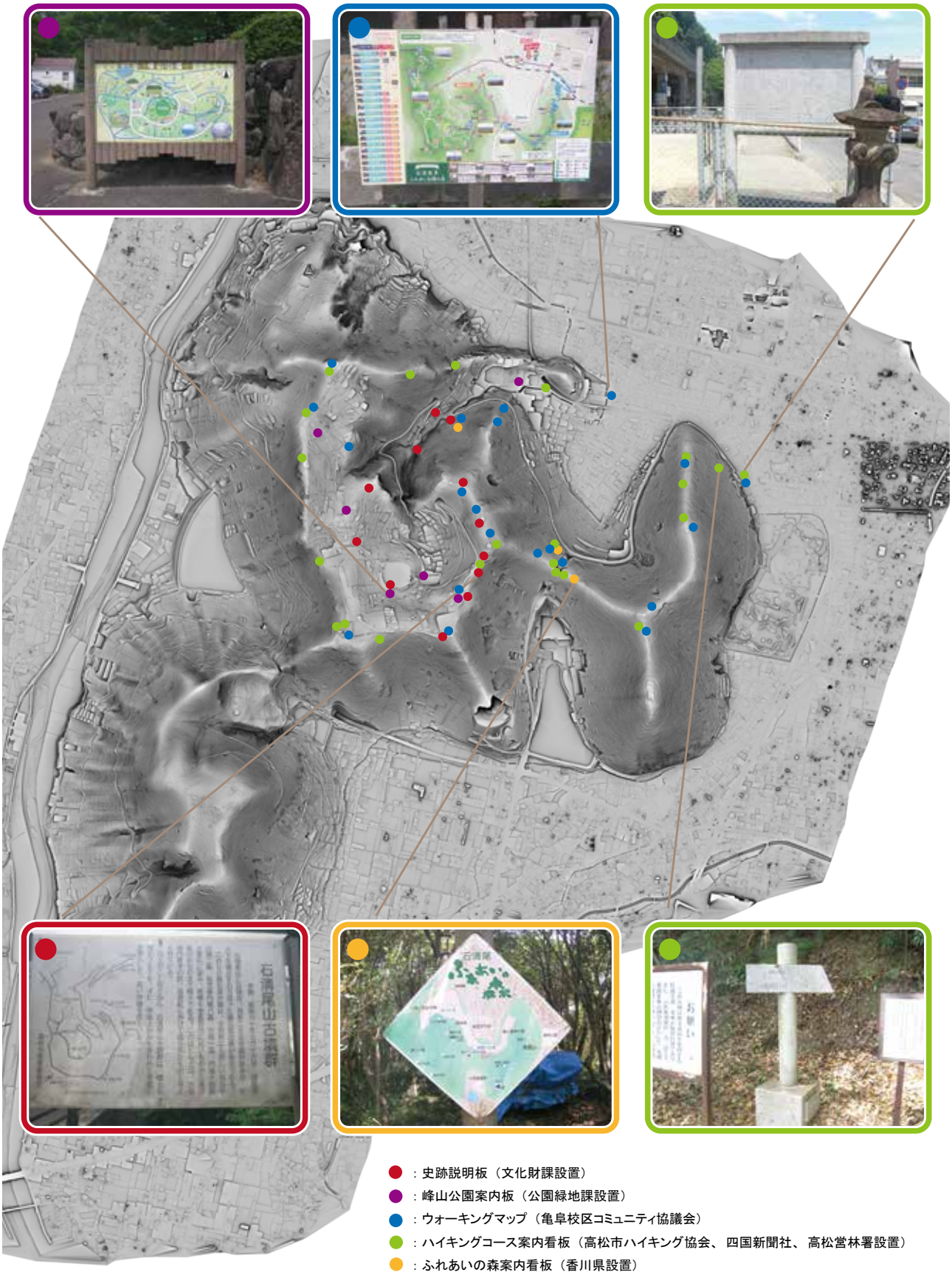


図５－54　既存看板の設置位置と種類

⑥ガイダンス

山麓の高松市歴史資料館の常設展で石清尾山古墳群に関する展示がなされる。また、高松市埋蔵文化財センターでは調査の速報を中心とした展示が随時実施されている。峰山公園管理事務所において、パンフレットの設置と史跡の概要についての簡便な展示を実施している。課題としては、史跡の情報公開、見学、保存管理活動の拠点としての機能を備えた施設が史跡周辺に存在しないことである。これらの機能を備えたガイダンス施設を現地に整備する必要がある。

第４節　運営・体制の現状と課題

１．保存活用計画を運営する上での体制（人員・組織）の現状と課題

史跡石清尾山古墳群の保存活用計画の立案及び事業実施は、高松市創造都市推進局文化財課（以下『市文化財課』と記載）が所管している。市文化財課では史跡高松城跡、史跡天然記念物屋島、特別史跡讃岐国分寺跡をはじめ、多数の指定文化財の保存活用事業を立案、実施している。今後、確実な保存活用事業を推進するためには、より一層の人員配置の充実が必要である。

２．同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営等に係る意思疎通・情報共有の方法

現状として、市文化財課が保存活用事業を所管しており、峰山公園と関連する場合には都市整備局公園緑地課と協議して実施している。今後の課題として、整備事業に伴い土木・建築専門の技師の積極的な関与が不可欠であり、これら技師の所属する部署との連携が必要である。

３．保存活用事業の運営等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

現状として、文化庁、香川県教育委員会と協議を行い、石清尾山古墳群調査整備会議の助言を受けて市文化財課が保存活用計画を立案し、事業実施について関連機関と協議を行っている。事業内容について複数の関係機関との調整が必要な場合には、市文化財課が主催した合同会議を開催するとともに、史跡石清尾山古墳群調査整備会議にオブザーバーとして関係機関が出席するか、不参加の場合は議事録等を提供することで情報共有を図っている。活用については、高松市立亀阜小学校や、高松観光コンベンションビューローをはじめとした機関と連携を開始しており、今後も継続した取組を予定している。

今後の課題として、引き続き関連部局との協議調整を密に行うとともに、活用においては地域や、他の文化財を横断したストーリーの設定と、それに伴う展示や講座、パンフレット作製等で、近隣自治体等との相互連携に努める必要がある。

日常管理や活用事業の推進に当たっては、市民が実施する活用事業の推進や学習の機会を積極的に支援し、これまで以上に市民との協働を推進する必要がある。こうした事業を推進するためには、文化財保護と活用について必要な見識を持ち、地域に愛着を感じる市民の協力が不可欠である。上記の取組を行う上で、今後の文化財保護を担う人材の育成を意識して実施する必要がある。

第６章　史跡石清尾山古墳群の保存活用大綱・基本方針

第１節　大綱

古墳群の歴史的な価値を研究で掘り起こし、確実に保存し活用する。
恵まれた歴史遺産と環境を生かした古墳公園として、創造性豊かなまちづくりの拠点とする。

第２節　目指すべきビジョンと本書の位置づけ

史跡石清尾山古墳群は、地域の固有の歴史を今に伝える重要な歴史遺産である。また、周辺は市街地に近接しながらも自然に恵まれ、都市公園である峰山公園が整備されることで市民の憩いの空間、レクリエーションの場としての利活用も盛んな地域である。

多くの市民にとって、生活の中で古墳の存在を意識する機会は少ない。ただ、日常生活のすぐそばに、それも直接触れることのできるほどの距離で、非日常的な存在である古墳が存在することを知ると、まずは単純な驚きや興味、知的好奇心が掻き立てられる。好奇心を手掛かりに学習を深めると、その背景には、過去の人々の営みと時の流れが存在すること、ある時にはそれらが累積し、またある時には霧散し、総合的な結果として現在が構成されていることを知ることができる。同時に、未解明の研究課題が多く残されていることにも気づくことになる。さらに発展して、過去と現在、未来との関係性に考えが及ぶことにもなるだろう。このような「歴史」の存在に関する気づきは、知的な成熟に必要な道程であり、生活に文化的な豊かさをもたらす。こうした機会を得るための場として、あるいはきっかけとして、史跡は重要な役割を果たす。

上記の役割を果たすために、継続的な研究によって史跡の価値を明らかにして確実に保存することや、市民により分かりやすく、親しまれる存在であることが必要である。特に石清尾山古墳群は、全国的にも類例の少ない積石塚の一大集中地点であり、地域的な個性を強く発揮した古墳群として、古墳時代史を語る上で欠くことのできない重要な史跡である。貴重な文化財であるがゆえに、将来的にも史跡を活用することができる環境を整えなければならない。また、史跡に多くの人々が触れ、学習する機会を確保するためには公開の機会を適切に整えるとともに、史跡の価値や最新の研究成果を伝えるための普及事業の推進が必要である。さらに、活用を促進するためには、古墳のみならず、周辺の自然環境や公園と関連付けた周囲の環境整備も必要である。これらの取組を推進することで、歴史と自然、公園が連帯した「古墳公園」として、創造性豊かなまちづくりの拠点とすることを目指すべきビジョンとする。

本書は計画策定後 10 ヶ年の行動計画を定めるものであり、上記のビジョンを視座に置き、まずは確実な保存の実現とそのために必要な調査研究を着実に実施するとともに、活用の基盤となる環境整備を行うことを中心に計画する。なお、本書の計画期間の完了時には期間内の成果の達成状況を評価するとともに、次期に保存活用計画の策定を行うものである。

第３節　保存・活用・整備の相関関係

史跡石清尾山古墳群の継承に必要不可欠な保存・活用・整備の相関関係を図6－1に整理した。史跡の本質的価値の構成要素の確実な保存は、積極的な活用の前提であり、何よりも重要である。活用の一部門である研究は、史跡の新たな価値の掘り起こしや、保存に必要な基礎データの提供という点で重要であり、着実な研究の成果は保存・活用の双方にフィードバックされることから、事業推進の主軸となる。活用の活性化は保存に対する国民･市民の理解･協力を醸成することが期待される。保存･活用の双方を調和的に実現するための技術的な方法が整備である。

第４節　基本方針

史跡の現状と課題については第5章のとおり。課題を克服するための基本方針を以下に定め、基本方針を具体化するための方法を第7～ 10 章にそれぞれ記載する。

保存管理の基本方針

◆積石塚と後期古墳それぞれの特性を考慮した上で保存対策を講じる。

◆積石塚の保存のため、墳丘上への立入りは代替措置を図りつつ基本的に制限する。

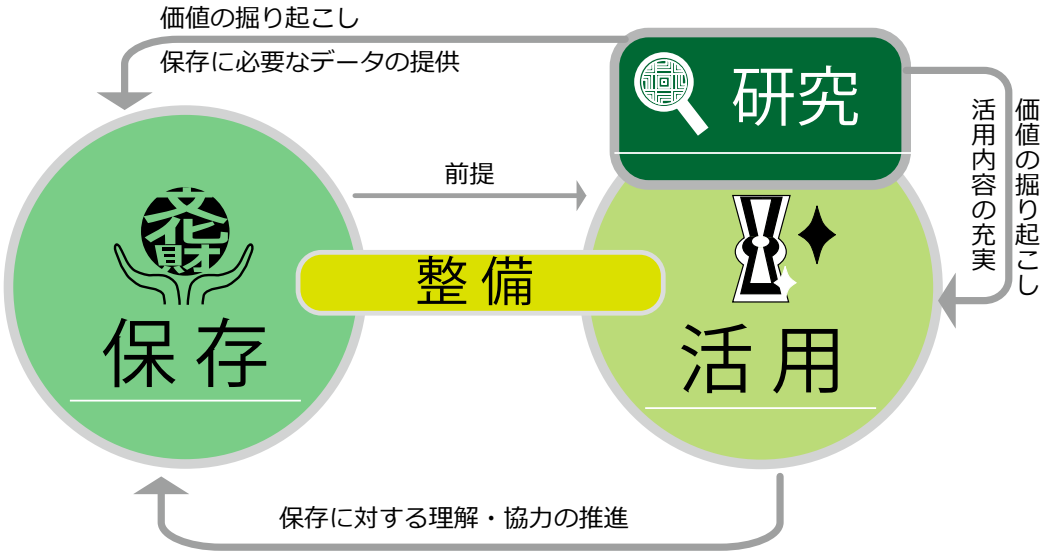


図６－１　保存・活用・整備の相関関係

◆計画的な調査によって、墳丘範囲の確認を進める。保存のために必要な指定範囲が不足している場合は追加指定を行う。埋葬施設についても確実に保存するため、適切な保存対策を検討するための現況の把握を行う。

◆未指定の積石塚、後期古墳についても将来的な保存対策等を検討するための基礎的な情報の把握を行う。

◆日常的な維持管理を継続するとともに、定期的なモニタリングでき損の発生を早期に把握し、迅速に対応することで保存を確実にする。

活用の基本方針

◆保存・活用の推進のため、また史跡の潜在的な価値を深めるために研究の推進を図る。

◆史跡の本質的価値の構成要素を確実に保存しつつ、現地で本物に触れる機会を可能な限り確保できるように公開の機会を整える。

◆歴史遺産としての活用を根幹とし、最新の調査研究の成果を織り込んだ解説を様々な手法で行い、史跡の持つ価値に対する理解を助ける。

◆歴史と自然、公園が連携した古墳公園としての活用を推進することで、観光やレクリエーションを含む史跡の活用機会・効果を増大させる。

◆対象者を年齢（学齢）、職種、興味、目的といった属性の組合せで細分化し、効果的な活用を行う。

◆多言語対応や ICT を活用するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し活用の効果を最大化する。

◆関連する文化財が所在する自治体や、関係する各種団体と連携して事業を実施する。

◆学校教育や生涯学習と連携した活用を推進し、史跡の価値をより広く学習する機会を整える。

◆関連する他の文化財との連携によって、より多角的な活用メニューを創出する。

◆史跡の情報はインターネットやSNS等、多様な媒体・方法を用いて積極的に広報する。

整備の基本方針

◆保存のための整備として、鶴尾神社4号墳の崖面補強工事を着実に行う。

◆積石塚の墳丘・埋葬施設の確実な保存のため、墳丘上の立入制限及び獣害対策として、進入防止柵を整備する。後期古墳では立入の注意喚起を行い、必要な場合に立入制限を検討する。

◆墳丘・埋葬施設の保存のため、積石塚の墳丘上の樹木については基本的に伐採する。

◆活用のための整備として、墳丘周辺に既存の遊歩道等を最大限利用して見学路を設定する。

◆墳丘の立体感や材質を現地で体感するため、墳丘上の見学路を整備するとともに展望施設について検討する。

◆墳丘から周辺へ、また周辺から墳丘への眺望を意識して樹木の剪定等を実施する。

◆ガイダンス施設の機能向上によって史跡の価値や特徴を現地で体感できる場を整える。

◆見学者が安心かつ快適に史跡を利用できるよう、活用の基本方針を踏まえてサイン等の整備を行う。

◆史跡見学の基礎的なインフラでもある公園施設は適切に維持管理補修するとともに、公園利用と史跡活用が連動するための活用環境を整備する。

体制整備の基本方針

◆高松市文化財課が中心となり、確実な保存と活用が可能な体制を整備する。

◆高松市文化財課が史跡石清尾山古墳群に関する調査研究の中核を担う。

◆市民・関係機関・市関連部局との連携・協働に基づく持続可能な管理運営体制を構築する。

◆学校教育、生涯学習等との連携による継続的な活用を行い、史跡と地域、市民とのつながりを強くする。

◆ボランティアガイドの育成等、市民による積極的な活用への参加の気運を醸成する。

◆事業の実施に当たっては、石清尾山古墳群調査整備会議、文化庁、香川県教育委員会の意見・指導を踏まえつつ確実に事業を推進する。

第７章　保存管理の方向性と方法

第１節　保存管理の方向性

緊急性の高い保存対策から早期に着手し、着実に保存管理を実施する。史跡指定範囲を対象に、本質的価値の確実な保存に必要な取組を定める。特に史跡の構造上の特性を理解し、史跡の特質に沿った保存管理の方法を策定するとともに、定期的なモニタリングにより確実な保存管理を実施する。

第２節　保存管理の方法

１．積石塚の保存管理

（１）立入制限

第4章で構造上の特性を整理したとおり、脆弱な構造の墳丘及び埋葬施設等の本質的価値の構成要素を保存するためには、基本的に墳丘上への立入りを制限し、墳丘外に迂回路を設定する必要がある。なお、墳丘への立入制限に関連して、現地公開の代替措置の方法を第8章第2節に示している。

（２）植生管理

墳丘上への樹木の生育も、脆弱な構造の墳丘及び埋葬施設の保存に対しては阻害要因となる。ここでは植生全般の管理方法について整理する。なお、樹木伐採については保存のための整備として第9章に詳述する。

Aゾーン

①樹木管理

- 墳丘上の樹木は原則として伐採する。伐採に当たっては、関係機関と協議の上、史跡の本質的な価値を損なわないよう事前に周辺の状況を調査し、伐採方法を定め、十分な養生を行って実施する。

②日常的な維持管理

- 墳丘の範囲を明示し、その状態を維持するために定期的に下刈を行う。
- 積石段・埋葬施設の周辺では、草木類の除去を特に入念かつ慎重に実施する。

③危険木の取扱い

- 抜根は原則として行わないが、腐食などにより保全に危険性があると判断した場合には調査を行いながら除去する。

④植栽

- 原則として、墳丘上への植栽は行わない。

Bゾーン

①樹木管理

・見学路の保全及び周辺の土地利用に配慮し、必要な場合は伐採、剪定及び刈込を行う。

・周辺の住宅地等へのプライバシーに配慮し、境界付近の既存木の維持と下刈の頻度の調整によって保護を図る。

②日常的な維持管理

・墳丘の視認性を維持するため必要な範囲については、定期的に下刈を行う。

・倒木が発生した場合には、史跡地外に搬出する又は史跡指定地内で保存・活用に支障のない場所へ、安全性に留意した上で運搬する。

③危険木の取扱い

・幹や枝が枯損し、落下の危険性が高い場合には、適宜伐採や枝おろしを行う。

・抜根は基本的に行わない。

④植栽

・周辺住宅のプライバシー保護、周辺建築物や工作物の遮蔽、見学路の整備、防災等を目的として植栽を施す場合は、専門家及び関係機関の指導のもと、史跡の保存に悪影響を与えないよう十分に配慮した上で実施する。

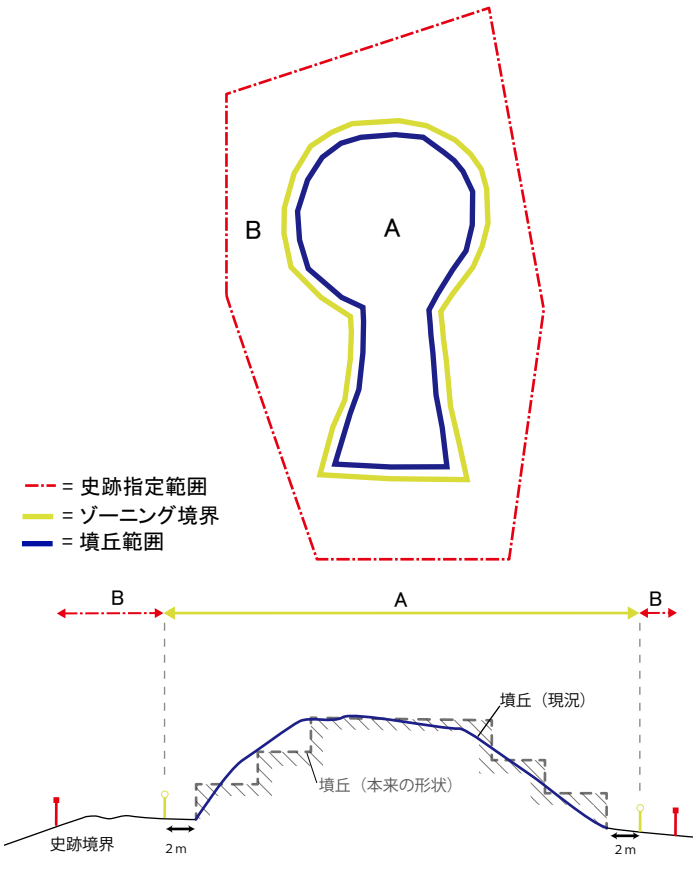


図７－１　保存管理のゾーニング（積石塚）（再掲）

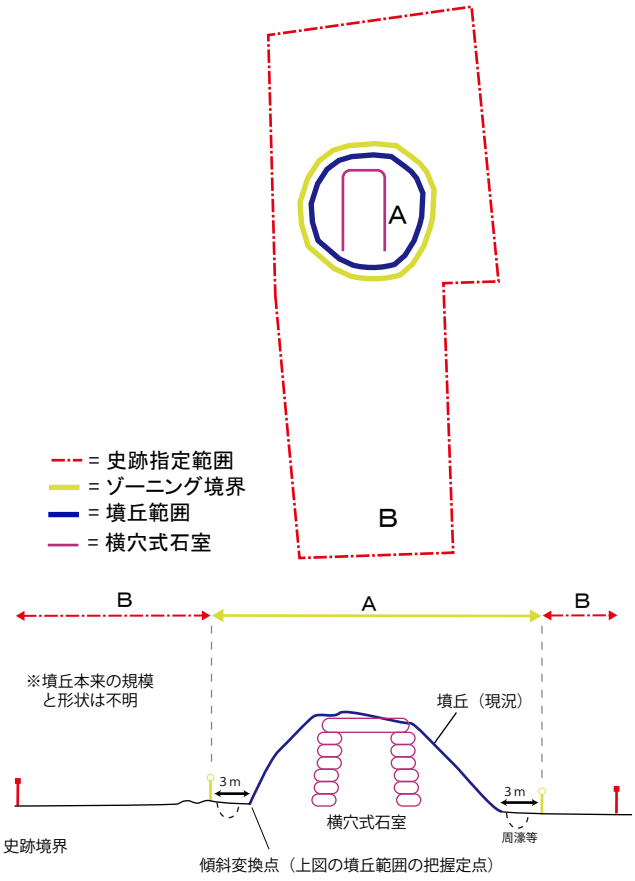


図７－２　保存管理のゾーニング（後期古墳）（再掲）

（3）定期点検と重点モニタリング

定期的な点検でき損の発生を早期に把握し、適切な保存対策を行う。特に積石塚の積石段及び埋葬施設のうち竪穴式石室は、いずれも小型石材の空積みで構成されることから構造上の脆弱性が予想され、一部はこれが露出した状態にある。積石段・埋葬施設の遺存箇所について地震等の災害発生時及び定期的な重点モニタリングを行い、き損に繋がる変化の早期発見に努める。重点モニタリングの方法は以下のとおりである。なお、使用するカルテ等の具体例は第 12 章に掲載する。

・現況を記録した管理用カルテを作成する。

・地震等の災害発生時及び通常時の定期的なモニタリングで変形の有無を確認する。

・積石段及び竪穴式石室については、ガラス棒の付設、定期的な観察によって変形の管理を行う。

・き損の危険性が認められた場合には、必要なデータを収集し、適切な保存対策について検討する。

2. 後期古墳の保存管理

（1）立入り

・墳丘上への立入りについては注意喚起し、石室の保存に必要な場合は立入禁止とする。

・見学路については特別に限定して設定しないが、墳丘や埋葬施設に顕著な変形が認められ、見学者の安全性が確保できない場合には、立入制限を検討する。

・石室内の見学については、安全管理上の注意点を看板で掲示する。

（2）植生管理

・A・Bゾーンともに、定期的な下刈で現状を保存する。

（3）定期点検と重点モニタリング

・石清尾山2・13号墳の横穴式石室内に露出する石材について、地震等の災害発生時等及び通常時の定期的なモニタリングで、変形の発生の検知に努める。

・き損の発生が認められた場合は、適切な調査に基づいた修景や修理などの保存対策を検討する。

第３節　出土遺物の保存管理

出土遺物に関しては、史跡の歴史的価値の基礎となるものであることから、高松市歴史資料館、高松市埋蔵文化財センター等において、種類や状態に応じて適切に保存・収蔵・公開を行う。学術資料としての価値を重視し、調査研究に対して積極的に公開する。

また、他機関が所蔵する遺物については、調査を行い現況を確認するとともに、所蔵機関と連携の上、適宜企画展示等で公開する等、広く情報公開に努める。

第４節　調査と追加指定の方針

史跡の追加指定については、既指定古墳の範囲を追加指定するものと、未指定古墳を追加指定するものとの2つがある。既指定の古墳のうち、墳丘など本質的価値の確実な保存のために指定範囲が不足する可能性がある箇所について、着実に調査等を行い、追加指定を目指す。具体的には姫塚古墳（図9－ 8)、猫塚古墳（図9－ 10)、石清尾山9号墳（図9－ 11）で示す「追加指定検討」と示した範囲が該当する。史跡指定地の公有地化は完了しており、基礎的な保存対策は完了している一方、本質的価値の構成要素である墳丘や埋葬施設の遺存状況が未確認の部分が多い。本質的価値の保存を確実に行い、適切に活用するために、必要な現況確認調査を実施する必要がある。

また、計画対象範囲における未指定の古墳について、当面周知の埋蔵文化財包蔵地として保存を図るとともに現況の把握に努め、その価値付けを進める。土地所有者の意向を尊重しつつ十分な協議を行った上で、追加指定の対象と方法について検討する。

第５節　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

１．趣旨

史跡の本質的価値を後世に確実に伝え保護するため、指定地内の現状を変更する行為は文化財保護法（以下「法」という。）第 125 条第1項の規定により規制されている。国機関が現状変更等を行う場合には、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意、各省庁の長以外の場合は直接文化庁長官の同意を必要とする（法第168条第1項）。現状変更とは指定範囲内の地上及び地中の現状を変更する行為であり、主な現状変更等許可申請の対象となる事業は、史跡の指定区域内における建造物の新築・増改築・解体、土石の採取等による土地の形状変更、土木工事、工作物（建築物でないもの）の設置・修理、植樹・伐採・抜根に加え、発掘調査、保存活用のための整備事業等も該当する。これらの現状変更許可申請については、史跡の保護に影響が及ぶことが無いよう、適切かつ明確な取扱基

表７－１　現状変更の取扱方針

Ａゾーン	取扱方針		本質的価値の保存を最優先し、確実に保存し継承することを目的とする。保存・活用目的や史跡整備に伴うもの以外の現状変更は認めない。
	現状変更行為	盛土・掘削・切土など地形形状の変更	史跡整備事業に伴う遺構の復元や、保存を目的とした埋葬施設の移設、後世の地形改変の復旧等を除き、大幅な土地の形状の変更は認めない。
		植　栽	樹木の新たな植栽は認めない。樹木は原則伐採する。伐根は原則として認めないが、腐食などにより保全に危険性があると判断した場合に認める。
		調　査	保存・整備に係る発掘調査に限り認め、必要最小限度の範囲に留める。
		工作物等	史跡の保存管理に必要な施設や設備の設置、説明板や遺構の展示等活用のために必要な施設で、当該ゾーン以外で代替えできない場合、史跡への影響を十分に検討した上で認める。
		その他	上記に該当しない事項については、高松市教育委員会が文化庁や関係機関と協議の上、可否について決定する。
Ｂゾーン	取扱方針		本質的価値の保存を前提に、積極的な活用の推進と確実な整備を実施することを目的とする。保存・活用目的や史跡整備、森林管理に伴うもの以外の現状変更は原則として認めない。管理上必要な工作物等の設置については最低限度の範囲で認める。
	現状変更行為	盛土・掘削・切土など地形形状の変更	保存管理上やむを得ず、史跡の本質的価値の保全に影響しない場合は認める。
		植　栽	史跡の保存・活用目的や史跡整備、森林管理、公園管理に伴う樹木の伐採で、高松市教育委員会と伐採方法等について事前協議を行った場合に認める。新たな植栽は、史跡周辺の環境への配慮のために行う場合に限りこれを認める。伐根は原則として認めないが、腐食などにより保全に危険性があると判断した場合に認める。
		調　査	保存・史跡整備に係る発掘調査に限り、必要最小限度の範囲に留める。
		工作物等	史跡の保存と活用や史跡整備、森林管理、公園管理に必要な見学路や説明板の設置で、当該地以外で代替えできない場合に限り認める。
		その他	上記に該当しない事項については、高松市教育委員会が文化庁や関係機関と協議のうえ、可否について決定する。

準が必要である。

なお、本市においては、高松市教育委員会の権限に属する事務の一つである「文化財の保護に関すること」について、高松市長の補助機関の職員である創造都市推進局長が補助執行している。このため、以下で高松市教育委員会が行うことを定めた事務及び協議については、創造都市推進局（文化財課）が担当している。

2.　取扱方針（表７－１）

表7－１を取扱方針とする。

3.　現状変更等取扱基準（表７－２）

（1）　現状変更等を認めない行為

史跡の滅失、き損のおそれのある行為は、原則として認めない。

（2）　現状変更に当たり国の許可が必要な行為

取扱方針に基づき、現状変更が認められる行為のうち、下記については文化庁長官による現状変更等の許可を必要とする。

① 土地の造成（土地の掘削、切土、盛土）等の形状の変更
② 史跡の保存管理に必要な修繕、改修工事で土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更を伴うもの
③ 史跡の管理に必要な施設（法第115条第1項に定められた標識、説明板、境界標、囲いその他）の設置又は改修に伴う土地の掘削、切土、盛土等による土地の形状変更が設置等に必要な最小限度の止むを得ない規模を超える場合
④ 工作物の設置及び除却に土地の掘削、盛土、切土、その土地の形状変更が行われる場合
⑤ 植生管理のうち、樹木の抜根並びに植栽
⑥ 発掘調査
⑦ 史跡整備事業
⑧ その他史跡の保存に重大な影響を及ぼす行為

（3）　現状変更に当たり市の許可が必要な行為

取扱方針に基づき、現状変更が認められる行為のうち、以下の現状変更に関する許可及びその取消し並びにその停止命令については、法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、高松市教育委員会が行う。

① 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係る物に限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、

切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)。

② 樹木の伐採について、３－(２)及び3-(４)- ②に定めたもの以外の伐採。

③ 史跡の管理に必要な施設(法第115条第1項に定められた標識、説明板、境界標、囲い柵その他)の設置、改修又は補修。

④ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。

⑤ 史跡の保存のために必要な試験材料の採取。

(４) 現状変更等に該当しない行為

法第125条第1項において、維持の措置又は非常災害の際に必要な応急措置を採る場合、又保存に及ぼす影響が軽微な場合には、現状変更等の許可申請を要しないと定められている。ただし、行為に関する判断が曖昧なものについては、事前に高松市教育委員会や香川県教育委員会と協議の上、実施する必要がある。

【史跡の維持のための措置】

史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡の指定時の現状に復する行為。

史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をする行為。

【非常災害のために必要な応急的措置】

地震・台風・集中豪雨・土砂崩れ・洪水などの様々な自然災害に対する応急的な措置。ただし、災害で受けた被害の本格的な復旧、保存修復措置を除く。

上記の場合、文化財保護法に定める現状変更許可申請は不要であるが、法第33条の規定に基づき、土地の所有者又は管理団体(法118条)によるき損届を提出する必要がある。

き損箇所の復旧を行う場合は、法第127条第1項に基づく復旧の届出を文化庁長官あてに提出する必要がある。

【保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの】

史跡を保存管理するために必要な維持管理のうち、以下の行為については、文化財保護法に定める現状変更許可申請の対象としない。

① 史跡地内の維持管理

日常的な草刈、除草作業、枯損木・倒木の撤去、支障枝剪定、清掃作業

② 見学路・通行路の維持管理

既設の見学路の保守点検・清掃作業

③ 掘削を伴わない史跡の現況調査

④ その他、新規の掘削を伴わない日常的な維持管理

4. 現状変更等許可基準（表７－２）

表７－２　現状変更等許可基準

項目	行為	ゾーン		備考
		A	B	
植栽	立木伐採（主伐）	○	○	
	立木伐採（間伐）	○	○	
	危険木、枯損木の伐採	○	○	
	下刈	―	―	
	除伐	―	―	
	枝打	―	―	
	抜根	×	×	腐食等により保全に危険性があると判断した場合は「○」
	植栽	×	○	保存管理上必要な場合で、事前の確認調査を行ったものに限る。
	管理歩道新設	×	○	保存管理上必要な場合で、事前の確認調査を行ったものに限る。
	管理歩道修理	○	○	掘削を伴わない修理は申請不要
	林野の売払い、所管換	―	―	要事前調整（所有者の変更に係る届出）
	作業運搬車の走行	×	―	
調査	発掘調査	○	○	
	保存のための試験材料の採取	○	○	
	計測機器等の付設	○	○	本質的価値を損なわないもので、撤去計画を明確にしたものに限る。
	測量標の打設	○	○	
	踏査・測量	―	―	
工作物	建築物の設置	×	×	
	墳丘の復元・修理	○	○	
	埋葬施設の修理	○	○	
	埋葬施設の移動・移築	○	○	
	見学路の設置	○	○	
	見学路の修繕	○	○	掘削を伴わない修繕は申請不要
	看板・標識等の設置	○	○	基礎を埋設しない場合は申請不要
	既存の看板・標識等の修繕	○	○	掘削を伴わない修繕は申請不要
	工作物の設置	○	○	最小限の掘削で保存管理の主旨に沿うものに限る
	工作物の修繕	○	○	掘削を伴わない修繕は申請不要
	既存工作物等の撤去	○	○	
	境界標の新規埋設	○	○	
	境界標の管理行為（周辺の下草刈り、境界標の塗布等）	―	―	
	境界標の復旧	○	○	
災害復旧	えん堤の設置	×	×	ただし、非常災害の場合は、文化財保護法第１２５条の規定に基づいた対応となる
	山腹工の設置	×	×	
	資材運搬路の新設	×	×	
	資材運搬路の改良	×	×	
	災害復旧のための緊急的な治山工事の実施（工事用道路の設置も含む）	―	―	

凡例 ×：現状変更が原則認められない行為

○：現状変更の申請が必要

―：現状変更の申請が不要

第８章　活用の方向性と方法

第１節　活用の方向性

積石塚の調査・研究等における拠点的な役割を果たすため、積極的な研究を推進する。

活用は歴史遺産としての活用を基本とし、確実な保存を前提とし墳丘や出土品等、「本物」に触れる公開の機会を整える。また、最新の研究成果等、史跡に関する解説を充実させることで来訪者、見学者の理解を促進する。

また、活用の機会を増加させ、効果を最大化するために歴史と自然、公園が連帯した古墳公園としての活用を同時に推進する。

第２節　活用の方法

第6章で定めた活用の基本方針と、地域ごとの活用の方向性（図8－1・2）に即して活用を実施する。

1．研究の推進

高松市埋蔵文化財センターを研究の拠点とし、主体的な研究事業を展開する。石清尾山古墳群はこの中心的な柱の一つであるが、他の史跡等も含めた総合的な研究を推進し、それぞれの成果を複合して石清尾山古墳群の価値の掘り起こしに努める。また、研究成果は講座や展示、現地説明会等で積極的に公開する。大学等の他の研究機関等が実施する研究活動に積極的に協力する。学校教育や他の研究機関等との協力関係を構築し、協働での研究活動を推進し、保存・活用にフィードバックすることで事業の充実を図る。

2．歴史遺産としての活用

石清尾山古墳群は現地で地上に露出した遺跡であり、現地見学も可能である。その存在を体感するための公開が活用の中で中心的な役割を果たす。合わせて出土品も周辺で公開の機会を設ける。

（1）公開

①現地公開

第7章のとおり、積石塚は保存のためやむを得ず、墳丘上への立入りを基本的に制限するが、事前申請により墳丘上への立入り、見学を許可する。また、活用のため1～2基程度を選定し、古墳を墳丘上から見学できるよう、墳丘の特徴に応じた新たな見学路を整備し常時公開する。なお、後期古墳については石室及び墳丘への立入りについて注意喚起し公開する。

②見学会

墳丘の保存に配慮したルートを選定して見学会を開催する。対象の人数、体力、興味の程度に

峰山地区
（山上エリア）



地区の特性　指定古墳の過半が集中する地区。住宅地も所在するが、都市公園である峰山公園が展開しており、幅広い年齢層の市民が利用する。公共交通機関が存在しないため、アクセスにやや難があるが、自家用車用の駐車場も広く整備されていることから、山塊中で最も古墳見学が容易な地区である。古墳への遊歩道等も既存のものがあり、案内看板も設置されていることから、石清尾山古墳群を見学に来る人の大半が本ゾーンを訪れる。市街地に近接した貴重な憩いのエリアとして、史跡に限らず活発な活用がすでになされている。

史跡の現状　双方中円墳、前方後円墳、方墳と多様な墳形の積石塚が所在しており、古墳群の分布の中心である。既指定の後期古墳もこの地区に限定される。

活用の方向性　史跡の大半が所在し、アクセスが良く活発な利用実態のある地区として、活用の中心エリアに定める。都市公園である峰山公園と史跡が連携した活用を進めることで、「古墳公園」として活用効果の増大を目指す。

峰山地区
（鶴尾神社4号墳エリア）



地区の特性　後円部の一部が損壊し崖地に所在するため、安全管理の観点から立入を禁止している。墳丘の崩落対策事業を実施しており、安全性が確保できた段階で活用方法を検討する地区。

史跡の現状　石清尾山古墳群最古の前方後円墳であり、竪穴式石室と副葬品、埴輪が知られる等、現時点で最も多くの基礎情報を有する積石塚である。

活用の方向性　墳丘の保存を進め、保存対策が完了した際に活用について検討する。

稲荷山地区



地区の特性　発掘調査の実施により、積石塚の墳丘構造が最も把握できている地区。概ね尾根頂部から東半は国の特別名勝栗林公園に指定されており、西半は国有林である。公共交通機関は無く、車道も整備されていないことから、現地の見学は山裾からの徒歩によるしかない。市街地に近接することから、ハイキングやバードウォッチング等の野外活動が活発である。

史跡の現状　山塊に所在する4基全てに発掘調査が実施され、墳形・墳丘規模が判明するとともに、稲荷山姫塚古墳では古墳群中最大の積石段が良好に遺存する。積石塚の構造を理解するのに最適な地区である。

活用の方向性　史跡と林野の保護された丘陵地帯との調和的な活用を行う。

（峰山地区斜面エリア・
浄願寺山地区）



地区の特性　指定古墳は所在しないが、未指定の積石塚、後期古墳が多く所在する。現在では住宅地、果樹園等の農地をはじめとした多様な生業の場として利用される。活用の中心に定めた峰山地区（山上エリア）へのアクセス道が峰山地区（斜面エリア）に所在する。今後の調査を通じて細分・再編すべきエリアである。

史跡の現状　―

活用の方向性　峰山地区（山上エリア）への誘導など、活用を活性化するための手法を検討する。

図８－１　地区ごとの活用の方向性

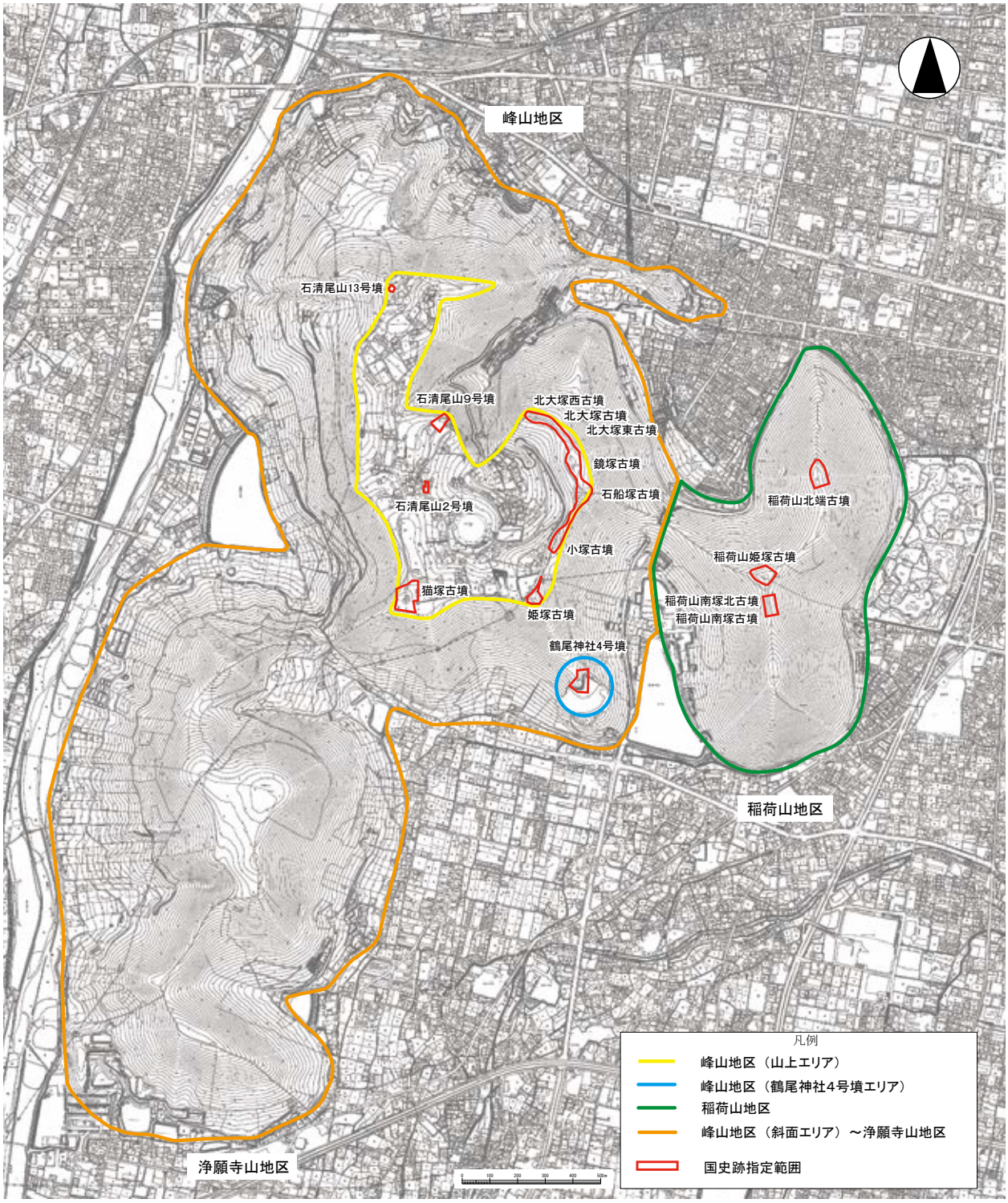


図８－２　計画対象範囲と地区区分

合わせて多様なコース設定が可能である。

③展示

高松市が所有し、展示機能を持つ以下の2館で、出土品の公開を行う。高松市歴史資料館では他機関の所蔵資料の借用など関連資料と合わせて総体的に評価するための企画展示を適時行う。高松市埋蔵文化財センターでは、調査研究の最新状況についての展示を定期的に行う。

（2）解説

公開した現地や出土品に対する理解を深めるため、本質的価値や調査研究の取組みについての解説が必要である。

①講座

対象者の年齢（学齢）や興味、理解の深さに合わせた講座を実施する。新規の講座資料の作成を継続して蓄積することで、多様な講座メニューを取りそろえる。

②ガイダンス施設

既存施設（峰山公園管理事務所）を最大限活用し現地におけるガイダンス施設としても活用する。峰山山麓の高松市歴史資料館、市街地に位置する高松市埋蔵文化財センターと連携した施設として、一体的な活用拠点とするとともに、施設間の巡回を促進するような案内を行う。なお、役割分担として、ガイダンス施設は現地見学の起点、調査速報の公開機能を備える。高松市歴史資料館は学習の深化、遺物の保管・展示機能を担う。高松市埋蔵文化財センターは石清尾山古墳群を一つの柱とした調査研究の拠点とする。また、史跡の管理やボランティア活動、現地イベントの運営拠点とする。

③パンフレット

専門性、対象年齢、目的に応じた多様なパンフレットを作成する。ある程度専門性の高い情報を詳しく図解や写真とともに掲載した図録、子ども向けの探検用マップ、現地見学を容易にする地図付きのパンフレット等を想定する。いずれも写真や図を多用し、視覚的に分かりやすい資料作成に努める。また、広く活用するために多言語対応やユニバーサルデザインに配慮したものとする。

④映像の活用

現地でも体感が難しい墳丘の立体感等や平面形のイメージ等は、映像を利用して理解を促進する。映像はガイダンス施設で上映するとともに、インターネット上でも公開する。

3. 歴史と自然、公園が連帯した古墳公園としての活用

（1）周辺の自然や公園と一体的な活用

周辺の自然環境を生かしたハイキングや、公園施設を利用したイベントが活発に実施されている。これらの企画者と連携し、史跡も内容に組み込むことで、周辺環境を生かし、観光促進にも資する活用を推進することができる。

①イベントの開催

指定管理者やハイキングを目的とした団体、市民と連携し、花見や紅葉といった季節の推移を感じられる期間に史跡周辺のウォーキング兼見学会を実施することで観光利用での来訪も促進する。また、草刈りや眺望の確保等、文化財を守り伝えるための作業に積極的にボランティアの参加を受け入れ、文化財を守る取組そのものを参加型のイベントとして実施する。

②案内板の更新

自然や公園に関する情報と、史跡に関する情報を総合的に来訪者に伝えられるよう、案内板の更新や解説の設置を行う。

③パンフレット等の作成

史跡以外の情報も含めて来訪者に伝えられるよう、パンフレット等刊行物を作成し配布する。

（2）公開のために必要な取組

史跡の公開を効果的に実施するためには、史跡地のみならず周辺の既存施設を適切に管理し、有効に活用することが不可欠である。

①植生管理

史跡の見学環境を良好に保つために、周辺の見学路等から古墳への眺望を意識して定期的な草刈りを実施し、墳丘の存在を視覚的にアピールできるよう、その環境を保持する。

②見学用施設の維持・補修

駐車場やトイレ、遊歩道は現地の見学に必要不可欠な施設であり、公開のために適切に維持し、必要に応じて補修する。

第９章　整備の方向性と方法

第１節　整備の方向性

緊急性の高い保存対策については、早期かつ着実に実施する。

既に整理してきた保存管理・活用の諸課題を克服するため、史跡の本質的価値の保存を前提に、既存施設を有効に活用しつつ効果的かつ持続可能性の高い整備を実現する。

第２節　保存のための整備

１．鶴尾神社4号墳の崖面補強

往時の採石により墳丘の一部が破壊され、保存対策の緊急性の極めて高い鶴尾神社4号墳について、現在の墳丘の崩落を阻止するために崖面の補強工事を行う。

２．墳丘・外表施設の保存

（1）進入防止柵整備（図9－1）

①基本方針

・積石塚について、墳丘上への立入りを制限し、墳丘外に見学路を固定する。この際、墳丘の景観を考慮して、Bゾーンの中でも墳丘に近い位置に見学路を設定する。

・見学路の墳丘側には進入防止柵を伴うこととし、経路の固定化を図る。

・獣害対策を考慮して、進入防止柵は墳丘を全周する囲い柵とし、イノシシ等の侵入防止に考慮した構造及び高さとする。

・進入防止柵は周辺の景観と調和し、墳丘の観察や古墳の質感の理解を妨げない仕様とする。

・進入防止柵には、管理用及び限定公開用の出入口を設けることとする。

・進入防止柵設置予定地周辺では、事前に確認調査を行い、見学路が墳丘外であることを確認した上で位置を確定する。確認調査の実施に当たっては、見学路の設定に必要な最小限度の掘削範囲となるよう留意し、効果的な調査区の配置を心がける。

②経過的な対策

・見学路及び進入防止柵が完成するまでの期間における応急的な保存対策を行う。

・既存の管理道等が迂回路として利用できる場合には誘導を行うとともに、墳丘上への立入りを景観に配慮したロープ等、簡便な構造による仮囲いで制限する。

・既存の管理道等がない場合は、剪定、枝打ち及び下刈等によって簡易の迂回路を設定し、ロープ等で誘導し、墳丘上への立入りを制限する。

・制限の理由や公開方法、今後の事業計画について、看板によって周知を行う。

（2）墳丘上樹木の伐採

墳丘上で、Aゾーンに生育する樹木については基本的に伐採する。伐採に当たっては、関係機関と協議の上、史跡の本質的な価値を損なわないよう事前に周辺の状況を調査し、伐採方法を定め、十分な養生を行って実施する。伐採後の処分等についても関係機関と十分に協議した上で、史跡の保存活用に支障をきたさない方法とする。

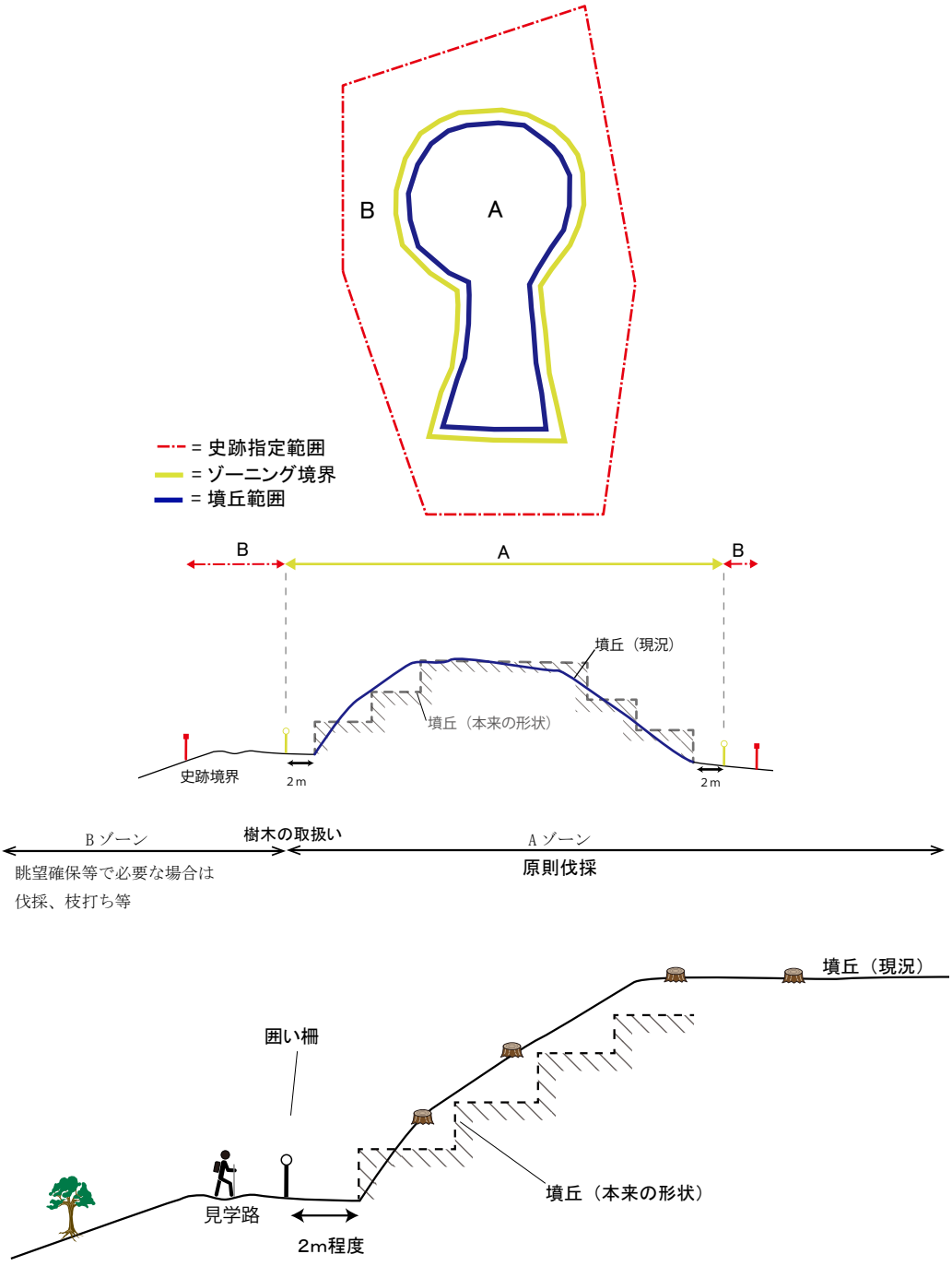


図９－１　見学路整備の概念図

（3）工作物の撤去・移設

史跡の本質的価値の保存と理解を阻害する工作物については、基本的に撤去・移設する。撤去に際しては、本質的価値の構成要素をき損することの無いよう実施するとともに、撤去前後の変化が把握できるよう適切な記録を作成する。

3. 埋葬施設の保存

（1） 刳抜式石棺の保存対策

石船塚古墳の刳抜式石棺の保存について、以下の手順を採る。

- 環境調査データの収集に努める（高松市教委 2022)。
- 発掘調査により石棺身部の下に石室が存在するかを確認する。存在した場合には石室と石棺の位置関係を確認し、石室をき損せずに石棺の移設が可能かを検討する。
- 石棺の劣化状態を確認し、移設に耐えうる保存状態であるかを確認する。
- 上記調査成果を総合し、石棺を現地から移設し保存するか、現地で保存するか検討する。前者の場合、保存に適した環境が整った移設先を検討する。後者の場合、劣化の進行を抑制するための設備について検討する。

【1】北大塚西古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵のための確認調査を行う。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限し、隣接する2基の墳丘を含めて全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

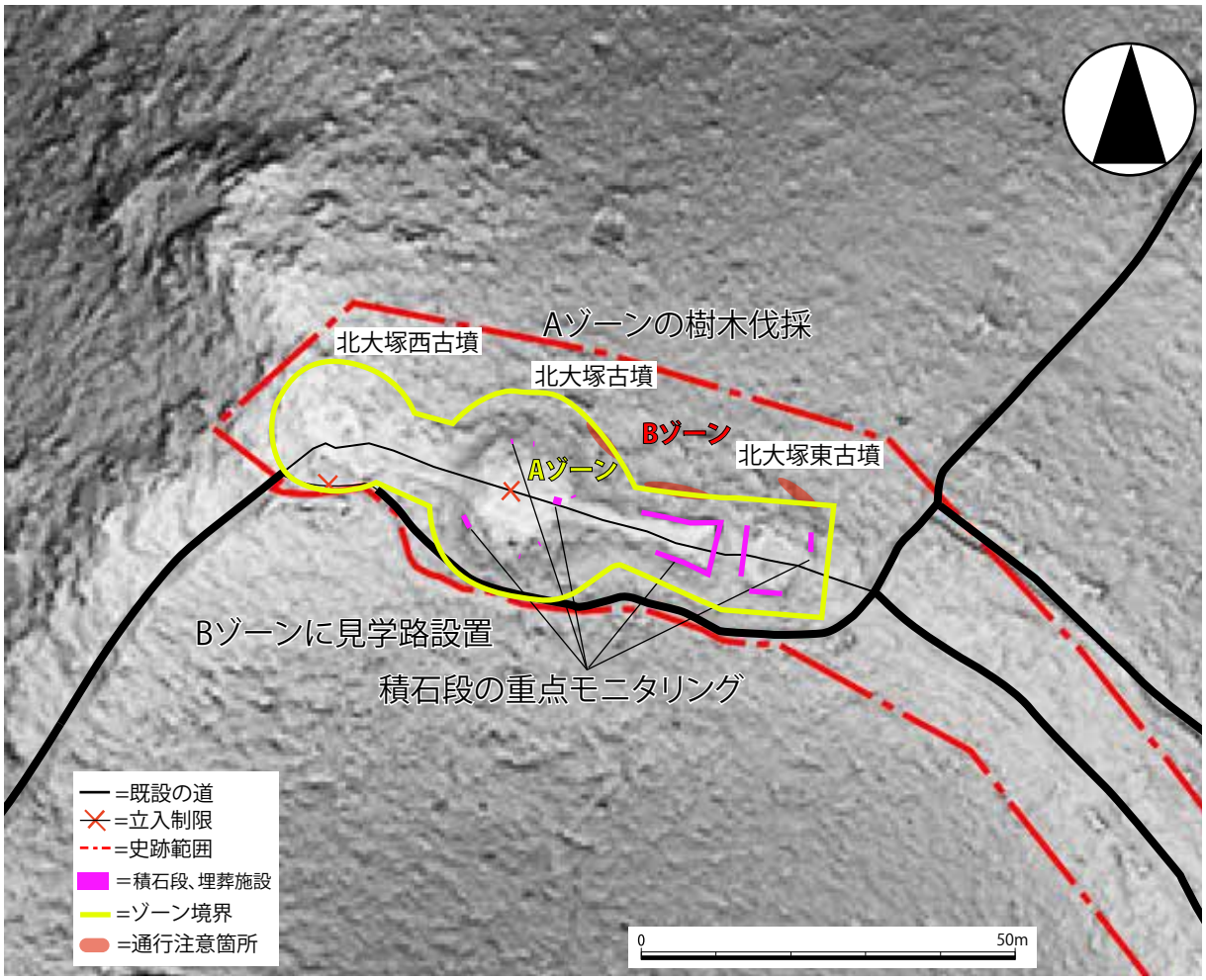


図９－２　北大塚西古墳　保存のための整備方法概念図

【2】北大塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限し、隣接する2基の墳丘を含めて全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

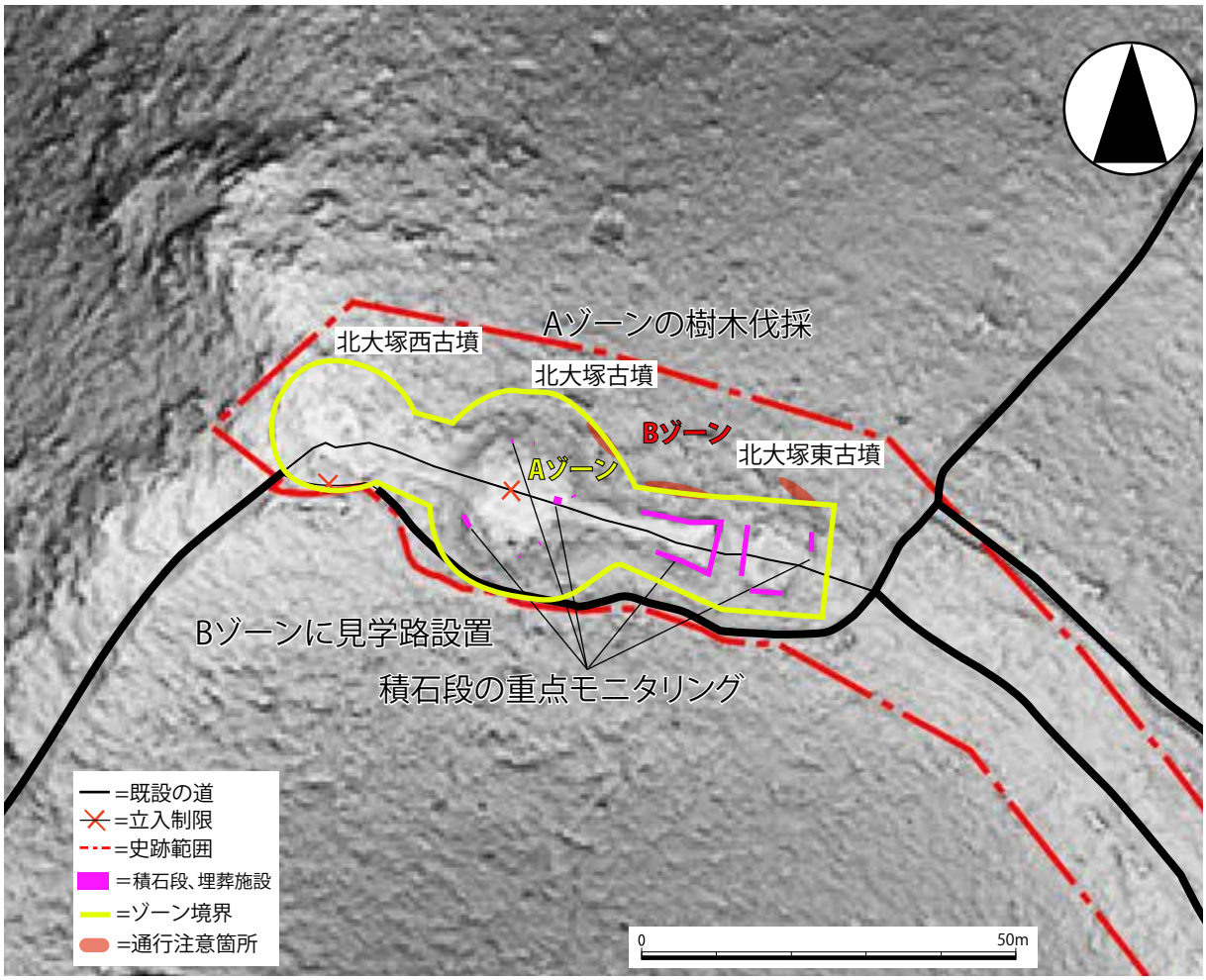


図９－３　北大塚古墳　保存のための整備方法概念図

【3】北大塚東古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限し、隣接する2基の墳丘を含めて全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

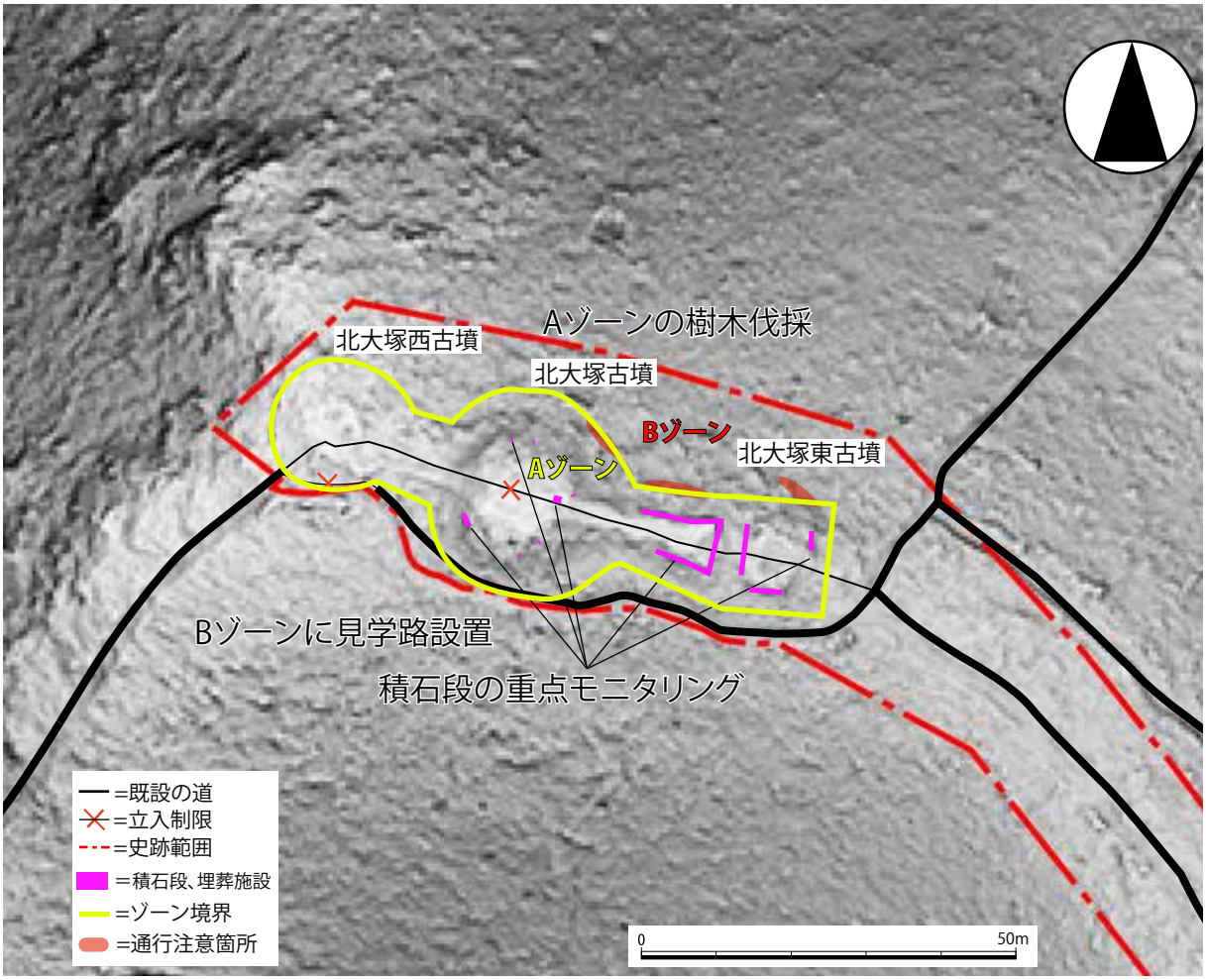


図９－４　北大塚東古墳　保存のための整備方法概念図

【4】鏡塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限する。墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

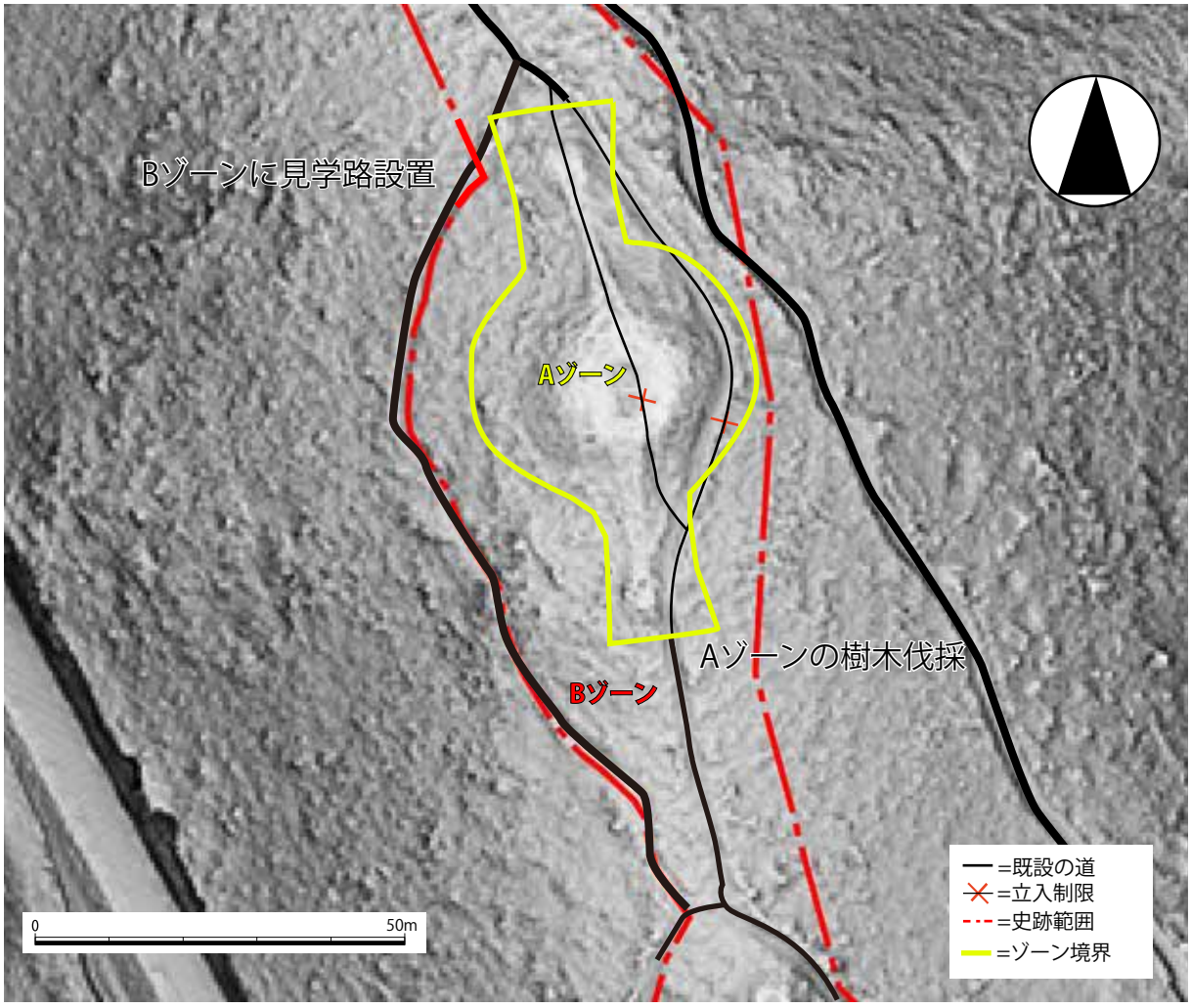


図９－５　鏡塚古墳　保存のための整備方法概念図

【5】石船塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	A	刳抜式石棺と埋葬施設との関係を調査により確認する。 刳抜式石棺の保存状態等を調査する。 調査の成果を踏まえて、適切な整備方法を検討する。 後円部の竪穴式石室のモニタリングを行う。
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限する。墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

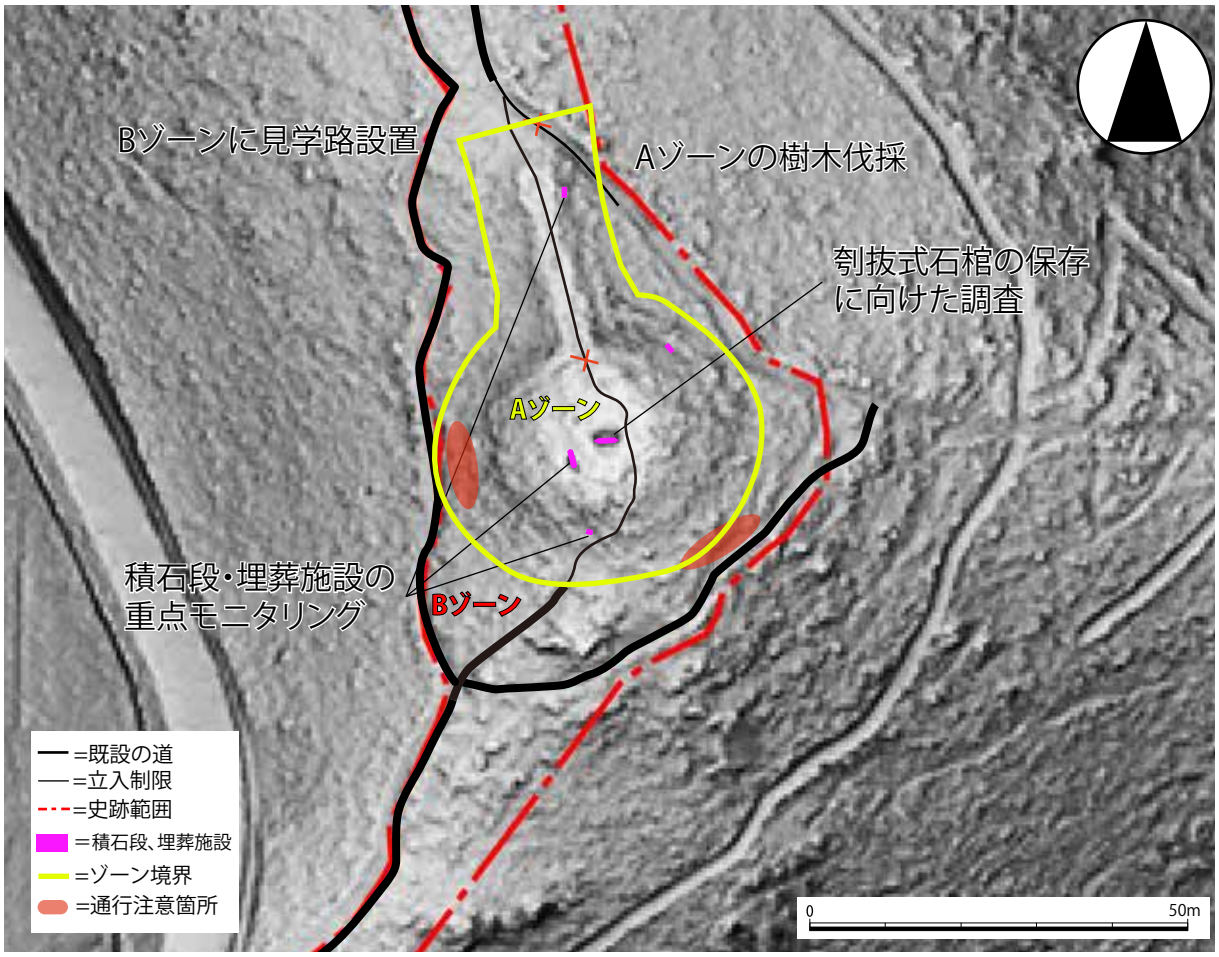


図９－６　石船塚古墳　保存のための整備方法概念図

【6】小塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘上の通路は立入制限する。墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

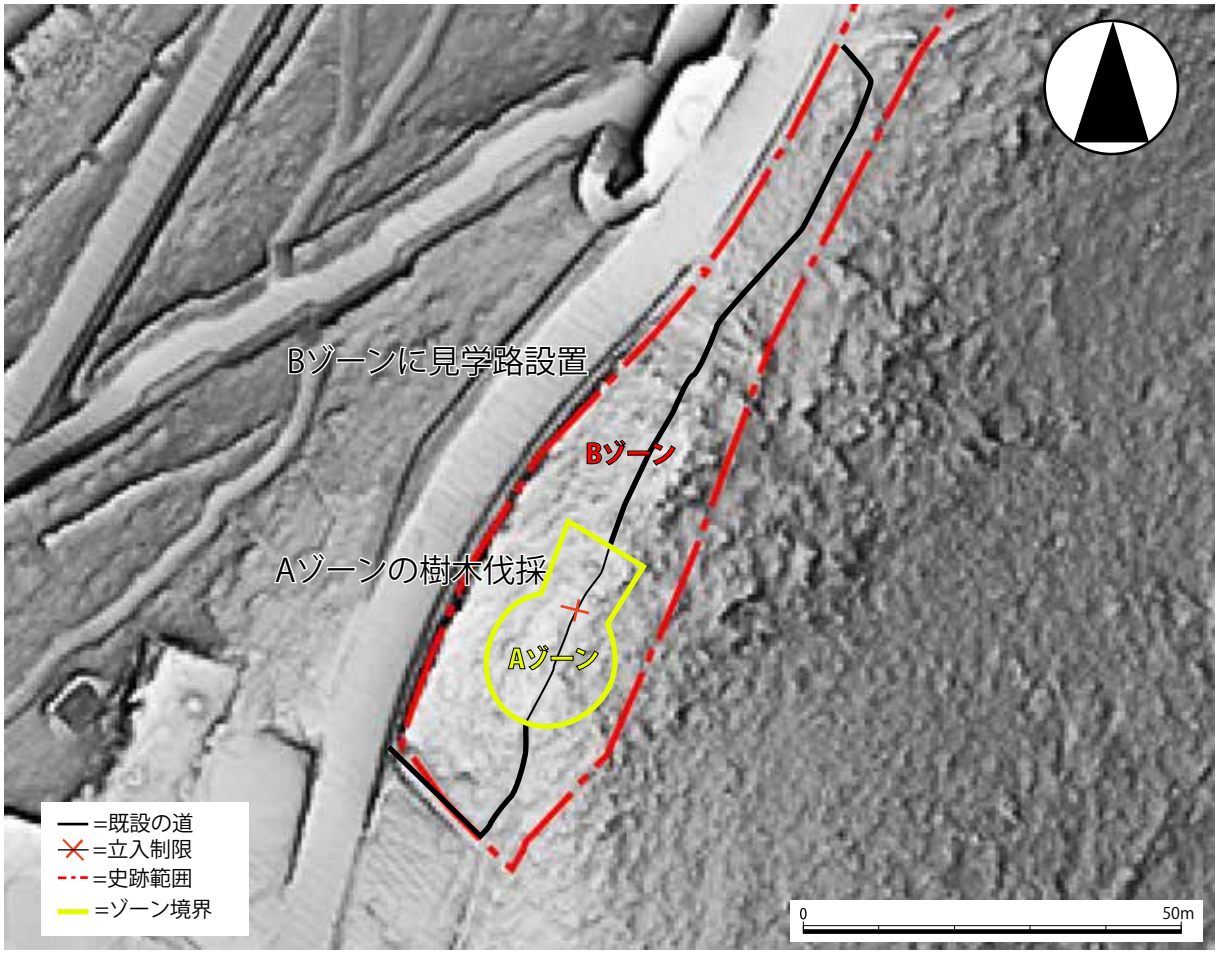


図９－７　小塚古墳　保存のための整備方法概念図

【7】姫塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	ケルンは適切な記録を作成し撤去する。既存の立入制限用ロープは進入防止策の整備に合わせて撤去する。
		④サイン	A	既存の立入制限用ロープは進入防止柵の整備に合わせて撤去する。
			B	

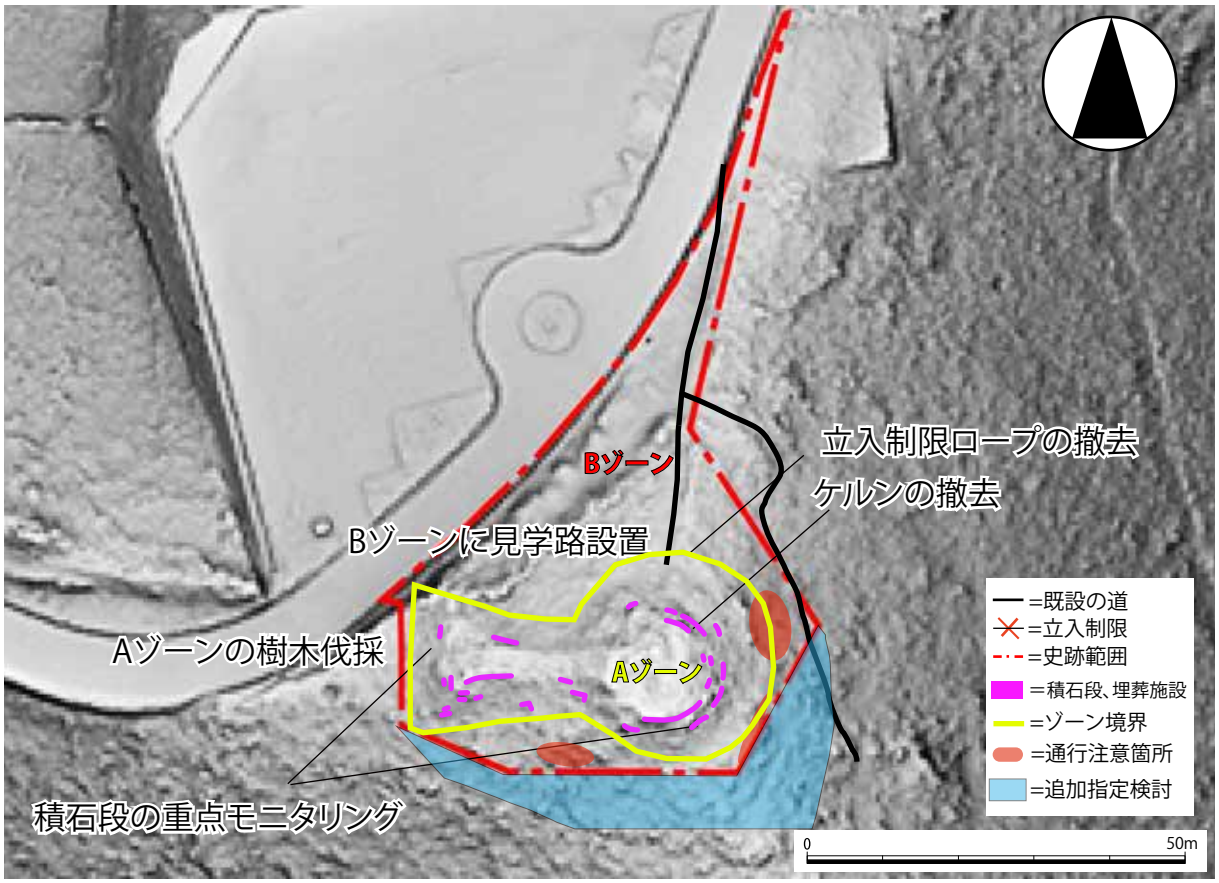


図９－８　姫塚古墳　保存のための整備方法概念図

【8】鶴尾神社4号墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	崖面補強工事を実施する。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	A	埋戻した竪穴式石室について、崖面補強工事等で作業の安全性が確保された段階で現況確認調査を検討する。
		③立地	A・B	崖面補強工事を実施する。
	（2）その他の諸要素	①植生	A	
			B	
		②通路	B	安全性が確保されたのちに進入防止策等について検討する。
		③標柱・工作物	A	
			B	既存の立入制限用柵等を進入防止柵の設置後に撤去する。
		④サイン	B	

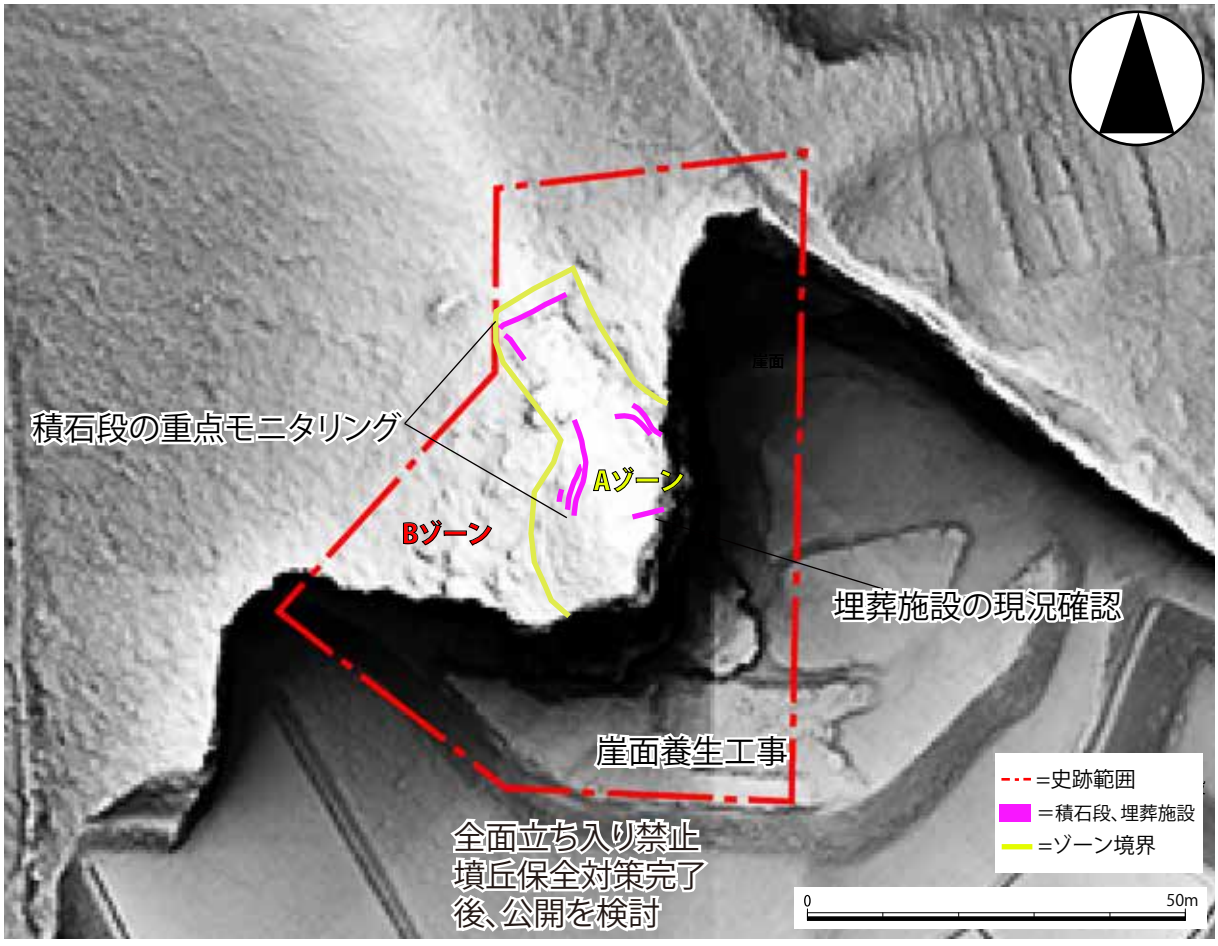


図９－９　鶴尾神社４号墳　保存のための整備方法概念図

【9】猫塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	A	埋戻した竪穴式石室について、現況を調査し、記録するとともに、き損の危険性について調査する。き損の危険性がある場合には速やかに保存対策を検討する。
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①墳丘の改変	A	
		②植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		③通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		④標柱・工作物	A・B	
		⑤サイン	A	史跡及び土地管理以外の目的で設置されたハイキング用標柱等は進入防止柵の設置に伴い、撤去、移設を検討する。
			B	

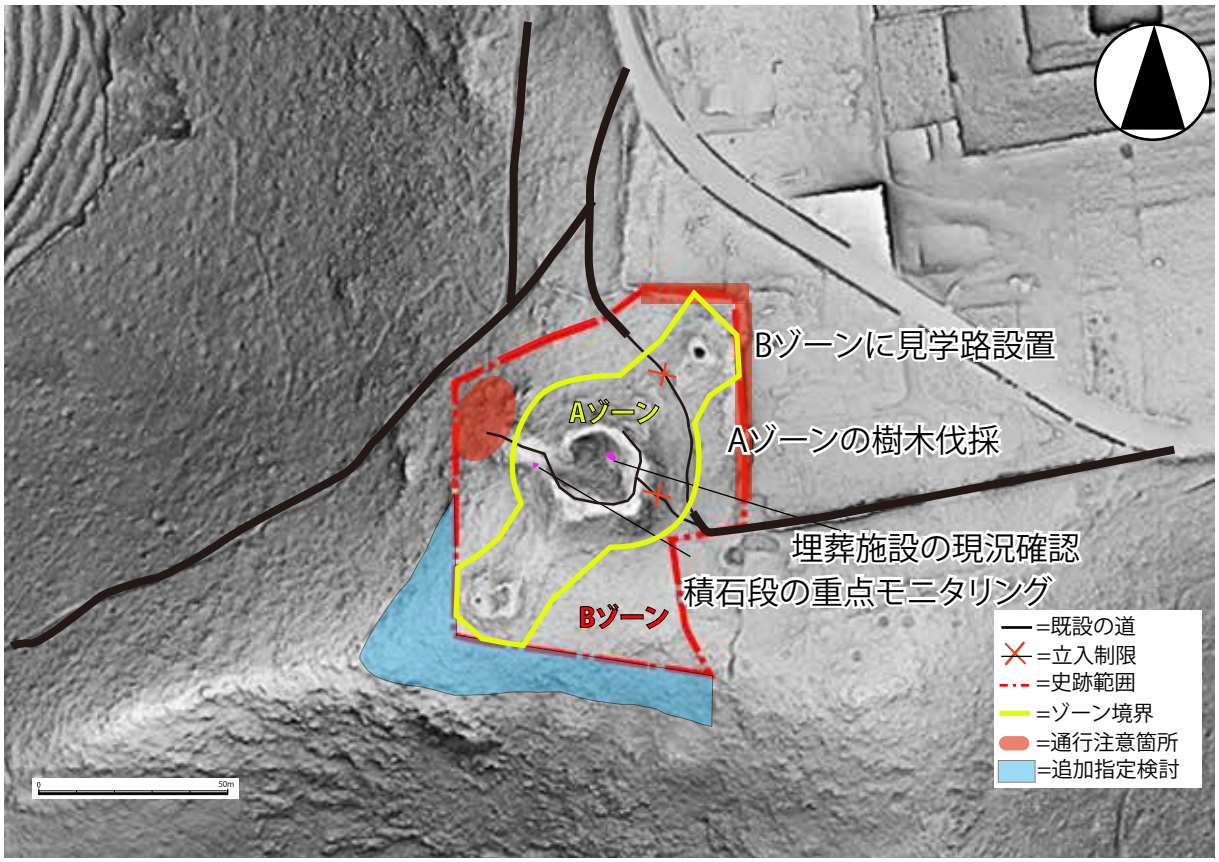


図９－10　猫塚古墳　保存のための整備方法概念図

【10】石清尾山9号墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	進入防止柵設定のための確認調査を行う。積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A	祠は移設を検討する。
			B	猪垣は適切な記録等を作成し撤去を検討する。
		④サイン	B	

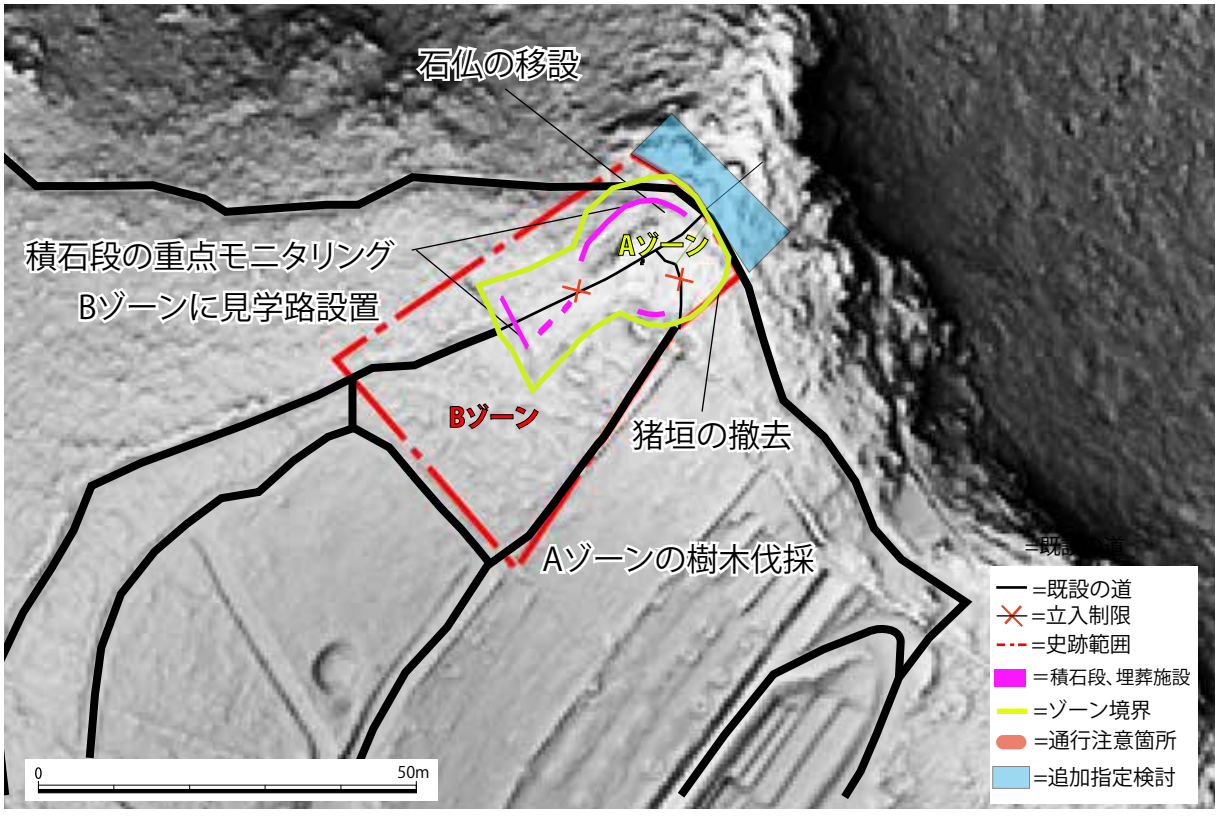


図９－11　石清尾山９号墳　保存のための整備方法概念図

【11】石清尾山2号墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	盛土の流出について定期的に点検し、保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	A	横穴式石室の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
	（2）その他の諸要素	①植生	A	
			B	
		②通路	B	
		③標柱・工作物	B	
		④サイン	B	

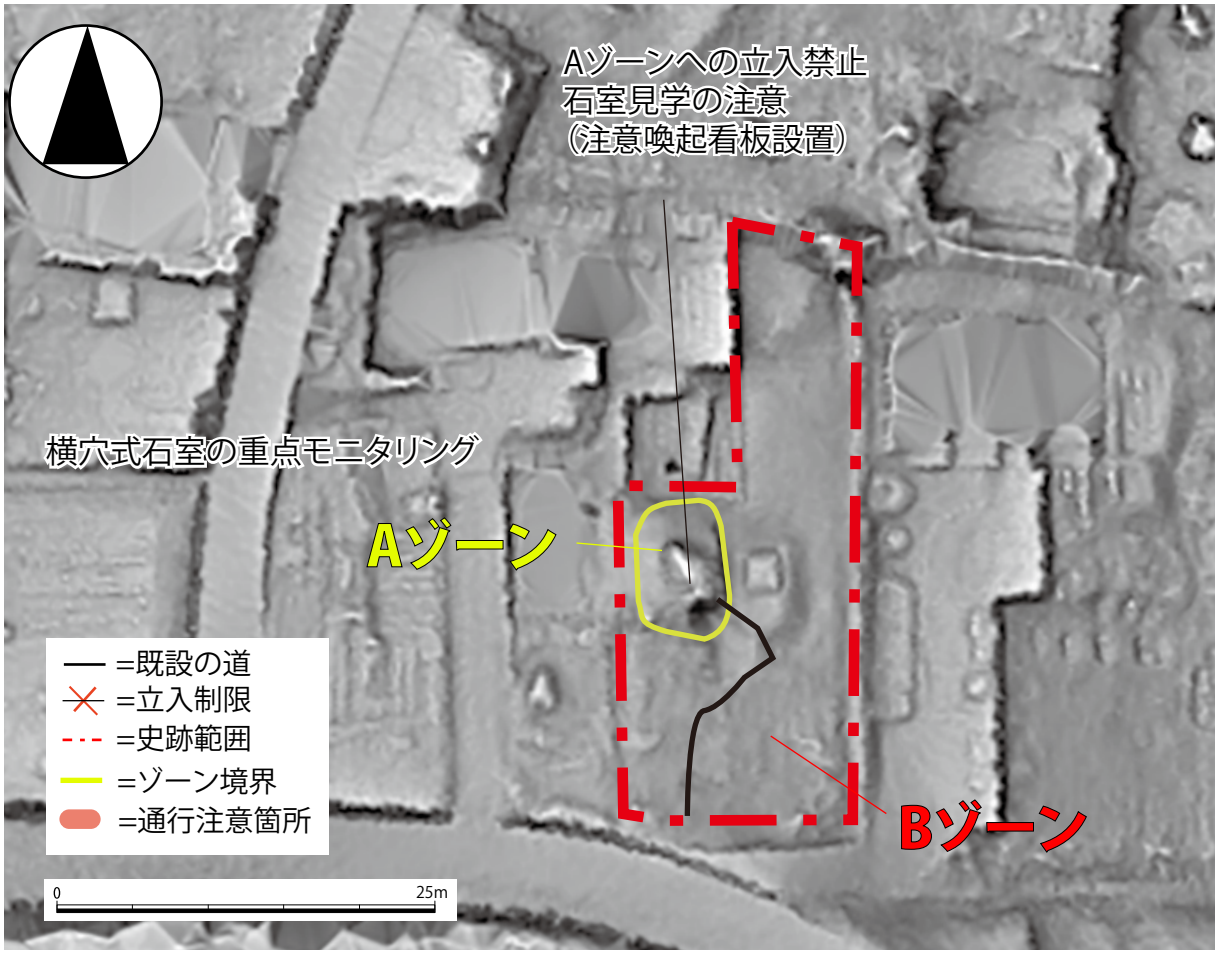


図９－12　石清尾山２号墳　保存のための整備方法概念図

【12】石清尾山13号墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	盛土の流出について定期的に点検し、保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	A	横穴式石室の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
	（2）その他の諸要素	①植生	A	
			B	
		②通路	B	
		③標柱・工作物	B	既存の立入制限木柵・ロープは撤去を検討する。
		④サイン	B	



図９－13　石清尾山１３号墳　保存のための整備方法概念図

【13】稲荷山北端古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

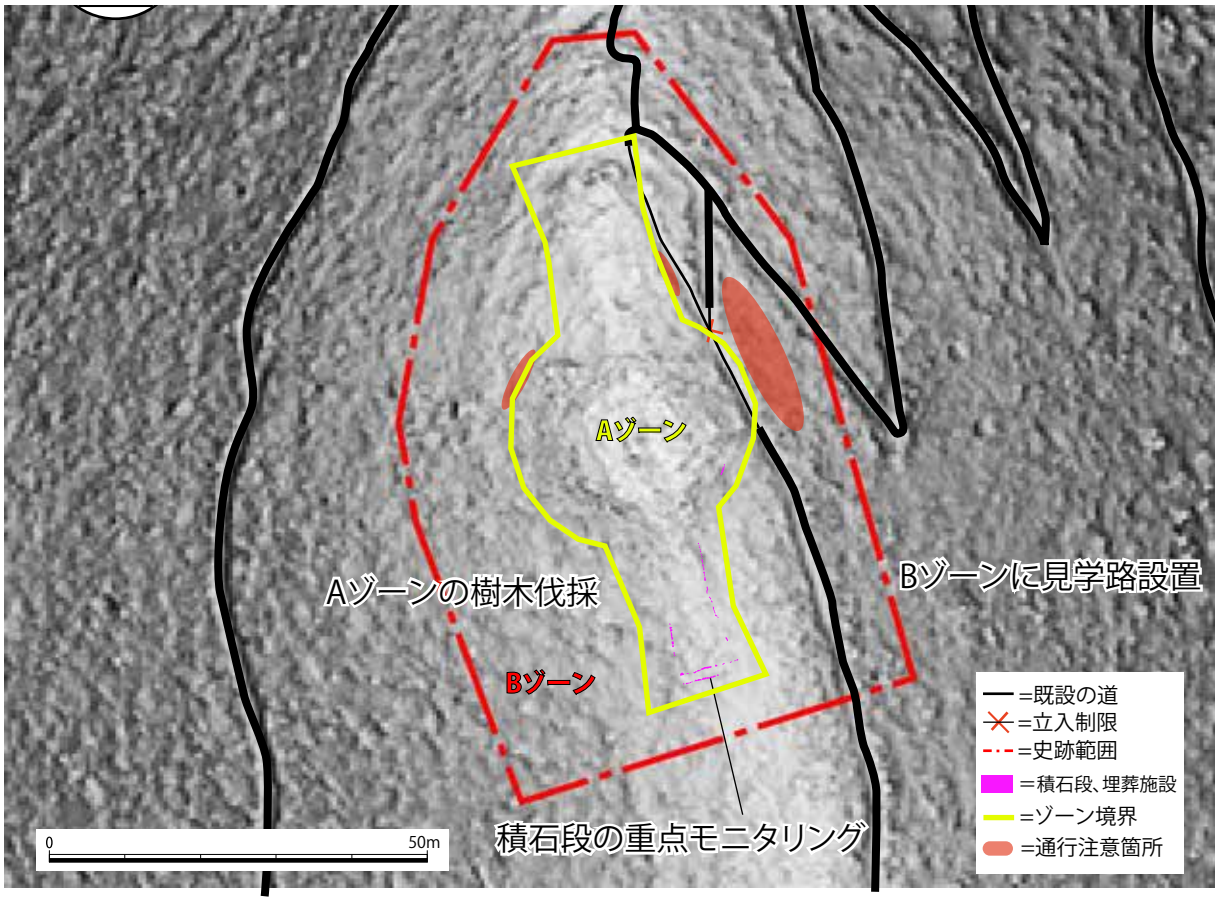


図９－14　稲荷山北端古墳　保存のための整備方法概念図

【14】稲荷山姫塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	積石段の重点モニタリングを行い、き損につながる変異を早期に検出する。保存上重大な変化が生じた場合は、速やかに対応策を講じる。
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

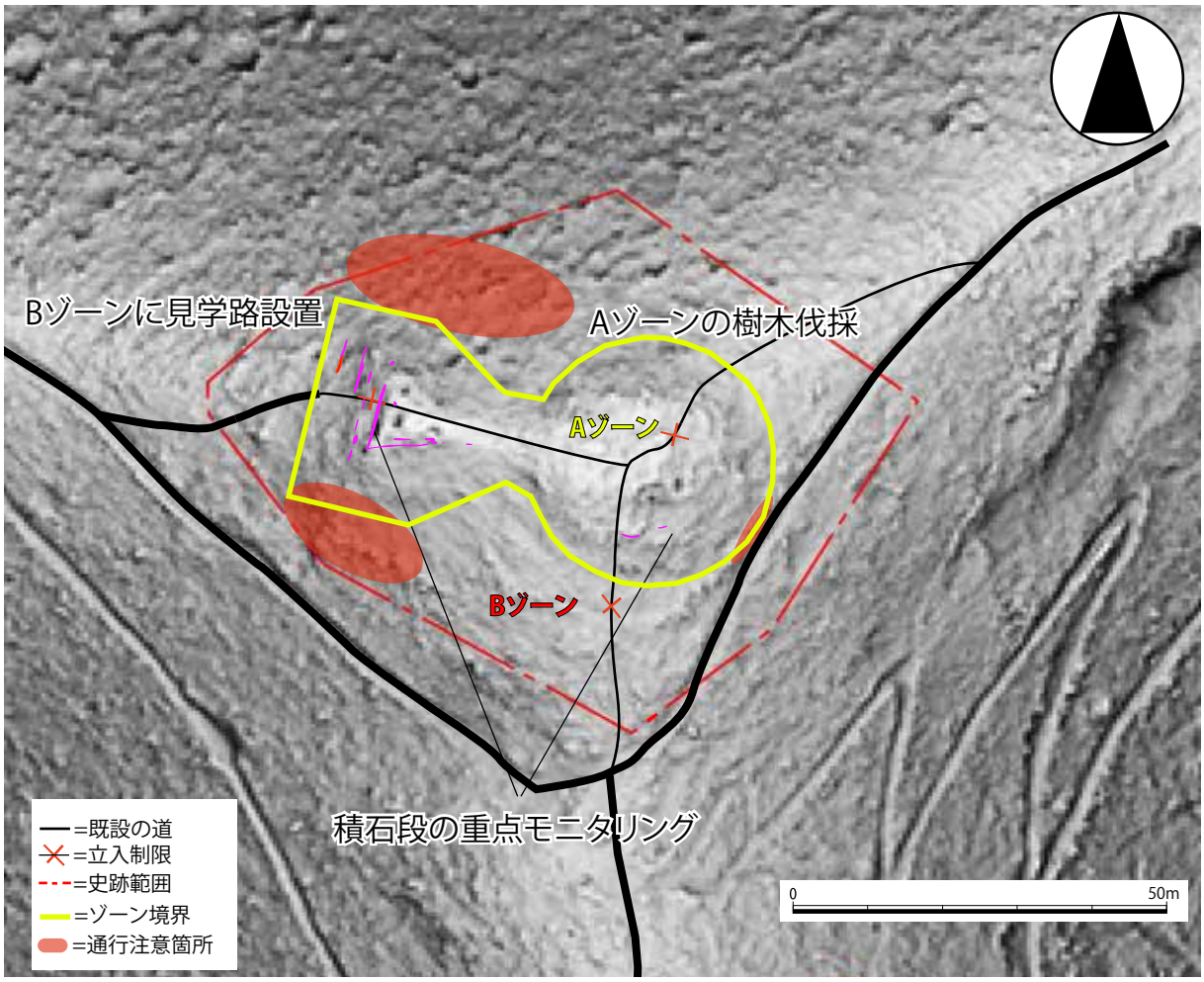


図９－15　稲荷山姫塚古墳　保存のための整備方法概念図

【15】稲荷山南塚古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

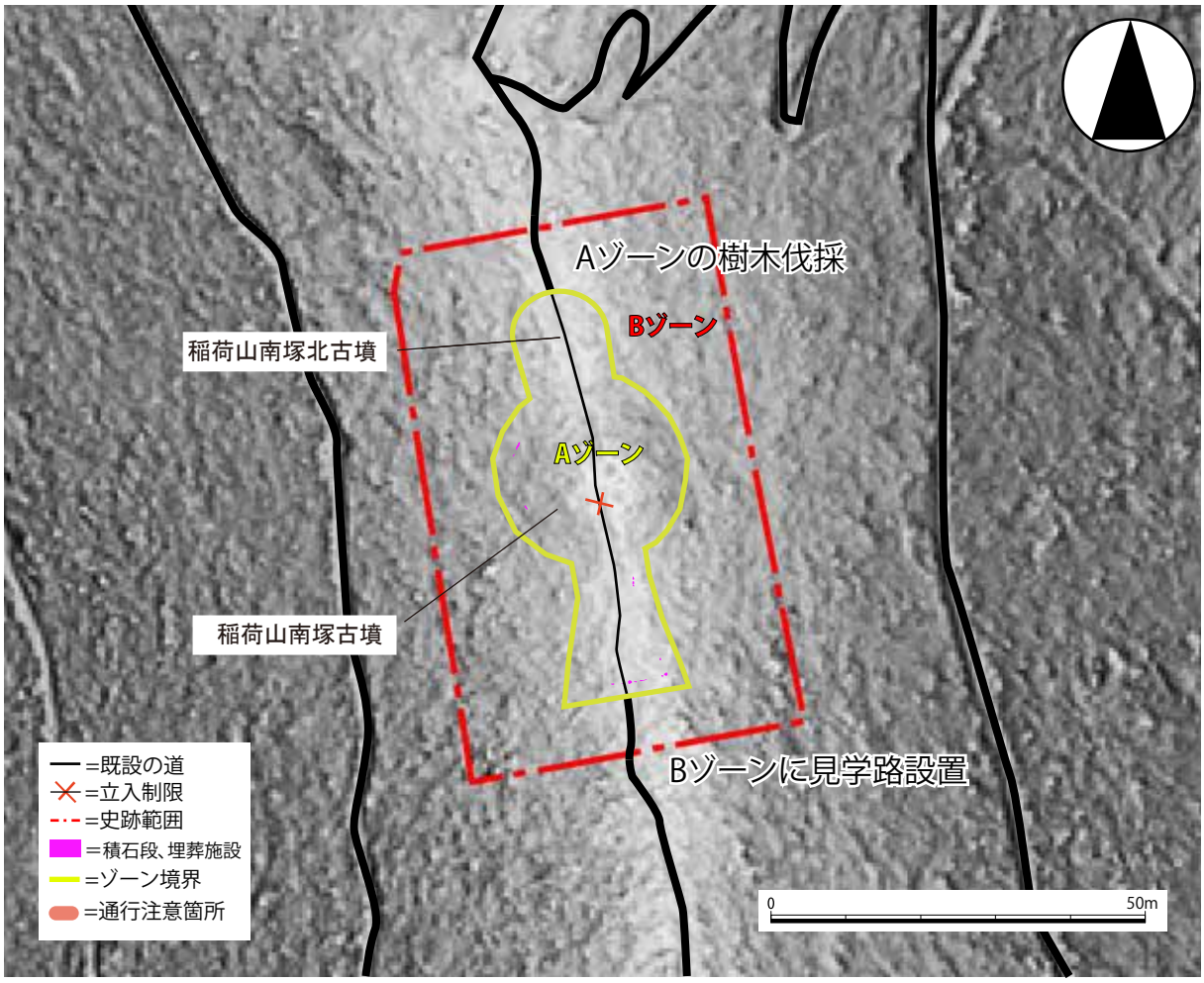


図９－16　稲荷山南塚古墳　保存のための整備方法概念図

【16】稲荷山南塚北古墳

地区区分	構成要素の種別		ゾーン	保存のための整備の方法
史跡地内	（1）本質的価値を構成する諸要素	①墳丘及び外表施設	A	
		②埋葬施設	—	—
		③立地	A・B	
	（2）その他の諸要素	①植生	A	樹木は原則全て伐採する。
			B	
		②通路	A・B	墳丘を全周し獣害対策の進入防止柵を整備する。Bゾーンに見学路を設置する。
		③標柱・工作物	A・B	
		④サイン	B	

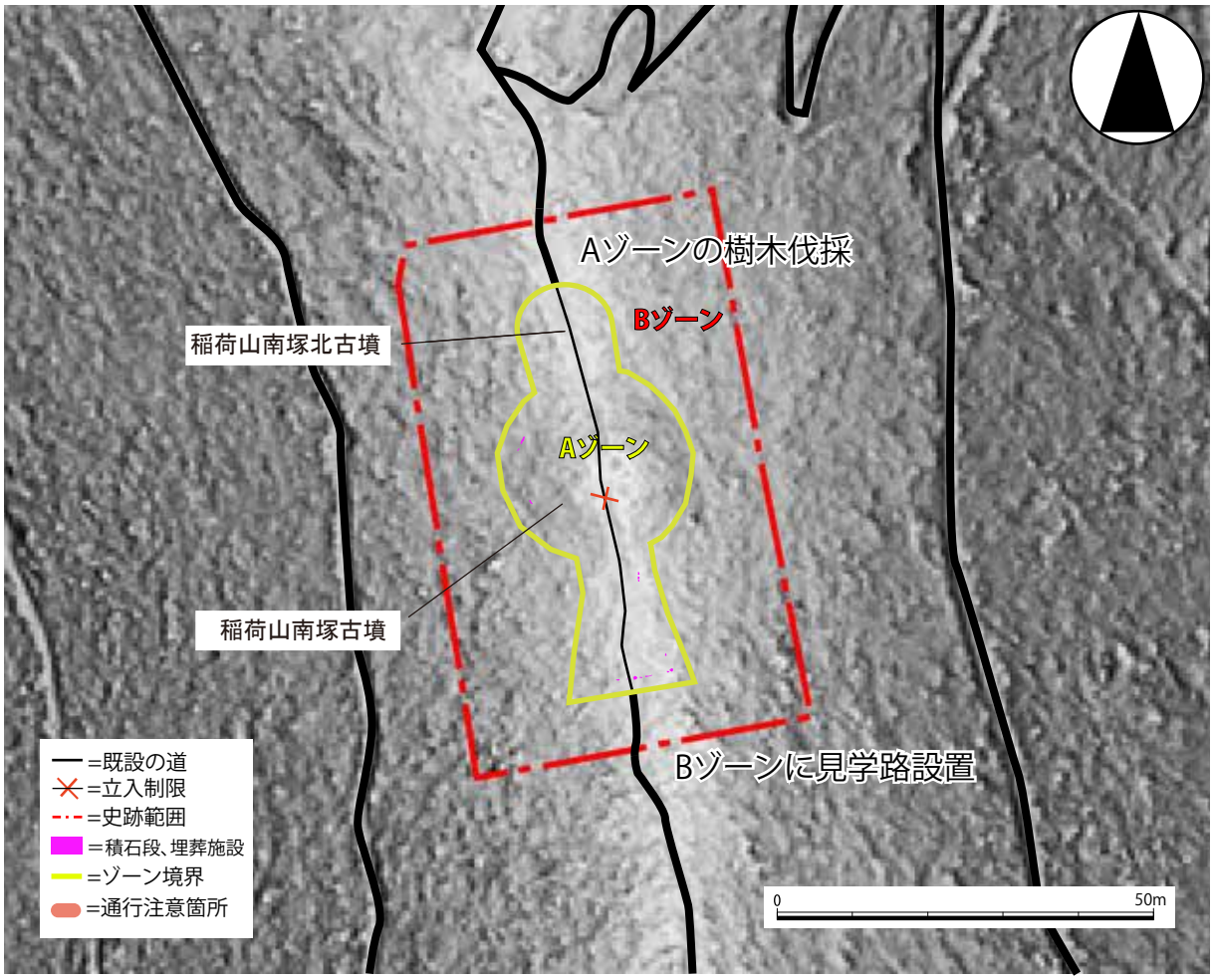


図９－17　稲荷山南塚北古墳　保存のための整備方法概念図

第３節　活用のための整備

１．墳丘上の立入り見学路

活用の推進の観点から、常時墳丘上の見学が可能な積石塚を選定し、ルートを限定した見学路を設定する。対象の選定に当たっては、見学路整備による本質的価値のき損の危険性が低いこと、墳丘上の見学路整備により得られる効果が極めて大きいことの2点を条件とする。

２．眺望ポイントの整備

（1）古墳からの眺望整備

古墳からの眺望は、古墳を築造した人々が、どの範囲からの古墳の可視性を意識していたのかを示す重要な情報で、本質的価値である立地を構成する要素である。また、現代的には古墳（過去）と市街地（現在）の歴史的繋がりを体感する手段ともなりえる。石清尾山古墳群は、古墳ごとに意識した眺望が異なることが知られている。活用の効果を考え、峰山地区（山上エリア）の古墳を対象に、本津川流域（平野西部）や北側の瀬戸内海沿岸など、特徴的な眺望を選定し、樹木の伐採、枝打ち、樹勢の抑制によって眺望を確保する。

代表的な事例（図9－ 19）

・瀬戸内海と沿岸部（北大塚古墳・石清尾山9号墳）

・本津川流域の平野西部と瀬戸内海西部（猫塚古墳）、高松平野南部（姫塚古墳）

（2）周辺からの墳丘の眺望整備

墳丘の視認性は、本質的な価値である視覚的なモニュメントとしての性格を顕在化する上で重要である。周辺地域から墳丘の存在が視認できるよう、眺望ポイントを選定して樹木の剪定等で景観を整備する。選定の条件として、最も利用者の往来が多く、活用の効果が期待できる峰山公園の芝生広場・峰山公園管理事務所周辺から視認できることとする。

（3）墳丘の立体感の展望

墳丘は巨大な工作物であるため、現地ではその立体感を十分に体感することが困難である。墳丘の立体感を現地で体感するために、墳丘展望用施設の整備について対象を選定したうえで検討することとする。

３．サイン整備

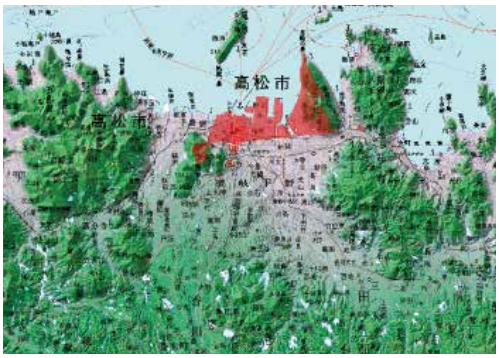
現地への来訪を誘致するための誘引サインと、現地での学習の助けとなる解説サインを整備する。

（1）全般的事項

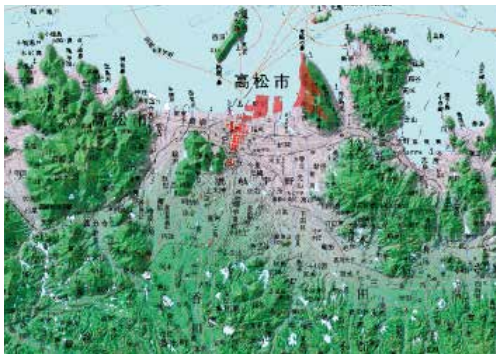
・サインとパンフレット、ガイダンス施設等を有機的に連動させて効果の向上を図る。

・多言語対応やユニバーサルデザインに配慮した内容とする。

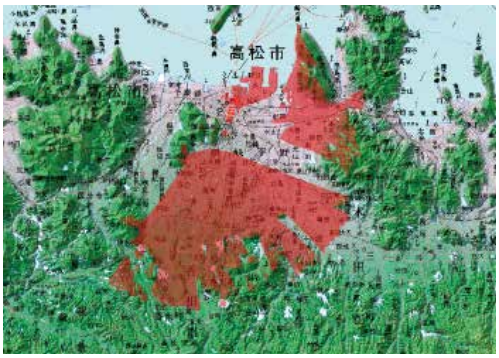
・既存サインは有効に活用しつつ、更新のタイミングを見計らって適宜更新し、統一的な意匠の



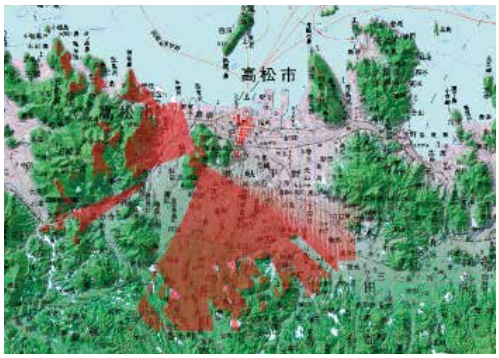
北大塚古墳（北、瀬戸内海沿岸）



石清尾山９号墳（北、瀬戸内海沿岸）



姫塚古墳（南、平野南部）



猫塚古墳（西、本津川流域）

図９－ 18　古墳ごとの可視領域の違いの一例



北大塚古墳（北、瀬戸内海沿岸）



石清尾山９号墳（北、瀬戸内海沿岸）



姫塚古墳（南、平野南部）



猫塚古墳（西、本津川流域）

図９－ 19　古墳からの眺望の一例

サイン整備に努める。

・公園や健康増進の場として利用する市民に対しても、古墳の存在が認知されやすい場所・内容とする。

（2）誘引サイン

・現地への来訪を誘引し、見学の利便性を向上させるサインを整備する。

・市街地から峰山地区（山上エリア）への車移動者を想定し、主要幹線道路や市道に誘引看板を設置する。

・峰山地区（山上エリア）内に、車移動者を想定した誘引看板を設置する。

・峰山公園駐車場から、ガイダンス施設への誘引サインを設置する。

・稲荷山裾から、稲荷山山上への史跡誘引サインを登山口周辺に設置する。

（3）解説サイン

・最新の調査研究成果を踏まえた内容とし、史跡の理解を助ける。

・墳丘周辺だけでなく、古墳の眺望ポイント等にもサインを配置する。

・概説に限らず、見所の解説や調査時の初見、地形と古墳の位置関係、過去の経緯など、多様な情報を各所に配置し、サインを巡回する楽しさを演出する。

・サインの設置場所は、見学や景観の妨げとならない位置を選定する。

・QRコード等を利用し、インターネット上の情報と現地のサインを連動させる。

・共通仕様を設定し統一感があり、景観に調和するデザインとする。

・図版、写真の多用により、分かりやすい記載で見学の利便性を高める。

第 10 章　運営・体制の方向性と方法

第１節　体制整備の方向性

史跡の保存を確実に実施し、それを維持し後世に継承することを前提とした体制整備が必要である。運営・体制の整備の方向性は次のとおりである。

（1）高松市における体制の確立を図る

（2）専門会議等からの助言・指導体制の維持

（3）関係機関との連携を強化する

（4）市民参画と協働を推進する

（5）次世代を担う人材育成に努める

第２節　体制整備の方法　（図 10 － 1）

1.　高松市における体制の確立

史跡指定地の保存管理は、管理団体である本市が適切に実施することを基本とする。このため、管理団体である本市は、保存活用事業の推進に必要な事業量に配慮した人員配置に努める。史跡の保存管理は本市の文化財課が主体となるが、一部が史跡指定範囲と重複する峰山公園との連携は不可欠であるため、所管する本市の公園緑地課とは密な情報共有と連携に努める。また、整備事業の推進に当たっては、土木及び建築の専門技師の協力が必要不可欠である。こうした技師の所属する部署に協力を依頼し、共同で事業を推進する体制を構築する。また、活用に際しては、史跡と都市公園を一体的に扱い、いわば古墳公園として活用を推進することから本市公園緑地課との連携はこの点でも密に行う。また、本市の教育機関及び観光交流課と連携することも重要である。教育機関への普及においては、本市の学校教育課と効果的な活用方法を検討することや、観光面では本市の観光交流課と効果的な情報発信の方法を模索するなど、本市の文化財課以外の関係課との密な情報共有と連携を行う体制を構築する。

2.　専門会議等からの助言・指導体制の維持

整備の計画策定及び整備の実施に当たっては、考古学をはじめとした学識経験者で構成される専門会議からの助言は必要不可欠である。現在、本市では石清尾山古墳群調査整備会議を設置しているが、引き続き助言を得るとともに、香川県教育委員会を通じて文化庁からも助言・指導を得ながら事業を進める必要がある。また、大学等の研究機関や他自治体とは、史跡の歴史的価値を顕在化させるための調査・研究や史跡の活用においてより一層の連携を行う必要がある。

3. 関係機関との連携強化

本市以外に史跡指定地を所有及び占有する四国森林管理局香川森林管理事務所、四国財務局、香川県栗林公園観光事務所とは、管理の体制を構築する上で連携が不可欠である。令和元年度において、四国森林管理局香川森林管理事務所の所有地を本市が借受けする旨の協議を行っている。借受けに当たっては史跡の管理を本市、森林の管理を四国森林管理局香川森林管理事務所が行うという役割分担を明確にして、本計画で示す史跡の保存管理の具体的方針を共有した管理・運営を行うことが必須である。特別名勝栗林公園と古墳群の指定地が重複する範囲を所有・占有する四国財務局及び香川県栗林公園観光事務所とは、双方の特性や保存管理方針を十分に理解・配慮した上で事業を実施する必要がある。

4. 市民参画と協働の推進・人材育成

保存活用に当たっては、日常の維持管理をはじめ、史跡の価値や歴史性を体感し、地域の魅力を感じ、地域への愛着を醸成することが重要である。見学会や講座、展示やパンフレット、発掘調査の公開や、史跡整備事業の現地公開など、体験型の活用事業の提供を通じて、市民の石清尾山古墳群への関心を高め、愛着心や文化財保護意識の向上を促進するように努める。

これらの取組においては、地元自治会等市民との協働を図るとともに、各種の支援策を検討する。こうした取組を積極的に実施する中で、文化財の価値と保存の重要性等を積極的に伝え、史跡解説ボランティアの育成など、史跡保護の次世代を担う人材育成が図れるように努める。

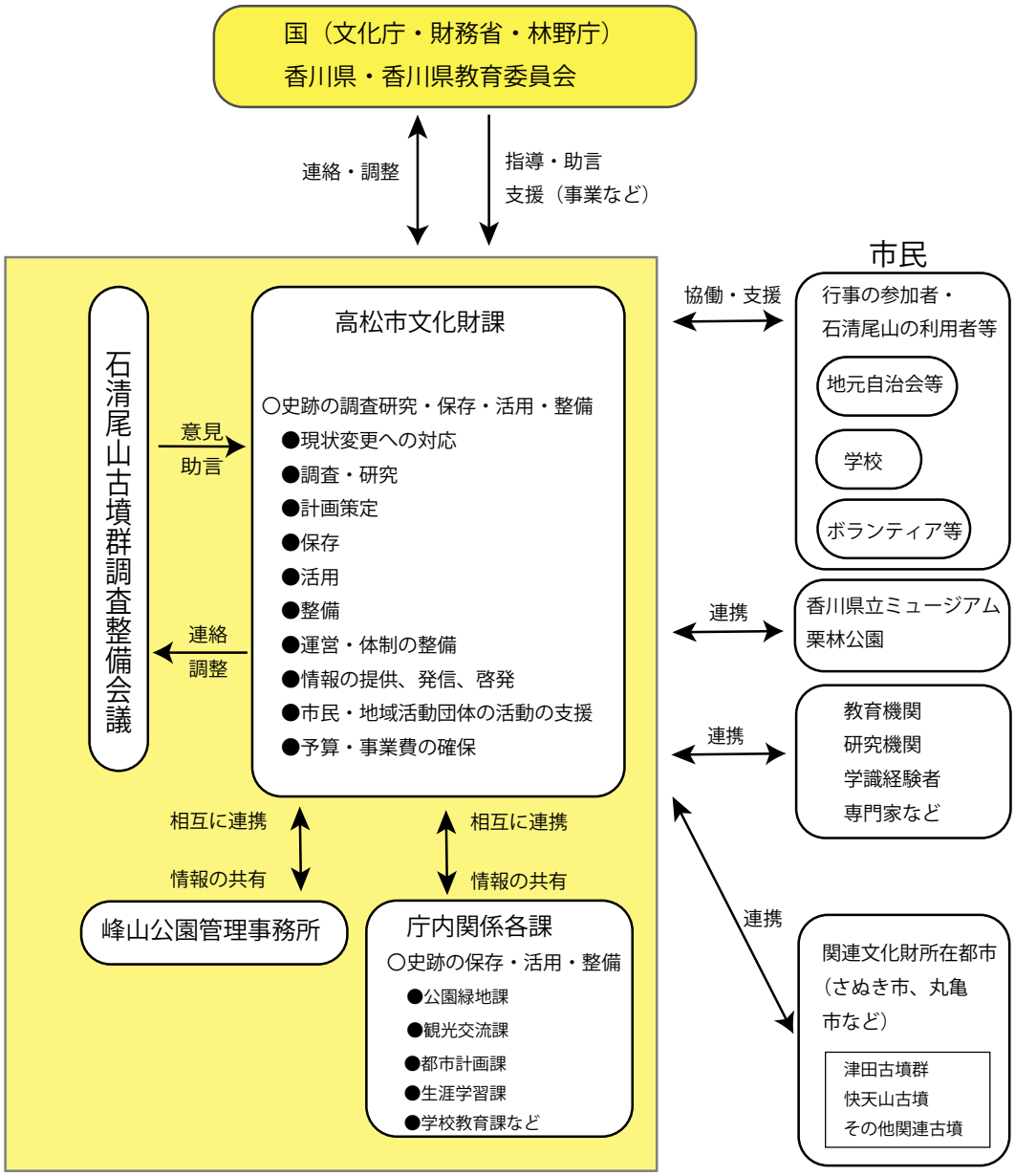


図 10 － 1　運営体制イメージ

第 11 章　施策の実施計画の策定・実施

史跡石清尾山古墳群において実施すべき事業は多岐にわたるが、短期的施策と中・長期的施策、継続的施策に区分する。本計画の計画期間は 10 年とし、短期的施策を実施する期間と位置付ける。なお、全期間を通じて、計画立案の妥当性や実施状況及び成果の検証は、文化庁及び香川県教育委員会、石清尾山古墳群調査整備会議の助言等を得て適切に実施する。また、調査状況等に応じて、適切な保存活用を実施するために必要な場合はスケジュールの見直しを行う。

第 1 節　計画期間（図 11-1）

1.　短期的施策（令和6年度～令和 15 年度）

調査は、進入防止柵設置予定地を対象とした確認調査を実施する。これが完了した後に、石船塚古墳石棺の保存対策を検討するための現況調査を実施する。次期に整備基本計画の策定を目指す。なお調査の結果、指定範囲が不足することが明らかになった場合に、追加指定に向けた検討を行う。また、未指定古墳の現況を把握するために基礎的なカルテ作成を開始する。

活用については、研究を積極的に進めるとともに、第8章で掲げた文化財としての活用と市民の憩いの場、レクリエーションの場としての活用を積極的に推進する。

保存に関する整備について、鶴尾神社4号墳の崖面補強工事、墳丘上の樹木伐採、積石塚の進入防止柵を整備する。進入防止柵の整備については基本計画を作成した上で上記の確認調査等を実施する。

活用に関連する整備として、サイン整備、眺望ポイント整備を実施する。

2.　中長期的施策

保存について、現況が不明瞭な墳丘や埋葬施設等、本質的価値の構成要素について現況調査を行う。保存対策が必要であることが明らかになった場合は速やかに対応を検討する。史跡指定範囲の適切性についても同時に検討し、必要な場合は追加指定を行う。また、未指定の古墳についての基礎調査を進め、その価値づけを行うとともに史跡指定について検討する。

活用について、短期的施策の成果を発展させて継続する。

整備について、石船塚古墳の刳抜式石棺の保存対策を調査成果を踏まえて検討する。指定地内に存在し、史跡の理解を妨げる工作物については撤去を検討する。墳丘展望用施設の整備について、対象を選定して検討する。

表 11 － 1　取り組むべき施策

<table>
<tr><th></th><th>短期的施策
（R6-15）</th><th>中・長期的施策
（R16-）</th><th>継続的施策</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保存</td><td colspan="2">・未指定古墳の現況把握調査
・指定範囲の妥当性の確認と追加指定</td><td rowspan="2">・植生管理（草刈等）
・定期点検と重点モニタリング</td></tr>
<tr><td>・進入防止柵設置箇所の確認調査
・石船塚古墳石棺の現況調査と整備方針の検討</td><td>・既指定古墳の墳丘形態・構造確認調査、埋葬施設の現況調査</td></tr>
<tr><td>保存のための整備</td><td>（積石塚）
・鶴尾神社4号墳崖面補強工事
・進入防止柵の整備
・墳丘上の樹木伐採</td><td>・石船塚古墳石棺の保存対策</td><td>・調査及び点検によって保存対策が必要になった場合は着実に実施</td></tr>
<tr><td>活用</td><td>・研究の推進
・文化財として活用の推進
・市民の憩いの場、レクリエーションの場としての活用の振興
・連携事業の推進
・広報の充実</td><td colspan="2">・短期的施策を発展的に継続</td></tr>
<tr><td>活用のための整備</td><td>・必要な項目の整備計画検討
・説明板の整備・更新
・眺望ポイントの整備
・ガイダンス施設の展示更新
・サイン整備</td><td>・墳丘上の工作物の撤去
（姫塚古墳のケルン、石清尾山9号墳の祠・猪垣等）
・墳丘展望用施設整備の検討</td><td></td></tr>
</table>

3. 継続的施策

計画期間を超えて継続的に実施する施策を整理する。

保存について、定期的な植生管理（草刈り等）で本質的価値の保全を行う。本質的な価値の構成要素を中心に、定期的な点検・モニタリングを行い、き損の兆候が確認できた場合には適切な保存対策を講じる。

活用について、短期的施策に挙げた方向性を発展的に継続する。史跡指定地内の石清尾山古墳群に関連する研究を推進するとともに、他の研究機関との連携を推進する。これらの成果は保存・活用の両面にフィードバックするとともに、公開・発信に努める。草刈等で活用に必要な古墳の景観の維持に努める。活用の基盤である公園施設等を適切に維持管理・補修して来訪者の利便性確保に努める。

項目		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
計画										保存活用計画の改定準備	
保存管理	墳丘範囲確認調査	進入防止柵に先立つ墳丘範囲確認調査 （石船塚・猫塚・鏡塚・北大塚東・北大塚・北大塚西・石清尾山9号・小塚・姫塚）									
	追加指定						進入防止柵設置に伴う調査成果の報告書順次作成 追加指定が必要な場合は適宜対応を検討				
	石船塚古墳 石棺保存対策								石棺周辺の現況調査		
										保存のための整備に関する検討	
	未指定古墳の基礎的調査									未指定古墳の基礎カルテ作成	
	植生管理（草刈等）	日常的な維持管理を継続									
	定期点検・重点モニタリング	継続									
保存のための整備	鶴尾神社4号墳保存対策	崖面補強工事									
	植生管理 （墳丘上樹木伐採）		墳丘上樹木伐採								
	進入防止柵設置	進入防止柵整備の基本計画				範囲確認調査が終了した古墳から順次進入防止柵整備 （進入防止柵設置までは仮囲い柵で対応）					
活用	研究の推進・支援	継続 ※詳細は第8章第2節第1項を参照									
	調査研究成果の公開・発信	随時 ※詳細は第8章第2節第1項を参照									
	現地見学会・講座・展示・パンフレット	随時 ※詳細は第8章第2節第2項を参照									
	公園施設の維持管理補修	日常的な維持管理を継続									
	植生管理（草刈等）	日常的な維持管理を継続									
活用のための整備	サイン等整備	誘引サイン整備 解説サイン整備									
	展示整備	既存展示の内容充実									
	眺望ポイントの整備			ポイント選定と伐開							

※各施策の進捗状況に応じ、スケジュールは変更になる場合があります。

図 11 － 1　施策のスケジュール

第 12 章　経過観察

第１節　経過観察の方向性

史跡石清尾山古墳群の確実な保存と活用の推進のためには、多様な事業が同時に展開するため、事業の効果が相互に影響を与えあう。これらの適切なマネジメントのために、計画的な経過観察によって進捗状況を把握し、事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

そのため、前章までで整理した保存管理、活用、整備、運営と体制の整備の各分野について、定期的に点検し、次の施策、事業に反映させる。

第２節　経過観察の方法　（表 12 － 1）

本市文化財課が主体となり、管理する。経過観察に当たっては、平成 27（2015）年3月に文化庁が刊行した、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に掲載された自己点検表を基に、史跡石清尾山古墳群の実態に即し、保存・活用・整備それぞれに指標を特定したチェックシートを利用する（表12 －1）。また、本質的価値のうち、構造の脆弱性等を鑑み、重点的にモニタリングを行うこととした積石塚の墳丘外表と埋葬施設、後期古墳の横穴式石室については、第7章第2節に定めたように、重点モニタリングを行う。経過観察の実施においては、公園管理者及び市民の積極的な協力を求めるとともに、変形が疑われる場合の最終的な確認は文化財専門員が確実に行う。なお、経過観察の結果について、適宜、史跡石清尾山古墳群調査整備会議の委員に報告し、助言を受けて次の施策、事業計画の見直しと実施方法の改善等に反映させる。また、保存に対する重大な変化を発見した際には、適切な対策について速やかに協議を行い、方法等を定める。

（1）経過観察

表 12 －1を用い、各年度ごとに1回実施する。

（2）重点モニタリング

表 12 －3～5に例を挙げたように、重点モニタリング箇所ごとのカルテを作成し、1か月に1回程度の定期点検を行う。変形の発生を早期に発見し、適切な保存対策を検討する。

表 12 － 1　経過観察点検チェックシート例①

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（1）基本情報に関すること	ア）標識は適正に設置されているか				
	イ）境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ）説明板・案内板は設置されているか				
（2）計画策定等に関すること	ア）保存活用計画に基づいて実施されているか				
	イ）保存活用計画の見直しは実施されているか				
（3）保存に関すること	ア）指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ）石棺を含む埋葬施設に関する状況確認と保存対策はできているか				
	ウ）墳丘上及び周辺の植生管理はできているか				
	エ）見学路の管理はできているか				
	オ）墳丘保存のための獣害等の対策はできているか				
	カ）積石段や埋葬施設のモニタリングはできているか				
	キ）史跡の保存に適切な範囲を指定しているか				
	ク）発掘調査を含めた各種現状変更の実施状況は把握できているか				
	ケ）保存活用計画に基づいて実施されているか				
（4）管理に関すること	ア）日常的な管理はされているか				
	イ）史跡地周辺の環境保全や土地境界の把握はできているか				
	ウ）森林施業の状況を把握し調整できているか				
	エ）地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	オ）保存活用計画に基づいて実施されているか				

表 12 － 2　経過観察点検チェックシート例②

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（5）調査・研究に関すること	ア）石棺を含む埋葬施設の保存対策のための発掘等調査の方法を計画・実施できているか				
	イ）墳丘保存のための範囲確認の調査は計画・実施できているか				
	ウ）追加指定のための調査・研究は実施できているか				
	エ）古墳群の歴史的評価、各種調査研究成果の総合化はされているか				
（6）公開・活用に関すること	ア）史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	イ）出土遺物等の調査に基づく成果の公開や、発掘調査成果の公開が適切に行われているか				
	ウ）現地でのガイダンス機能を充実させているか				
	エ）パンフレット等の充実やWeb等による情報発信はされているか				
	オ）市民の文化的活動の場となっているか				
	カ）まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	キ）文化的観光資源としての活用がされているか。				
	ク）外国人向けの対応はなされているか				
（7）整備に関すること	ア）整備基本計画は策定されているか				
	イ）史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	ウ）遺構等に影響がないように整備されているか				
	エ）整備後に、修復等の状況を管理しているか				
	オ）活用を意識した整備が行われているか				
	カ）多言語に対応した整備が行われているか				
	キ）整備において目指すべき環境等の姿を実施できているか				
（8）運営・体制・連携に関すること	ア）運営については適切に行われているか				
	イ）体制については十分であるか				
	ウ）市内部の他部署との連携については十分であるか				
	エ）地域との連携については十分であるか				
	オ）教育機関・研究機関・他自治体等との連携は十分であるか				
（9）予算に関すること	ア）予算確保のための取組はあるか				

表 12 － 3　積石塚の重点観察カルテ例①

姫塚古墳　積石段管理カルテ								
	高さ	幅	石積み技法			高さ	幅	石積み技法
A			Ⅲｂ		E			Ⅲｂ
B			Ⅲｂ		F			Ⅲｂ
C			Ⅲｂ					
D			Ⅲｂ					

位置図

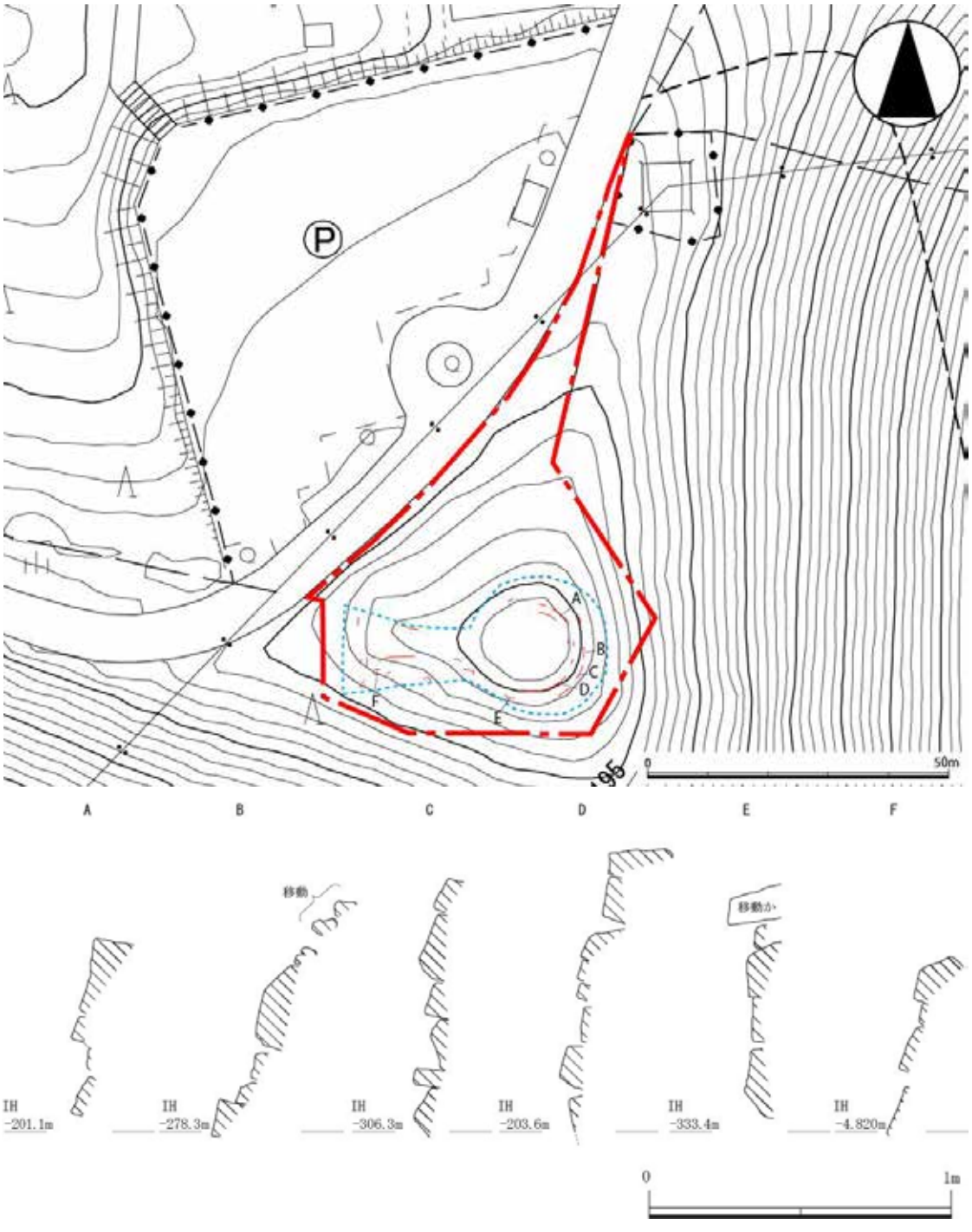


表 12 － 4　積石塚の重点観察カルテ例②

作成日	年	月	日	
記入者　職・氏名	職名		氏名	
項　目	結　果			
	○／×	発生部位	程度	毀損要因
□ オルソ画像と比較して、石材の配置に変化はないか				
□ 断面図と比較して、積石段の高さ等に変化はないか				
□ 石材の崩落はないか				
□ 積石段に孕み出しは認められないか				
□ ガラス棒は割れていないか				
□ ワレ・風化等の石材の劣化はないか				
＊「程度」記載例：強、弱　「毀損要因」記載例：自然、人為、動物、植物（草本類、樹木）				
（特記事項）				

オルソ画像（令和元年１０月撮影）



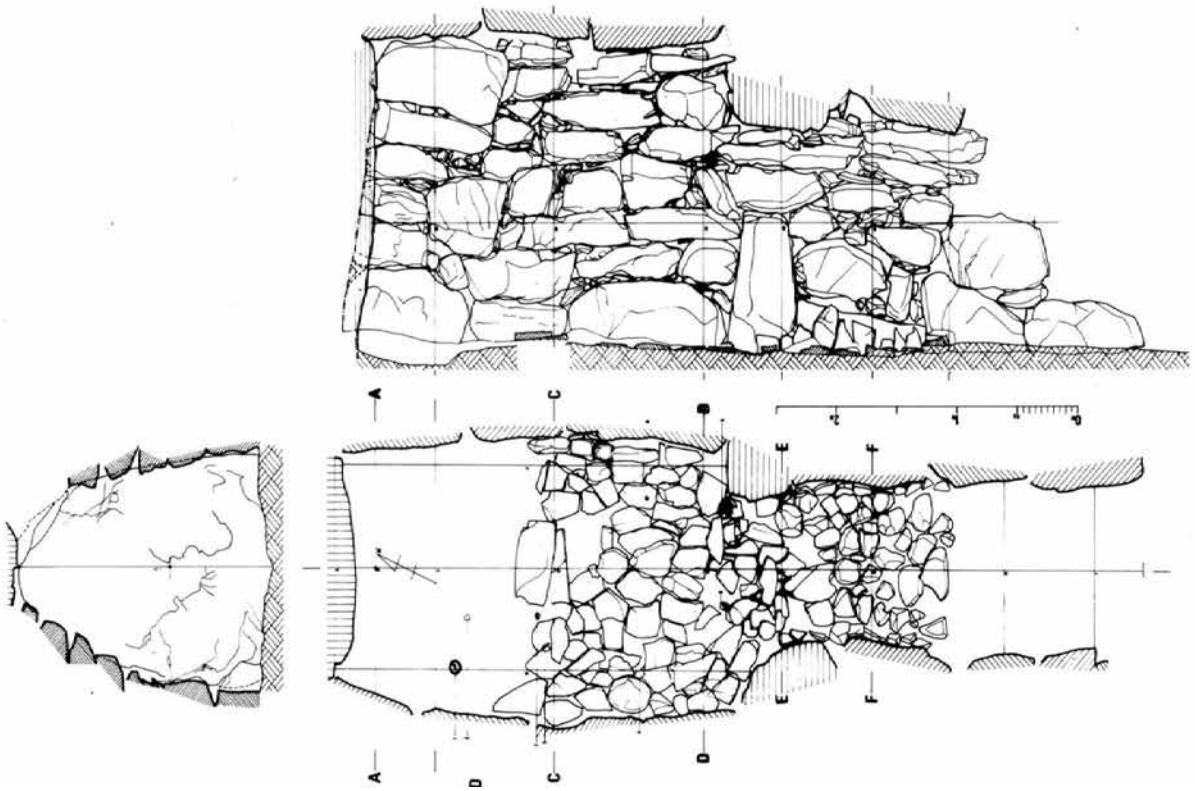
後円部 B



後円部 C

表 12 － 5　後期古墳の重点観察カルテ例③

作成日	年　　月　　日			
記入者　職･氏名	職名		氏名	
項　目	結　果			
	○／×	発生部位	程度	毀損要因
□ 石室石材に抜け・孕み出し等の変化はないか				
□ 石室石材にワレ・風化等の変化はないか				
□ 石室内に設置したガラス棒に変化はないか				
□ 石室内に盛土等の流入はないか				
＊「程度」記載例：強、弱　「毀損要因」記載例：自然、人為、動物、植物				
（特記事項）				
（観察事項記載用）				



≪参考文献≫

報告書

香川県史蹟名勝天然紀念物調査会 1928「石清尾山大古墳群」『史跡名勝天然紀念物報告』第3号
京都帝国大学 1933『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第 12 冊
高松市 2021『高松市環境白書』
高松市教育委員会 1971『高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第1次）』
高松市教育委員会 1972『高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報（第2次）』
高松市教育委員会 1973 a『浄願寺山・稲荷山古墳群分布調査概報』
高松市教育委員会 1973 b『石清尾山塊古墳群調査報告』
高松市教育委員会 1983『鶴尾神社4号墳調査報告書』
高松市教育委員会 1985『南山浦古墳群調査報告書』
高松市教育委員会 1985『史跡石清尾山古墳群保存整備基本計画』
高松市教育委員会 1988『史跡石清尾山古墳群保存調査報告書』
高松市教育委員会 1997『史跡石清尾山古墳群保存整備事業計画策定報告書』
香川県教育委員会 1988『香川県埋蔵文化財調査年報昭和 59 ～ 62 年度』
高松市教育委員会・徳島文理大学文学部 2017『船岡山古墳群（遺構編）』
高松市教育委員会 2018『石清尾山古墳群（稲荷山地区）調査報告書』
高松市教育委員会・徳島文理大学文学部 2017『船岡山古墳群Ⅰ』
高松市教育委員会・徳島文理大学文学部 2021『高松市内所在刳抜式石棺調査報告書Ⅰ』
高松市教育委員会・奈良文化財研究所 2022『高松市内所在刳抜式石棺調査報告書Ⅱ』

論文等

遠藤冬花 1916「石塚発見」『考古学雑誌』第6巻第 11 号
大久保徹也 1996「讃岐と阿波－四国における前方後円墳の附近等分布の一面－」『中四研だより』第5号　中四国前方後円墳研究会
大久保徹也 1997「石清尾山積石墳墓群の構成と特質」『中四研だより』第6号　中国四国前方後円墳研究会
大久保徹也 2000「四国北東部地域における首長層の政治的結集」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第 14 回大会研究発表要旨集、古代学協会
大久保徹也 2002「四国北東部地域における地域的首長埋葬儀礼様式の成立時期をめぐって」『論集徳島の考古学』徳島の考古学刊行会
大久保徹也 2003「四国北東部地域における首長埋葬祭式の画期－土器編年との対応関係について－」『古墳出現期の土師器と実年代』（財）大阪府文化財センター
大久保徹也 2004「讃岐の古墳時代政治秩序への試論」『古墳時代の政治構造』青木書店
大久保徹也 2006 a「備讃地域における前方後円墳出現期の様相」『日本考古学協会2006年度愛媛大会研究発表資料集』、考古学協会
大久保徹也 2006 b「猫塚古墳の編年的位置」『十瓶山Ⅱ　田村久雄先生古希記念文集』田村久雄傘寿記念会
大久保徹也 2013「津田湾・津田川流域に所在する前半期主要古墳の編年的整理」『津田古墳群調査報告書』考察編、さぬき市教育委員会
大久保徹也 2014 a「東洋文庫所蔵梅原考古資料の石清尾山古墳群関係資料について」『徳島文理大学比較文化研究所年報』第 30 号
笠井新也 1913「阿波古墳概説」『考古学雑誌』第4巻第4号
笠井新也 1917「石塚の研究」『人類学雑誌』第 32 巻第1号
笠井新也 1933「讃岐国石清尾山の石塚に就いて」『考古学雑誌』第 23 巻第 12 号
梶原慎司・小山内康人・中野伸彦・足立達朗 2022「古墳時代前期の積石塚古墳における墳丘石材採取の具体的様相－考古学と地球科学の学再融合研究の一例－」『考古学研究』第 69 巻第3号
亀田修一 2017「播磨」『積石塚大全』雄山閣
蔵本晋司 2000「四国北東部における前方後円墳創出期の諸様相」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第 14 回大会研究発表要旨集、古代学協会
蔵本晋司 2003「四国北東部地域の前半期古墳における石材利用についての基礎的研究」『関西大学考古学研究室

開設五拾周年記念考古学論叢』関西大学考古学研究室開設五拾周年記念考古学論叢刊行会
栗林誠治 2016「四国東部（香川県・徳島県）における前期古墳の様相」『前期古墳編年を再考するⅢ～地域の画期と社会変動』中国四国前方後円墳研究会第19回研究集会発表要旨集、中国四国前方後円墳研究会
小西可春 1677『玉藻集』（香川県 1943『香川叢書』第3に所収）
後藤守一 1933「積石塚の問題」『考古学雑誌』第 23 巻第 12 号
坂口友太郎 1992『増補三代物語』三代物語刊行会
佐藤勇太郎 1887「讃岐高松古跡」『東京人類学会報告』第 12 号
品川愛 2021「伝鶴尾神社5号墳出土土器の再評価」『史集高松』第1号　高松市教育委員会
高上拓 2017「船岡山1号墳の墳丘構造」『船岡山古墳群（遺構編）』高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
高上拓 2018「積石塚古墳の墳丘外表構造」『待兼山考古学論集』Ⅲ　大阪大学考古学研究室
高上拓 2020「積石塚の広がりと受容からみた地域の実態」『さぬき野に種をまく』「片桐さん」退職記念論集
高上拓 2023「石清尾山古墳群の新知見－鶴尾神社4号墳墳丘と猫塚古墳出土鉄製品－」『史集高松』第3号　高松市教育委員会
高橋健自 1911「近似発見の珍品」『考古学雑誌』第2巻第3号
高橋健自 1916「銅鉾銅剣考」『考古学雑誌』第6巻第11号
玉木一枝 1985「讃岐地方の前期古墳をめぐる2、3の問題」『末永先生米寿記念献呈論文集』末永先生米寿記念献呈論文集刊行会
坪井正五郎 1895「七年前の三十国巡回日記」『東京人類学会雑誌』第 113 号
坪井正五郎 1900「日本の「積み石塚」」『東京人類学会雑誌』第 169 号
寺田貞二 1935「讃岐に於ける前方後円墳」『考古学雑誌』第 25 巻第5号
長町彰 1911「讃岐国石清尾山古墳」『考古学雑誌』第1巻第7号
長町彰 1912「讃岐石清尾山発見の陶棺」『考古学雑誌』第3巻第1号
長町彰 1919「讃岐国に於ける石枕ある二三の石棺に就いて」『考古学雑誌』第9巻第 10 号
長町彰 1919・1920「讃岐国石清尾山の群集墳殊に其積石塚に就て」『考古学雑誌』第 10 巻第4・5号
長町彰 1928「讃岐考古集録」『考古学雑誌』第 18 巻第2号
橋本達也 2000「四国における古墳築造地域の動態」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集、古代学協会
長谷川修一 2013「讃岐ジオサイト（13）石清尾山」『讃岐ジオサイト探訪』香川大学生涯学習教育研究センター研究報告別冊　香川大学
広瀬和雄 2013「石清尾山古墳群の歴史的意義－3・4世紀の日本列島の政治構造を探る－」『高松平野の前期古墳を考える』シンポジウム資料集　高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
福家梅太郎 1886「讃岐地方の石穴」『東京人類学会報告』第1号
北條芳隆 1999「讃岐型前方後円墳の提唱」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集
北條芳隆 2003『東四国地域における前方後円墳成立過程の解明』平成 12 ～ 14 年度科学研究費補助金基盤研究(C)
松田朝由 2013「総括」『津田古墳群調査報告書』さぬき市埋蔵文化財調査報告第 11 集　さぬき市教育委員会
松本和彦 2010「四国北東部の埴輪の様相－讃岐を中心に－」『円筒埴輪の導入とその画期』中国四国前方後円墳研究会第13回研究会
六車恵一 1972「石清尾山古墳」『さぬきの遺跡』四国新聞社
矢原高幸 1957「高松市石清尾山の石積古墳群」『私たちの考古学』15
若林勝邦 1891「石棺の内部に存せる彫刻の発見」『東京人類学会雑誌』第 66 号
渡部明夫 2017「讃岐・阿波」『積石塚大全』雄山閣

第 13 章　附編

第 1 節　関連法令（抜粋）

文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号）
最終改正：令和4年6月 17 日法律第 68 号

第 1 章　総則

（この法律の目的）

第 1 条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

2　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

3　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

4　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

5　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

6　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2　この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（滅失、き損等）

第 3 3 条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第 6 章　埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第 9 3 条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のため

の発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第９４条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第７章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第109条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第１１０条　前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3　第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第１１１条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第１１２条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3　第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
4　第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第１１３条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第１１４条　前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第１１５条　第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第133条の2第1項を除く。）及び第187条第1項第3号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第１１６条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第１１７条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
3　前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
4　前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第１１８条　管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第１１９条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第１２０条　所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第

56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第１２１条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第１２２条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3　前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第１２３条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

1　管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

2　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第１２４条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第１２５条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4　第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5　第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7　第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第１２６条　前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項又は第184条の2第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第１２７条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学

省令の定める場合は、この限りでない。
2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）
第１２８条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3　第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）
第１２９条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
2　前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）
第１２９条の２　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
2　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
1　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
2　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
3　計画期間
4　その他文部科学省令で定める事項
3　前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
4　文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
1　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
2　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3　第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであるこ
と。
4　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
5　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）
第１２９条の３　前条第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
2　前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）
第１２９条の４　第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第23号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）
第１２９条の５　文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第１２９条の６　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）
第１２９条の７　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）
第１３０条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第１３１条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
1　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
2　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
3　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
4　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3　第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第１２章　補則

（国に関する特例）
第１６２条　国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第１６５条　国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項（第78条第2項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
2　国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
3　国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項（第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。
4　国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項（第135条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第１６６条　重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第１６７条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

1　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
2　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
3　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
4　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
5　所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第1号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
6　所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
7　所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2　前項第1号及び第2号の場合に係る通知には、第32条第1項（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第3号の場合に係る通知には、第33条（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）及び第136条の規定を、前項第4号の場合に係る通知には、第34条（第80条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第6号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第7号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3　文化庁長官は、第1項第5号又は第6号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第１６８条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

1　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
2　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
3　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3　第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4　文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第１６９条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

1　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
2　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
3　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
4　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2　前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3　第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第2号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第3号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第１７０条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

1　関係各省各庁の長が前条第1項第2号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
2　国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第１７２条　文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため

特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3　第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第四項の規定を準用する。

4　第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5　地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第１７５条　第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2　国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第１８３条の３　市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2　文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1　当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
2　当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
3　当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
4　計画期間
5　その他文部科学省令で定める事項

3　市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第183条の9第1項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第183条の5第2項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4　文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

1　当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
2　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3　文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6　文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7　文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8　市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第１８３条の４　前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2　前条第3項から第8項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

第１８３条の５　認定市町村の教育委員会は、第183条の3第5項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。第183条の7第1項及び第2項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第192条の6において「認定文化財保存活用地域

計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2　認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

第１８３条の６　文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第１８３条の７　文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第183条の3第5項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3　市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

第１３章　罰則

第１９３条　第44条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：令和5年3月 23 日政令第 68 号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第５条

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

1　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第百号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識

若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2　法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

森林法（抜粋）

（昭和26年6月26日法律第249号）

最終改正：令和4年6月 17 日法律第 68 号

（開発行為の許可）

第１０条の２　地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

1　国又は地方公共団体が行なう場合

2　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

3　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

1　当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

1の2　当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

2　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

3　当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3　前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4　第1項の許可には、条件を附することができる。

5　前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6　都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第３章　保安施設

第１節　保安林

（指定）

第２５条　農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第1号から第3号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

1　水源のかん養

2　土砂の流出の防備

3　土砂の崩壊の防備

4　飛砂の防備

5　風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
6　なだれ又は落石の危険の防止
7　火災の防備
8　魚つき
9　航行の目標の保存
10　公衆の保健
11　名所又は旧跡の風致の保存

（保安林における制限）

第３４条　保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
2　次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
3　第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
4　第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合
5　森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
6　第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
7　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
8　除伐する場合
9　その他農林水産省令で定める場合

2　保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1　法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
2　森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合
3　第188条第3項の規定に基づいてする場合
4　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
5　軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
6　その他農林水産省令で定める場合

3　都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4　都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5　都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6　第1項又は第2項の許可には、条件を付することができる。

7　前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8　第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9　第1項第7号及び第2項第4号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10　都道府県知事は、第8項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第1項第7号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

森林法施行令（抜粋）

（昭和26年7月31日政令第276号）
最終改正：令和4年9月 22 日政令第313号

（指定施業要件を定める場合の基準）

第４条　法第33条第5項（同条第6項（法第33条の3において準用する場合を含む。）並びに法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（伐採の許可）

第４条の２　択伐による立木の伐採につき法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の30日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

1　伐採箇所の所在
2　伐採樹種
3　伐採材積
4　伐採の方法
5　伐採の期間
6　その他農林水産省令で定める事項

2　皆伐による立木の伐採につき法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定による公表のあつた日から30日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

1　伐採箇所の所在
2　伐採樹種
3　伐採面積
4　伐採の方法
5　伐採の期間
6　その他農林水産省令で定める事項

森林法施行規則（抜粋）

（昭和26年8月1日農林省令第54号）

最終改正：令和4年9月30日農林水産省令第56号

（保安林の択伐及び間伐の届出）

第６８条　法第34条の2第1項及び第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）の届出書は、択伐又は間伐を開始する日前90日か20日までの間に提出しなければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、1通とする。

（保安林の択伐及び間伐の届出書の記載事項）

第６９条　法第34条の2第1項及び第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

1　伐採樹種
2　伐採しようとする立木の年齢
3　伐採箇所の面積
4　伐採の期間

都市計画法（抜粋）

（昭和43年6月15日法律第100号）

最終改正：令和4年5月27日法律第55号

第３節　風致地区内における建築等の規制

（建築等の規制）

第５８条　風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

（平成24年12月26日高松市条例第94号）

（行為の制限）

第２条　風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（1）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転
（2）建築物等の色彩の変更
（3）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
（4）水面の埋立て又は干拓
（5）木竹の伐採
（6）土石の類の採取
（7）屋外における土石、廃棄物（破棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する破棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2　国、都道府県若しくは市町村の機関又は規則で定める独立行政法人が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

3　次に掲げる行為で規則で定めるものについては、第1項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

（1）国土保安施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施

設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の採掘に係る行為であって、都市の風致の維持上支障がないもの

(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）若しくは基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないもの

高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例施工規則（抜粋）

（平成24年12月26日高松市規則第102号）

（通知行為）

第４条　条例第2条第3項の規則で定める行為は、次のとおりとする。

（31）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区、香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により指定された香川県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された香川県指定有形民俗文化財若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された香川県指定史跡、香川県指定名勝若しくは香川県指定天然記念物又は高松市文化財保護条例（昭和41年高松市条例第13号）第8条の規定により指定された高松市指定有形文化財、高松市指定民俗文化財若しくは高松市指定記念物の保存に係る行為

（32）都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

都市公園法（抜粋）

（昭和31年4月20日法律第 79 号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

（定義）

第２条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2　この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

1　園路及び広場
2　植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
3　休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
4　ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
5　野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
6　植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
7　飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
8　門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
9　前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

（都市公園の占用の許可）

第６条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（国の設置に係る都市公園における行為の禁止等）

第１１条　国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

1　都市公園を損傷し、又は汚損すること。
2　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

3 土石、竹木等の物件を堆積すること。
4 前3号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

香川県都市公園条例（抜粋）

（昭和39年3月31日香川県条例第20号）

（行為の制限）

第３条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（1）業として物を販売し、写真を撮影し、その他営業行為をすること。
（2）募金をすること。
（3）映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
（4）有料公園施設（県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のために必要な範囲内で条件を附することができる。

（行為の禁止）

第５条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

（1）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
（2）土地の形質を変更すること。
（3）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること（第3条第1項第4号に掲げる行為を除く。）
（4）前3号に規定するもののほか、公園施設を損傷し、又は汚損すること。
（5）鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
（6）立入禁止区域に立ち入ること。
（7）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
（8）指定された場所以外の場所で野営をすること。
（9）指定された場所以外の場所でたき火又は炊さんをすること。

2 都市公園においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しい迷惑をかける行為若しくは危害を及ぼすおそれのある行為又はその管理上著しく支障となる行為をしてはならない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（平成14年7月12日法律第88号）
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第３節　鳥獣保護区

（鳥獣保護区）

第２８条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

1 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
2 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であって、前号に掲げる区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第6項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日（都道府県知事にあっては、その定めるおおむね14日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、第1項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあっては公聴会を開催するものとし、都道府

県知事にあっては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。
7　鳥獣保護区の存続期間は、20年を超えることができない。ただし、20年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
8　環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第1項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱（抜粋）

（平成9年4月1日施行）

（目的）
第１条　この要綱は、附属機関及び類似機関（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その透明性を高め、もって市民の市政への参画を推進し、及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律 第67号）第 138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置された合議制の機関をいう。
2　この要綱において「類似機関」とは、各種団体の代表者等により市民の意見を本市の行政に 反映させること等を主な目的として規則、規程、要綱等に基づき設置された機関をいう。

（附属機関の設置）
第３条　附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。
(1) 所掌事務は、弾力的に対応できるよう、適切な範囲のものとすること。
(2) 設置目的に永続性のないものは 、存続期間を定めること。
(3) 公募委員を除く委員の数は、15人以内とする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

（附属機関の委員の委嘱等）
第６条　附属機関の委員の委嘱に当たっては、設置目的に応じて、市民の幅広い層からの意見の反映及び公正性の確保を図るとともに、次の事項に留意するものとする。
(1) 委員への女性の登用については、高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱（平成8年4月1日施行）の定めるところによること。
(2) 市議会議員及び市職員は、委員に任命しないこと 。
(3) 委嘱時において年齢75歳以上となる者は、第3項に規定する公募による場合を除き、委 員に委嘱しないこと。
(4) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと。
(5) 既に他の附属機関等4機関以上の委員となっている者は、委員に委嘱しないこと。
2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないことができる。
(1) 法令に定めがある場合
(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他にいない場合
(3) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者である場合
(4) 前3号に定めるもののほか、その他特別の事情があると認められる場合

（附属機関の運営及び会議）
第７条　附属機関の運営は効果的かつ効率的に行い、会議の開催は必要最小限にとどめるものとする。
2　会議の透明性の確保に努めるため、附属機関の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該附属機関が非公開の決定を行うものとする。
(1) 高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
(2) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
3　会議の開催については、報道機関への資料提供その他適切な方法により広く周知に努めるも のとする。
4　会議の公開、非公開にかかわらず、会議が終了した後、速やかに、当該会議の会議記録を作成し、会議終了後2週間以内に公表するものとする。

（類似機関の設置及び運営）
第８条　類似機関の設置及び運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。
(1) 類似機関の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、所掌事務、設置期限並びに委員の数、選任区分及び任期を明らかにすること。
(2) 公募委員を除く委員の数は、15人以内とすること。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があること、その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
(3) 類似機関の名称には、審議会、審査会、協議会等附属機関と類推されるような表現を用いないこと。
(4) 類似機関の所掌事務は、審議、審査等、附属機関と類推されるような表現を用いないこと。
(5) 会議の運営に当たっては、組織として意思決定するための手続をとるなどの附属機関と同等の運営は行わないこと。

（類似機関の設置の事前協議等）

第９条　第4条の規定は、類似機関の設置の事前協議について準用する。

2　第5条の規定は、類似機関の廃止及び統合について準用する。

3　第6条の規定は、類似機関の委員の委嘱等について準用する。

4　第7条の規定は、類似機関の運営及び会議について準用する。

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

史跡石清尾山古墳群保存活用計画

令和6年3月 31 日

編　集　　高松市
　　高松市番町一丁目8番15号
発　行　　高松市
印　刷